

令和4年2月1日
 政策経営部
 生活文化政策部
 保健福祉政策部
 都市整備政策部
 教育委員会事務局

世田谷区未来つながるプラン（案）について

1 主旨

令和4年度～令和5年度の2年間を計画期間とする世田谷区未来つながるプラン（案）を取りまとめたので、素案へのパブリックコメント実施結果と併せて報告する。

2 計画案

別紙1「概要版」及び別紙2「計画案」のとおり

3 主な変更点

項目	変更点
第1章 計画の策定について	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の体系図（ピラミッド）に関する説明を追加（2ページ～）
第2章 策定の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後2年間の財政見通し」の中期財政見通しを、令和4年1月時点に更新（20ページ～） ・「基本計画8年間（平成26年度～）の振り返り」を追加（22ページ～） ・「マッチング、参加と協働の取組み」のこれまでの振り返り、今後の方向性について一部加筆（24ページ～） ・「次期基本計画の検討にあたって」について、区の認識等を追加（26ページ～） ・「具体的な政策や施策検討にあたっての視点」の各項目について、区の認識等を追加（28ページ～）
第3章 4つの政策の柱に基づく取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「各ページの見方」を追加（42ページ～） ・「施策を構成する事業」の事業費見込みを追加（44ページ～） ・「実現に向けた取組み（行動量）」の計画値及び「成果指標」の目標値を追加（44ページ～） ・施策名を変更（施策19「参加と協働による魅力ある街づくり」）（80ページ～）

項目	変更点
	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業費一覧」及び「分野別計画等における主な取組み」を追加（82 ページ～）
第4章 DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政サービス」「参加と協働」「区役所」の3つの Re・Design の取組みについて、目指す「将来像」と「2年間の重点取組」を追加（91 ページ～） ・「2年間の重点取組」における取組みごとの令和5年度末目標を追加（91 ページ～）
第5章 行政経営改革の取組み （1）行政経営改革10の視点に基づく取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「各ページの見方」を追加（100 ページ～） ・「年度別計画」の計画内容及び効果額を追加（101 ページ～）
（2）外郭団体の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・「各ページの見方」を追加（143 ページ～） ・「実現に向けた取組み」の計画内容を追加（144 ページ～） ・各団体別の財政計画・人員計画を追加（156 ページ～）
（3）公共施設等総合管理計画に基づく取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・取組みによる令和4年度・令和5年度の経費、施設総量、抑制額、削減額を追加（159 ページ～） ・「建物の施設類型ごとの主な取組み」の計画内容及び「公共施設跡地等の有効活用」の方針を追加（162 ページ～） ・「都市基盤に関する取組み」の計画内容を追加（168 ページ～）
（4）行政経営改革効果額	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政経営改革効果額」（令和4年度～令和5年度）及び参考資料として「新実施計画（後期）行政経営改革効果額」を追加（171 ページ～）

4 パブリックコメント実施結果

別紙3「(仮称)世田谷区未来つながるプラン(素案)への区民意見及び区の考え方について」のとおり

5 今後のスケジュール(予定)

令和4年 3月 計画策定

世田谷区未来つながるプラン2022-2023 (実施計画)

案
【概要版】

世田谷区
令和4年1月

第1章 計画の策定について

<計画の位置づけ>

これまでの取り組み

- 基本計画の実現に向けた具体的な取り組みを示す計画（実施計画）として、「新実施計画」を策定
- 新型コロナウイルス感染症による影響を鑑みて策定した「政策方針」に基づき、政策課題の優先順位を整理し、あらゆる施策の本質的な見直しを推進

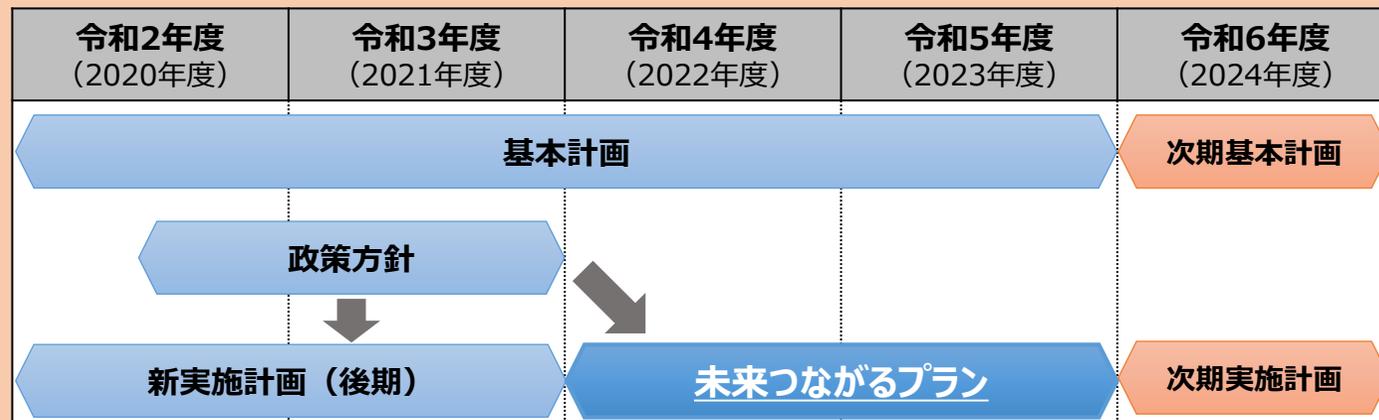


本計画の位置づけ

- 「政策方針」を踏まえながらも、これまでの計画の継続ではなく、コロナ禍により大きく変化する社会状況を踏まえ、次期基本計画につながる計画として策定
- 「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「第2期世田谷区総合戦略」として位置づけ、一体的に管理

<計画期間>

- 計画期間は、令和4年度～令和5年度の2年間



<社会状況の変化>

(1)新型コロナウイルス感染症の影響

- 社会全体の価値観や行動の変化への対応や、持続可能な行財政運営の確保、事務事業の見直しを進める

(2)大規模自然災害の発生（気候危機）

- 気候危機により激甚化・頻発化する災害から区民を守るため、さらなる防災・減災の取組みを強化するとともに、気候変動を緩和する取組みを進め、安全で災害に強いまちづくりを実現する

(3)SDGs（持続可能な開発目標）※1の推進

- 自治体レベルでもあらゆるステークホルダー※2と連携した分野横断的な取組みが求められている
- 東京2020大会を契機とした「共生のまち世田谷」の実現の取組みを、レガシー※3として継続する

(4)人口トレンドの変化

- 今後の人口構成の変化にも対応するため、新たなにぎわいや魅力の創出により、自治体として持続的な成長を遂げる必要がある

(5)高度情報化社会の到来とデジタル・トランスフォーメーション（DX）※4

- 先端技術を積極的に活用し、急速に変容する区民生活に応じた新たな行政サービスの構築や業務の効率化、区民視点での改革を進め、新たな時代を切り拓く世田谷区へと変革していく必要がある（Re・Design SETAGAYA）

(6)地域における関わりの多様化

- 地域行政制度を基軸に、より住民に身近できめ細やかな施策を展開し、誰もが互いに支えあい、安心して住み続けられる共生社会の形成に向けて取り組むことで、持続可能な住民自治を実現する

第2章 策定の背景

<将来人口推計>

◆ 平成29年7月に、「新実施計画（後期）」の策定に併せ、人口増加が継続する仮定で推計を実施

⇒ 平成29年以降の区の人口は推計値を下回って推移し、さらに転入超過の減少など、コロナ禍によるトレンドの変化により推計値と実績値の乖離が拡大

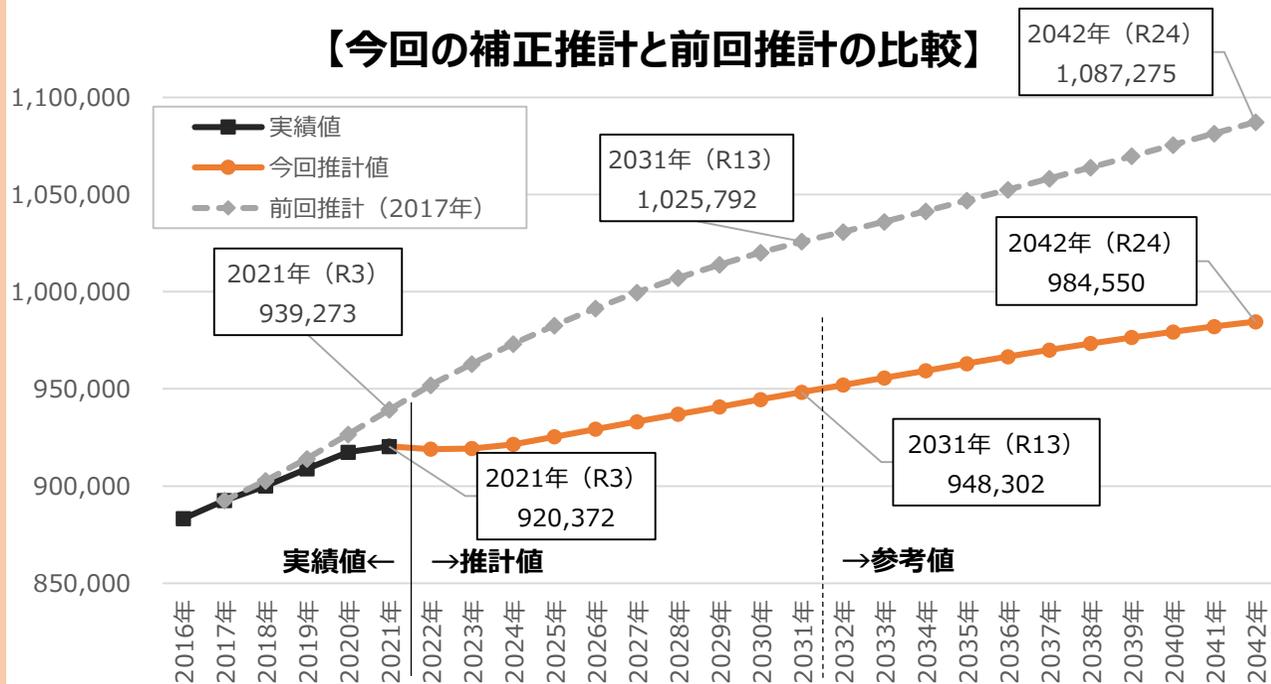


コロナ禍における人口動向を踏まえ、令和3年7月に将来人口推計の補正を実施

【推計結果】

- 令和4年に人口減となるも、その後は増加に転じ、年0.4%程度の増加傾向が継続
 - 令和13年の区人口は948,302人に達すると推計（令和3年比：約28,000人増）
- ⇒ 中長期的な増加傾向が緩やかに

【今回の補正推計と前回推計の比較】



【課題・展望】

- 保育や介護など、今後の福祉サービスの需要の見極めが必要
- 生産年齢人口の維持や年少人口の増加を図るなど、人口構成のバランスを重視した施策展開により、持続可能で魅力ある世田谷を創出

第2章 策定の背景

<財政見通し>

◆今後2年間の財政見通し（令和4年1月時点修正）

（単位：百万円）

区分		令和4年度			令和5年度		
		予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率
歳入	特別区税	127,287	9,380	8.0%	127,287	0	0.0%
	地方消費税交付金	19,293	△ 620	△3.1%	19,293	0	0.0%
	特別区交付金	60,393	12,113	25.1%	60,993	600	1.0%
	国庫・都支出金	86,011	2,481	3.0%	81,582	△ 4,429	△5.1%
	繰入金	7,242	△ 3,762	△34.2%	11,298	4,056	56.0%
	特別区債	3,270	△ 8,243	△71.6%	6,330	3,060	93.6%
	その他	30,137	2,295	8.2%	29,491	△ 646	△2.1%
	歳入合計 (A)	333,634	13,645	4.3%	336,275	2,641	0.8%
歳出	人件費	58,303	△ 1,516	△2.5%	56,330	△ 1,973	△3.4%
	行政運営費	239,132	8,455	3.7%	236,515	△ 2,617	△1.1%
	扶助費	100,590	1,795	1.8%	101,794	1,204	1.2%
	公債費	11,473	△ 696	△5.7%	11,018	△ 455	△4.0%
	他会計繰出金	27,898	1,669	6.4%	28,548	650	2.3%
	その他行政運営費	99,170	5,687	6.1%	95,155	△ 4,015	△4.0%
	投資的経費	36,198	6,705	22.7%	43,429	7,231	20.0%
	歳出合計 (B)	333,634	13,645	4.3%	336,275	2,641	0.8%
財政収支 C (A-B)		0			0		

【財政見通し】

- 令和3年9月に公表した今後5か年の中期財政見通しについて、令和4年度当初予算案を踏まえ、現時点における歳入見込みや必要経費等を反映し、今後の区の財政見通しの修正を実施

第2章 策定の背景

<次期基本計画の策定に向けて>

【新実施計画の振り返り】

- 基本計画で掲げた目標に向けて、新実施計画に事業を位置づけて取組みを推進
(例：保育待機児童の解消、保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の開設)
- 基本計画策定後に顕在化した課題に対しては、新実施計画を見直すことで対応
(例：世田谷版ネウボラ※5の推進、世田谷区児童相談所の開設)

◆マッチング、参加と協働による推進

- デジタルを活用して、多様な参加と協働、さらなるマッチングの推進
- 基本計画で掲げている「協働」や「連携」を土台に、さらにその先も見据え、新たな世田谷を創造することでさらなる発展を目指す

◆次期基本計画の検討にあたって

◆具体的な政策や施策検討にあたっての視点

➤ 「コロナ禍からの復興」

例：緊急時対応、グリーンリカバリー※6

➤ 「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会」

例：超高齢社会への対応、気候変動の緩和と適応、災害に強いまちづくり、「共生のまち世田谷」の実現の取組み

➤ 「地域コミュニティ」

例：地域行政の推進、居場所づくり

➤ 「子ども・若者支援と教育の充実」

例：児童館、切れ目のない子育て支援、ICT活用

➤ 「持続可能な循環型社会」

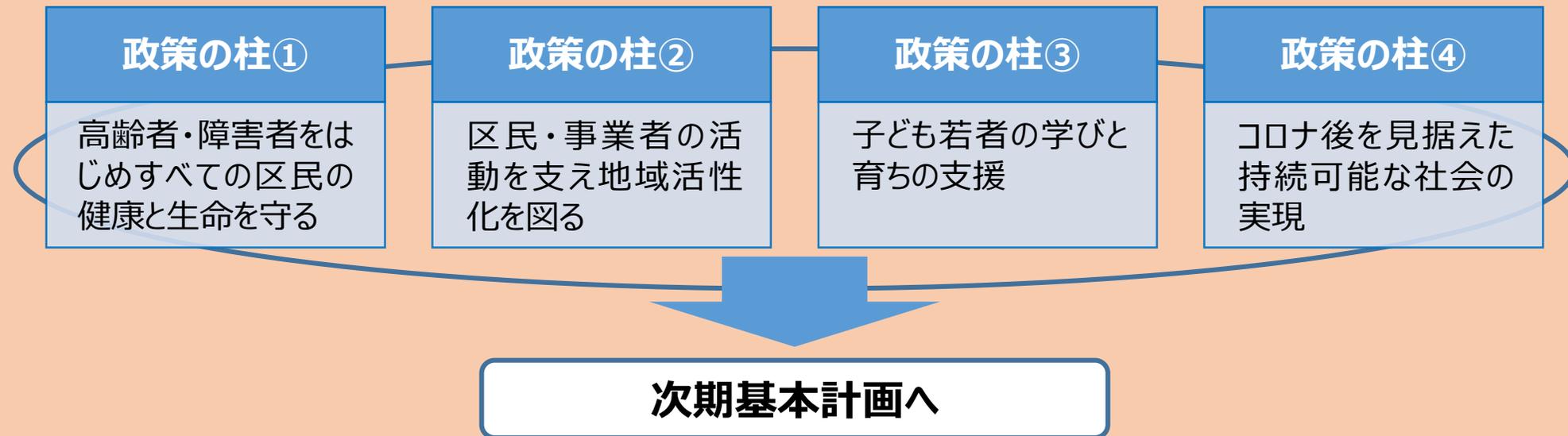
例：カーボンニュートラル※7、グリーンインフラ※8、持続可能な地域経済、多様性、SDGs

➤ 「新たな自治体経営」

例：DX、官民連携手法による公共施設、持続可能な行財政運営

※その他、つながるプランにおける施策の状況や、コロナ後の社会状況等も踏まえて、総合的に検討

<基本的な考え方>



次期基本計画につなげていくために、4つの政策の柱を設け、施策を推進

◆ 4つの政策の柱に位置づける施策の考え方

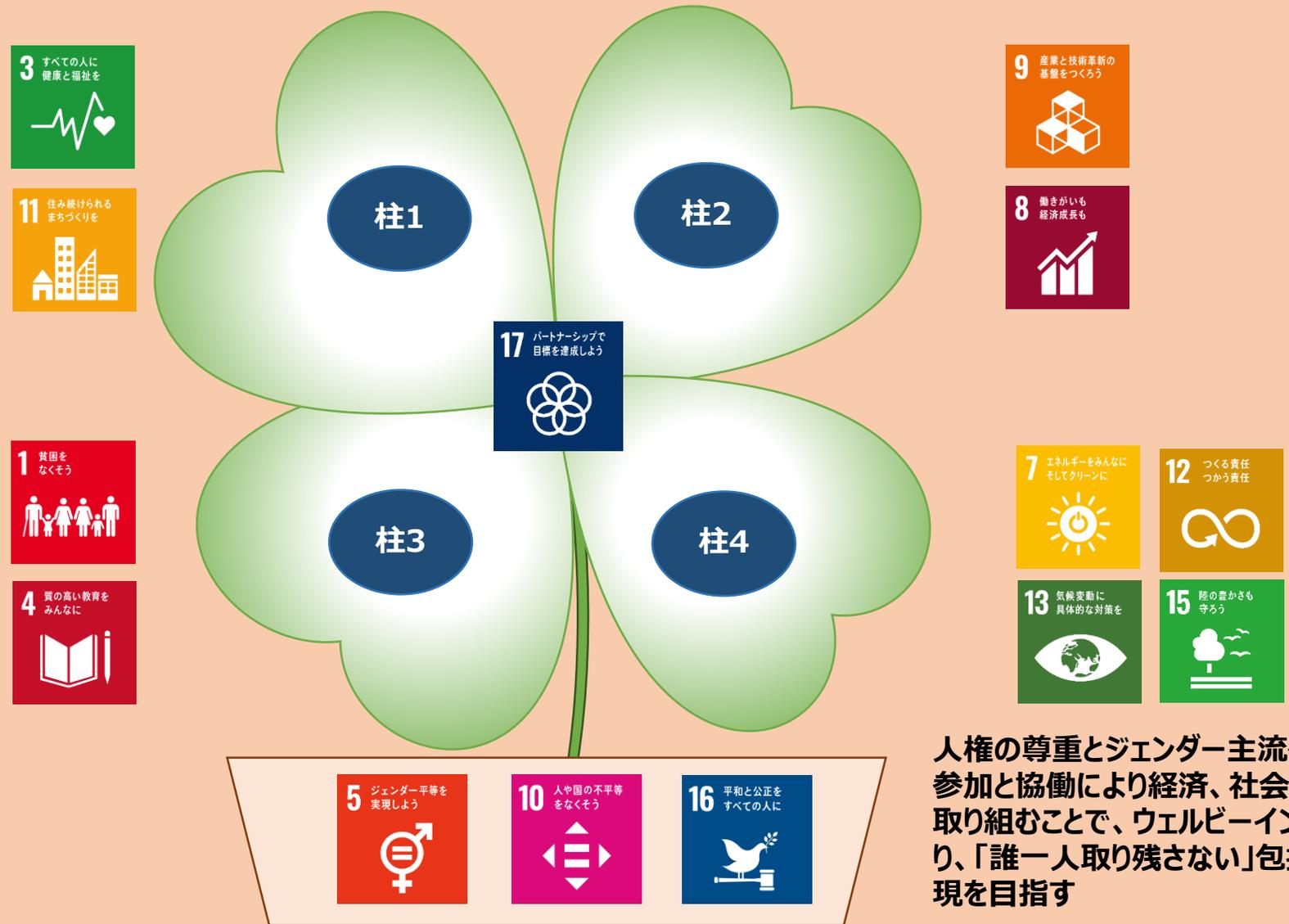
<位置づける施策>

- 新規条例の制定など、大きな動きがある施策
- 次期基本計画でも重要な位置づけとなることが想定され、今後2年間に重点的に取り組む必要がある、組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により推進する施策

<位置づけない施策>

- 分野別計画に位置づけられている施策（左記の条件に該当する重要な取組みは除く）
- 施設整備等のハード系事業
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策の施策は、時期を捉えて柔軟かつ機動的に対応する性質であるため、本計画には位置づけない

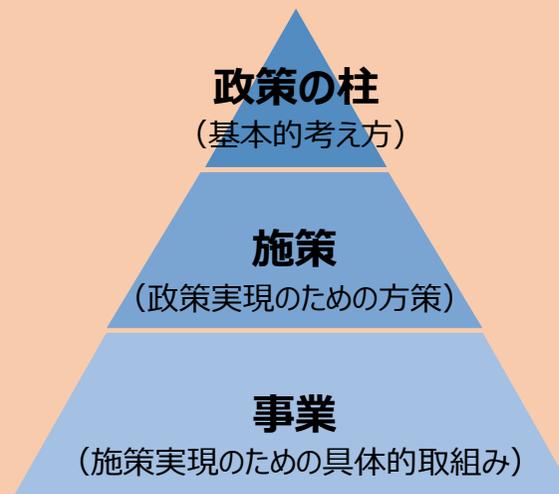
<SDGsの推進>



人権の尊重とジェンダー主流化の視点を持ち、参加と協働により経済、社会、環境の側面から取り組むことで、ウェルビーイング※9の向上を図り、「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現を目指す

【施策体系】

- 4つの政策の柱に位置づける施策について、「政策の柱—施策—事業」の体系に整理
- 施策ごとに「目指す姿」「施策を構成する事業」「取組みの方向性」「実現に向けた取組み（行動量）」「成果指標」を設定



【指標設定】

- 指標の設定にあたり、ロジックモデルを活用
- 成果指標は、最終目標に近づくほど外的要因によって左右されやすくなるため、計画期間も考慮し、行動量の成果や影響が直接的に生じる「直接的アウトカム」を成果指標として設定することを原則とする。

※直接的アウトカム：活動の結果として区民・事業者等の対象に与える直接的な効果



◆政策の柱①

高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

No	施策名
施策1	地域防災力の向上
施策2	安全で災害に強いまちづくり
施策3	ひきこもり支援の推進
施策4	「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進
施策5	障害者の地域生活の支援
施策6	区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化
施策7	住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住支援の推進

◆政策の柱②

区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る

No	施策名
施策8	地域行政の推進
施策9	高齢者の地域参加促進
施策10	持続可能な地域経済の基礎づくり
施策11	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造

◆政策の柱③

子ども若者の学びと育ちの支援

No	施策名
施策12	支援を必要とする子どもと家庭のサポート
施策13	社会的養育の推進
施策14	ICT基盤を活用した新たな教育の推進
施策15	教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進

◆政策の柱④

コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現

No	施策名
施策16	多様性の尊重
施策17	気候変動の緩和と適応に対応する取組みの推進
施策18	循環型社会形成に向けた3Rの取組みの推進
施策19	参加と協働による魅力ある街づくり

Re・Design SETAGAYAへのステップ（2年間の取組み）

1) 行政サービスのRe・Designの取組み

- 

オンライン手続き
離れた場所から好きな時に電子申請や電子データによる手続きができる。
- 

キャッシュレス
現金以外にも様々な方法で支払いが可能になる。
- 

オンライン相談
離れた場所からでも職員と顔を合わせて、相談が可能になる。
- 

デジタルデバインド対策
ICT機器の利活用による情報格差を生まない。

*デジタルデバインド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

2) 参加と協働のRe・Designの取組み

- 

気軽な区民参加
いつでも、どこでも、誰でも区政に意見が言える。
- 

ニーズのみえる化
ニーズのみえる化によってEBPMの取組みや事業者提案型の地域課題解決を促す。
- 

コミュニケーションの多様化
区民や地域団体、事業者、行政などがそれぞれコミュニケーションをとれるようになる。
- 

マッチングによる協働
マッチングにより地域活動に参加する機会を多様化する。

*EBPM：Evidence-based Policy Making 事実（エビデンス）に基づく政策立案

3) 区役所のRe・Designの取組み

- 

どこでも繋がるネットワーク
インターネット環境へのスムーズな接続や回線速度向上、事務用端末の利便性向上を図る。
- 

オンラインツール活用の拡充
全員がいつでも、どこでも、誰とも繋がる。多様な選択肢でフレキシブルな働き方ができる。
- 

コミュニケーションの活性化
チャットやフリーアドレスで他部署の職員とも連携でき、横断的なプロジェクトを生み出せる。
- 

庁内オープンデータ
必要な時に必要な情報を取り出せる。データ分析に基づいたEBPMの取組を実現する。

*オープンデータ：行政機関等が保有する公共データを機械判読に適したデータ形式で、かつ誰もが二次利用を可能とするルールによって公開されたデータのこと。

4) Re・Designを支える人材の確保・育成



第5章 行政経営改革の取組み

<行政経営改革10の視点に基づく取組み>

- 自治の推進と独自性のある自治体経営の確立に向け、行政経営改革の3つの基本方針と10の視点により、行政経営改革の取組みを着実に推進
- デジタル技術を活用する（検討を含む）取組み項目を明確化（ **DX** を付記）

【基本方針1】区民に信頼される行政経営改革の推進

視点	取組み名
1 自治体改革の推進	1-1 自治権拡充、都区制度改革、地方分権改革
	1-2 自治体間連携等の推進（総合戦略）
2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進	DX 2-1 地域行政の推進【再掲】
	2-2 公文書の適正な管理・活用の推進
	2-3 情報公開・個人情報保護制度の見直し
	2-4 情報公開の推進
	DX 2-5 広報機能の充実
	2-6 広聴機能の充実
	2-7 寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進
3 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進	DX 3-1 勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革
	DX 3-2 DX推進を支える情報化基盤の強化
	DX 3-3 ペーパーレス化の取組み及び本庁舎整備に向けた紙文書量の削減
	DX 3-4 機能的な窓口の実現に向けた取組み
	3-5 災害対策本部機能の充実
	3-6 区施設等のエネルギー使用量の削減
4 執行体制の整備	DX 4-1 執行体制の整備と人材育成

【基本方針2】持続可能で強固な財政基盤の確立

視点	取組み名
5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し	5-1 行政評価の活用による事業の検証
	5-2 効果的な新公会計制度の運用
6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減	6-1 官民連携の取組み
	6-2 魅力ある図書館運営・サービスの推進
	DX 6-3 職員の給与・福利厚生事務の手法の見直し
7 施策事業の効率化と質の向上	DX 7-1 事業手法の見直し等による効率化・質の向上
	DX 7-2 時代にあった業務改善の取組み
	7-3 補助金の見直し
	7-4 庁有車の統廃合
	7-5 区立保育園の今後のあり方（「区立保育園の今後のあり方」による取組み）
	DX 7-6 保育園入園申請手続きの効率化
8 区民負担等の適切な見直し	8-1 区民利用施設等の使用料・利用料の見直し

【基本方針3】資産等の有効活用による経営改善

視点	取組み名
9 公有財産等の有効活用	9-1 公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却
10 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上	DX 10-1 区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進
	10-2 ネーミングライツによる税外収入の確保
	10-3 区有地を活用した税外収入の確保
	10-4 公園を活用した税外収入の確保
	10-5 安全かつ効率的な公金運用
	DX 10-6 債権管理重点プランに基づく取組み

<外郭団体の見直し>

外郭団体を取り巻く状況

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業運営や経営への影響
- NPO等の公共サービスの担い手増加、民間事業者による公共的役割の高まり、官民連携手法の多様化
- SDGsの推進、世田谷区におけるDXの推進



取組みの方向性

外郭団体を取り巻く状況の変化を踏まえ、外郭団体改革基本方針における5つの改革の取組み方針に基づき、区民サービスの向上とより一層の効率的・効果的な経営体制の確立を目指して11団体ごとに改革を進める

改革の取組み方針

- ① 外郭団体のあり方に関する見直し
- ② 外郭団体への委託事業に関する見直し
- ③ 財政的視点・関与の見直し
- ④ 人的支援・関与の見直し
- ⑤ 中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見直し

<公共施設等総合管理計画に基づく取組み>

世田谷区公共施設等総合管理計画（令和3年9月一部改訂）に基づき、持続可能な公共施設の維持管理の実現に取り組む

重点方針

重点方針 1	学校を中心とした複合化整備の推進
重点方針 2	効果的・効率的な公共施設整備の徹底
重点方針 3	既存施設の区民利用機会の更なる拡充

注釈 番号	ページ	用語	解説
※1	2ページ	SDGs	2015年9月に国連サミットで採択された国際目標であり、2030年を期限とし、持続可能な生活を実現するための17のゴールと、達成すべき169のターゲットから構成されている。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対応している。
※2	2ページ	ステークホルダー	「利害関係者」のこと。区にかかわるすべての人を指す。
※3	2ページ	レガシー	東京2020大会を契機として、スポーツや文化、教育などの様々な分野で残っていく有形、無形の遺産のこと。
※4	2ページ	DX（デジタル・トランスフォーメーション）	ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること。
※5	5ページ	ネウボラ	フィンランド語で「相談・アドバイスの場所」を意味する言葉。区では、フィンランドの取組みを参考に、「世田谷版ネウボラ」を実施し、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるための、区・医療・地域が連携して相談支援する、顔の見えるネットワーク体制を構築している。
※6	5ページ	グリーンリカバリー	コロナ禍からの復興にあたり、元どおりの生活状況に戻すのではなく、その復興に投じられる資金などを通じて、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、新しい持続可能な社会を築く考え方。
※7	5ページ	カーボンニュートラル	2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。全体としてゼロとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロを意味する。
※8	5ページ	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。社会資本整備や土地利用等、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるもの。
※9	7ページ	ウェルビーイング	直訳すると「幸福」（well-being）。個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

別紙 2

案

世田谷区未来つながるプラン 2022-2023

(実施計画)

世田谷区
令和4年1月

目次

第1章 計画の策定について	1
1 計画の位置づけ・期間	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 世田谷区総合戦略	3
(3) つながるプランの計画期間	3
2 計画の進行管理	4
(1) PDCAサイクルによる計画の進行管理	4
第2章 策定の背景	5
1 社会状況の変化	6
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響	6
(2) 大規模自然災害の発生（気候危機）	6
(3) SDGs（持続可能な開発目標）の推進	7
(4) 人口トレンドの変化	7
(5) 高度情報化社会の到来とデジタル・トランスフォーメーション（DX）	8
(6) 地域における関わりの多様化	9
2 将来人口推計	10
(1) 人口の動向	10
(2) 将来人口推計	11
(3) 将来人口推計から見える課題・展望	18
3 財政見直し	20
(1) 今後2年間の財政見直し（令和4年度から令和5年度） ※令和4年1月時点	20
(2) 推計にあたっての考え方	21
4 次期基本計画に向けて	22
(1) 基本計画8年間（平成26年度～）の振り返り	22
(2) 新実施計画の振り返り	23
(3) マッチング、参加と協働の取組み	24
(4) 次期基本計画の検討にあたって	26
第3章 4つの政策の柱に基づく取組み	32
1 基本的な考え方	33
(1) 4つの政策の柱に基づく取組み	33
(2) 4つの政策の柱に位置づける施策の考え方	34
(3) 分野別計画等における主な取組み	35
(4) SDGsの推進	35
2 施策体系	38
(1) 施策体系	38

(2) 指標の設定	38
(3) 計画の評価	39
3 4つの政策の柱に基づく個別施策	40
4 事業費一覧	82
5 分野別計画等における主な取組み（一覧）	83
第4章 DXの推進	89
1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	90
(1) デジタル社会の実現に向けて	90
(2) 世田谷区DX推進方針（～Re・Design SETAGAYA～）	90
(3) 変革（Re・Design）への基盤づくり	90
2 Re・Design SETAGAYAの将来像とステップ	91
(1) 行政サービスのRe・Design	91
(2) 参加と協働のRe・Design	92
(3) 区役所のRe・Design	93
(4) Re・Designを支える人材の確保・育成	94
第5章 行政経営改革の取組み	95
1 行政経営改革10の視点に基づく取組み	96
行政経営改革の10の視点	96
取組み一覧	98
2 外郭団体の見直し	141
各外郭団体の取組み	142
3 公共施設等総合管理計画に基づく取組み	158
取組み方針	158
取組み内容	159
4 行政経営改革効果額	171
【参考】世田谷区新実施計画（後期）行政経営改革効果額	173

第 1 章 計画の策定について

- 1 計画の位置づけ・期間
- 2 計画の進行管理

1 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

世田谷区では、「世田谷区基本構想（平成25年9月議決）」に基づき、10年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした、区政運営の基本的な指針である「世田谷区基本計画（平成26年度～令和5年度）」（以下「基本計画」という。）を定めています。

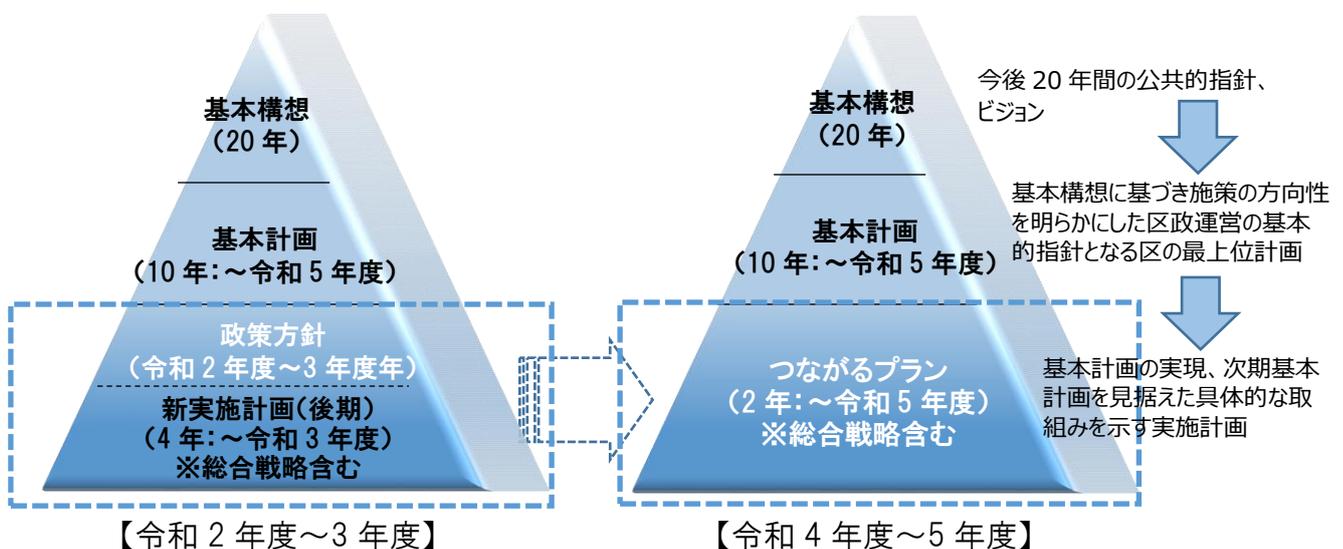
この基本計画の実現に向けた具体的な取組みを示す計画として、「新実施計画（前期）（平成26年度～平成29年度）」及び「新実施計画（後期）（平成30年度～令和3年度）」を策定し、これまで着実に施策を推進してきました。

一方、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の影響により、複数年にわたり厳しい財政状況が見込まれるなか、切迫する区民ニーズに応え、持続可能な行財政運営を確保するとともに、政策課題の優先順位を全庁横断的に整理し、あらゆる施策について本質的に見直しを進めるため、「世田谷区政策方針（令和2年9月～令和3年度）」（以下「政策方針」という。）を策定し、区民生活の安全と安心を守り抜くための施策を最優先に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の収束もいまだ見通せず、厳しい財政見通しが続くなか、区の実施計画は令和3年度、基本計画は令和5年度で最終年度を迎えます。

こうした状況のなか、令和4年度及び令和5年度の実施計画については、これまでの計画の継続ではなく、コロナ禍により大きく変化する社会状況を踏まえ、次期基本計画策定につながる計画としていく必要があります。

そのため、政策方針を踏まえつつ、次期基本計画も見据え、新たな政策の柱を設定し、重点的な取組みを明確にした区民にわかりやすい計画として新たに再構築し、「世田谷区未来つながるプラン」（以下「つながるプラン」という。）を策定します。



(2) 世田谷区総合戦略

つながるプランには、将来人口推計や持続可能で活力ある地域社会の実現に向けた取組みを盛り込み、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、「第2期世田谷区総合戦略（令和2年度～令和5年度）」として引き続き位置づけ、一体的に管理を行っていきます。

①基本目標

以下の3つの基本目標の達成に向け、取組みを進めていきます。

基本目標1：多くの世代の希望の実現

基本目標2：地域人材と社会資源を活用した活力ある地域社会の構築

基本目標3：心豊かな暮らしを実現するための地方・都市との連携・交流

②計画期間

令和2年度から令和5年度を計画期間とします。

国においては、総合戦略の計画期間を5年間としていますが、基本計画・実施計画と整合を図るため、4年間の計画期間としています。

③具体的な施策・事業等

つながるプランにおける施策ごとに、どの「基本目標」の施策かわかるよう明示します。

(3) つながるプランの計画期間

計画の期間は、令和4年度から令和5年度までの2年間とします。

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
基本構想（平成25年9月～）【20年】					
基本計画（平成26年度～令和5年度）【10年】				次期基本計画（令和6年度～）	
政策方針 (令和2年度～令和3年度)					
新実施計画（後期） (平成30年度～令和3年度)【4年】 ※第2期総合戦略含む		つながるプラン（実施計画） (令和4年度～令和5年度) ※第2期総合戦略含む		次期実施計画（令和6年度～）	

2 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる計画の進行管理

つながるプランでは、1年目にそれぞれの施策がどの程度進んでいるか推進状況を作成し、進捗管理を行い、必要に応じて計画の修正を行います。また、行政評価を通じて検証・評価を実施することで、PDCAサイクルにより進める計画としていきます。



第2章 策定の背景

- 1 社会状況の変化
- 2 将来人口推計
- 3 財政見通し
- 4 次期基本計画に向けて

1 社会状況の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月にはじめて確認されて以降、瞬く間に世界中に広がり、各国の主要都市で相次いで都市封鎖（ロックダウン）が実施されました。我が国においても、緊急事態宣言が複数回発出され、長期間にわたり、行動制限が実施されるなど、生命や健康のみならず、日常生活における外出や移動、地域経済や地域活動、学校教育など、様々な分野に甚大な影響を及ぼしました。

一方、コロナ禍の制約のなかで、産業構造や働き方、人と人とのコミュニケーションのあり方、デジタル化の進展など、新しい生活様式への移行が進み、社会全体の価値観や行動の変化が生まれています。

ワクチン接種によっても、複数の変異株の出現やブレイクスルー感染によって完全な収束を見通すことはできません。新型コロナウイルス感染症の影響は長期化することを前提に、区民の健康と生命を守り抜くことを優先して、感染拡大防止と、区民や事業者の社会・経済活動の維持・活性化の取組みを進めていく必要があります。同時に、新たな生活スタイルや働き方、変化する社会経済状況などに対応するため、様々な局面に合わせた柔軟な対策を講じていく必要があります。

令和4年度における区の財政見通しでは、特別区税で前年度比94億円の増収を見込んでいますが、変異株の出現による感染拡大など、区財政は依然として予断を許さない状況となっています。また、国の困窮世帯への支援策である、生活福祉資金貸付の申請状況は高止まりとなっており、さらには原油高等の影響による生活必需品の値上げなど、区民生活の実態は厳しい状況が続いています。引き続き、区民生活と地域経済の動向を注視しながら、持続可能な行財政運営を確保するとともに、施策の優先順位を整理し、事務事業の見直しを進めていきます。

(2) 大規模自然災害の発生（気候危機）

地球規模の気候危機は、重大な局面を迎えています。世界各地で記録的な高温や大規模森林火災、巨大化した台風など、地球温暖化の影響と考えられる気候異変が頻発し、甚大な被害が発生しており、人類の生存さえ脅かしています。区では、令和2年10月に「気候非常事態宣言」を発出し、行動を呼びかけていますが、これからの10年を見通すのが難しい状況にあります。

さらに、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震など、大規模な地震も発生しています。関東大震災から100年を迎えようとしているなか、今後30年間に約70%の確率で首都直下地震等が発生するともいわれています。

世田谷区では、令和元年10月に発生した台風第19号により、上野毛・野毛地区、玉堤地区など多摩川沿いでは広範囲に浸水被害が発生しました。

激甚化・頻発化する災害から区民を守るため、さらなる防災・減災の取組みを強化するとともに、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を緩和する効果的な取組みを、区と区民、事業者で着実に進め、安全で災害に強いまちづくりを実現していきます。

(3) SDGs (持続可能な開発目標) の推進

SDGsは、2015年9月に国連サミットで採択された国際目標であり、2030年を期限とし、持続可能な生活を実現するための17のゴールと、達成すべき169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対応しています。

コロナ禍において、世界共通で取り組むSDGsに対する認識が改めて広がっているなか、自治体レベルにおいても、あらゆるステークホルダー¹と連携した分野横断的な取組みを推進していくとともに、東京2020大会を契機とした、「共生のまち世田谷」の実現に向け進めてきた取組みについて、SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない」社会の構築に向けて、レガシー²として継続していきます。

SDGsの17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(4) 人口トレンドの変化

世田谷区の人口は、これまで、想定を上回る速さで増加しており、前回新実施計画（後期）時点の人口推計（2017年推計）においても、2042年まで一貫して増加傾向が続くと見込んでいました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年7月から転出超過の状況が続き、令和3年4月1日時点の人口は、前回基本計画策定時の平成26年以降、はじめて前年度同月を下回る結果となりました。年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の構成では、顕著な変化はみられませんが、30代～40代の子育て世代の人口は減少し、50

¹ ステークホルダー：「利害関係者」のこと。区にかかわるすべての人を指す。

² レガシー：東京2020大会を契機として、スポーツや文化、教育などの様々な分野で残っていく有形、無形の遺産のこと。

代以上の年代は増加傾向が続いています。また、外国人の人口は、これまで増加傾向が続いていましたが、令和2年3月以降、減少傾向が続いています。

一方、令和2年10月の国勢調査では、943,664人と過去最高の人口となり、住民基本台帳における人口との差が約3万人生じています。ごみの分量や災害時の避難など、住民基本台帳では把握できない人口についても、留意する必要があります。

当面は、コロナ後の動向を注視していく必要がありますが、2025年には、団塊世代が後期高齢者となり、人生100年時代ともいわれる超高齢社会は一層進展していきます。いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりや、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる社会を構築することが求められます。

また、今後の人口構成の変化にも対応するため、地域経済・活動の活性化、労働生産性の向上や資源循環型社会への転換など、新たなにぎわいや魅力の創出により、自治体も持続的な成長を遂げる必要があります。

(参考) 基本計画策定時からの人口動向(4月1日時点)

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
870,063	877,833	887,994	896,057	903,613	912,095	921,556	920,471

(5) 高度情報化社会の到来とデジタル・トランスフォーメーション(DX)

I o T、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータなど、社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術が進展するなか、国は、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である「Society 5.0」の実現を提唱しています。

また、従来からの業務やプロセスのデジタル化(デジタイゼーション³、デジタルイゼーション⁴)をさらに発展させ、デジタル技術により変革する「デジタル・トランスフォーメーション(DX)⁵」への取組みも、コロナ禍により様々な分野において急速に広まっています。

人々の暮らしを豊かにする先端技術を積極的に区政運営に取り入れ、急速に変容する区民生活に応じた新たな行政サービスを構築するとともに、新しいスタイルでの働き方による区の業務の効率化・区民視点での改革を一層進め、新たな時代を切り拓く世田谷へと変革していく必要があります(Re・Design SETAGAYA^{リ・デザイン セタガヤ})。

区では基本計画で「参加と協働」を区政運営の土台に据えてきました。デジタル技術を活用して、コミュニティや政策形成の議論を深めるデジタル・デモクラシー⁶により、「参加と協働」を各分野で発展させていきます。

³ デジタイゼーション：デジタル技術を活用することで、既存のビジネスプロセスをデジタル化すること。

⁴ デジタルイゼーション：デジタル技術を活用することで、既存のビジネスモデルを変革すること。

⁵ デジタル・トランスフォーメーション(DX)：ICT(Information and Communication Technology：情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

⁶ デジタル・デモクラシー：インターネットなどの情報通信技術を用いて、市民が政治や行政に直接的に関わること。

(6) 地域における関わりの多様化

コロナ禍による外出自粛やテレワークの急速な普及など、職住近接の進展により身近な地域で過ごす時間が増えたことで、地域への関心が高まる一方、人と人との交流の減少により地域で互いに支える力の衰退が懸念されるなど、新たな地域コミュニティのあり方が問われています。

また、ひとり暮らしの割合が、この間増加傾向にあり、令和2年の国勢調査の結果によると、単独世帯の割合は一般世帯の半数を超えており、今後も増加が予想されます。コロナ禍においては、一人暮らしで検査陽性により自宅療養となった方に、大きな不安と健康上の危機が及ぶ事態となりました。また、今後、高齢者の単独世帯の増加は、社会的孤立や貧困のリスク、介護需要への影響も懸念されます。

今から半世紀前の1970年代と比較して、区民の暮らしの変容は顕著です。家族や共に暮らす者同士による支えあい機能が低下していくなかで、地域コミュニティは面としての広がりから、点と点をつなぐ状況となり、災害時の共にサポートする力などの低下が危惧されます。身近な地域コミュニティと行政の役割はこれまで以上に大きくなり、誰もが地域で支えあい、安心して住み続けられる共生社会の形成に向けて取り組むことが求められます。

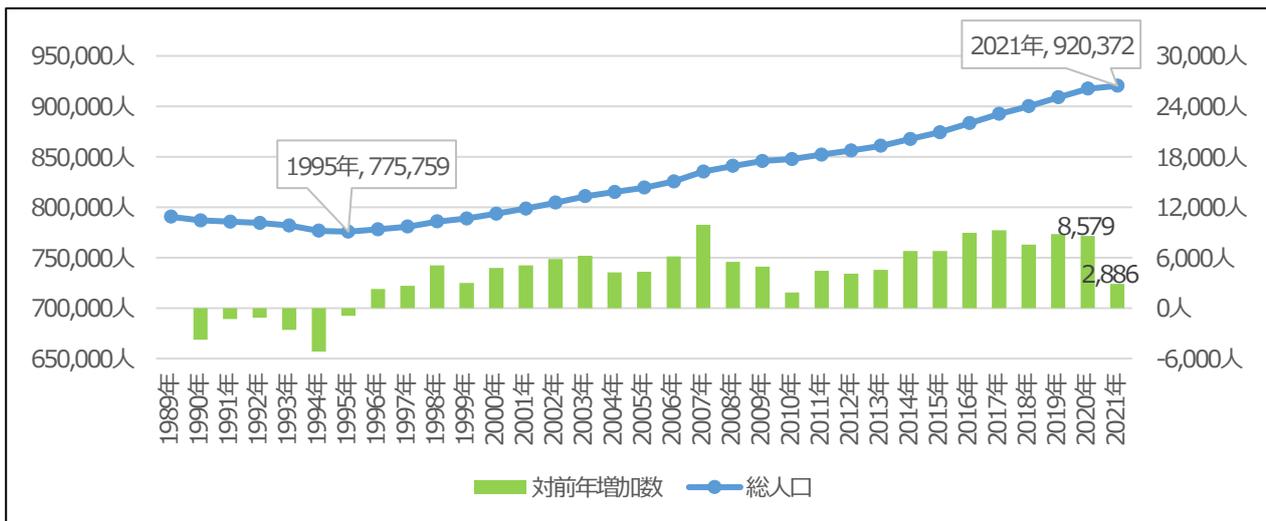
区には、長い議論を経て生まれた地域行政制度がありますが、時代に合わせた、抜本的な見直しが必要です。将来にわたって持続可能な住民自治を実現するためにも、本庁、総合支所、まちづくりセンターを有機的につなぐ地域行政制度の位置づけを再構築し、充実強化を図るため、(仮称)地域行政推進条例の準備を進めており、今後、より住民に身近できめ細やかな施策を展開していきます。

2 将来人口推計

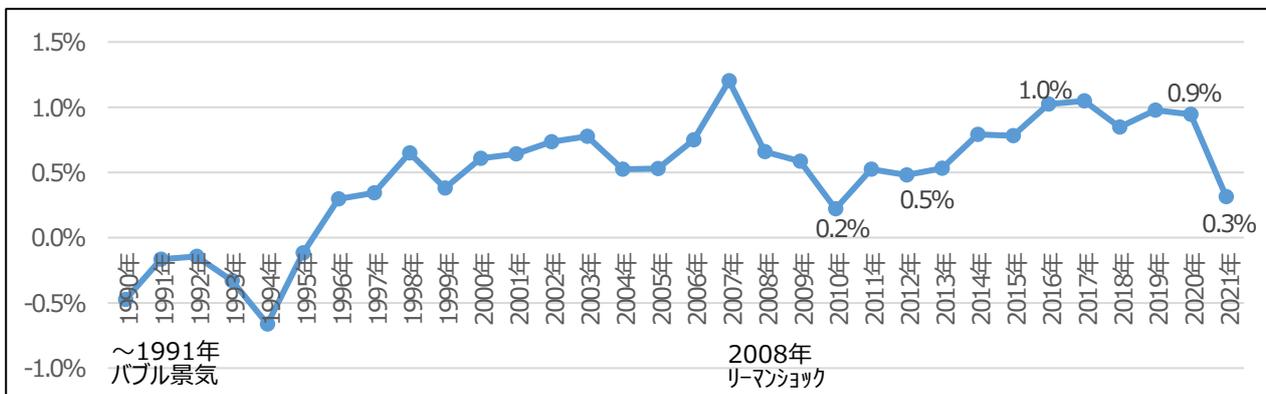
(1) 人口の動向

- 区の総人口は、平成7年（1995年）以降、26年間一貫して増加し続け、この間に約14万人増加しました。
- 増加率は平均して年0.7%程度であり、図表2のとおり、平成20年（2008年）のリーマンショック後に増加傾向が弱まり、平成23年（2011年）の東日本大震災後も0.5%程度の増加率で推移した後、次第に増加率が高まり近年は1%程度の高水準で推移してきました。しかしながら、令和2年（2020年）は0.3%の増加率に落ち込みました。なお、これは1～12月の暦年で見えた値であり、図表3のとおり月別の推移ではコロナ禍での減少傾向がより明確となっています。
- 令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因すると見られる人口動向の変化により、他自治体から世田谷区への転入超過が減少しています。令和2年（2020年）5月頃から区の総人口は減少傾向で推移しています。

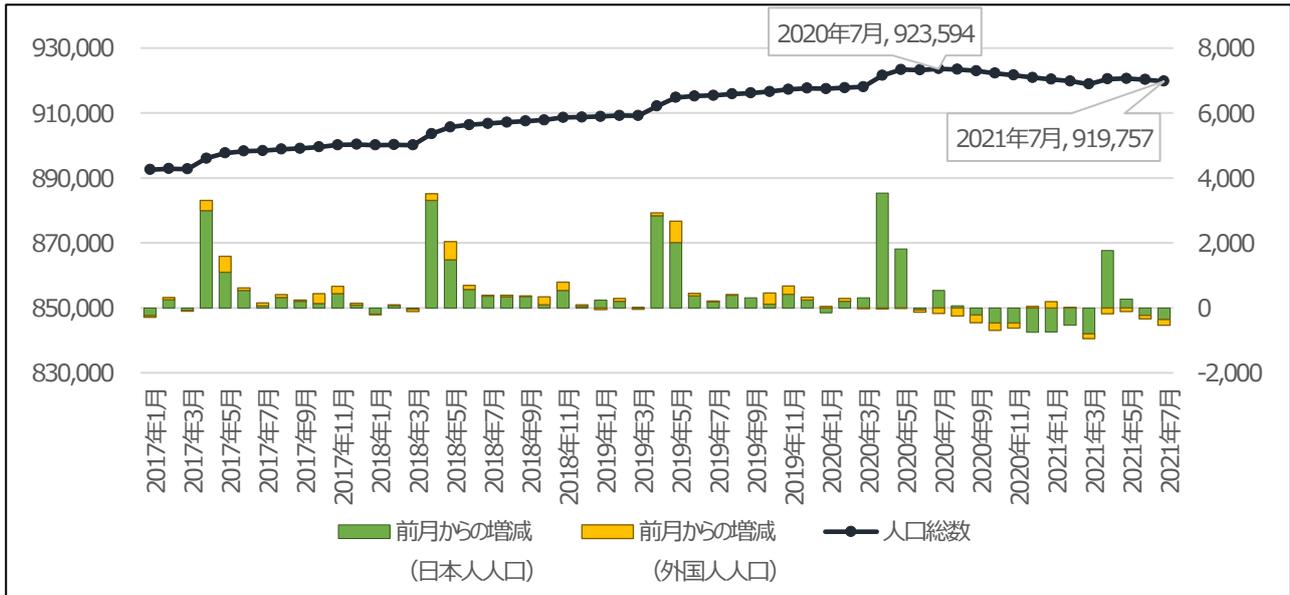
図表1) 総人口の推移



図表2) 対前年増加率



図表 3) 月別の総人口の推移



(2) 将来人口推計

区の将来人口推計は、新実施計画（後期）に併せて平成 29 年 7 月に実施しました。この推計は、それ以前の人口増加が継続する仮定で推計を行いました。しかし、平成 29 年以降、区の人口数は推計値を下回って推移しており、さらに、コロナ禍でのトレンドの変化により推計値と実績値の差は拡大傾向にあります。こうした状況を踏まえ推計の補正を行いました。

■ 推計方法

前回推計と同様にコーホート要因法⁷により推計を行いました。

コロナ禍により転入超過が縮小しており、この動向が 1 年間継続し、その後に回復していく想定とします。ただし、中長期的にもコロナ禍に起因するトレンド変化の影響が続くと想定します。

⁷ コーホート要因法：将来人口推計で用いられる一般的な方法。コーホート（出生年が同じ集団）ごとに毎年の経過に伴う変化を出生・死亡・移動の要因別に計算する方法。

【前回推計からの変更点】

	前回推計	今回推計（補正推計）
基準とする人口	2017年1月1日	2021年1月1日
推計期間	2018年～2042年までの25年間	2022～2031年までの10年間 ※2032～2042年は参考値として示す。
日本人人口と 外国人人口	日本人人口は男女各歳で推計 外国人人口は総数で推計	外国人人口を含む総人口を男女各歳で推計 ※外国人人口のみの推計を参考に示す。
出生の仮定値	過去10年の母親年齢別出生率の近似曲線から将来の仮定値を設定する。	前回と同じ。 ※2021年は直近のトレンドを反映させる。
死亡の仮定値	直近の生命表をもとに生残率を算出し、それを将来の仮定値とする。	前回と同じ。
移動の仮定値	過去5年の移動率のトレンドと過去10年の移動率の平均値を用いて将来の仮定値を設定する。	原則として過去3年の移動率の平均値を将来の仮定値とする。 ※2021年は直近1年の移動率を採用。

【新型コロナウイルス感染症による影響の推計への反映】

出生	コロナ禍により出生率の回復は遅れると想定し、2021年の出生率は直近3年のトレンドで推計。
移動	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響を受けた昨年4月以降の人口動向を推計に取り入れるため過去の純移動率は暦年ではなく年度単位で算出する。 ・直近1年（2020→2021年）の純移動率を1年（2021→2022年）に適用する。純移動率は、その後2年間かけて過去3年の平均水準に回復する設定とする。 ・今後の全国の人口減少の影響を受けることを想定し、過去3年平均の水準に回復した後、移動のボリュームの大きい生産年齢人口（15～64歳）の純移動率のみ日本全体の毎年各歳の将来推計人口の変化率を乗ずる。

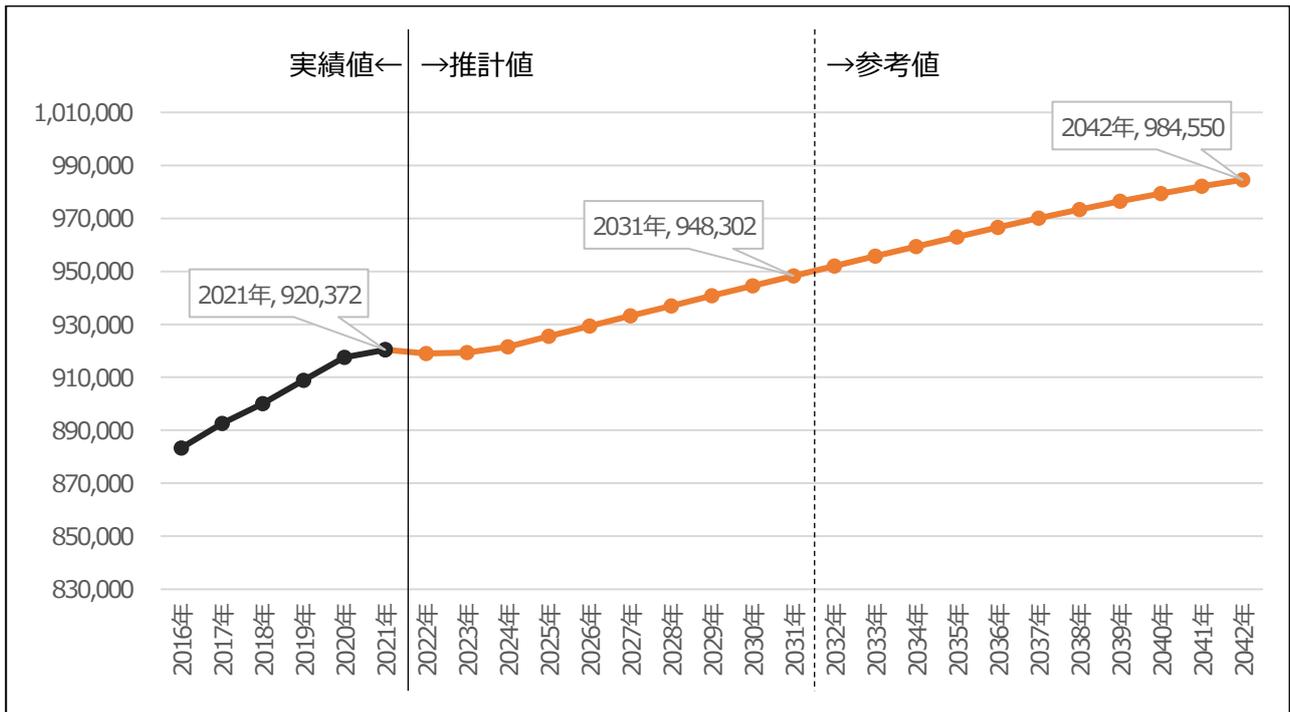
■推計結果

【総人口】

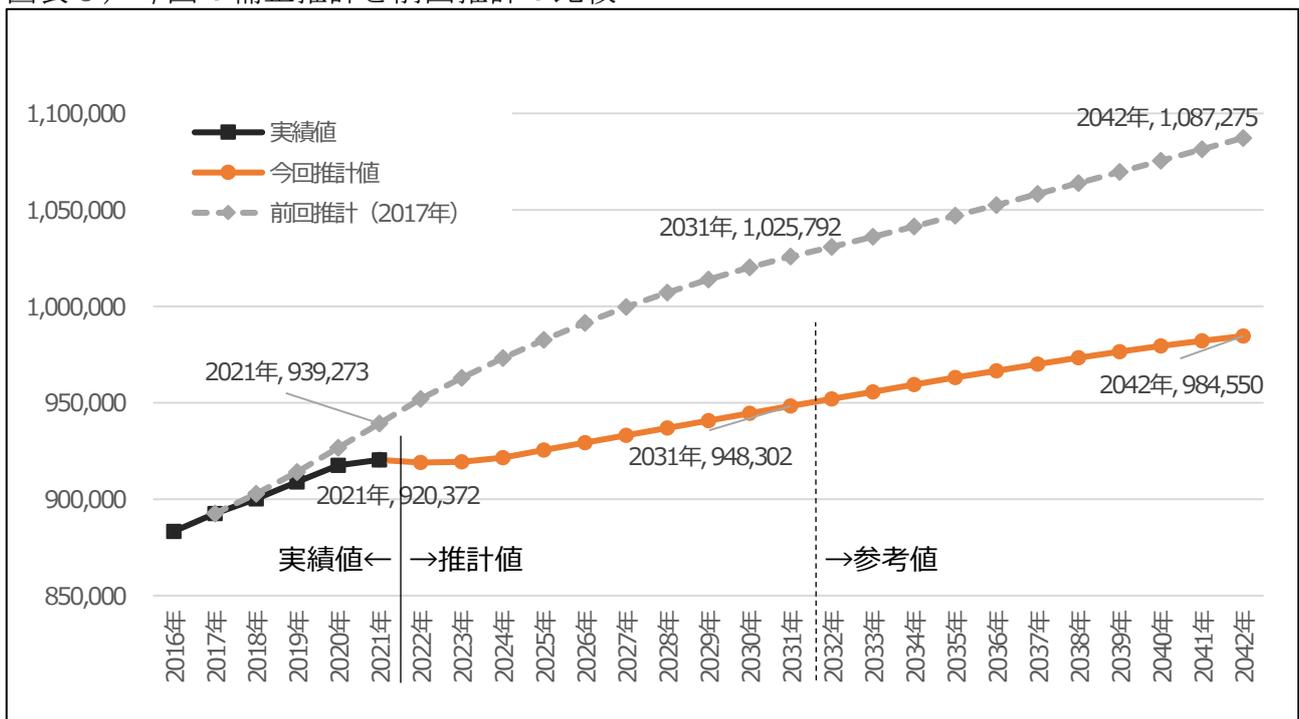
令和4年（2022年）に人口減となりますが、その後、人口増に回復し、年0.4%程度での増加傾向が継続します。区の人口は、10年後の令和13年（2031年）に948,302人となり、令和3年（2021年）と比較して約2万8千人増加します。

前回推計と比較して、今回の推計ではコロナ禍による短期的な動向が反映されたことに加えて、中長期的な増加傾向がより緩やかな推計となりました。

図表4) 総人口（外国人含む）の推計結果



図表5) 今回の補正推計と前回推計の比較



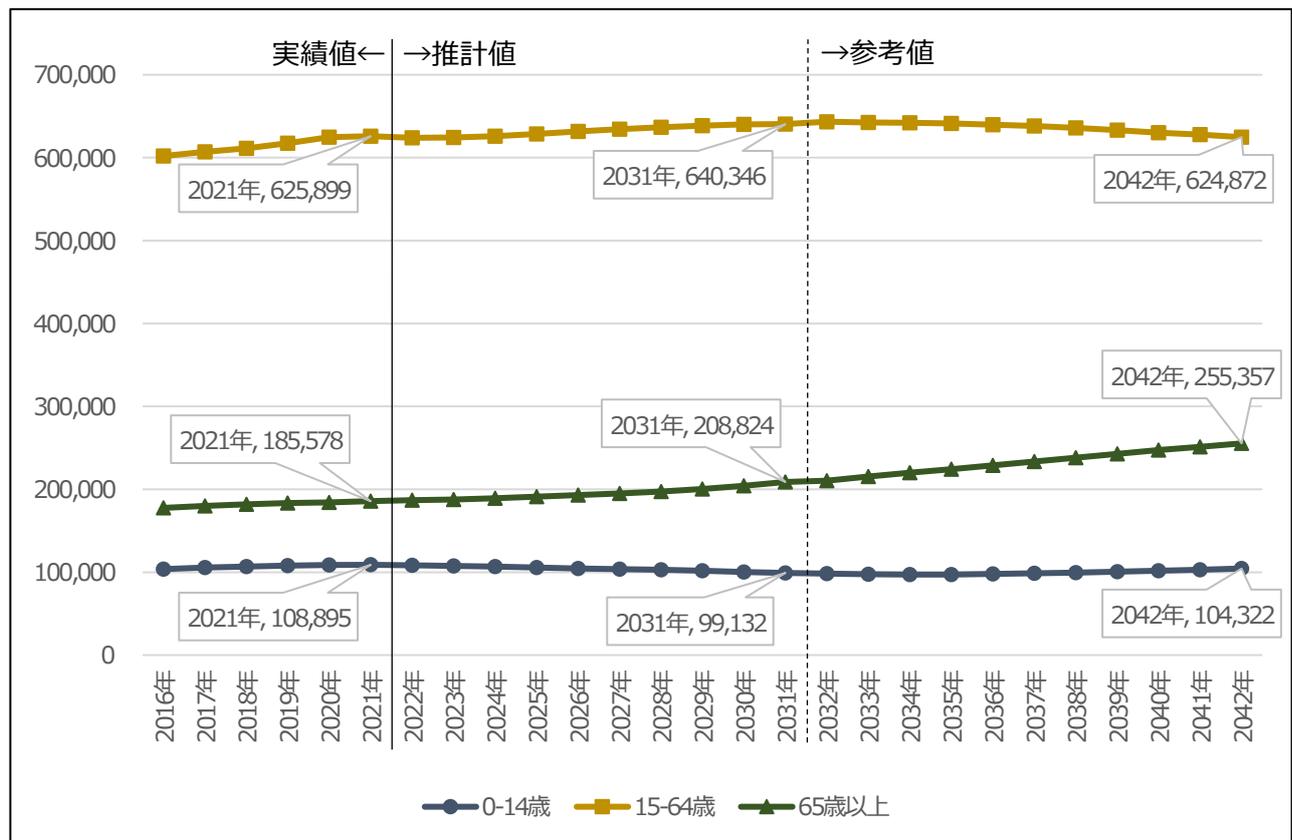
【年齢3階層別人口】

年少人口（0～14歳）は、緩やかな減少傾向が続きます。参考値で示している令和14年（2032年）以降は出生数の回復により緩やかな増加傾向となる見込みです。

生産年齢人口（15～64歳）は、当面は微増傾向で推移していきます。参考値で示している令和14年（2032年）以降は、次第に減少傾向に転じていく見込みです。

高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加が続きます。今後の10年間で約2万3千人の増加（約13%の増加）となります。参考値で示している令和14年（2032年）以降はさらに増加傾向が高まる見込みです。

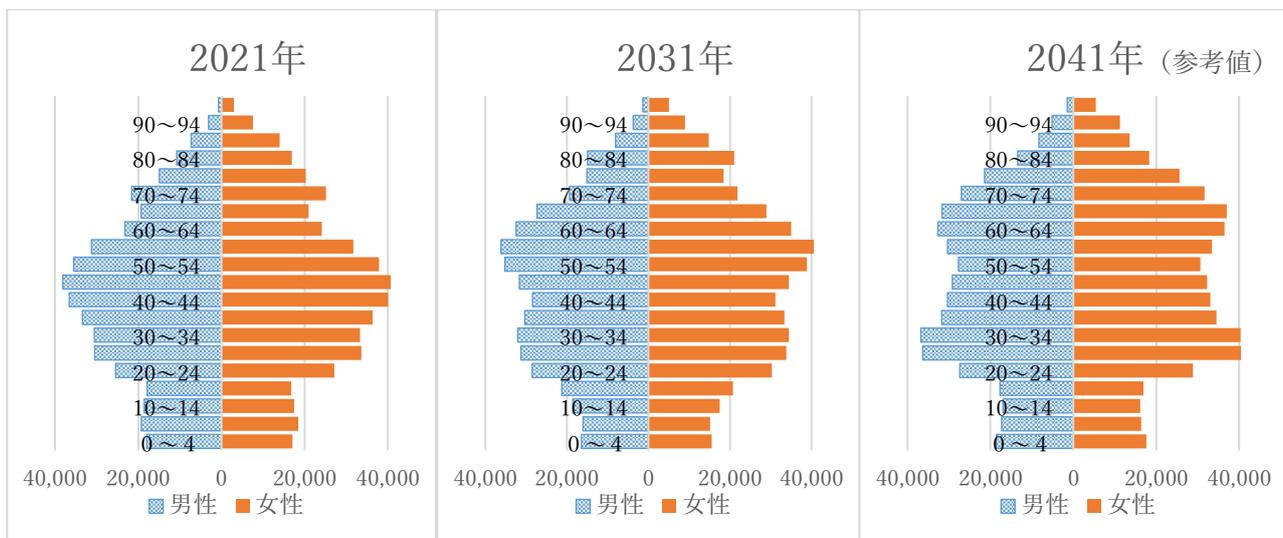
図表6）年齢3階層別人口の推計結果



	実績値	推計値		参考値	
	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和13年 (2031年)	令和18年 (2036年)	令和23年 (2041年)
年少人口 (0～14歳)	108,895 11.8%	104,636 11.3%	99,132 10.5%	97,820 10.1%	102,979 10.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	625,899 68.0%	631,681 68.0%	640,346 67.5%	639,867 66.2%	627,780 63.9%
高齢者人口 (65歳以上)	185,578 20.2%	192,970 20.8%	208,824 22.0%	228,892 23.7%	251,324 25.6%

【年齢5歳階級別人口】

	実績値	推計値			参考値	
	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和13年 (2031年)	令和18年 (2036年)	令和23年 (2041年)	
0～4歳	35,040	31,020	31,955	33,584	36,148	
5～9歳	37,778	34,864	31,131	32,065	33,697	
10～14歳	36,077	38,752	36,046	32,172	33,134	
15～19歳	34,621	38,944	41,977	39,044	34,621	
20～24歳	52,613	51,177	58,839	61,859	56,317	
25～29歳	64,098	63,863	65,078	74,298	77,044	
30～34歳	63,906	65,121	66,515	67,679	77,158	
35～39歳	69,766	61,078	63,688	65,031	66,306	
40～44歳	76,640	66,772	59,538	62,063	63,413	
45～49歳	80,640	75,112	66,189	59,044	61,543	
50～54歳	73,342	78,947	74,142	65,368	58,345	
55～59歳	62,973	70,933	76,895	72,370	63,878	
60～64歳	47,300	59,735	67,486	73,112	69,156	
65～69歳	40,254	44,442	56,213	63,329	68,701	
70～74歳	46,733	37,194	41,160	52,061	58,678	
75～79歳	35,143	42,106	33,586	37,197	47,050	
80～84歳	27,728	29,933	35,971	28,633	31,767	
85～89歳	21,297	21,183	22,880	27,535	21,833	
90～94歳	10,653	12,931	12,660	13,580	16,406	
95歳以上	3,770	5,181	6,353	6,558	6,892	
総人口(再掲)	920,372	929,287	948,302	966,579	982,084	



【特定年齢人口】

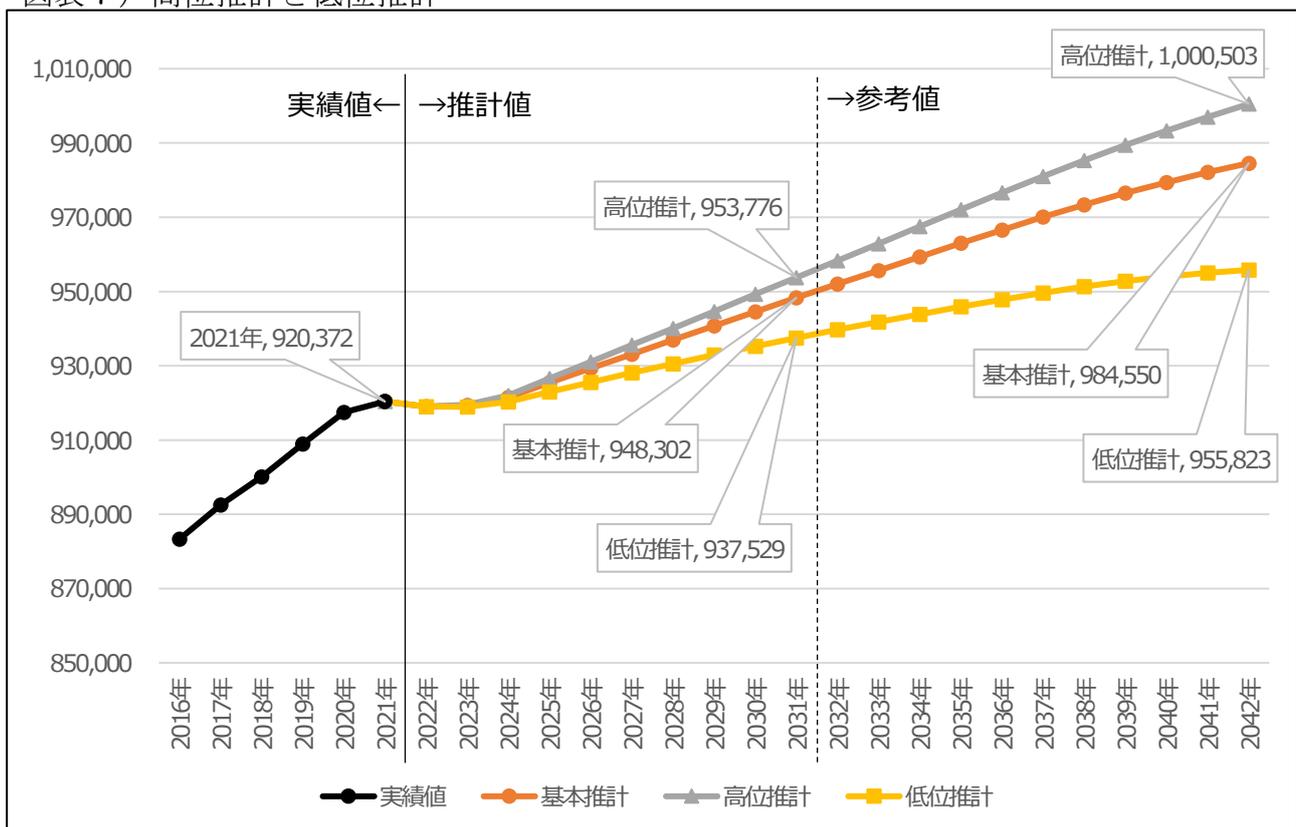
	実績値	推計値			参考値	
	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和13年 (2031年)	令和18年 (2036年)	令和23年 (2041年)	
就学前人口 (0～5歳)	42,738	37,342	38,147	40,039	43,001	
児童数 (6～11歳)	44,903	44,160	38,178	38,290	40,044	
生徒数 (12～14歳)	21,254	23,135	22,808	19,492	19,934	
前期高齢者数 (65～74歳)	86,987	81,636	97,374	115,389	127,378	
後期高齢者数 (75歳以上)	98,591	111,334	111,450	113,502	123,946	

【高位推計と低位推計】

世田谷区の人口動向は、移動（転入・転出）の影響を大きく受けます。現在のコロナ禍によるトレンド変化の中長期的な影響が弱いパターンを高位推計とし、影響を強く受け続けるパターンを低位推計とし、基本推計に加えて高位推計と低位推計の2パターンの推計を行いました。

推計パターン	基本となる純移動率の設定
基本推計	過去3年（2018～2020年）の純移動率
高位推計	過去5年（2016～2020年）の純移動率
低位推計	過去2年（2019～2020年）の純移動率

図表7) 高位推計と低位推計



■参考

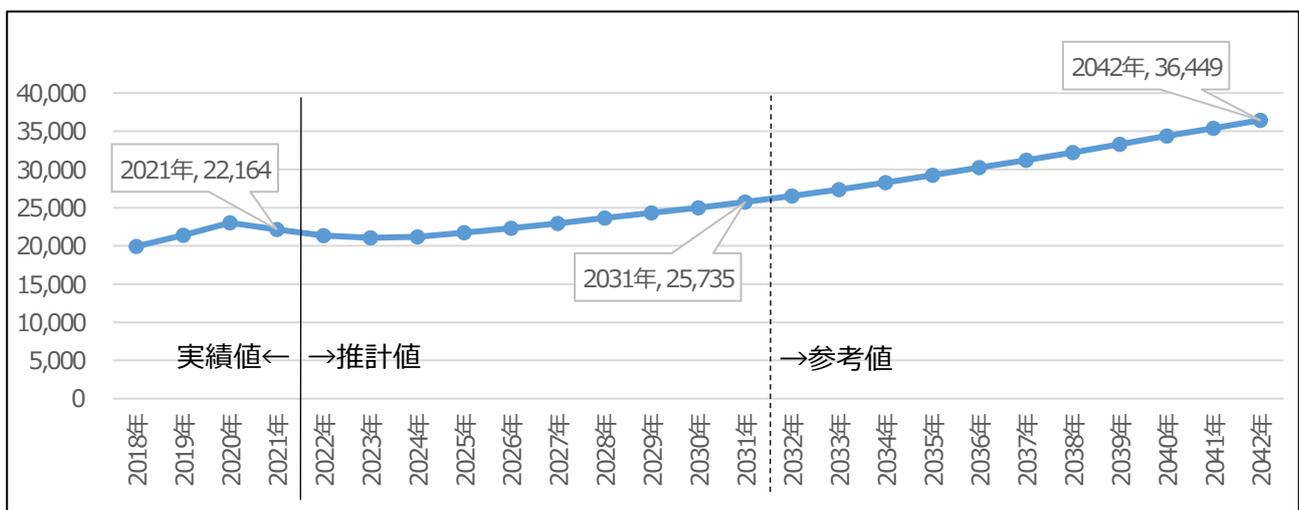
【外国人人口の推計（参考）】

今回の推計は、外国人人口を含む総人口を男女各歳別に推計しており、外国人人口・日本人人口それぞれの推計を行っていないことから、参考として外国人人口のみの試算を行いました。（推計方法は、コーホート変化率法による）

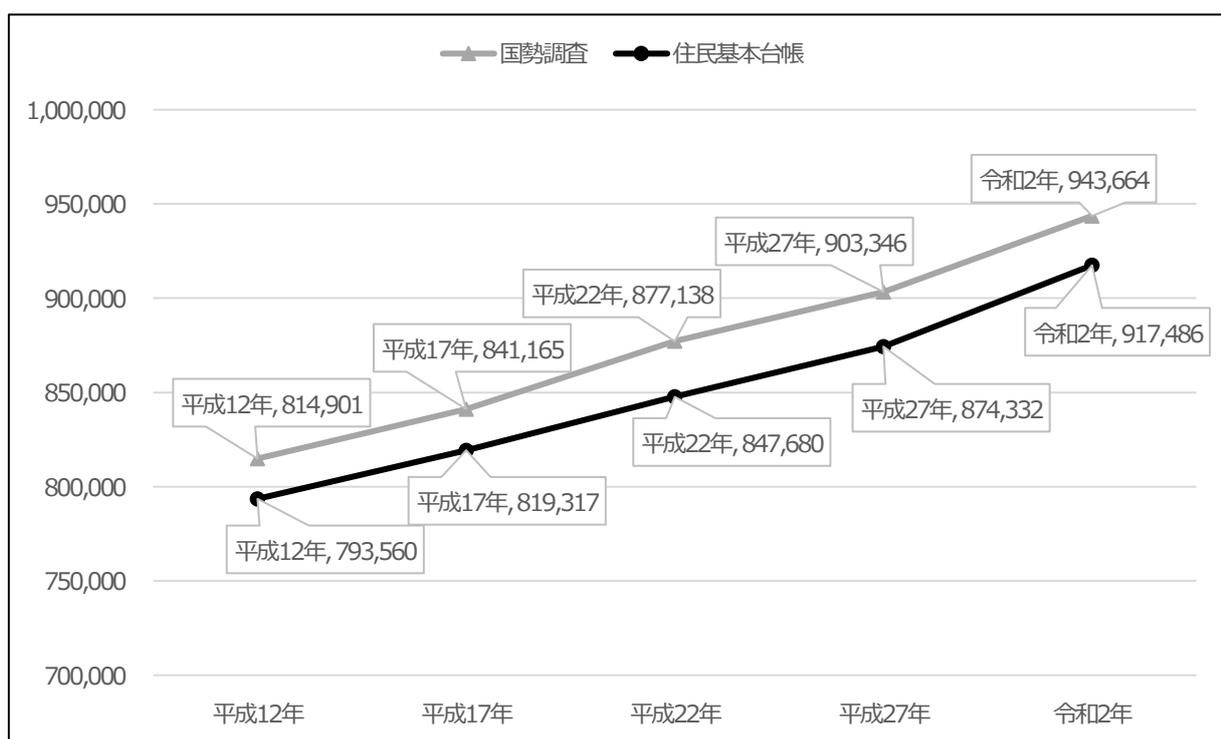
区の外国人人口比率は、現在 2.4%（特別区全体での比率は 4.8%）、参考値として示す推計最終年の令和 24 年（2042 年）に外国人人口は 36,449 人となり、人口比率では 3.7%となる見込みです。

外国人人口の動向は、国外との移動の影響を強く受けます。現在、コロナ禍によりトレンドが変化しており、中長期的にも国の政策により大きく変化する可能性があります。

図表 8) 外国人人口の推計（参考）



図表 9) 国勢調査と住民基本台帳人口の比較



	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
国勢調査	814,901	841,165	877,138	903,346	943,664
住民基本台帳	793,560	819,317	847,680	874,332	917,486

※国勢調査は 10 月 1 日時点、住民基本台帳は 1 月 1 日時点の人数を参照。国勢調査は、住民登録のある場所ではなく、実情を把握するため、現在住んでいる場所として調査を行っている。

※令和 2 年の国勢調査結果は令和 3 年 11 月に総務省が公表した人口等基本集計に基づく。

(3) 将来人口推計から見える課題・展望

- ▶ 就学前人口は、短期的には減少が続き、その後、再び増加していくことが見込まれます。現時点で、保育待機児童は解消していますが、引き続き、地域別・地区別・学校区別の人口動向に注視しながら、保育需要を見定めていく必要があります。
- ▶ 高齢者人口は一貫して増加が続く見込みとなっており、介護サービス需要や医療費の増大が懸念されます。中長期的な介護・福祉サービスの需要量を見極め、適切なサービス量の確保に努める必要があります。また、生産年齢人口の減少を踏まえ、介護人材の確保・定着支援がより必要とされることが見込まれます。さらに、人口動向だけではなく、高齢者の単身世帯増加などにより、貧困のリスクや社会的孤立、介護需要への影響も懸念されます。地域で支えあい、安心して住み続けられる共生社会の形成に向けて取り組むことが求められます。
- ▶ 外国人人口については、参考として今回お示ししています。コロナ禍の影響による一時的な減少を見込んでも、前回推計を超える増加傾向となる見込みです。また、労働人口の長期的減少が予想されるなか、外国人労働力への需要の高まりも想定されます。外国人人口の動向を見据え、外国人への生活支援や教育支援などの多文化共生施策のさらなる推進が求められます。
- ▶ 総人口の増加傾向は、前回推計と比較して緩やかなものとはなりましたが、今後も転入超過の状況は一定期間継続する見込みです。また、超高齢社会の進展が避けられない中、生産年齢人口の維持、年少人口の増加を図るなど、人口構成のバランスを重視していく必要があります。
- ▶ 子育て世帯の転出を抑制し、転入・定住を促すとともに、出生数を向上させていくことが重要となり、「子ども・子育て応援都市」を一層充実していく必要があります。妊娠期から出産、在宅育児と保育・幼児教育をシームレスにつなぐ環境のさらなる向上と改善に取り組み、子育て世代のニーズに添えていくことが求められます。さらに、みどり豊かな住環境の維持・向上、職住近接に向けた産業基盤の強化などにより、「住みたいまち」「住み続けたいまち」を目指し、コロナ禍における社会状況の変化も捉えながら、持続可能で魅力ある世田谷を創出していく必要があります。

なお、今回実施した将来人口推計は、コロナ禍における人口動向を踏まえた補正であり、次期基本計画の策定に向けて、令和4年度には、より詳細な新たな将来人口推計を行います。

3 財政見通し

令和3年9月に公表した今後5か年の中期財政見通しについて、令和4年度当初予算案を踏まえ、現時点における歳入見込みや必要経費等を反映し、今後の区の財政見通しの修正を行いました。

(1) 今後2年間の財政見通し（令和4年度から令和5年度） ※令和4年1月時点

(単位：百万円)

区分		令和4年度			令和5年度		
		予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率
歳入	特別区税	127,287	9,380	8.0%	127,287	0	0.0%
	地方消費税交付金	19,293	△ 620	△3.1%	19,293	0	0.0%
	特別区交付金	60,393	12,113	25.1%	60,993	600	1.0%
	国庫・都支出金	86,011	2,481	3.0%	81,582	△ 4,429	△5.1%
	繰入金	7,242	△ 3,762	△34.2%	11,298	4,056	56.0%
	特別区債	3,270	△ 8,243	△71.6%	6,330	3,060	93.6%
	その他	30,137	2,295	8.2%	29,491	△ 646	△2.1%
	歳入合計 (A)	333,634	13,645	4.3%	336,275	2,641	0.8%
歳出	人件費	58,303	△ 1,516	△2.5%	56,330	△ 1,973	△3.4%
	行政運営費	239,132	8,455	3.7%	236,515	△ 2,617	△1.1%
	扶助費	100,590	1,795	1.8%	101,794	1,204	1.2%
	公債費	11,473	△ 696	△5.7%	11,018	△ 455	△4.0%
	他会計繰出金	27,898	1,669	6.4%	28,548	650	2.3%
	その他行政運営費	99,170	5,687	6.1%	95,155	△ 4,015	△4.0%
	投資的経費	36,198	6,705	22.7%	43,429	7,231	20.0%
	歳出合計 (B)	333,634	13,645	4.3%	336,275	2,641	0.8%
財政収支 C (A-B)		0			0		

(2) 推計にあたっての考え方

<主な歳入の見通し>

●特別区税

令和5年度以降については、感染状況や地域経済の動向など、今後の見通しが不透明であることから、令和4年度と同額で見込みました。

●特別区交付金

税制改正による地方法人課税の見直しの影響を令和5年度にかけて見込むとともに、本庁舎等整備にかかる特別交付金の増減を見込みました。

●財政調整基金の繰入れ

今後の税収等の見通しを踏まえ、財政調整基金の繰入れを行わない前提としました。

●特定目的基金の繰入れ

世田谷区公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本庁舎等整備や区立小中学校をはじめとする公共施設の改築・改修、道路・公園等の都市基盤整備などに対し計画的な活用を見込みました。

●特別区債

世田谷区公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本庁舎等整備や区立小中学校をはじめとする公共施設の改築・改修、道路・公園等の都市基盤整備などに対し計画的な活用を見込みました。

なお、満期一括償還にかかる借換債の発行は見込んでいません。

<主な歳出の見通し>

●新型コロナウイルス感染拡大防止対策関連経費

保健所の防疫体制や検査体制確保など、感染拡大防止にかかる経費については、令和5年度以降見込んでいません。

●人件費

令和5年度以降、定年退職年齢の段階的な引き上げによる退職手当の増減を見込みました。

(定年退職年齢の段階的な引き上げ)

令和5年度	60歳→61歳、	令和7年度	61歳→62歳
令和9年度	62歳→63歳、	令和11年度	63歳→64歳
令和13年度	64歳→65歳		

●社会保障関連経費（扶助費・繰出金）

障害者自立支援給付等の社会保障関連経費について一定の増を見込むとともに、特別会計への繰出金について、高齢者人口の増加等を踏まえた増を見込みました。

●公共施設整備経費等

本庁舎等整備や区立小中学校をはじめとする公共施設の改築・改修、道路・公園等の都市基盤整備について、世田谷区公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、現時点における当面の経費を見込みました。

4 次期基本計画に向けて

(1) 基本計画8年間（平成26年度～）の振り返り

世田谷区では「世田谷区基本構想」（平成25年9月議決）をもとに、行政の最上位計画である「世田谷区基本計画」（平成26年～令和5年度）を策定しています。「基本構想」は平成23年12月から基本構想審議会によって公開で議論され、3つの分科会（「コミュニティ・地方自治、情報・コミュニケーション」「街づくり、防災、環境・エネルギー、産業・仕事、芸術文化」「子ども、青少年、教育、福祉・保健医療、男女共同参画」）による同時並行で議論を進めました。初の試みとなった無作為抽出型区民ワークショップをはじめとして、地域別のタウンミーティングやシンポジウム等、多くの区民参加の機会も設けながら、区議会で議決され、完成しました。庁内には若手職員を中心とする「職員研究会」が組織され、議論の場を支えました。「基本構想」のもとで「基本計画」の策定にあたっては、区民参加のワークショップやタウンミーティング等も行われました。

「基本計画」の副題に「子どもが輝く 参加と協働のまち せたがや」と記したのも、こうした議論の集積の結果です。「基本構想」に掲げる「九つのビジョン」は、「個人の尊重と多様性の承認」「子ども・若者支援と教育の充実」「保健・医療・福祉サービスの基盤を確かなものに」「災害に強く復元力を持つまちをつくる」「環境に配慮したまちをつくる」「地域産業の活性化と職住接近」「文化・芸術・スポーツの発信」「住みやすく歩いて楽しいまちづくり」「区民参加・参画の機会を多く」等の内容から成り立ち、「基本計画」の骨格をかたちづくりしました。

「基本計画」策定以後に具体化した世田谷区の重要な事業があるのと同時に、8年間の中で新たに結実した事業もあります。全国に先駆けて渋谷区と同時にスタートした「同性パートナーシップ宣誓制度」（平成27年）や、議会での議論から生まれた「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（平成30年3月議決）を制定しました。

子ども・若者支援の政策では、私立認可保育園の充実を柱に長期間に渡り注力し、「保育待機児童解消」（令和2年実現）を達成しました。また、23区初の児童相談所（一時保護所含む）も綿密な準備と慎重な制度設計が求められる中、令和2年4月に開設しました。青少年交流センターを3館に拡大し、ひきこもり支援の相談窓口となる「メルクマールせたがや」（平成26年）も開設しました。

令和3年12月には、旧若林小学校跡地に区の教育の新たな拠点として「教育総合センター」を開設しました。また、令和2年からの「GIGAスクール構想」の前倒し実施やデジタル端末を利用した授業等にも取り組みました。

平成26年から、28カ所のまちづくりセンターで、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会の三者連携による「福祉の相談窓口」の全地区展開を開始し、この方針に基づき、多くのまちづくりセンターの複合化や改築を進めました。都立梅ヶ丘病院跡地には、保健医療福祉の拠点である「うめとぴあ」（保健医療福祉総合プラザ）を、令和2

年4月に開設しました。新型コロナウイルス感染症への対応は、世田谷保健所を基軸にして、全庁的に保健衛生体制を強化し、2年にわたる健康危機（パンデミック）に対処しています。

東日本大震災直後から、車座集会を始めて28地区で「防災塾」を開始し、「地区防災計画」を策定しました。令和元年10月の台風第19号の避難所設営や運営、被害状況をふまえて水害時の避難体制を改めて見直し、ハザードマップを更新しました。また、激甚化した気象災害を受けて、「気候非常事態宣言」（令和2年10月）を発出し、コロナ禍の地域電子通貨として「せたがやPay」をスタートさせました。

また、水害に強い都市をハードインフラのみに頼らず、グリーンインフラという視点で、豪雨時に下水道への負荷を軽減する街づくりを公園や大型公共建築物から、戸建て住宅の改修等で実現する体制に入っています。人口91万人都市（令和4年1月1日時点）として、暮らしに潤いを与える公園整備を「野毛町公園拡張」「上用賀公園拡張」等で住民参加のワークショップを経て実現していきます。

（2）新実施計画の振り返り

「世田谷区基本計画」の実現に向け、平成26年3月には「世田谷区新実施計画（平成26年度～平成29年度）」を、平成29年3月には「世田谷区新実施計画（後期）（平成30年度～令和3年度）」をそれぞれ策定し、取組みを進めてきました。

具体的には、保育待機児童の解消やまちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会の三者が連携した「福祉の相談窓口」の整備、保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の開設など、「基本計画」で掲げたとおり、「新実施計画」において取組みを進め、達成することができました。

また、基本計画の策定後に新たに顕在化した課題については、区民生活や区政を取り巻く状況の変化を踏まえ、「新実施計画（後期）」において、医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実や、世田谷版ネウボラ⁸の推進、世田谷区児童相談所の開設、教育総合センターの整備、東京2020大会の開催を契機としたホストタウンの取組みを位置づけるなど、実施計画の見直しにより対応してきました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、複数年にわたり厳しい財政状況が見込まれるなか、令和2年9月には、新たな区政運営の指針として、「世田谷区政策方針（令和2年9月～令和3年度）」を定めました。「①新型コロナウイルス感染症防止対策」「②区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み」「③子どもの学びと育ちの支援」「④施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換」を4つの柱として掲げ、全庁を挙げた政策課題の優先順位の整理と、あらゆる施策の本質的な見直しに取り組み、「新実施計画（後期）」においても事業の見直しを図りました。

⁸ ネウボラ：フィンランド語で「相談・アドバイスの場所」を意味する言葉。区では、フィンランドの取組みを参考に、「世田谷版ネウボラ」を実施し、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるための、区・医療・地域が連携して相談支援する、顔の見えるネットワーク体制を構築している。

現行の基本計画の最後の2年間の実施計画であるつながるプランにおいては、これまでの取組みや大きく変化する社会状況を踏まえ、次の基本計画につながるものとしていく必要があります。

(3) マッチング、参加と協働の取組み

① マッチング、参加と協働の振り返り

- 現在の基本計画は、「マッチングによる政策の推進」「参加と協働」を掲げて策定しました。平成26年度から開始した新実施計画では、この基本計画に基づき、マッチングによる横断的連携や区民・事業者等との参加と協働の取組みを進めてきました。特に、基本計画における6つの重点政策については、新実施計画（後期）から、重点政策ごとに個票を作成し、「横断的連携により進める取組み」、「区民・事業者との参加と協働により進める取組み」を新たな評価軸として設け、その取組みの評価・検証を行ってきました。
- また、基本計画では、「さまざまな分野や主体を横つなぎ・組み合わせることで、課題解決の力を高めるよう、相互に協力して政策を進めること」をマッチングの定義とし、この間、縦割りを超え、庁内各部の連携、官民連携、区民をはじめとした多様な主体の参加と協働により、効率的で効果的な政策の形成や推進を目指してきました。
- 具体的には、「参加と協働」を軸に、基本計画で掲げる6つの重点政策に基づき以下のような取組みを着実に推進してきました。
 - 重点政策①「子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進」
保育待機児童の解消や、庁内横断的に連携したひとり親家庭支援、子どもの貧困対策など
 - 重点政策②「高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい」
地域包括ケアの地区展開による身近な地区での相談体制の確立など
 - 重点政策③「安全で災害に強いまちづくり」
地域住民との協働による地域防災力向上の取組みなど
 - 重点政策④「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現」
区民・事業者・他自治体と連携した再生可能エネルギーの普及など
 - 重点政策⑤「世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり」
ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みなど
 - 重点政策⑥「豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進」
地域の課題解決に向けた提案型協働事業の実施など
- 小田急線上部利用における北沢PR戦略会議、若者の声を聴きながら進めた居場所整備、認知症の本人も参画した認知症条例など、参加と協働により政策を進める場や体制は整いつつあり、着実に根付いてきています。一方、イベントなど単発の機会による行政への参加に留まる取組みも多く、区民が主体的に地域を運営する住民自治の拡充を進め、コミュニティや政策形成の議論を深めるためには、引き続き「参加と協働」を軸に、組織横断的連携の徹底、区民や事業者、大学、他自治体等との連携による取組みを一層推進していく必要があります。

- ▶ コロナ禍により、従来どおりの手法での区民参加が難しい状況となっています。コロナの収束が見通せないなか、区民参加の取組みの中止ではなく、オンライン会議や動画配信など、デジタル技術の活用による新たな手法への見直しや多様な機会の創出が求められます（「参加と協働の Re・Design」）。

②マッチング、参加と協働の今後の方向性

- ▶ 世界規模で起きている急速なデジタル化の動きにより、サイバー空間（コンピューターなどによる仮想空間）とフィジカル空間（現実世界）の一体化が加速し、国境、都市部と地方などの物理的な障壁のみならず、年齢、性別、障害の有無など、あらゆる差異に捉われず、誰もが必要な情報を得て、自らの意見を発信する、双方向のコミュニケーションが可能な社会の到来が見込まれています。
- ▶ こうした社会のなかで、次の10年間は、これまでの延長ではなく、未来に向けて変革していく期間となります。区としても、これまで進めてきた参加と協働による取組みを一層推進するとともに、新たな地域行政制度のもとで、デジタル技術の活用による多様な参加と協働をデザインし、デジタル・デモクラシーの深化を目指します。また、情報公開と情報提供の充実をさらに進めることで、より多様な区民参加を促していきます。
- ▶ 一方で、デジタル技術の急激な進化により、デジタルツールを使いこなすことができる人と、使えない人との格差（デジタルデバイド）は大きくなっており、こうした課題を踏まえ、誰一人取り残さない、人にやさしい地域社会を実現していく必要があります。
- ▶ 基本計画で掲げたマッチングでは、組織横断的な連携を強化し、施策を展開してきました。一方、区の事業が分野ごとに細分化したことなどにより、手法が類似した事業や対象が共通する事業を複数の所管がそれぞれ別々に実施したり、居場所の確保を子どもや高齢者などの対象者ごとに行うなど、十分に庁内で連携して取り組むことができない事例もありました。また、プロジェクトチームの結成なども複数ありましたが、一堂に会しての定期的な情報共有に留まり、日常的な意見交換や、所管を超えたメンバーによる共同の事業実施などには至らないという課題もあります。
- ▶ デジタルを活用することで、組織を超えた日常的な意見交換が可能な環境を整えるとともに、社会状況の変化が目まぐるしいなかで、突発的な課題に即座に対応していくため、組織に捉われない混成チームを即座に立ち上げるなど、課題に応じた機動的な対応が可能なアジャイル型組織⁹への転換を目指し、さらなるマッチングを推進していきます。また、こうした新たな働き方を支える職場環境を実現するため、新庁舎整備において、機能的・効率的で柔軟性の高い執務空間を確保していきます。
- ▶ 区民や地域の課題が複雑化し、政策分野のひとつひとつの施策の細分化が進む中で、マッチングを進めて「参加と協働」を実現するには、「つなぐ人」（コーディネータ

⁹ アジャイル型組織：機動的でスピード感に優れた組織。ソフトウェア開発で用いられていたアジャイル開発（「計画→設計→実装→テスト」といった開発工程を機能単位の小さいサイクルで繰り返し、状況の変化に応じながら開発を進めていく手法）の概念を、組織全体に適用させた考え方。

- 一) も重要となります。コミュニティソーシャルワーカー¹⁰を中心に、「つなぐ」機能を強化していきます。
- ▶ さらに、民間、大学や他自治体など、多様なステークホルダーとともに、複雑化する課題への対応や新たな価値創造などに取り組む必要があります。
 - ▶ 「協働」や「連携」を土台に、さらにその先も見据え、新たな世田谷を創造し、さらなる発展を目指します。

(4) 次期基本計画の検討にあたって

令和2年から2年越しとなる新型コロナウイルス感染症の脅威は世界同時に進行し、令和4年1月2日時点で世界の累積感染者数は約2億8千万人を超え、累積死者数は約543万人となるなど、猛威を振るっています。産業構造には大きな変化が生じて、区民生活にも重大な影響をもたらしました。従来は実用化されていなかった「mRNA¹¹」を利用したワクチンが開発され、令和3年5月から住民接種に取り組み、11月に80%の接種率を記録したものの新たな変異株に対応するためにも3回目接種を年末から開始している状況です。

令和元年10月の台風第19号は、世田谷区内にも罹災証明が600世帯超に及ぶ大きな被害をもたらしました。地球温暖化等の気候危機の影響は、災害リスクの常態化となつて、私たちの日常生活を脅かしています。大規模台風やゲリラ豪雨に対して、災害対策を強化すると共に、「温室効果ガス抑制」の目標値を確実にクリアしていくことが自治体の責務ともなります。地球規模のパンデミックや気候危機が区政の根幹を揺るがす事態となっています。

「生存の危機」と向き合う時代の区政運営を、区は次期基本計画で描くこととなります。コロナ禍で感染対策として区民に求めてきた「人と距離を置くこと（ソーシャルディスタンス）」「飲食時に会話をしないこと」「人の多いところを避けること」等は、コミュニティを支えてきたイベントやお祭り、フリーマーケットや出店、飲食をともなうパーティーや会合等を激減させてきました。その対策による感染拡大防止の効果はあった一方で、区民や事業者に多大な影響が生じました。

また、区内経済対策で緊急融資の取組みを上げた一方で、コロナ禍の影響で業績悪化が続いた業界では仕事を縮小したり、継続を断念する事業者も目立ちます。雇用保険を財源としたセーフティネットや社会福祉協議会を窓口とした「緊急小口資金」「総合支援資金」「住居確保給付金」等の支援の利用者はコロナ禍前を大幅に上回りました。

コロナ禍で、全国的に子ども・若者の自殺が急増しました。誰とも話すことなく、社会的孤立を深めたり、「うつ」の状態になる人も増えました。また、重症化リスクの高い高齢者は、趣味のサークル参加や、デイサービスの利用も、感染防止のために活動休止や縮小等の影響を受けました。社会的孤立だけではなく、フレイルが進んで身体的な機能

¹⁰ コミュニティソーシャルワーカー：支援を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎや、地域ネットワークづくりなどに取り組むソーシャルワークスタッフ。

¹¹ mRNA：メッセンジャー-RNA。mRNA ワクチンは、ウイルスのたんぱく質をつくるもとになる遺伝情報の一部を注射する。それに対する抗体などが体内でつくられることにより、ウイルスに対する免疫ができる。

が衰えてしまう危険性も指摘されています。

社会的孤立や孤独を、どのように解消するのかは大きな課題です。区では地域行政制度の見直しの議論を進めていますが、身近な地域で受けとめあう「居場所」や「仕組み」がきわめて重要です。SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない」社会の構築に向け、危機が進行する中で誰一人として例外なく直面する難題が訪れているからこそ、地域で互いのつながりを高めて、健康リスクや災害リスクから「生命を守る」取組みが、次の基本計画の基軸となります。

区は、令和4年に「区制90周年」を迎えます。90年の節目に立って、10年間の展望することが出来るか否かは、区民・事業者・区の構想力にかかっています。世界共通の困難な壁を前に、社会的孤立から生命を守る命綱となる人と人がつながる「コミュニティ」「居場所」「プラットフォーム」を持続可能な区政運営の土台としていきます。

今後区制100周年を迎える10年間のうち、当初2年間は「未来つながるプラン」により区政運営を行うこととなります。このことから、この2年間は現基本計画（平成26年度からの10年間）の最終2年間の位置づけにとどまらず、令和6年度から始まる次の基本計画のテーマを見据え、その一部分を担っていく役割を果たしていきます。

①基本計画の体系

刻々と変化する社会状況の変化を捉え、機動的・実践的な計画としていくとともに、区民へのわかりやすさ、基本計画と実施計画の関係性をより明確化し、区の最上位計画である基本計画に基づく計画行政を実行していくために、次期基本計画においては、基本計画と実施計画の一体化を図り、個別具体的な事業をコントロールしていきます。

また、計画期間について、現在の10年（4年－4年－2年）のサイクルを、8年（4年－4年）のサイクルとし、基本計画についても、中間年での見直しを図ることで、社会状況の変化などを、より反映できる計画としていきます。

なお、他の分野別計画について、法令で別に定めのあるものなどを除き、原則、基本計画の期間にあわせた計画とし、基本計画に基づく計画行政を実行していきます。

<基本計画の今後のスケジュール>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)
現行	平成26年度(2014年)～ 基本計画(10年)					令和6年度(2024年)～ 基本計画(10年)							
	平成26年度～ 新実計(後期)4年			令和4年度～ 調整計画(2年)		令和6年度～ 実施計画(前期)4年				令和10年度～ 実施計画(後期)4年			
次期	平成26年度～ 新実計(後期)4年			令和4年度～ つながるプラン (2年)		令和6年度～ 基本計画・実施計画期間 (前期4年)				令和10年度～ 基本計画・実施計画期間 (後期4年)			
			実施計画 検討	新たな 基本計画検討					中間 見直し			新たな 基本計画検討	

②具体的な政策や施策検討にあたっての視点

●コロナ禍からの復興

新型コロナウイルス感染症は、2年以上にわたり世界各国で猛威をふるいました。その対策は、国や民族、人種の違いを超えて共通点が多くありました。区での健康危機管理に、最新の研究や治療方法など様々な知見を共有する必要がありました。そのために専門家にアドバイザーとなっていただき、感染症の専門家や、世田谷区医師会・玉川医師会等に参加をいただいた情報共有の仕組みをつくりました。今後、気候危機やグリーンリカバリー¹²等、区の重要な政策において広い視野と最新の知見を有する専門家や研究機関、大学等との連携・協働を深めていきます。

- 感染症対策をはじめ、災害時の対応など、緊急時対応をより強力な体制で推進できるよう、コロナ禍の経験を踏まえた見直しを行っていきます。
- コロナ禍により、生命や健康のみならず、地域経済や地域活動、子どもの活動など、様々な影響を及ぼしました。ワクチン接種によっても完全な収束が見通せないなか、状況を見定めながら、様々な支援策を講じていきます。また、グリーンリカバリーの概念を取り入れるなど、経済・社会・環境・まちづくりなど、あらゆる分野の区の施策について、コロナ禍からの復興・発展から持続可能な社会を築くため、全庁が力を合わせた取組みを進めていきます。
- 区の各施設について、例えば保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」では、コロナ禍の経験を総合的な拠点としての機能の検討に反映させていくなど、施設運営のあり方について見直しを行っていきます。

●誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会

「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」（令和2年）では、条例制定に向けて認知症当事者の参画をいただき、施行後の取組みにも加わっていただいています。地域包括ケアの地区展開を基盤に、高齢者が尊厳をもって、地域で暮らすことの出来る基盤を強化し、高齢者の「居場所」「活動拠点」を整えます。

内閣官房より認定を受けた「先導的共生社会ホストタウン」として、障害のある人もない人も共に支えあう共生社会を目指すとともに、障害理解の促進や差別解消等に関する条例のあり方の検討では、障害当事者を始め、障害者団体や事業者、専門家など、幅広く参画・協力をいただき、進めていきます。また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づいて、人権を尊重し差別を生じさせない都市を目指します。

- 区では、令和2年10月に「気候非常事態宣言」を発出しました。気候変動の影響により激甚化・頻発化する災害への対応として、デジタル技術のさらなる活用、グリーンインフラ¹³の活用、参加と協働によるまちづくりなど、災害に強く持続可能なまちを目指すとともに、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を緩和する取組みを進め、脱炭素社会

¹² グリーンリカバリー：コロナ禍からの復興にあたり、元どりの生活状況に戻すのではなく、その復興に投じられる資金などを通じて、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、新しい持続可能な社会を築く考え方。

¹³ グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。社会資本整備や土地利用等、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるもの。

の実現に向け、区・事業者・区民で力を合わせて行動します。

- ▶ 超高齢社会と呼ばれるなか、高齢者福祉の質を保ちながら、持続可能な地域福祉をつくり出していくために、住民参加の相互扶助サービスや重層的支援体制整備事業を活用した地域循環型の福祉基盤を広げることが課題です。
- ▶ 東京2020大会を契機とした、アメリカ合衆国ホストタウン・共生社会ホストタウンの取り組みをはじめ、ボランティアや競技会場、キャンプ地の活用、スポーツや文化、教育などの様々な分野における取り組みをレガシーとして引き継ぎ、「共生のまち世田谷」の実現を目指します。

●地域コミュニティ

区は、平成3年(1991年)に、“打てば響くまちづくり”を目指す独自の地域行政制度を導入しました。大都市としての一体性を保ちながら、区民自治に基づいたきめ細かな行政運営を行うために、区内5地域に総合支所、生活圏にまちづくりセンター(当時は出張所)を配置しました。

30年間、地域行政制度のもとで地域運営にあたってきましたが、社会環境の変化は著しいものがあります。高齢化社会の進行やひとり暮らしの単身世帯の増加、頻発する自然災害や想定を超えた新たな感染症の拡大など、これまでに経験したことのない困難に、地域コミュニティが直面してきています。また、デジタル技術の急速な発展により、人と人とのつながりが変化し、区民の日常生活に大きな影響を与えています。

特に、28地区で「福祉の相談窓口」の中心を担うまちづくりセンターは、これからの区政のフロントであり、デジタル化の進展とあわせて対面の窓口業務の充実も必要となります。災害対策を土台として、福祉から子育て支援、孤立化と貧困格差対策等、地域行政制度をリニューアルしていくために、区は「(仮称)地域行政推進条例」の準備を進めています。

区民の生命と財産を守る基礎自治体の役割を明確にして、区民にとって安心と希望の持てる地域社会、区民を中心に創意工夫を凝らし、自主的な活動が重層的に展開される地域社会をつくることで、新たな時代のニーズをとらえていく時期に入ります。過去30年の蓄積を生かし、新たな地域行政制度に本格的な転換をはかっていきます。

- ▶ 子どもから高齢者まで、居場所の確保が課題となるなか、公共施設や空き家の有効活用などにより、あらゆる世代が集える居場所の創出など、検討を進めます。
- ▶ グリーンインフラ、防災・減災、スポーツを核とする上用賀公園施設整備をはじめ、官民連携手法による公共施設等の整備も視野に、魅力ある誰もが親しめる空間を創出していきます。

●子ども・若者支援と教育の充実

「子ども・子育て応援都市」として、子育て基盤を充実すると共に、子どもが育つ環境を整えます。妊娠期からの「世田谷版ネウボラ」の支援ネットワークの連携を強化するとともに、「産後ケア」や「おでかけひろば」「子育てひろば」等の取り組みをさらに推進することで、新生児・乳児期からの在宅子育て支援をより一層充実させます。また、医療的ケア児や要配慮児童への教育環境を改善するとともに、区内の児童館ネットワークを拡充し、

乳幼児から若者までを支えます。若者支援としては、青少年交流センターを活用して若者との「参加と協働」を進め、子どもから若者まで、ひとつながりの「育ちの土台」をつくります。

教育は、大きな変革期にあります。教育委員会では、文部科学省のGIGAスクール構想¹⁴に基づき、タブレット端末を小中学校の児童生徒と教員に配備し、校内の通信環境の再整備を全校で行いました。引き続き、個別最適化の可能な教育基盤を充実していきます。各学校現場から教育委員会、区行政組織の総合力を結集し、区内の大学、企業、地域の幅広い社会的資源を学校教育現場に還元する舞台を広げ、学びの現場の底支えをする拠点として、教育総合センターは新たな稼働を始めます。

- 地域包括ケアの地区展開や児童相談所の設置・運営を踏まえ、保育園や児童館が地区における相談支援や見守りのネットワークのもと、地域関係者や活動団体、相談支援機関、子ども家庭支援センター等との多様な連携を進めるとともに、切れ目のない子育て支援の充実を図り、子どもを生み育てやすい環境を整備します。
- GIGAスクール構想による基盤整備が進む中、教育総合センターの機能を活かし、EdTech¹⁵等も活用しながら、個々の教育的ニーズや理解度に応じた学習、STEAM教育¹⁶などの教科横断的な学習など、様々な手法を検討し、個別最適な学びを実現していきます。

●持続可能な循環型社会

気候危機は「人類の生存」そのものを脅かしています。これまでの、資源を際限なく消費し、大量に廃棄してしまうようなライフスタイルを転換し、91万自治体（令和4年1月1日時点）として「温室効果ガス削減」の目標値を定めて、その実現のために区民・事業者・区が一体となって取組みを加速させます。気候危機は、自治体だけで解決出来るわけではなく、地球規模の大きな転換が必要となる課題です。区では、地域の取組みを強めると共に、「気候非常事態宣言」を出した自治体として、先進的な都市の取組みに学び、交流し、共有していきます。

- 2050年カーボンニュートラル¹⁷の実現に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化の取組みをさらに加速させていくとともに、プラスチック資源循環の検討などを進めます。また、サーキュラーエコノミー（循環型経済）¹⁸など、経済システムが変革していくなか、持続可能な循環型社会の実現に向け、積極的に新たな

¹⁴ GIGAスクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。「Global and Innovation Gateway for All」の略

¹⁵ EdTech（エドテック）：Education（教育）×Technology（技術）を組み合わせた造語。テクノロジーを活用して教育業界や教育市場にイノベーション（変革）をもたらすこと。

¹⁶ STEAM教育：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）の5つの教育分野を表す単語の頭文字をとったもので、教科横断的な教育。

¹⁷ 2050年カーボンニュートラル：2050年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること。実質ゼロとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて合計ゼロになること。

¹⁸ サーキュラーエコノミー：従来の「原料－生産－消費－廃棄」という一方通行の直線で図式されるリニア型（直線型）ではなく、廃棄物を出さずに資源を循環させる経済の仕組み。

取組みを推進していきます。

- グリーンインフラを推進することで、自然環境が持つ自律的回復力をはじめとする多様な機能を積極的に活かし、環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進め、持続可能で魅力ある地域社会の形成を目指していきます。
- 「世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」の理念を踏まえ、多様な働き方の実現、社会課題解決に向けた起業・創業支援など、旧池尻中学校跡地活用も含め、持続可能な地域経済の実現を目指していきます。
- コロナ禍により格差が広がるなか、誰一人取り残されることなく、相互に尊重しあいながら安心して住み続けられる共生社会の構築に向け、ジェンダーフリーをはじめ、あらゆる施策において、多様性（ダイバーシティ）と社会的包摂（インクルージョン）の理念を取り入れながら進めていきます。
- 次期基本計画の期間において、SDGsの目標年次である2030年を迎えることから、SDGsを意識した施策展開を図っていきます。具体的な検討にあたっては、これまでのような、現状と課題から改善策を積み上げていく考え方（フォアキャスト）だけでなく、あるべき未来の姿から逆算して現在やるべきことを構築する視点（バックキャスト）により検討を進めていきます。

●新たな自治体経営

DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展により、「申請」「届出」等の窓口での手続きは大きく変わり、区役所と住民の関係が、窓口事務の改革と共に、「住民サービス」に丁寧に向き合うことに、比重を移していきます。DXとは、単にデジタル技術の導入だけではありません。「仕事の変容（トランスフォーメーション）」により、「参加と協働」の地域づくりにつなげていきます。

- DXの取組みを加速させ、区民を主体としたサービスデザインを徹底するとともに、本庁舎等整備を契機とした働き方改革などに取組み、「ヒト」を中心とした新たな時代を切り拓く世田谷区へと変革していきます。また、デジタル・デモクラシーにより、参加と協働を発展させていきます。
- PFI¹⁹やPark-PFI²⁰をはじめとした官民連携手法による公共施設整備の推進による魅力向上、多世代・多用途での公共施設のさらなる有効活用など、次期基本計画にあわせた総合管理計画の改定も視野に、さらなる検討を進めていきます。
- 引き続き、厳しい財政状況が見込まれるなか、施策の優先順位を整理し、選択と集中を図り、持続可能な行財政運営に取り組めます。

その他、つながるプランに位置づける施策の状況や、コロナ後の社会状況なども踏まえ、次期基本計画を総合的に検討していきます。

¹⁹ PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。「Private Finance Initiative の略」

²⁰ Park-PFI：都市公園において、飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

- 1 基本的な考え方
- 2 施策体系
- 3 4つの政策の柱に基づく個別施策

政策の柱1：高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

政策の柱2：区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る

政策の柱3：子ども若者の学びと育ちの支援

政策の柱4：コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現

- 4 事業費一覧
- 5 分野別計画等における主な取組み(一覧)

1 基本的な考え方

(1) 4つの政策の柱に基づく取組み

新型コロナウイルス感染症の影響、SDGsの推進、人口トレンドの変化、大規模自然災害の発生、DXの推進など、大きく変化する社会状況を踏まえ、現行の基本計画の6つ重点政策及び政策方針の4つの柱をもとに、次の基本計画につなげていくため、新たに以下の4つの柱を設け、施策を推進します。

政策の柱1 高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

新型コロナウイルス感染症による影響、頻発する大規模自然災害に対して、安全で災害に強いまちづくりを進めるとともに、すべての区民の健康維持・増進、生命を守る取組みを推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策や緊急対応については、刻々と変わる状況を踏まえながら、補正予算等に対応することとし、つながるプランには位置づけず、臨機応変に対応していきます。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・誰もが生き生きと安心して暮らし、活躍できる社会の構築
- ・デジタル技術やグリーンインフラの活用、参加と協働によるまちづくりなど、災害に強く持続可能なまちづくり
- ・コロナ禍の経験を踏まえた緊急時対応の体制強化

政策の柱2 区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る

新型コロナウイルス感染症による甚大な影響を受けた区民や事業者を支えるとともに、新たな時代にふさわしい地域コミュニティを再構築し、地域を活性化します。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・コロナ禍の影響を受けた区民や事業者への支援、経済対策
- ・（仮称）地域行政推進条例を踏まえた、まちづくりセンター・総合支所の機能の充実
- ・公共施設の有効活用などによる、あらゆる世代が集える居場所の創出
- ・持続可能な地域経済

政策の柱3 子ども若者の学びと育ちの支援

誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの基盤を構築するとともに、子どもや子育て世帯への新型コロナウイルス感染症による影響の長期化も踏まえ、「子ども・子育て応援都市」として、次世代を担う子どもの育ちを支え、子育てを支援します。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・地域包括ケアの地区展開や児童相談所の設置・運営を踏まえた、子どもや子育てにかかわる相談支援や見守りネットワークの中核を児童館が担うための機能強化
- ・ICT基盤を活用した個別最適な学びの実現

政策の柱4 コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現

新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、SDGs、気候変動など、大きく社会経済状況が変化していくなかで、コロナ後を見据えた新たな取組みを推進し、持続可能な社会を目指します。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・2050年カーボンニュートラルに向け、さらなる取組みを推進
- ・グリーンリカバリー、サーキュラーエコノミー（循環型経済）など、持続可能な循環型社会の実現
- ・SDGsを意識した施策展開
- ・DXの推進、本庁舎等整備を契機とした働き方改革など、「ヒト」を中心とした新たな時代を切り拓く世田谷区への変革
- ・誰一人取り残されることのない共生社会の実現、東京2020大会レガシーである「共生のまち世田谷」実現に向けた取組み

(参考)

■基本計画6つの重点政策

①	子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進
②	高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい
③	安全で災害に強いまちづくり
④	自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現
⑤	世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり
⑥	豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

■政策方針4つの柱

①	新型コロナウイルス感染症防止対策
②	区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み
③	子どもの学びと育ちの支援
④	施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換

(2) 4つの政策の柱に位置づける施策の考え方

コロナ禍による社会状況の変化などを踏まえ、次期基本計画も見据え、現計画の継続ではなく、令和4年度及び5年度に、集中的に行う施策で、特に、区として重点的に取り組まなければならない、組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により推進するものについて、施策の優先順位を整理し、選択と集中を図ったうえで位置づけます。

■位置づける施策

- 新規条例制定など、大きな動きがある施策。
- 4つの柱を構成する核となり、コロナ禍による社会状況の変化などを踏まえ、次期基本計画でも重要な位置づけとなることが想定され、令和4年度及び5年度に重点的に取組む必要がある、組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により推進する施策。

■位置づけない施策

- 個別の分野別計画に位置づけられているものは、原則として位置づけません。（上記の条件に該当する重要な取組みは例外として位置づけます）
- 施設整備などのハード系事業については、基本的には個別の計画に位置づけられていること、また、公共施設等総合管理計画に基づく施設整備計画にも位置づけられていることから、本計画には位置づけません。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、状況に応じて補正予算等で対応すべきものであることから、位置づけません。

（3）分野別計画等における主な取組み

各分野別に別途作成されている個別計画等に基づく取組みについては、基本的に、本計画には位置づけず、個別計画等において進捗管理を行うこととします。

つながるプランにおいては、各分野別計画等における主な取組みについて、その概要の一覧を掲載しています。（83 ページ「5 分野別計画等における主な取組み（一覧）」参照）

（4）SDGsの推進

SDGsは、2015年9月に国連サミットで採択された国際目標であり、2030年を期限とし、持続可能な生活を実現するための17のゴールと、達成すべき169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対応しています。

世田谷区基本構想で掲げるビジョンや、基本計画の重点政策、つながるプランにおける取組みは、SDGsが目指すべき方向性と多くが重なります。

そのため、4つの政策の柱とSDGsとの関連を、幸せの象徴ともされる四つ葉のクローバーを用いて独自の「クローバーモデル」として整理しました。各施策の推進にあたっては、SDGsの理念に基づき、人権の尊重とジェンダー主流化の視点をもち、参加と協働により経済、社会、環境の側面から取り組むことで、ウェルビーイング

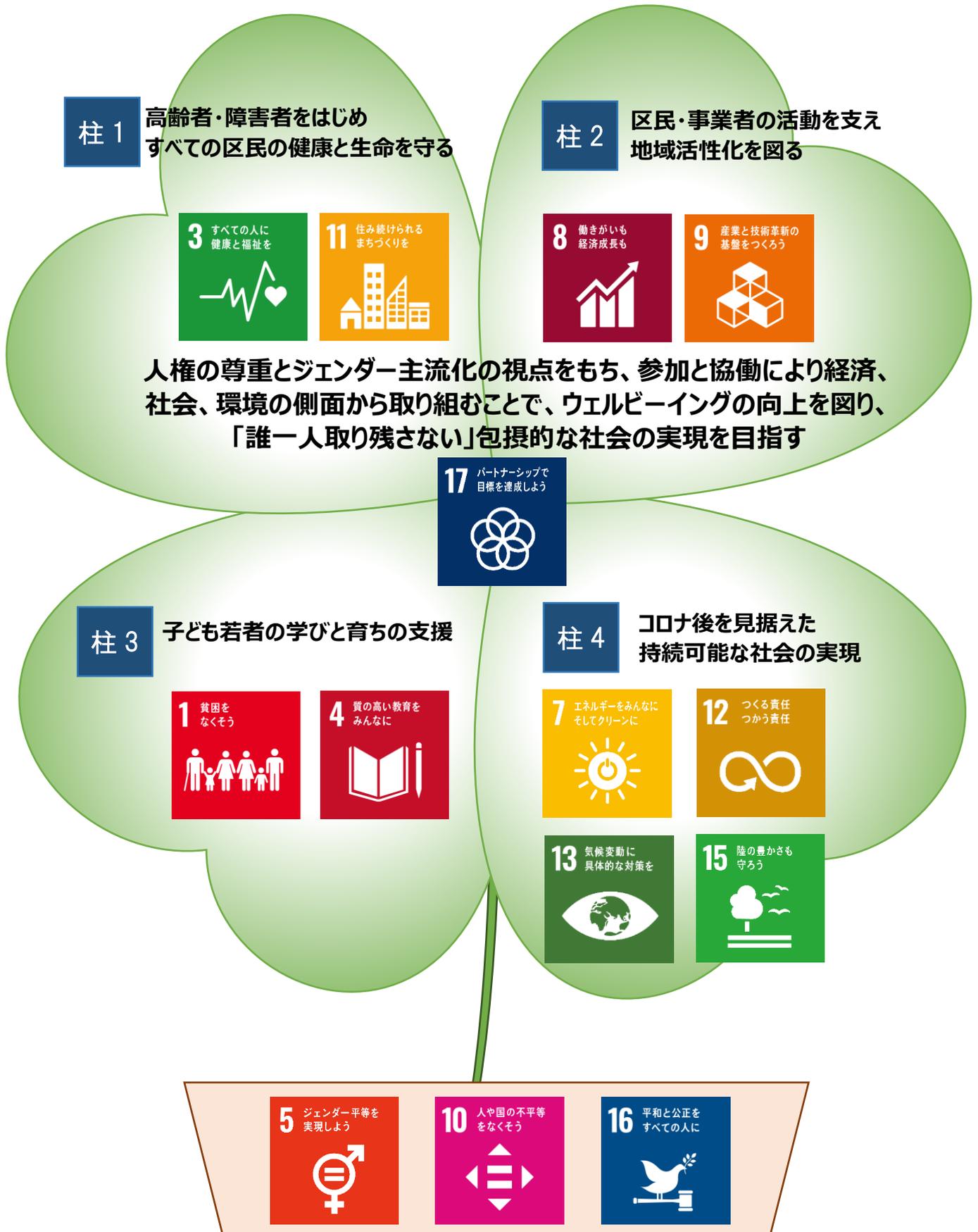
（well-being）²¹の向上を図り、「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現を目指します。

²¹ ウェルビーイング（well-being）：直訳すると幸福。個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

また、4つの政策の柱に基づく個別の施策についても、SDGsとの関連を明らかにすることで、相互に関連性を意識しながら横断的な施策展開を図り、持続可能な地域社会の実現を目指し、SDGsと一体的に推進していきます。



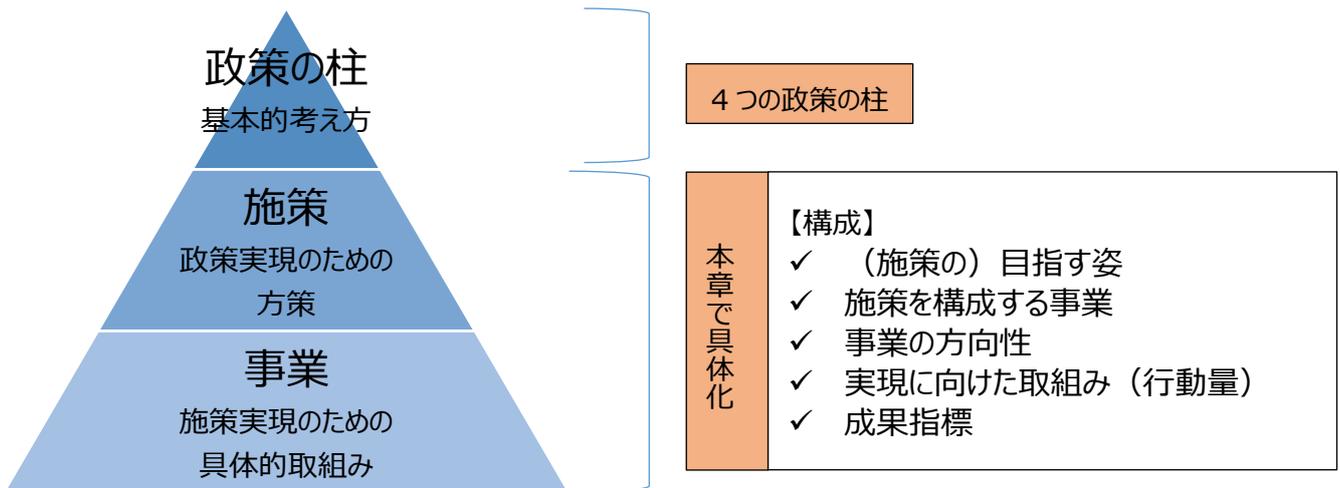
世田谷区 SDG s クローバーモデル



2 施策体系

(1) 施策体系

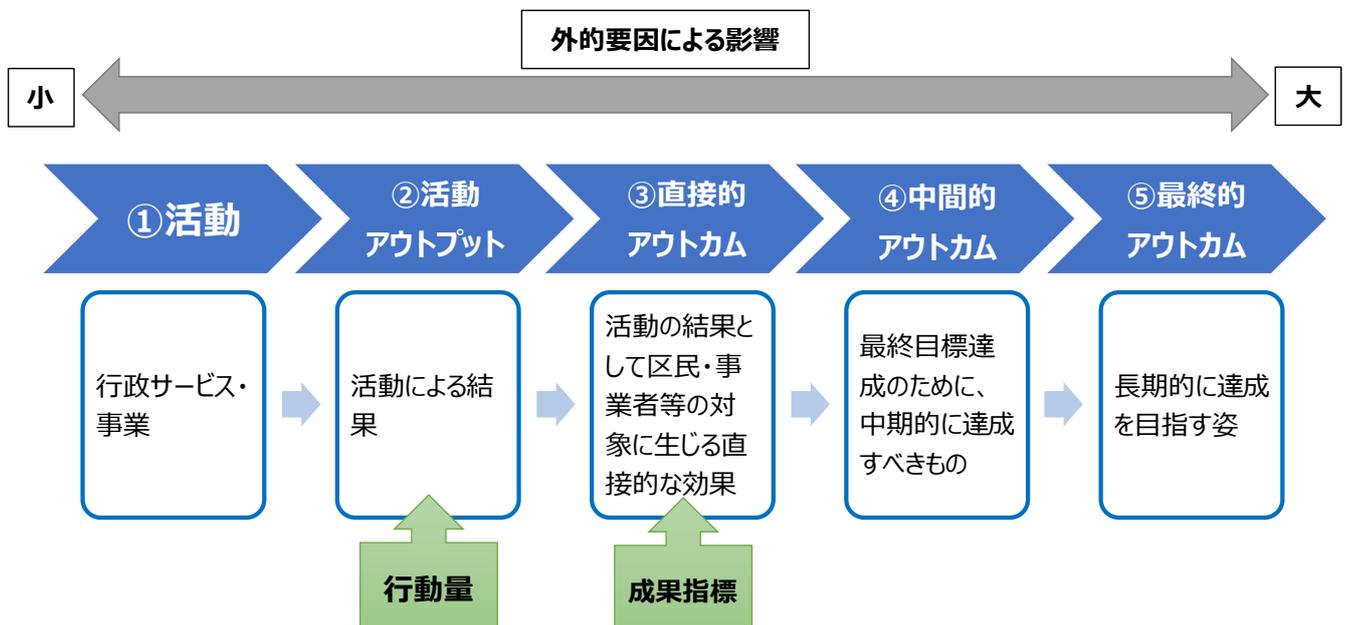
4つの政策の柱に基づき、計画期間の2年間において、重点的に推進すべき施策をとりまとめています。また、施策ごとに、目指すべき姿、構成する事業、取組みの方向性、行動量、成果指標を設定していきます。



(2) 指標の設定

それぞれの施策ごとに、以下のロジックモデルに沿って検討を行い、指標を設定することで、成果や達成度を測り、評価・検証や改善につなげていきます。

なお、最終目標に近づくほど社会経済状況等の外的要因により左右される要素が大きくなることや、2年間の計画期間も踏まえ、直接的アウトカムを成果指標として設定することを原則とします。



①指標の定義

■実現に向けた取組み（行動量）

事業における具体的な行政活動の結果を示す指標（アウトプット指標）

■成果指標

施策・事業の実施により、区民・事業者等にもたらす成果や効果を示す指標（アウトカム指標）

②指標設定の考え方

ア 実現に向けた取組み（行動量）

- 活動・取組みによる結果を測るアウトプット指標として、原則として定量的な指標を設定します。
- 活動による結果を測る指標を設定することを原則とします。施策の目指す姿の達成に向け、核となる取組みを位置づけます。

イ 成果指標

- 実現に向けた取組みにより、対象にどのような成果や効果があるか、定量的な指標を設定します。社会経済状況等の外的要因により左右される要素が大きくなる中間的アウトカム及び最終的アウトカムではなく、直接的アウトカムを設定します。
- 定量的な成果指標を設定し、達成可能な水準を少し上回る目標値（ストレッチゴール）を設定します。
- 国・都の計画や区の分野別計画等で掲げられた指標と同一の指標を設定する場合は、既存の計画と整合を図ります。

（3）計画の評価

すべての施策について、指標に対する達成度合いや新公会計制度を活用したフルコストによる分析を行い、評価・検証します。

つながるプランの評価・検証結果を踏まえ、次期基本計画の策定に反映していきます。

3 4つの政策の柱に基づく個別施策

4つの政策の柱に基づき、次の基本計画につなげていくため、選択と集中を図るとともに、目指す姿をより明確化するため、統合できるものは極力一つの施策としてまとめ、19の施策を位置づけました。

■位置づけた施策の考え方

以下の視点により、選択と集中を図り、19の施策としてまとめたうえで、4つの柱に位置づけました。

- ▶ 新実施計画（後期）において位置づけはないが、次の基本計画を見据え、新たな施策として位置づける横断的な取組み
例) ひきこもり支援、高齢者の地域参加促進など
- ▶ 新規条例制定など、大きな動きがあり、次期基本計画に向けて、今後さらに加速させていく必要がある取組み
例) 認知症とともに生きる希望条例、(仮称) 地域行政推進条例、地域経済の持続可能な発展条例、障害理解の促進や差別解消等に関する条例
- ▶ SDGs など、現基本計画策定時には想定していなかった概念により、持続可能な社会に向けてさらなる取組みを進めていく必要のあるもの
例) ジェンダー、経済成長、持続可能なまちづくり、気候変動の緩和と適応、食品ロス削減など
- ▶ コロナ禍の影響を踏まえ、次の基本計画に向けて、取組みを加速させていくもの
例) 健康危機管理体制強化、中小企業支援、高齢者の地域参加促進、居住支援、支援を必要とする子どもや家庭へのサポートなど
- ▶ 気候変動による激甚化・頻発化する災害に対し、防災・減災の取組み強化は、次期基本計画においても引き続き重要なテーマとなることから、複合的・横断的な取組みとして、他の施策とも統合したうえで位置づける
例) 気候変動の緩和と適応、グリーンインフラ、避難者対策、豪雨対策・木造住宅密集地域解消・耐震化促進・道路整備など
- ▶ 新実施計画（後期）またはその計画期間において、一定の取組みが完了したもののについて、さらに発展・充実させ、次の基本計画につなげていく取組み
例) 児童相談所開設 → 社会的養育の推進
教育総合センター開設 → 質の高い教育・保育
児童生徒へのタブレット端末配備 → 活用した新たな教育の推進
- ▶ 「参加と協働」やコミュニティの視点を、次の基本計画にもつなげていくもの
例) 参加と協働のまちづくり、図書館、地域行政の推進など

※複数の項目に該当する施策もあることから、上記は代表的な取組みとして例示として挙げたもの

施策一覧

政策の柱	施策番号	施策名	総合戦略	頁
政策の柱 1 高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る	1	地域防災力の向上	②	44
	2	安全で災害に強いまちづくり		46
	3	ひきこもり支援の推進	①	48
	4	「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進	①	50
	5	障害者の地域生活の支援	①	52
	6	区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化	①	54
	7	住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住支援の推進	①	56
政策の柱 2 区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る	8	地域行政の推進	②	58
	9	高齢者の地域参加促進	①②	60
	10	持続可能な地域経済の基礎づくり	①②	62
	11	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造		64
政策の柱 3 子ども若者の学びと育ちの支援	12	支援を必要とする子どもと家庭のサポート	①	66
	13	社会的養育の推進	①	68
	14	ICT 基盤を活用した新たな教育の推進		70
	15	教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進		72
政策の柱 4 コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現	16	多様性の尊重	①	74
	17	気候変動の緩和と適応に対応する取組みの推進	③	76
	18	循環型社会形成に向けた 3R の取組みの推進		78
	19	参加と協働による魅力ある街づくり		80

【総合戦略】

- ①：基本目標 1 多くの世代の希望の実現
- ②：基本目標 2 地域人材と社会資源を活用した活力ある地域社会の構築
- ③：基本目標 3 心豊かな暮らしを実現するための地方・都市との連携・交流

各ページの見方

政策の柱1 高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

① **施策1 地域防災力の向上** ②

③ **目指す姿**
地域住民の防災意識を高め、自助・共助を推進するとともに、地域の災害対応力を高める体制づくりを推進し、地域防災力の向上を目指します。

④ **■施策を構成する事業**

事業番号	事業名	事業の方向性
1-1	区民と地域の防災力向上	防災塾・研修等を通じて、自助・共助の担い手となる主体（区民、町会・自治会、消防団、事業所、ボランティア、NPO、大学・高校等）による相互連携、相互支援を強化することで、地域の防災力の向上を図ります。
1-2	避難者対策	大規模災害に備え、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、自助・共助に有効な個別避難計画の作成に取り組みます。
事業費見込み		令和4年度 16,679千円 令和5年度 25,028千円

所管部：危機管理部、保健福祉政策部、総合支所

⑤ **■実現に向けた取組み（行動量）**

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
1-1 ①	防災塾参加人数	550人 (令和2年度)	1,000人	1,500人	2,500人
1-1 ②	女性防災コーディネーターへのフォローアップ研修参加者数	21人 (令和元年度)	60人	60人	120人
1-2	個別避難計画作成数	—	400件	1,200件	1,600件

※1-1②の「女性防災コーディネーターへのフォローアップ研修参加者数」は、コロナ禍の影響により、令和2年度はフォローアップ研修を全て中止したため、令和元年度の実績を掲載した。

⑥ **■成果指標**

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
1-1 ①	防災塾に参加したことで、自分の地区の災害リスクや、自らとるべき避難行動を理解した人の割合	—	80.0%
1-1 ②	女性防災コーディネーターによる防災研修（地域啓発研修）参加者数（累計）	92人 (令和3年12月時点)	200人 (累計)
1-2	個別避難計画が作成できている人の割合	—	19%

① 施策名

4つの「政策の柱」の実現に向けて取り組む施策の名称を記載しています。

② SDGsのゴール

施策と関連するSDGsのゴールを示しています。

③ 目指す姿

施策の推進を通して実現を目指す将来像を記載しています。

④ 施策を構成する事業

・施策の実現に向けて実施する主な事業の名称と、取組みの方向性を記載しています。
 ・また、令和4年度～令和5年度の2年間に見込まれる事業費（予算事業の合計額）と、事業の実施に関係する所管部を記載しています。なお、事業費は20ページの「今後2年間の財政見通し」に反映しています。

⑤ 実現に向けた取組み（行動量）

・事業における具体的な活動、取組みの結果を示す指標として記載しています。
 ・年次別の計画とその合計（総量）は、原則として定量的に記載しています。

⑥ 成果指標

「実現に向けた取組み」により区民・事業者等に生じる直接的な成果や効果について、定量的な指標を記載しています。

実現に向けた取組み(行動量)・成果指標の見方

◆実現に向けた取組み(行動量)

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
例1	●●講座の参加人数	100人 (令和2年度)	200人	250人	450人
例2	●●の登録者数(累計)	75人 (令和3年 12月時点)	105人	140人	140人 (累計)

現況値

- ・計画値(令和4年度・令和5年度)の設定にあたり参考とした策定時点で確定している直近の実績値を記載しています。
- ・なお、令和3年度実績は、通常は令和3年度末以降に確定するため、累計値を設定した一部の行動量を除き、原則として令和2年度実績を記載しています。
- ・令和3年度以降に開始した新たな取組みなど、確定した実績値の記載できない取組みは、現況値を「-」と表記しています。

総量

- ・計画期間(令和4年度～令和5年度)における行動量の合計値を記載しています。なお、累計値を設定した行動量は、総量として令和5年度の計画値を記載しています。(「累計」と表記)

◆成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
例3	●●の参加者の割合	65.0% (令和2年度)	70.0%
例4	●●の実施件数	350件 (令和2年度)	950件 (2年間の合計)

現況値

- ・実現に向けた取組み(行動量)の現況値と同様の考え方で記載しています。

目標値

- ・割合(%)を設定した成果指標の場合は、令和5年度末時点で達成を目指す数値を記載しています。
- ・また、数量(人数・件数等)を設定した成果指標の場合は、原則として令和4年度と令和5年度の合計値を目標値としています。(「2年間の合計」と表示)

施策1 地域防災力の向上



目指す姿

地域住民の防災意識を高め、自助・共助を推進するとともに、地域の災害対応力を高める体制づくりを推進し、地域防災力の向上を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
1-1	区民と地域の防災力向上	防災塾・研修等を通じて、自助・共助の担い手となる主体（区民、町会・自治会、消防団、事業所、ボランティア、NPO、大学・高校等）による相互連携、相互支援を強化することで、地域の防災力の向上を図ります。			
1-2	避難者対策	大規模災害に備え、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、自助・共助に有効な個別避難計画の作成に取り組みます。			
事業費見込み		令和4年度	16,679千円	令和5年度	25,028千円

所管部：危機管理部、保健福祉政策部、総合支所

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
1-1 ①	防災塾参加人数	550人 (令和2年度)	1,000人	1,500人	2,500人
1-1 ②	女性防災コーディネーターへのフォローアップ研修参加者数	21人 (令和元年度)	60人	60人	120人
1-2	個別避難計画作成数	—	400件	1,200件	1,600件

※1-1②の「女性防災コーディネーターへのフォローアップ研修参加者数」は、コロナ禍の影響により、令和2年度はフォローアップ研修を全て中止したため、令和元年度の実績を掲載した。

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
1-1 ①	防災塾に参加したことで、自分の地区の災害リスクや、自らとるべき避難行動を理解した人の割合	—	80.0%
1-1 ②	女性防災コーディネーターによる防災研修 (地域啓発研修) 参加者数 (累計)	92人 (令和3年12月時点)	200人 (累計)
1-2	個別避難計画が作成できている人の割合	—	19%

施策 2 安全で災害に強いまちづくり



目指す姿

激甚化・頻発化する災害や大規模震災等から区民を守るため、災害に強く復元力のある高度な防災都市の実現を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
2-1	豪雨対策の推進	浸水被害を軽減するため、区民、事業者や、国、東京都と連携、協働して豪雨対策に取り組めます。
2-2	木造住宅密集地域の解消	東京都防災都市づくり推進計画における、整備地域内の木造住宅密集地域において、国や都の補助事業を活用し、道路・公園の整備、老朽木造建築物の建替えによる不燃化を推進します。
2-3	建築物の耐震化促進	広報や防災イベント等を通じての周知に加え、旧耐震住宅にお住まいの方に直接的に働きかける等、積極的な周知と助成を通じて建築物の耐震化の促進に取り組めます。
2-4	優先整備路線の整備促進	東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）やせたがや道づくりプランに基づき、主要な生活道路の優先整備路線の重点的な整備に取り組めます。
事業費見込み		令和4年度 1,553,681千円 令和5年度 1,614,537千円

所管部：道路・交通計画部、総合支所、防災街づくり担当部、土木部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
2-1	雨水流出抑制施設の設置件数	304件 (令和2年度)	250件	250件	500件
2-2 ①	老朽建築物の除却・建替え等費用助成申請数	187件 (令和2年度)	158件	158件	316件
2-2 ②	道路・公園等用地取得面積	19㎡ (令和2年度)	173㎡	170㎡	343㎡
2-3	耐震化の必要性の認知性向上 a) 支援対象建築物への直接周知件数 b) 掲示物を通じての周知枚数	a) — b) 4,030枚 (令和2年度)	a) 5,500件 b) 6,000枚	a) 6,700件 b) 6,000枚	a) 12,200件 b) 12,000枚

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
2-4	優先整備路線の道路整備面積	4,902 m ² (令和2年度)	2,149 m ²	3,706 m ²	5,855 m ²

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
2-1	流域対策量（雨水流出抑制量） (累計)	522,700 m ³ (令和3年12月時点)	581,700 m ³ (累計)
2-2	不燃領域率	67.2% (令和2年度)	68.8%
2-3	支援制度の活用件数（木造住宅）	耐震診断：87件 耐震改修等：51件 (令和2年度)	耐震診断：492件 耐震改修等：265件 (2年間の合計)
2-4	主要な生活道路の道路整備率 ※東京都施行分含む	44.1% (令和2年度)	44.8%

施策 3

ひきこもり支援の推進



目指す姿

ひきこもり状態にある当事者や家族へのきめ細やかな支援体制を構築し、ひきこもりの方への社会的理解の促進を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
3-1	ひきこもり等生きづらさを抱えた方の相談・支援	当事者の年齢に関わらず、「ひきこもり相談窓口」でひきこもり当事者や家族、各支援機関からの相談を受け止め、若者支援の「メルクマールせたがや」と生活困窮者支援の「ぷらっとホーム世田谷」が中心となって支援します。
3-2	支援機関相互の連携強化	ひきこもり支援機関連絡協議会をはじめ、各部会や個別ケース検討会議により、複数の支援機関がそれぞれの強みを生かし、役割分担しながら支援体制を構築します。
3-3	ひきこもりの社会的理解の促進	ひきこもりに関するセミナーや講演会、支援者に向けた「メルクマールせたがや」や「ぷらっとホーム世田谷」の事業紹介等を目的とした説明会をとおし、ひきこもりに関する認知度や社会的理解の向上を図ります。
事業費見込み		令和4年度 138,212千円 令和5年度 138,212千円

所管部：保健福祉政策部、障害福祉部、子ども・若者部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
3-1	ひきこもり相談窓口の相談者数	—	300人	300人	600人
3-2	複数の関係機関の担当者が情報共有、支援プランの検討等を行う支援（調整）会議の開催回数	—	60回	60回	120回
3-3	ひきこもり当事者の家族や一般の方に向けたセミナー等への参加者数	—	1,500人	2,000人	3,500人

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
3-1	支援を終了した方の利用満足度	—	85%
3-2	支援を終了した方の関係機関連携に関する利用満足度	—	75%
3-3	ひきこもり当事者の家族や一般の方に向けたセミナー等の参加者のうち理解・関心が高まった割合	—	80%

施策 4 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進



目指す姿

一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまちを目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性	
4-1	情報発信・共有プロジェクト	区民が従来の認知症観から希望のある認知症観へ転換するよう、講演会や講座、イベント等のほか、条例パンフレットなど多様な媒体の活用や地域の人が集まる機会等を通じて、条例の理念を広めていく取組みを展開します。	
4-2	本人発信・参画プロジェクト	認知症の本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実及び本人同士の出会い、活動の推進を図ります。また、世田谷区認知症施策評価委員会や各種認知症施策検討の場への本人参画に引き続き取り組みます。	
4-3	「私の希望ファイル」プロジェクト	区民が、これからの日々を自分らしく、認知症とともにより良く暮らしていくための「備え」を行っていくための仕組みや、認知症の本人と様々な区民等で結成される各地区のアクションチームが「私の希望ファイル」について話し合える機会をつくり、実際に利用しながら改良を重ねていきます。	
4-4	地域づくりプロジェクト	地域包括ケアの地区展開や見守り等を活かしながら、28 地区の日常生活圏域ごとに「アクションチーム」を結成します。「アクションチーム」は、認知症の本人を含む区民や地域団体、関係機関等が三者（まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会）と連携し、本人の外出や社会参加の支援等、本人や家族の暮らしを支える活動を行いながら、地域づくりに取り組みます。	
事業費見込み		令和4年度 102,501 千円	令和5年度 101,710 千円

所管部：高齢福祉部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
4-1	認知症観の転換を目的とした講演会等の参加者数	277 人 (令和2年度)	2,000 人	2,000 人	4,000 人
4-2	認知症に関する会議等に認知症の本人が参画している割合	40% (令和2年度)	80%	90%	90%
4-3	「私の希望ファイル」の普及啓発を目的とした講演会等の参加者数	—	1,100 人	1,300 人	2,400 人

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
4-4	各地区におけるアクションチームの結成に向けた企画会議実施回数	—	30回	39回	69回

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
4-1	認知症観の転換を目的とした講演会等の参加者のうち、認知症のイメージが希望のある新しい考え方に転換した人の割合	—	60%
4-2	認知症に関する会議等で意見や思いを発信できると感じる認知症の本人の割合	—	70%
4-3	「私の希望ファイル」の普及啓発を目的とした講演会等の参加者のうち、「私の希望ファイル」を活用したいと思う人の割合	—	60%
4-4	地域づくりについて話し合うアクションチームの実施地区数	区内3地区で始動 (令和3年12月時点)	区内28地区で始動

施策5 障害者の地域生活の支援



目指す姿

障害のある人もない人も共に支えあって暮らし続けられる地域社会の実現を通して、障害のある人も住み慣れた地域で自立した生活が続けられる環境の確保を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
5-1	障害理解の促進と差別解消の周知・普及	小学生向けの出前講座や手話講師派遣、各種研修や講演会などの事業を通じて、障害に対する理解を促進し、障害者差別のない社会の実現に取り組みます。
5-2	医療的ケア児（者）の支援	医療的ケア児と家族に対する支援事業や医療的ケア支援に携わる人材の育成などにより、医療的ケア児（者）の日常生活及び社会生活の向上に取り組みます。
5-3	精神障害施策の充実	精神科長期入院者への支援やピアサポーター（当事者同士が仲間として支えあう活動を実践する者）が活躍できる環境整備など精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神障害がある区民の地域生活の継続を目指します。
事業費見込み		令和4年度 47,882千円 令和5年度 39,333千円

所管部：障害福祉部、子ども・若者部、保育部、世田谷保健所、教育委員会事務局

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
5-1	出張出前講座・講師派遣の実施先数	5団体 (令和2年度)	7団体	8団体	15団体
5-2 ①	医療的ケア支援に携わる人材育成研修の参加者数（延べ数）	309人 (令和2年度)	317人	325人	642人
5-2 ②	区立指定保育園医療的ケア児受入枠（累計）	4枠 (令和3年12月時点)	4枠	5枠	5枠 (累計)
5-3	ピアサポーターと支援者が協同してピアサポート活動を行う新規団体数	2団体 (令和2年度)	5団体	2団体	7団体

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
5-1	出張出前講座受講等により、障害に対する理解が深まった受講者の割合	—	80.0%
5-2 ①	医療的ケア支援を行う施設数	13 箇所 (令和3年12月時点)	16 箇所
5-2 ②	医療的ケアが必要で、かつ集団保育が可能な児童の入園率	50.0% (令和2年度)	80.0%
5-3	ピアサポーターによる支援を受けた精神障害者数	—	240 人 (2年間の合計)

**施策
6**
区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化

目指す姿

様々な状況下においても区民の健康を保持増進できる環境づくりを推進します。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、健康に関する安全・安心の確保に向けて取り組みます。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
6-1	健康危機管理体制の強化	健康危機発生時に、区民の生命と安全確保に向けて迅速に対応ができるよう、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、世田谷区健康危機管理マニュアル、世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画について、課題整理を行い、見直しに着手し、平行して庁内・関係者の連携体制の強化に取り組みます。			
6-2	こころの健康づくり	新型コロナウイルス感染症による生活様式等の変化に対応し、区民の生きる力を高め、気づきの力を育み、区民が気軽に相談でき支援につながるよう、こころの健康に関する普及啓発や相談支援体制の整備等に取り組みます。			
6-3	生活習慣病予防の推進	新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、様々な状況下においても運動や食育などを通じた生活習慣病予防の推進に着実に取り組むため、オンライン講座、動画配信等の ICT 活用や事業者等と連携し区民への普及啓発を進めるなど、区民の健康づくりに向けた環境を整備します。			
事業費見込み		令和4年度	97,508千円	令和5年度	104,561千円

所管部：世田谷保健所、総合支所、教育委員会事務局

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
6-1	健康危機管理連絡会・新型インフルエンザ等対策地域医療体制検討部会の開催回数	—	5回	5回	10回
6-2 ①	こころの健康に関する講座の参加者数	735人 (令和2年度)	800人	900人	1,700人
6-2 ②	夜間・休日等こころの電話相談の利用者数	2,522人 (令和2年度)	3,200人	3,300人	6,500人
6-3	区民への生活習慣病予防の普及啓発に関する新たな連携事業者・団体数（累計）	—	2社・団体	2社・団体	2社・団体 (累計)

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
6-1	新型インフルエンザ等対策行動計画改訂 健康危機管理マニュアル改訂（中間とりまとめ）	新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年4月） 健康危機管理マニュアル（平成23年4月）	新型インフルエンザ等対策行動計画改訂 健康危機管理マニュアル改訂（中間とりまとめ）
6-2 ①	「こころの悩みや、精神の不調は、誰にでも起こりうる身近なこと」と理解した講座参加者数	—	1,360人 (2年間の合計)
6-2 ②	夜間・休日等こころの電話相談から地域支援へつないだ件数	16人 (令和2年度)	65人 (2年間の合計)
6-3	ICT活用や事業者等と連携した生活習慣病予防の普及啓発の実施数	—	4回 (2年間の合計)

政策の柱1 高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

**施策 7 住み慣れた地域で安心して住み続けられる
居住支援の推進**

目指す姿

高齢者・障害者等住宅確保要配慮者への支援策を強化し、住まいの確保に向けた支援に取り組み、安心して住み続けられるまちを目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
7-1	高齢者や障害者等住宅確保要配慮者への入居支援	高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための支援やサービス等の推進に取り組みます。			
7-2	ひとり親世帯の居住の安定	18歳未満の子どもを養育する低額所得のひとり親世帯に対する家賃低廉化補助の対象住宅を増やす取組みなど、民間賃貸住宅への入居支援を推進します。			
事業費見込み		令和4年度	59,268千円	令和5年度	66,467千円

所管部：都市整備政策部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
7-1	お部屋探しサポートの利用相談者数	279人 (令和2年度)	290人	290人	580人
7-2	補助対象住宅の新規登録件数	0件 (令和2年度)	10件	10件	20件

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和 5 年度末)
7-1	お部屋探しサポートによる物件情報提供を受けた利用者数	106 人 (令和 2 年度)	240 人 (2 年間の合計)
7-2	補助対象住宅への入居件数 (累計)	4 件 (令和 3 年 12 月時点)	24 件 (累計)

施策 8 地域行政の推進



目指す姿

(仮称) 世田谷区地域行政推進条例を制定し、区政運営の基盤とする地域行政制度の推進について必要な事項を定め、この条例に基づく推進計画を策定し、地域特性に即した行政を総合的に推進するとともに、地区を重視したまちづくりの強化を図り、区民自治の充実と地域社会の発展に寄与します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
8-1	まちづくりセンターの機能の充実・強化	区民や地区で活動する多様な方々を相互につなぎ、地域の担い手の交流や活動を促進するとともに、地区の困りごとを受け止め、地区の状況や課題を共有し、解決に結びつけるため、まちづくりに関する支援やコーディネート機能の充実・強化を図ります。
8-2	総合支所の機能の充実・強化	地域の特性を踏まえた行政サービスの総合的な提供を行うとともに、地区のまちづくりを支援するため、行政サービスの専門性の強化やまちづくりセンターの支援、区民参加の機会づくり等の充実を図ります。
8-3	DX 推進による行政サービスの変革	行政サービスの利便性の向上を図るため、DX 推進によるデジタル技術を活用した手続き、相談を進めます。
事業費見込み		令和4年度 22,587千円 令和5年度 8,352千円

所管部：地域行政部、総合支所

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
8-1	地区の状況に合わせ、多様な団体等と課題を共有し、解決に結びつける地区情報連絡会開催地区数	—	検討・調整	28地区	28地区
8-2	区民や地域活動団体が集い地域課題等を話し合うタウンミーティングの開催地域数	—	検討・調整	5地域	5地域
8-3	映像システムの整備によるワンストップサービスの実現に向けた試行実施地区数（累計）	—	5地区	5地区	5地区（累計）

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
8-1	地区情報連絡会参加団体数（延べ数）	—	660 団体
8-2	タウンミーティングへの参加者の地域活動への参加経験・参加意向割合	—	40%
8-3	オンラインシステム利用件数	—	7,740 件 (2年間の合計)

施策 9 高齢者の地域参加促進



目指す姿

身近な地域での「居場所づくり」などの5つのプロジェクトを推進し、高齢者の社会的孤立の防止や健康寿命の延伸、コロナ禍による閉じこもり防止やフレイル予防の促進を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
9-1	「居場所づくり」プロジェクト	多様な高齢者の暮らしや活動に着目するとともに、加齢による身体機能の低下などを踏まえ、ひとりで気軽に訪れ、寛げ、話しのできる憩いの場を様々な資源を活用しながら、地域包括ケアの地区展開を踏まえて取り組みます。
9-2	「健康づくり」プロジェクト	健康寿命の延伸やコロナ禍における閉じこもり防止、フレイル予防が喫緊の課題となっていることから、地域や多様な資源が連携し、継続的に取り組める高齢者向けの健康づくり施策を展開します。
9-3	「地域参加・地域貢献」プロジェクト	高齢者の経験や能力、活動意欲と地域で指導者や活動の支援を求める団体などを結び付け、高齢者の活動の機会を拡充すると共に、地域活動や団体活動の活性化を図ります。地域への貢献意欲のある高齢者を募集し、つなぎ、活動体としていきます。
9-4	「知と学び」プロジェクト	高齢者の学びの意欲と孤立の防止、仲間づくりを促進するため、生涯大学やいきがい講座等既存の学びの場を踏まえ、講座内容や期間等の多様化を図り、学びの機会を拡充していきます。
9-5	「就労・就業支援」プロジェクト	高齢者が多様な形で就業・就労し、地域で活躍できる環境の創出のため、シニアの就業マッチングを推進します。
事業費見込み		令和4年度 138,940千円 令和5年度 138,940千円

所管部：生活文化政策部、総合支所、スポーツ推進部、経済産業部、保健福祉政策部、高齢福祉部
世田谷保健所

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
9-1	気軽に利用できる居場所に伴う参加型プログラムの参加者数（延べ数）	—	1,440人	2,160人	3,600人
9-2	保健センターによる運動習慣の定着に向けた運動指導の参加者数	—	40人	60人	100人

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
9-3 ①	地域貢献活動を実施した高齢者の人数（延べ数）	—	280人	320人	600人
9-3 ②	おたがいさま bank を通じた地域活動への参加件数	—	20件	30件	50件
9-4	内容や期間等が多様な講座への参加者数（延べ数）	—	48人	60人	108人
9-5	シニア就労事業の新規登録者数	1,266人 (令和2年度)	1,630人	1,650人	3,280人

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
9-1	次回以降も参加を希望するプログラム参加者の割合	—	75%
9-2	保健センターによる運動指導により運動習慣が身についたと感じる高齢者の割合	—	40%
9-3 ①	地域貢献活動に参加した区民の人数（延べ数）	—	550人 (2年間の合計)
9-3 ②	おたがいさま bank の登録者で地域活動に参加した人数	—	50人 (2年間の合計)
9-4	内容や期間等が多様な講座参加者のうち、今後も地域での学びの場に参加したいと思う割合	—	50%
9-5	シニア就労事業の就労者数	378人 (令和2年度)	1,120人 (2年間の合計)

**施策
10**
持続可能な地域経済の基礎づくり

目指す姿

事業者の新たな挑戦や様々な主体の有機的なつながりの促進、多様な働き方の支援により新たな価値を創造し、持続可能な社会を実現する地域経済のエコシステム²²の基礎をつくります。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
10-1	地域連携型ハンズオン支援 ²³ の実施	コロナ後を見据え、事業環境の変化に対応するために新商品やサービスの開発、販路拡大、事業多角化等に取り組もうとする事業者を支援し、世田谷経済の持続可能な発展を推進します。
10-2	SETAGAYA PORT ²⁴ による新たな産業の創出	オンラインツールやコミュニケーションツールを用いながら、多様な人材や業種が交流し、社会課題や地域課題の解決に向けた新たな産業の育成の機会の提供や、事業者間の結びつきが強固になるよう取り組みます。
10-3	三軒茶屋就労支援センター事業の実施	一人でも多くの方が安定した仕事に就き、就労し、また事業所が必要とする人材を獲得できるマッチングを進めるとともに、雇用労働分野のワンストップ窓口として総合的な支援に取り組みます。
10-4	区内企業と求職者のマッチング事業の実施	求職者のキャリアチェンジを意識した取組みを充実させ、人材不足産業を中心に区民生活を支える中小企業等とのマッチングを推進します。
事業費見込み		令和4年度 319,110千円 令和5年度 319,110千円

所管部：経済産業部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
10-1	地域連携型ハンズオン支援により新規プロジェクトを達成した事業者数	—	30事業	30事業	60事業
10-2	SETAGAYA PORT 会員登録者数	—	100人	100人	200人

²² エコシステム：元々は「生態系」を意味する用語であり、ビジネスにおいては「企業や事業、サービスなど多数の要素が集結・連携し、共存共栄していく仕組み」を指す。

²³ 地域連携型ハンズオン支援事業：区内で新規プロジェクトの事業化等に挑戦する事業者に対し、専門家によるアドバイス等の伴走（ハンズオン）支援と補助金で集中的に事業実施を支援する事業。

²⁴ SETAGAYA PORT：区内の多様な企業・フリーランス・プロボノ・大学・金融機関など利害関係者（ステークホルダー）により構成される産業連携のプラットフォーム。

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
10-3	三軒茶屋就労支援センターの利用者数	27,245人 (令和2年度)	30,000人	30,000人	60,000人
10-4	区内企業と求職者のマッチング事業の参加者数	146人 (令和2年度)	75人	75人	150人

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
10-1	地域連携型ハンズオン支援により事業活動が好転した事業者数	—	60事業者 (2年間の合計)
10-2	SETAGAYA PORT のプログラムを通して連携が実現した事業数	—	16事業 (2年間の合計)
10-3	三軒茶屋就労支援センターの就職決定者数	622人 (令和2年度)	1,500人 (2年間の合計)
10-4	区内企業と求職者のマッチング事業のマッチング成立件数	48人 (令和2年度)	110人 (2年間の合計)

**施策
11**
知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造

目指す姿

図書館の公共性の観点を維持し、子どもの読書環境の整備、大人の生涯学習活動を支援します。さらにコミュニティの醸成につながる地域に開かれた知的な居場所を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
11-1	子ども読書活動の推進	幼児から青少年に至る成長過程において、本に親しみ、読書を楽しむための支援を行います。幼少期に身に付けた読書習慣を青少年期においても維持し続けられるような施策に取り組みます。
11-2	課題解決支援サービスの拡充	より高度なレファレンスサービスへの対応や地域行政資料の収集など、区民の生活や地域の課題解決を支援するサービスを拡充していきます。
11-3	図書館運営・図書館サービスへの区民参画の拡大	ボランティアの活動内容を拡大し、区民の有する知識や経験等の活用を図ります。また（仮称）図書館運営協議会を設置し、図書館運営への区民参画を進めていきます。
11-4	中央図書館のマネジメント機能強化	区立図書館としての公共性・専門性を確保するため、中央図書館のマネジメント機能の強化や職員の人材育成に取り組みます。
事業費見込み		令和4年度 1,160,317千円 令和5年度 1,161,149千円

所管部：教育委員会事務局

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
11-1	中高生向け講座参加者数	10人※ (令和元年度)	50人	50人	100人
11-2	図書館活用講座・情報検索講座等参加者数	123人 (令和2年度)	130人	130人	260人
11-3	図書館にかかるボランティア講座等参加者数	47人 (令和2年度)	50人	50人	100人
11-4	司書資格取得研修等への参加者数	3人 (令和3年度)	5人	5人	10人

※11-1の「中高生向け講座参加者数」は、コロナ禍の影響により、令和2年度は中高生向け講座を全て中止したため、令和元年度の実績を掲載した。

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和 5 年度末)
11-1	中高生の図書館利用登録率	43.3% (令和 2 年度)	45.0%
11-2	レファレンス受付件数	65,283 件 (令和 2 年度)	81,000 件
11-3	図書館にかかるボランティア登録者数	488 人 (令和 2 年度)	460 人
11-4	正規職員の司書資格者の割合	33.5% (令和 2 年度)	37.0%

**施策
12**
支援を必要とする子どもと家庭のサポート

目指す姿

妊娠期から就学前までの切れ目のない支援である世田谷版ニューボラや地域での見守りによって、より支援を必要とする子どもと家庭に早期かつ適切に支援を行うことで、すべての子どもが喜びをもって健やかに育つまちを目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
12-1	生活困難を抱える子どもと家庭への支援の推進	生活困難を抱える子どもへの食・学習・居場所等の支援や保護者への相談支援等を充実します。また、気づきのシートと生活応援ガイドブックの活用を踏まえたフォーラムを開催するなど支援・サービスへつなげる取組みを推進します。
12-2	ひとり親家庭への支援の推進	ひとり親家庭の孤立化や貧困化の予防を強化するため、養育費等も含めより相談しやすい環境を整備するなど母子生活支援施設の機能を強化し、地域のひとり親家庭支援の拠点を目指します。
12-3	児童館を拠点とした地区における見守りネットワークの強化	子どもや子育て家庭に身近な地区の中で多様な地域資源と連携し、相談支援や見守りのネットワークの中核的役割を果たすことにより切れ目ない支援や見守りを強化し、子ども・子育て家庭が地区の中で安心して生活できることを目指します。
事業費見込み		令和4年度 206,631千円 令和5年度 233,440千円

所管部：子ども・若者部、総合支所、保健福祉政策部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
12-1 ①	生活困窮世帯等の子どもと家庭の学習・生活支援事業の登録定員数	100名 (令和3年12月時点)	100名	140名	140名
12-1 ②	子どもの貧困対策推進フォーラムへの参加人数（延べ数）	—	300名	300名	600名
12-2	ひとり親家庭等への休日相談支援の実施回数	6回 (令和2年度)	6回	14回	20回
12-3 ①	人材育成や支援力向上を目的とした研修を受講した児童館職員数（延べ数）	303名 (令和2年度)	390名	390名	780名

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
12-3 ②	子どもや子育ての相談や見守り連携のためのネットワーク構築の実施地区数	9地区 (令和3年 12月時点)	15地区	28地区	28地区

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
12-1 ①	生活困窮世帯等の子どもと家庭の学習・生活支援事業を継続的に利用した割合	—	70%
12-1 ②	子どもの貧困対策推進フォーラムの参加者アンケートで理解が深まったと回答した人の割合	—	80%
12-2	ひとり親家庭等への休日相談支援の相談者数(延べ数)	30人 (令和2年度)	100人 (2年間の合計)
12-3 ①	児童館への相談件数(延べ数)	6,476件 (令和2年度)	13,860件 (2年間の合計)
12-3 ②	関係機関と連携して対応した相談件数(延べ数)	56件 (令和2年度)	270件 (2年間の合計)

施策 13 社会的養育の推進



目指す姿

子どもの最善の利益の実現を図るため、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と各種支援を推進し、代替養育を必要とする子どもができる限り良好な家庭環境において養育されることを目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
13-1	家庭と同様の環境における代替養育の推進	代替養育を必要とする子どもが家庭と同様の環境で養育されるように、里親の登録数を増やし、家庭養育を優先した養育委託の推進に取り組みます。
13-2	施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備	児童ができる限り家庭的な環境で養育されるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化 [※] の推進に取り組みます。 <small>※児童養護施設の小規模かつ地域分散化の概要</small> 区内の児童養護施設において、グループホームを地域に新規で設置するとともに、既存のグループホーム及び本体施設におけるユニット ²⁵ の定員数を減らすことにより、小規模かつ地域分散化された空間で、子ども一人ひとりに対して個別ケアを実施できる体制の充実を図ります。
事業費見込み		令和4年度 83,159千円 令和5年度 122,442千円

所管部：子ども・若者部、総合支所、児童相談所

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
13-1	里親制度等に関する新規相談受付件数	93件 (令和2年度)	112件	134件	246件
13-2	グループホーム及びユニットにおける1単位あたりの定員数（平均値）	グループホーム ：6人 ユニット ：6.3人 (令和2年度)	グループホーム ：5人 ユニット ：6.5人	グループホーム ：4.8人 ユニット ：6.1人	グループホーム ：4.8人 ユニット ：6.1人

²⁵ ユニット：本体施設の敷地内で行われるケアの1グループあたりの生活単位のこと。

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
13-1	登録里親数（累計）	88 家庭 (令和3年12月時点)	167 家庭 (累計)
13-2	施設全体（本体施設とグループホームにおける定員数の総和）に対するグループホームの定員数の割合	54.5% (令和2年度)	56.3%

**施策
14**
ICT 基盤を活用した新たな教育の推進

目指す姿

児童・生徒 1 人 1 台タブレット端末等の新たな ICT 基盤を効果的に活用し、探究的な学び、協働的な学び、個別最適な学び等を実現します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
14-1	ICT を活用した学びの推進	学習用タブレット端末のさらなる活用に向けて、デジタル教科書・教材や ICT 機器を活用した授業の進め方について教育委員会及び学校間で情報交換を行い、より効果的な活用方法を研究するとともに、利活用を推進します。
14-2	ICT 環境整備の充実	学籍情報や成績管理、健康管理などを一元管理できる統合型校務支援システムを導入し、クラウド環境に移行することで、児童・生徒のタブレット端末と連携させるなど、子どもたちの学びをさらに充実させる環境を整備します。
14-3	教職員の支援・人材育成の推進	ICT を活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画（令和 3 年度～令和 5 年度）に基づく人材育成を進め、ICT を効果的に活用した探究的な学びや協働的な学び、個別最適な学びの実施に向け、学びのスタイルの質的転換を図ります。
事業費見込み		令和 4 年度 798,977 千円 令和 5 年度 971,129 千円

所管部：教育委員会事務局

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和 4 年度	令和 5 年度	総量
14-1	児童・生徒が、学校で ICT 機器を毎日使用している割合	—	90%	95%	—
14-2	新たな統合型校務支援システムの導入学校数	—	—	90 校	90 校
14-3	ICT 関連研修参加者数	720 人 (令和 2 年度)	810 人	810 人	1,620 人

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
14-1	ICT 機器使用により探求心が向上した児童・生徒の割合	—	75%
14-2	新たな統合型校務支援システムの導入により、子どもと向き合う時間が増えた教員の割合	—	60%
14-3	オンライン授業運営に必要な ICT 活用指導スキルを有する教員の割合	37.4% (令和2年度)	70%

**施策
15**
教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進

目指す姿

教育の質の転換を担う教職員等の育成や学校支援を進め、乳幼児期からの教育・保育の質の向上を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
15-1	学校支援・教職員等支援の強化	教育の質的転換に向けて、教員研修の実施や探究的な学びの普及に取り組むとともに、教員の研究支援や指導相談等を通じて、次世代の世田谷の教育を担う人材を育成していきます。
15-2	子ども支援・教育相談・個別支援の強化	子どもたちの個性や特性を尊重し、一人ひとりに寄り添った適切な支援を行うため、いじめや不登校、特別支援教育などの相談の一元化や専門チームによる総合的な支援に取り組みます。
15-3	乳幼児期の教育・保育の支援の強化・拡充	乳幼児期の教育・保育の充実や発展を図るため、質の向上に向けた実践の基本方針の作成や義務教育への円滑な接続、幼稚園教諭・保育士等の人材育成や運営支援に取り組みます。
15-4	地域・社会との連携の強化	地域や大学・企業等と連携した学校支援を進めるため、地域人材を集約・活用する仕組みの構築・活用に取り組みます。
事業費見込み		令和4年度 624,282千円 令和5年度 631,460千円

所管部：教育委員会事務局、保育部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
15-1	教育総合センター重点研修参加者数	—	700人	850人	1,550人
15-2 ①	特別支援巡回グループによる学校訪問回数	68回 (令和2年度)	136回	204回	340回
15-2 ②	不登校児童・生徒や保護者への支援件数	119件 (令和2年度)	136件	149件	285件
15-3	学び舎に参加・連携した乳幼児教育・保育施設数 (累計)	8施設 (令和3年12月時点)	75施設	142施設	142施設 (累計)
15-4	学校を支援する人材の登録数	129件 (令和2年度)	250件	400件	650件

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
15-1	教育総合センター重点研修が児童・生徒への指導力向上につながると回答した教員の割合	—	80%
15-2 ①	特別支援教育巡回グループによる支援・助言が、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援に効果があると回答した学校の割合	—	70%
15-2 ②	どこにもつながっていない不登校児童・生徒の割合	19.6% (令和2年度)	17.6%
15-3	学び舎による連携・交流の保護者認知度	51.2% (令和2年度)	57%
15-4	学校が必要としている人材を紹介できた割合	87% (令和2年度)	100%

施策 16 多様性の尊重



目指す姿

SDGs の考え方に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現とともに、東京 2020 大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現に向け、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
16-1	人権施策の推進	女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権への理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進に取り組みます。			
16-2	男女共同参画の推進	男女共同参画意識の啓発とワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。また、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるDV、デートDV等の暴力を未然に防止する取り組みを進めます。			
16-3	多文化共生の推進	外国人等の地域社会における活躍の推進、誰もが安心して暮らせるまちの実現、多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消に取り組みます。			
事業費見込み		令和4年度	176,076千円	令和5年度	169,712千円

所管部：生活文化政策部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
16-1 ①	人権啓発イベントの参加者数	300人※ (令和元年度)	500人	800人	1,300人
16-1 ②	性的マイノリティ理解促進研修参加者数	1,500人※ (令和元年度)	1,500人	2,000人	3,500人
16-2 ①	ワーク・ライフ・バランス推進に資するイベントの参加者数	91人※ (令和元年度)	150人	200人	350人
16-2 ②	デートDV出前講座受講者数	696人 (令和2年度)	1,000人	1,200人	2,200人
16-3 ①	外国人向け日本語教室受講者数	36人 (令和2年度)	60人	60人	120人
16-3 ②	多言語通訳アプリケーション導入タブレット設置台数	7台 (令和3年度)	7台	7台	7台

※16-1①、16-1②、16-2①については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度はイベントを中止したことから、令和元年度の実績を掲載した。

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
16-1 ①	人権啓発イベントで理解・関心が高まった割合	—	80%
16-1 ②	性的マイノリティ理解促進研修参加者で理解・関心が高まった割合	—	80%
16-2 ①	イベント参加者でワーク・ライフ・バランスに関する興味・関心が高まった割合	—	80%
16-2 ②	デートDV 出前講座受講者数で理解・関心が高まった割合	—	70%
16-3 ①	日本語教室が日本語の上達につながった割合	94% (令和2年度)	95%
16-3 ②	通訳アプリケーションの利用件数（延べ数）	—	300人

**施策
17**
気候変動の緩和と適応に対応する取組みの推進

目指す姿

省エネルギー、せたがや版 RE100（再生可能エネルギーの利用拡大）、緑化など、気候変動を緩和する取組みを推進し、脱炭素社会を実現します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
17-1	環境に配慮したライフスタイルへの転換	住宅都市という特徴を踏まえ、区民参加型事業を実施するとともに、区民、事業者との協働により環境負荷を低減させる取組みを推進します。
17-2	環境配慮型住宅の推進	住まいや建物の環境性能を高め、住宅から排出される二酸化炭素量の削減に繋げるため、広報・ホームページ等を通じて啓発するとともに環境配慮型住宅リノベーションの助成支援に取り組みます。
17-3	せたがや版RE100の推進（再生可能エネルギーの利用拡大）	世田谷区気候非常事態宣言を踏まえ、気候危機への取組項目の一つとして、エネルギーの地産地消、自治体間連携、庁舎への再生可能エネルギー100%電力の導入、利用啓発といった再エネの利用拡大に取り組みます。
17-4	みどりの保全創出	2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて、二酸化炭素吸収源として、様々な機能を有するみどりの保全創出に取り組みます。区制100周年のみどり率33%の達成を目標に、区民、事業者などとの協働により、住宅のみどりや国分寺崖線、農地、屋敷林など、世田谷らしいみどりを守り育てます。
事業費見込み		令和4年度 156,312千円 令和5年度 132,320千円

所管部：環境政策部、みどり33推進担当部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
17-1	省エネポイントアクションの結果報告者数	654人 (令和2年度)	900人	1,050人	1,950人
17-2	環境配慮型住宅リノベーション補助の交付件数	337件 (令和2年度)	750件	750件	1,500件
17-3 ①	せたがや版RE100への賛同登録に係る啓発件数	1,400件 (令和2年度)	1,400件	1,400件	2,800件
17-3 ②	他自治体との連携による自治体産電力供給に係る啓発件数	1,300件 (令和2年度)	1,300件	1,300件	2,600件

事業 番号	取組み	現況値	令和 4 年度	令和 5 年度	総量
17-4	緑化助成件数	74 件 (令和 2 年度)	79 件	84 件	163 件

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和 5 年度末)
17-1	省エネポイントアクションで省エネに成功した 区民の人数	302 人 (令和 2 年度)	1,030 人 (2 年間の合計)
17-2	環境配慮型住宅リノベーション推進事業に よる CO ₂ 削減量	10.7t-CO ₂ (令和 2 年度)	668t-CO ₂ (2 年間の合計)
17-3 ①	せたがや版 RE100 への賛同登録数 (累 計)	184 件 (令和 3 年 12 月時点)	320 件 (累計)
17-3 ②	他自治体との連携による区内への自治体 産電力供給件数 (累計)	100 件 (令和 3 年 12 月時点)	230 件 (累計)
17-4	緑化助成による緑化面積	599 m ² (令和 2 年度)	1,306 m ² (2 年間の合計)

**施策
18**
循環型社会形成に向けた 3R の取組みの推進

目指す姿

発生抑制と再使用を中心に再生利用も含めた 3R について、区民・事業者の意識醸成・行動促進を図り、ごみ減量と資源化の取組みを進め、環境に配慮した持続可能な社会の実現、SDGs の目標達成を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性
18-1	食品廃棄物（生ごみ）削減の推進（食品ロスの削減）	家庭から排出される可燃ごみの約 3 割を占める生ごみについて、特に食品ロスの削減を進めることにより減量を図ります。なお、削減にあたっては、発生抑制を第一として取り組み、それでもなお発生するものについて再使用や再生利用を促進します。また、食品ロスを含む生ごみの減量化は、一般廃棄物処理基本計画で取り組むごみ減量にも直接つながる取組みであり、区民に身近な食品ロス、生ごみ削減に対する意識・行動の変化を促すことにより、廃棄物全体の削減にもつなげ、環境に配慮した持続可能な社会の実現を目指します。
18-2	廃棄物削減に向けたリユース（再使用）・リサイクルの推進	ものをすぐに捨てて買い替えるのではなく、長く使い続ける、手を加えてより長く使うなど、リユース意識の醸成と行動促進に加え、粗大ごみのリユースの拡充などの調査検討や試行等を行います。また、家庭からの廃棄物の資源化を推進します。
18-3	事業者主体の 3R 活動の促進	再利用計画書の作成義務がある大規模事業所などが自主的に廃棄物の削減に取り組めるよう、事業者の取組み事例に関する情報収集及び好事例の紹介などの環境づくりを支援します。
事業費見込み		令和 4 年度 40,626 千円 令和 5 年度 59,941 千円

所管部：清掃・リサイクル部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和 4 年度	令和 5 年度	総量
18-1	家庭系食品廃棄物（生ごみ）削減量	—	1,395t	1,353t	2,748t
18-2 ①	資源回収量	47,828t (令和 2 年度)	51,224t	52,753t	103,977t
18-2 ②	資源回収品目数（累計）	19 品目 (令和 3 年 12 月時点)	20 品目	21 品目	21 品目 (累計)

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
18-3 ①	廃棄物管理責任者講習会 やごみ減量セミナーへの参加 者数	227人 (令和3年度)	300人	500人	800人
18-3 ②	エコフレンドリーショップ新規 登録店舗数	5店舗 (令和2年度)	10店舗	10店舗	20店舗

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
18-1	家庭系食品ロス排出量（5年平均）	10,165t (令和元年度) ※1	9,564t
18-2	区民1人1日あたりのごみ排出量	550g/人・日 (令和2年度)	498g/人・日
18-3	事業系ごみ排出量	47,005t (令和元年度) ※2	42,305t

※1:18-1の「家庭系食品ロス排出量」は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の家庭ごみの組成分析調査を実施できなかったことから、令和元年度の実績を掲載した。

※2:18-3の「事業系ごみ排出量」は、新型コロナウイルス感染症の影響による倒産や営業自粛、テレワークによるオフィス系紙ごみの減少により、令和2年度の事業系ごみ排出量が39,327tと飛躍的に減少したことから、令和元年度実績を掲載した。

**施策
19**
参加と協働による魅力ある街づくり

目指す姿

地区特性に応じた街づくりから、魅力ある都市づくりを推進します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
19-1	地区街づくりの推進	地区特性に応じた街づくりを推進するため、地区住民等とともに地区計画、地区街づくり計画の策定、変更及び実現に向けた取組みを行います。			
19-2	市街地開発事業等の促進	三茶のミライ（三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画）で示す9つの未来像実現に向けて、多様な主体と連携した取組みを推進することにより、まちづくりの気運と熟度を高め、推進体制構築に取り組みます。また、三軒茶屋駅周辺地区（三軒茶屋二丁目）におけるまちづくりの気運を醸成するなど、準備組合を支援し、市街地再開発事業を促進します。			
19-3	連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり	下北沢駅前交通広場、緑地・小広場や防災施設、通路等の公共施設を一体的に整備し、駅周辺街づくりを推進します。			
事業費見込み		令和4年度	385,552千円	令和5年度	591,560千円

所管部：都市整備政策部、総合支所

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
19-1	地区計画等策定検討地区数	11地区 (令和2年度)	9地区	9地区	延べ18地区
19-2 ①	社会実験等の参加人数 (延べ数)	—	170人	170人	340人
19-2 ②	市街地再開発事業に向けた活動団体の身近な地域活動の参加人数（延べ数）	—	60人	60人	120人
19-3 ①	北沢デザイン会議及び下北沢駅前交通広場整備における意見交換会等の回数	20回 (令和2年度)	30回	30回	60回
19-3 ②	下北沢駅前交通広場の各施設の整備延長や面積	—	電線共同溝整備150m 歩道築造400㎡	歩道築造700㎡	電線共同溝整備150m 歩道築造1,100㎡

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
19-1 ①	地区計画等策定・変更実施地区数	1 地区 (令和2年度)	6 地区 (2年間の合計)
19-1 ②	用途地域変更実施地区数	0 地区 (令和2年度)	3 地区 (2年間の合計)
19-2 ①	社会実験等参加後のまちづくり会議への登録数	—	80 人 (2年間の合計)
19-2 ②	市街地再開発事業に向けた身近な地域活動への参加者で理解・関心が高まった割合	—	50%
19-3 ①	北沢デザイン会議及び下北沢駅前交通広場整備における意見交換会等の参加人数(延べ数)	429 人 (令和2年度)	800 人 (2年間の合計)
19-3 ②	下北沢駅前交通広場の各施設整備の割合	—	電線共同溝整備 100% 歩道築造 100%

4 事業費一覧

4つの政策の柱に基づく施策にかかる事業費を示しています。

政策の柱	施策No	施策名	令和4年度 (千円)	令和5年度 (千円)	計 (千円)
1	1	地域防災力の向上	16,679	25,028	41,707
	2	安全で災害に強いまちづくり	1,553,681	1,614,537	3,168,218
	3	ひきこもり支援の推進	138,212	138,212	276,424
	4	「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進	102,501	101,710	204,211
	5	障害者の地域生活の支援	47,882	39,333	87,215
	6	区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化	97,508	104,561	202,069
	7	住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住支援の推進	59,268	66,467	125,735
2	8	地域行政の推進	22,587	8,352	30,939
	9	高齢者の地域参加促進	138,940	138,940	277,880
	10	持続可能な地域経済の基礎づくり	319,110	319,110	638,220
	11	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造	1,160,317	1,161,149	2,321,466
3	12	支援を必要とする子どもと家庭のサポート	206,631	233,440	440,071
	13	社会的養育の推進	83,159	122,442	205,601
	14	ICT基盤を活用した新たな教育の推進	798,977	971,129	1,770,106
	15	教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進	624,282	631,460	1,255,742
4	16	多様性の尊重	176,076	169,712	345,788
	17	気候変動の緩和と適応に対応する取り組みの推進	156,312	132,320	288,632
	18	循環型社会形成に向けた3Rの取り組みの推進	40,626	59,941	100,567
	19	参加と協働による魅力ある街づくり	385,552	591,560	977,112
合計(※)			5,844,086	6,339,428	12,183,514

※重複する予算事業があるため、施策ごとの事業費と合計

82 額は一致しません。

5 分野別計画等における主な取組み（一覧）

「4つの政策の柱に基づく個別施策」以外の各分野別計画等における主な取組みを掲載しています。

なお、原則として、新実施計画（後期）に位置づけている取組みの中で、「4つの政策の柱に基づく個別施策」として位置づけていない取組みを掲載しています。

①健康・福祉

事業名	2年間の取組み概要	関係する計画・方針等
がん対策の推進	がんに関する正しい知識の普及や、がん患者と家族等へのより一層の支援を行います。特に、思春期・若年成人世代（AYA世代）のがん患者は、法制度の狭間の年代で公的支援の機会が少なく、年代によって状況が異なるため、周知・啓発、がん相談の充実、がん末期患者への在宅療養支援等を通じ、個別の対策を実施します。	健康せたがやプラン（第二次）後期（平成29年度～令和5年度） 世田谷区がん対策推進計画（平成28年度～令和5年度） 世田谷区がん対策推進条例
自立支援・介護予防・重度化防止の推進	健康寿命の延伸を図り、高齢者が可能な限り自分らしい生活を営むことができるよう、介護予防の取組みを充実するとともに、支援や介護が必要となった高齢者の自立支援・重度化防止に資するサービス提供に向け、介護サービス事業所等への支援を行っていきます。	第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最終段階まで続けることができるよう、医療・介護関係者が連携した、切れ目のない在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築に取り組みます。	第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）
高齢者の在宅生活を支える保健福祉サービスの整備	介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「介護」及び「住まい」の拠点となる地域密着型サービス等の計画的な整備・誘導を図ります。	世田谷区介護施設等整備計画（令和3年度～令和5年度）
介護人材の確保・定着支援	高齢化の進展に伴い需要の増大が見込まれる介護サービスを担う人材について、その確保・育成・定着支援のために必要な基盤整備や専門性向上等の施策に重層的に取り組みます。	第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）
障害者施設整備の推進	特別支援学校の卒業生等を中心とした日中活動の場である通所施設（生活介護、就労継続支援B型）や重度障害者にも対応可能なグループホームについて、中長期的な施設需要への確に対応し、計画的な整備・拡充に取り組みます。	せたがやノーマライゼーションプラン（令和3年度～令和5年度） 障害者施設整備等に係る基本方針（令和2年9月策定～令和12年度）

事業名	2年間の取組み概要	関係する計画・方針等
障害者就労の促進	誰もが働きやすい地域づくりに向けたユニバーサル就労の構築の一環として「せた JOB 応援プロジェクト」など、障害者の多様な働く場の創出・拡大を図っていくとともに、施設で働く障害者の工賃向上に取り組めます。	せたがやノーマライゼーションプラン（令和3年度～令和5年度）
相談支援機能の強化	まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者連携による「福祉の相談窓口」において、区民への様々な相談への対応、課題の解決に取り組めます。	第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）
地区・地域での社会資源の発掘・創出	地域の課題を地域で解決するために、多様な主体と連携・協働して、居場所や生活支援サービス、地域人材等の確保・創出、コーディネートなどに取組み、地域包括ケアシステムの強化に向けた地域づくりを促進します。	世田谷区地域保健医療福祉総合計画（平成26年度～令和5年度） 第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度） せたがやノーマライゼーションプラン（令和3年度～令和5年度）
地域包括ケアシステムの深化・推進	区、関係機関、事業者等が連携して包括的、継続的な支援を進めていくことができるよう、システム全体の推進体制の強化に取り組むとともに、各分野別計画における基盤整備の検証を踏まえた課題整理と、今後の充実策を検討します。また、コロナ後の社会の変化を見据え、システムの更なる深化・推進に向けた、ICT化、DXの検討をすすめていきます。	世田谷区地域保健医療福祉総合計画（平成26年度～令和5年度） 第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度） せたがやノーマライゼーションプラン（令和3年度～令和5年度） 世田谷区子ども計画（第2期）後期計画（令和2年度～令和6年度） 健康せたがやプラン（第二次）後期（平成29年度～令和5年度）
成年後見制度の利用促進	権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、速やかな支援に繋げるため、区民および支援者へ制度の周知を強化していくとともに、地域団体等と連携し、ネットワークを形成し利用促進に取り組めます。	第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度） せたがやノーマライゼーションプラン（令和3年度～令和5年度）

事業名	2年間の取組み概要	関係する計画・方針等
人と動物との共生推進事業	地域やボランティア団体、獣医師等様々な立場の関係者が参加する協議会を開催し、互いの意見を共有しながら必要な連携を図り、多頭飼育崩壊等、人と動物に関する課題解決に向けた取組みを進めます。	世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例

②子ども若者・教育

事業名	2年間の取組み概要	関係する計画・方針等
若者の交流と活動の推進	若者自らの主体的な活動を通じて、自立と成長を促し、若者たちが地域や社会とつながり、世代を超えた出会いや交流の機会を創出することにより、社会への参加・参画意識を高め、交流と活動を広げる機会を充実します。また、青少年交流センターと児童館が連携することにより、子どもから若者への成長に合わせた支援体制を構築し、若者たちによる今の、そして次代の担い手づくりを推進します。	世田谷区子ども計画（第2期）後期計画（令和2年度～令和6年度）
妊娠期からの家庭・地域における子育て支援の推進	妊娠期・子育て期を孤立感なく安心して生活できるよう、ネウボラ・チームと地域子育て支援コーディネーターが緊密に連携するとともに、地域の子育て資源や医療等とのネットワークをより一層強化し、顔の見える相談・支援につながる仕組みを充実します。また、子ども家庭支援センターと児童相談所が、必要に応じて問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」の体制により、切れ目のない児童相談行政を実施します。	世田谷区子ども計画（第2期）後期計画（令和2年度～令和6年度）
子どもの成長と活動の支援	子どもの成長段階やそれぞれのニーズに応じた場の確保に努め、地域と連携・協力した見守りを展開し、ゆるやかな成長や自立に向けた支援を行います。また、身近な場所で外遊びができる環境や、自然とふれあえる場と機会を拡充するとともに、地域の外遊びを支える人材を育成し、外遊びの普及と理解促進を図り、活動を支援します。	世田谷区子ども計画（第2期）後期計画（令和2年度～令和6年度）
特別支援教育の充実	誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが共に学び共に育ち、生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、教員の専門性向上と人材育成、専門チームによる支援の強化、教育環境の整備、障害理解教育の推進などに取り組み、どの子どもも等しく認められ尊重されるインクルーシブ教育を推進します。	世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画：令和4年度～令和5年度）

事業名	2年間の取組み概要	関係する計画・方針等
教育相談・不登校支援の充実	学校内外における教育相談・支援体制の充実、専門チームによる学校支援、関係機関との支援ネットワークの構築等の充実を図り、不登校児童・生徒への理解を深め、その多様性や個性を認め伸ばすことを目指し、登校だけを目指とすることなく、不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を推進します。	第2次世田谷区不登校支援アクションプラン（令和4年度～令和5年度）

③暮らし・コミュニティ

事業名	2年間の取組み概要	関係する計画・方針等
特殊詐欺被害防止対策の推進	自動通話録音機の集中的、重点的な普及活動を推進するとともに、被害防止対策の先進事例や最新技術による対策ツールなどの調査・研究により、有効な被害防止対策に取り組みます。	－
地域防犯活動の活性化	区民、事業者、警察その他関係機関と区が一体となった防犯キャンペーンや区民一人ひとりが実施できる「ながら見守り活動」を推進していくとともに、防犯カメラ設置促進や自主防犯団体に対する活動支援による地域の防犯力向上に取り組みます。	－
文化・芸術・歴史資源の魅力発信と子ども創造性の育み	区民誰もが多彩で魅力ある区の文化・芸術、歴史に関心を持ち、親しみ、活動ができるよう、機会の充実を図るとともに、効果的な情報発信に取り組みます。また、子どもたちが文化・芸術に触れる体験を通じて、創造性を育み、これからの社会を生き抜くために必要な力の基礎を身に付けることのできる環境づくりや機会の創出に取り組みます。	世田谷区第3期文化・芸術振興計画（調整計画）（令和4年度～令和5年度） 第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画（令和4年度～令和5年度） 世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン（平成30年度～令和5年度） 世田谷区文化財保存活用基本方針（平成29年度～令和8年度） 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例
地域での生涯を通じたスポーツの推進	区民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて、子どもから高齢者、障害のある人も生涯を通じて身近な地域でスポーツに親しめる環境をつくります。	世田谷区スポーツ推進計画 調整計画（令和4年度～令和5年度）

事業名	2年間の取組み概要	関係する計画・方針等
スポーツの場の整備	競技スポーツから健康づくりのための運動まで、多様化しているスポーツニーズに対応し、ユニバーサルデザインや多様性に配慮した誰もが使いやすいスポーツの場の整備や確保を行っていきます。	世田谷区スポーツ推進計画 調整計画（令和4年度～令和5年度）
たばこマナーが向上するまちづくりの実現	啓発や巡回指導の強化等によるたばこルールの周知を進めるとともに、区による指定喫煙場所の整備及び民間事業者による喫煙場所設置の支援に取り組めます。	世田谷区環境基本計画（後期）（令和2年度～令和6年度） 世田谷区環境基本条例 世田谷区環境美化等に関する条例

④都市づくり

事業名	2年間の取組み概要	関係する計画・方針等
狭あい道路拡幅整備の促進	災害時の避難や救助の際に支障となる狭あい道路について、建替え等に併せた拡幅整備と、隣接した沿道建築物所有者に協力を呼びかける連続的整備により、道路拡幅整備を促進します。	世田谷区狭あい道路拡幅整備条例
土地区画整理事業の促進	道路などの都市基盤の整った安全で災害に強く良好な市街地形成を図るため、関係権利者による土地区画整理事業の支援等を行います。	世田谷区都市整備方針
魅力ある風景づくりの推進	地域の個性あふれる風景を守り、育て、つくるため、建設行為等の誘導、区民主体の活動の支援、普及・啓発等により、区民・事業者・区の協働による風景づくりを推進します。	風景づくり計画（平成27年度～令和6年度） 世田谷区風景づくり条例
空き家等の地域貢献活用	区内にある空き家等の活用を促進するため、空き家等の所有者と地域活動団体等とのマッチングの支援に取り組めます。	世田谷区第四次住宅整備方針（令和3年度～令和12年度）
無電柱化の推進	都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、計画的に無電柱化を推進します。	世田谷区無電柱化推進計画（令和元年度～令和10年度） 世田谷区無電柱化整備5ヵ年計画（令和元年度～令和5年度）
公共交通環境の整備	京王線連続立体交差事業に関連する側道整備、ホームドア整備の促進、バス路線網の維持・確保、公共交通不便地域対策に向けた新たな移動手段の検討などに取り組めます。	世田谷区交通まちづくり基本計画（中間見直し）・世田谷区交通まちづくり行動計画（令和2年度～令和6年度）

事業名	2年間の取組み概要	関係する計画・方針等
ユニバーサルデザイン 普及推進事業	区、区民及び事業者の相互の理解と協働のもと、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、すべての人が便利で心地よく利用できる生活環境の整備を推進することで、安全で安心して快適に住み続けられる地域社会の実現を目指します。	世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期） （平成27年度～令和6年度） 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
生物多様性の保全 事業	区と区民、事業者、教育機関などとの連携・協働を推進し、生物多様性に配慮したみどりの保全・再生、創出に取り組み、生物多様性の普及啓発や世田谷らしい地域資源を伝えていきます。	生きものつながる世田谷プラン（平成29年度～令和14年度） 生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）

第4章 DXの推進

- 1 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
- 2 Re・Design SETAGAYA の将来像とステップ

Re・Design SETAGAYA

DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、デジタル技術の導入や活用をきっかけに、「変革」し続けていくこと。

コロナ禍において、様々な分野で導入が加速したデジタル技術は、人々の日々の生活に必要不可欠なものとなり、社会全体を変えています。

それは地方自治体も例外ではありません。
先行して変化している人々の生活に、地方自治体が追いつかないといけません。

リ・デザイン セタガヤ

世田谷区はDX推進のコンセプトを「Re・Design SETAGAYA」と決めました。

ICTの浸透により区民生活が
あらゆる面でより良い方向に変化する、

Re・Design SETAGAYAの目指す方向をイメージしながら、
区民の視点に立った取組みを進めます。

1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

（1）デジタル社会の実現に向けて

国においては、社会のデジタル化を強力に推進するため、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）を定め、デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁の設置の考え方など、目指すべきデジタル社会へのビジョンが示され、デジタル改革関連法が令和3年5月に成立しました。

（2）世田谷区DX推進方針（～Re・Design SETAGAYA～）

このような中、世田谷区におけるDX推進の方向性を示すため、令和3年3月に「世田谷区DX推進方針 Ver.1」（以下「推進方針」という。）を策定しました。変わりゆく社会情勢や行政ニーズに柔軟に対応するため、デジタルデバイドの課題も踏まえたうえで、デジタル技術を導入することによる「変革」にこれまで以上に重点を置き、3つの方針「行政サービスのRe・Design」「参加と協働のRe・Design」「区役所のRe・Design」を立てました。これらの方針のもと、具体的な取組みについて、即着手できるものからスモールスタートし、トライアンドエラーによる改善を進めています。

方針1	方針2	方針3
<p>行政サービス のRe・Design</p> 	<p>参加と協働 のRe・Design</p> 	<p>区役所 のRe・Design</p> 
<p>【 区民の視点からの変革 】</p> <p>区民の視点や困りごとに立ち返り、行政サービスを再構築していく。区民は、デジタル化によって、時間や場所を選ばず、必要な情報を得たり問合せや手続きができる。</p> <p>すべての区民にとって、行政サービスの選択と利用のハードルを下げ、快適なサービス利用をデザインしていく。</p>	<p>【 多様化の推進 】</p> <p>区民や地域団体、事業者、行政などが、それぞれコミュニケーションをとったり、地域活動に参加する機会を、デジタル化の推進により多様化する。</p> <p>民間企業やNPOなどは、地域の課題解決のための活動をする上で、電子申請やオープンデータ、行政の協力体制から、世田谷区での活動を選択する。</p>	<p>【 役割のシフト 】</p> <p>デジタル技術やデータを活用した業務改善により資源を生み出し、対人・相談業務や企画立案などにより注力するなど、業務を再構築する。</p> <p>BCP対策やワークスタイル改革として、職員が社会情勢やライフステージの変化にも対応し、業務の維持・向上ができる強固な基盤を構築する。</p>

（3）変革（Re・Design）への基盤づくり

DXは、単に行政手続き等のデジタル化を目的とするのではなく、区民や事業者の視点から、デジタル技術やデータを活用して行政システムを根本から変革し、ICTの浸透により区民生活があらゆる面で良い方向に変化する、誰一人取り残さない、人にやさしい地域社会の実現を目指していくものです。

こうしたデジタル社会の実現に向けて、必要な基盤の整備や普及に区を挙げて取組みを進めていきます。

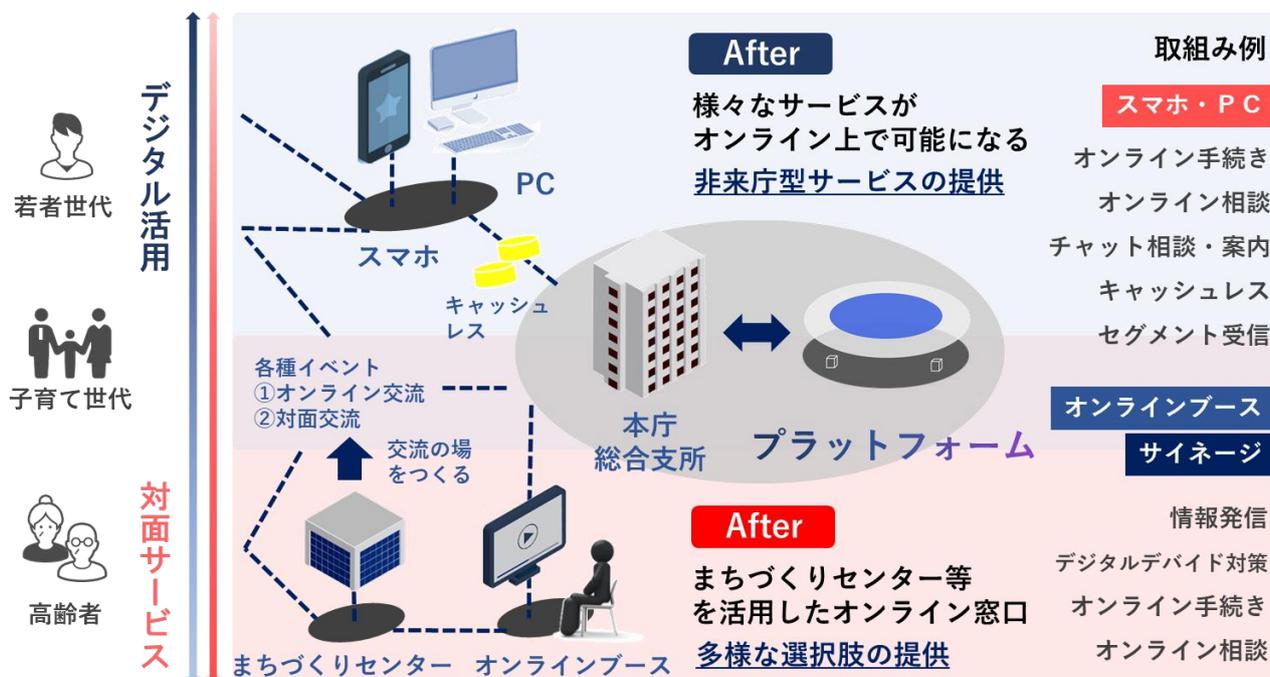
2 Re・Design SETAGAYA の将来像とステップ

(1) 行政サービスの Re・Design

対面・非対面のサービスを選択できる、区民に時間を返す、区民視点の行政サービスをデザインします。

将来像

Re・Design ➡ 行政サービス



2年間の重点取組

【※1】・・・国が提示する優先すべき手続きとその他年間処理件数1万件以上の手続き
(区の対象計82手続き中、オンライン対象比率は15.9% (令和3年7月時点))



オンライン手続き

離れた場所から好きな時に電子申請や電子データによる手続きができる。

令和5年度末目標

◆処理件数が多い手続き【※1】のオンライン化を進め、対象手続きの比率を15.9%から50%超に引き上げます。



キャッシュレス

現金以外にも様々な方法で支払いが可能になる。

令和5年度末目標

◆くみん窓口、出張所でのキャッシュレス決済対応を行い、さらに対応窓口を拡大します。



オンライン相談

離れた場所からでも職員と顔を合わせて、相談が可能になる。

令和5年度末目標

◆まちづくりセンターでオンライン手続き、相談を试行します(5地区)。



デジタルデバイド対策

ICT機器の利活用による情報格差を生まない。

令和5年度末目標

◆デジタル機器に不慣れな高齢者等が安心して活用できるよう、スマホ教室等の取組を継続的に実施します。

*デジタルデバイド：
インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

(2) 参加と協働の Re・Design

デジタル技術の活用により多様な参加と協働をデザインしていきます。

将来像 Re・Design ➔ 参加と協働

データの蓄積&みえる化によって参加と協働の変革をデザインする。

STEP 01 区民ニーズのデータ化&みえる化

住民参加のシステム

利用者のUXの評価
や意見を収集する

各種データ蓄積

行政サービスの利用状況や
庁内オープンデータを蓄積



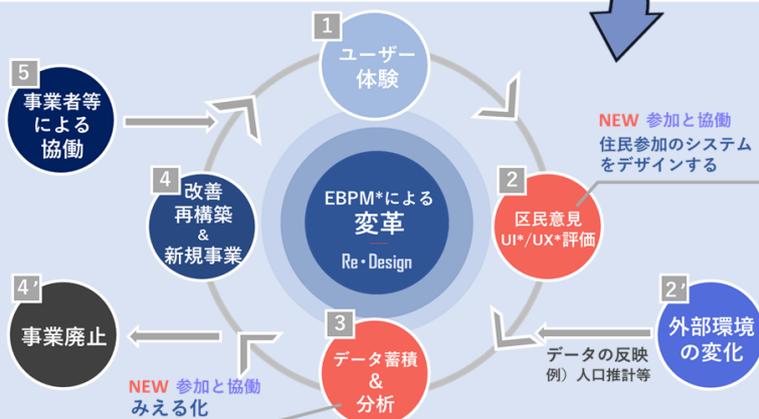
STEP 02

蓄積したデータを行政も
区民も事業者も活用できる
ことで、参加と協働を
変革させる

*UI : User Interface
利用者とサービスの接点

*UX : User eXperience
利用者がサービスを通じて得られる体験

*EBPM : Evidence-based Policy Making
事実(エビデンス)に基づく政策立案



2年間の重点取組

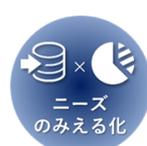


☑ 気軽な区民参加

いつでも、どこでも、誰でも
区政に意見が言える。

令和5年度末目標

◆LINE等を活用したアンケートの実施・拡大を進めます。



☑ ニーズのみえる化

ニーズのみえる化によって
EBPMの取組みや事業者提案型
の地域課題解決を促す。

令和5年度末目標

◆世田谷区のオープンデータを活用したEBPMの取組みと地域課題解決の事例を積み重ねていきます。



☑ コミュニケーションの多様化

区民や地域団体、事業者、行政
などがそれぞれコミュニケー
ションをとれるようになる。

令和5年度末目標

◆まちづくりセンターのオンライン会議環境を整備し、区民や地域団体が地域活動のオンライン会議に利用できるようにします(28地区)。



☑ マッチングによる協働

マッチングにより地域活動に
参加する機会を多様化する。

令和5年度末目標

◆AIを活用した人材マッチングなどの取組みを試行・継続し、地域活動参加機会の多様化を進めます。

(3) 区役所の Re・Design

職員が能力を発揮できる ICT 環境整備を進め、区民視点のサービス向上に繋がります。

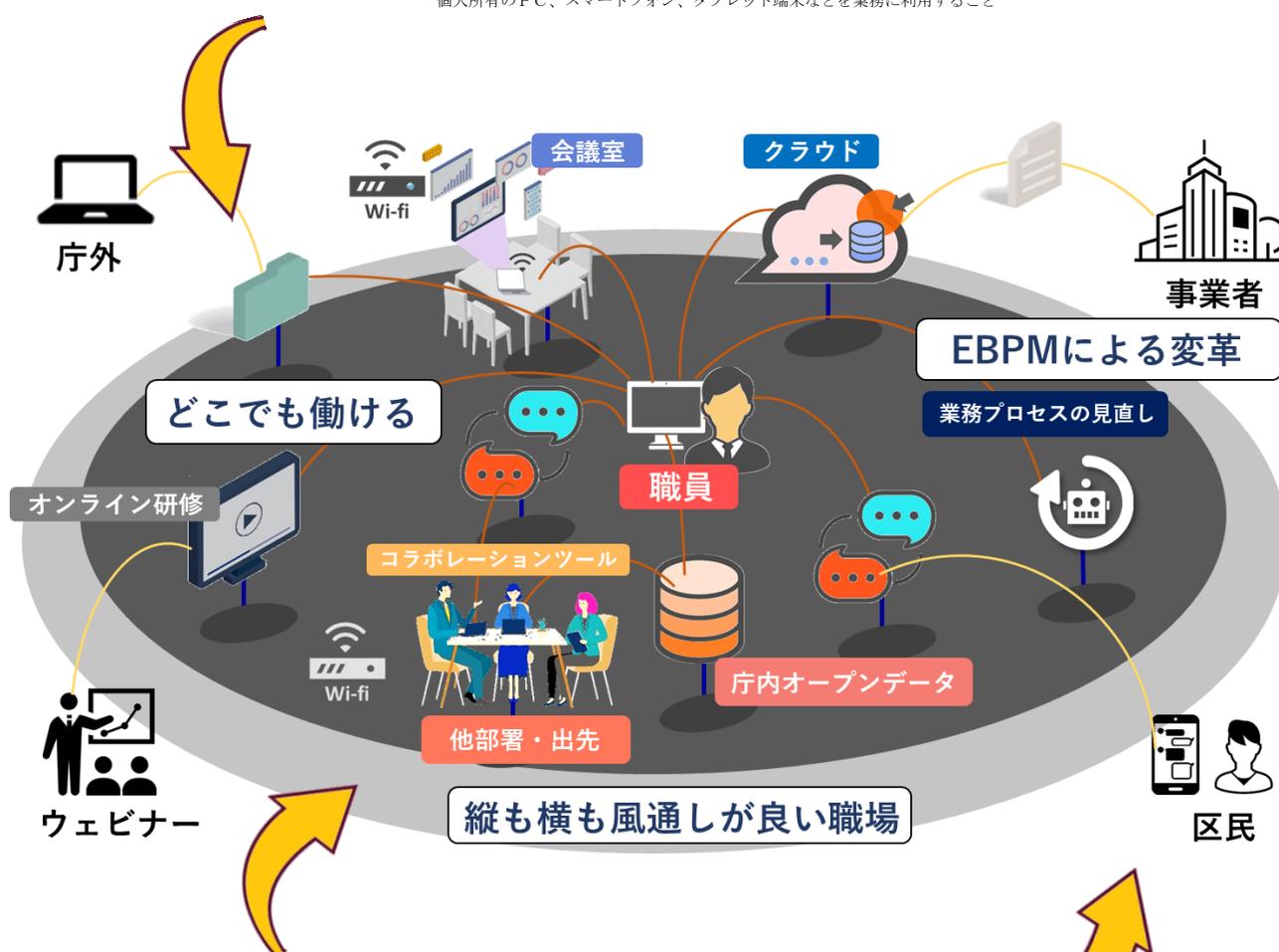
将来像 Re・Design → 区役所

どこでも働ける

時間や場所に捉われず、業務や会議、研修が可能で時間を有効に使える。

オンライン会議 / テレワーク / BYOD* / フリーアドレス / ペーパーレス
シェアオフィス / オンライン研修 / どこでも繋がる庁内ネットワーク

* BYOD : Bring Your Own Device
個人所有の PC、スマートフォン、タブレット端末などを業務に利用すること



縦も横も風通しが良い職場

ITツールによるストレスフリーな連携で
他部署とのコラボレーションが可能になる。

オンライン会議 / コラボレーションツール
メールからチャットへ
部署間連携 / 必要なデータをすぐ入手可能
職員提案の積極的な実現

*コラボレーションツール：
グループのメンバーとのチャットや資料共有、通話やビデオ会議を開催する
機能などを有するグループウェア

EBPMによる変革

庁内オープンデータの整備により
区民目線に立った政策立案の実現。

業務プロセスの見直し / 庁内オープンデータ*
庶務事務の削減 / 事業者とのデータの受渡し
チャット相談・案内へ移行（区民からの電話を減らす）
ペーパーレス（電子データ化による業務量削減）

*オープンデータ：
行政機関等が保有する公共データを機械判読に適したデータ形式で、
かつ誰もが二次利用を可能とするルールによって公開されたデータのこと。

2年間の重点取組

【※2】・【※3】・全職員の母数は端末を常時使用しない職員を除く



- ✓ どこでも繋がるネットワーク
インターネット環境へのスムーズな接続や回線速度向上、事務用端末の利便性向上を図る。

令和5年度末目標

- ◆モバイル端末配備を進め、7割超の職員がモバイルワーク可能な環境を整えます【※2】



- ✓ オンラインツール活用の拡充
全員がいつでも、どこでも、誰とでも繋がる。多様な選択肢でフレキシブルな働き方ができる。

令和5年度末目標

- ◆全ての職員がコミュニケーションツールを利用可能な環境を整備します【※3】



- ✓ コミュニケーションの活性化
チャットやフリーアドレスで他部署の職員とも連携でき、横断的なプロジェクトを生み出せる。

令和5年度末目標

- ◆コミュニケーションツールを活用した組織横断的事業の実施と庁内で事例共有を通じて、他部署との連携をさらに促進します。



- ✓ 庁内オープンデータ
必要な時に必要な情報を取り出せる。データ分析に基づいたEBPMの取組を実現する。

令和5年度末目標

- ◆データ蓄積手順のルール化を通じて環境を整備し、EBPMの取組による事業実施と事例の共有を行います。

(4) Re・Designを支える人材の確保・育成

研修をはじめ、職務の中で小さなDX体験を積み重ねながら、意識改革に重点を置き、区のDXについて、主体的に取り組めるマインドを持った職員を育成します。



第5章 行政経営改革の取組み

- 1 行政経営改革 10 の視点に基づく取組み
- 2 外郭団体の見直し
- 3 公共施設等総合管理計画に基づく取組み
- 4 行政経営改革効果額

1 行政経営改革 10 の視点に基づく取組み

行政経営改革の 10 の視点

自治の推進と独自性のある自治体経営の確立に向け、また、コロナ禍等によるさらなる行政需要の増大と厳しい財政状況を踏まえた持続可能な行財政運営を行うため、行政経営改革の取組みを継続して行う必要があります。

コロナ禍による人々の生活様式の変化や、ICT技術の飛躍的な進展など、社会状況の変化に応じた行政経営の改革を進めるとともに、施策事業の見直しにあたっては、公正性・公平性や、成果に基づく評価の観点とともに、低所得者等への配慮の観点を踏まえ、区民の視点に立った改革を着実に推進していきます。

また、増加する施設更新などの経費抑制の観点から、効率的・効果的な公共施設の整備、維持管理に努めます。

これらの考え方を踏まえ、以下の3つの基本方針と10の視点により、行政経営改革の取組みを着実に進めます。

➤ 基本方針 1 区民に信頼される行政経営改革の推進

視点1	自治体改革の推進
都区制度改革を始め、自治権拡充や地方分権に向けた取組みを進め、自主財源の拡充にも取り組み、自立した自治体を目指します。また、自治体や大学との連携により、広域的な課題の解決や地域社会の持続的な発展に取り組みます。	
視点2	自治の推進と情報公開、区民参加の促進
住民自治を持続可能なものとするため、区民主体のまちづくりを推進していきます。また、デジタル技術も活用し、適正な文書管理と個人情報保護のもと、区民への情報公開及び情報提供の充実、区民参加の機会拡大、区民やNPO等との協働の促進を行います。	
視点3	世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進
世田谷区役所や職員一人ひとりが率先行動に取り組み、コロナ禍を経た新たな時代の変化を敏感に捉え、区政課題に的確に応えるために、本格化する新庁舎整備後も見据え、庁内のワークスタイルや業務手法等の改革を進めます。	
視点4	執行体制の整備
区政の課題に確実かつ効果的に応えられる簡素で柔軟な組織体制を整備するとともに、職員定数の適正化を行います。職員が共に育ち合い、育てる職場風土の醸成に取り組み、経営感覚を持ち、区民との協働を進める職員を育成します。	

➤ 基本方針2 持続可能で強固な財政基盤の確立

視点5	施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し
<p>P D C Aサイクルにより施策の進行管理を適切に行い、現在の社会情勢や区民ニーズを踏まえた施策事業を行う意義（必要性）や、現在の実施手法が政策目的に沿った成果を達成できているか（有効性）等を評価します。施策の優先度や成果の達成状況、費用対効果等を検証し、施策の課題や見直すべき点を明らかにするとともに、施策のプロセスにおける成功要因や工夫を照らし出し、中長期的な施策の改善に活かします。</p>	
視点6	民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減
<p>民間企業等のノウハウや資源の活用により、サービスの向上、業務の効率化やコストの縮減が図れる場合には、行政の責任を明確にし、質の確保に十分留意しながら、民間活用を積極的に進めます。また、民間企業等との対話と連携を進め、新たな公共サービスの促進に努めます。</p>	
視点7	施策事業の効率化と質の向上
<p>政策目的に照らして最適な手法を選択し、効率的かつ質の高い行政サービスをめざした改善を行います。デジタル技術を活用した業務の標準化や効率化、事業手法の見直しや整理統合などを進め、より高度かつ専門性の高い業務への人的資源の投入を図ります。</p>	
視点8	区民負担等の適切な見直し
<p>施策・事業の継続性と政策目的を踏まえ、経費抑制策や事務改善等に取り組むとともに、区民負担等の適切な見直しを図ります。</p>	

➤ 基本方針3 資産等の有効活用による経営改善

視点9	公有財産等の有効活用
<p>区有地や公共施設などを有効活用し、民間と連携した施設整備、運営や、区民ニーズに応じた民間施設の誘致を進め、経費抑制や公共的サービスの充実を図ります。</p>	
視点10	税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上
<p>持続可能で強固な財政基盤を構築するため、効率的な公金運用、広告事業やネーミングライツ、区有地等の活用による多様な税外収入の確保を推進します。また、適正な債権管理と納付方法の多様化等による収納率の向上を図ります。</p>	

取組み一覧

コロナ禍により表面化した新たな行政課題への対応やDXの推進等を踏まえ、行政経営改革の10の視点に基づき、以下の各取組みを位置づけました。

基本方針	視点	取組み名	頁	
区民に信頼される行政経営改革の推進	1 自治体改革の推進	1-1 自治権拡充、都区制度改革、地方分権改革	101	
		1-2 自治体間連携等の推進（総合戦略）	102	
	2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進	DX 2-1 地域行政の推進【再掲】	104	
		2-2 公文書の適正な管理・活用の推進	105	
		2-3 情報公開・個人情報保護制度の見直し	106	
		2-4 情報公開の推進	107	
		DX 2-5 広報機能の充実	108	
		2-6 広聴機能の充実	109	
		2-7 寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進	110	
	3 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進	DX 3-1 勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革	111	
		DX 3-2 DX推進を支える情報化基盤の強化	113	
		DX 3-3 ペーパーレス化の取組み及び本庁舎整備に向けた紙文書量の削減	115	
		DX 3-4 機能的な窓口の実現に向けた取組み	117	
		3-5 災害対策本部機能の充実	118	
		3-6 区施設等のエネルギー使用量の削減	119	
	4 執行体制の整備	DX 4-1 執行体制の整備と人材育成	120	
	持続可能で強固な財政基盤の確立	5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し	5-1 行政評価の活用による事業の検証	121
			5-2 効果的な新公会計制度の運用	122
		6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減	6-1 官民連携の取組み	123
6-2 魅力ある図書館運営・サービスの推進			124	
DX 6-3 職員の給与・福利厚生事務の手法の見直し			125	
7 施策事業の効率化と質の向上		DX 7-1 事業手法の見直し等による効率化・質の向上	126	
		DX 7-2 時代にあった業務改善の取組み	127	
		7-3 補助金の見直し	128	

基本方針	視点	取組み名	頁
	7 施策事業の効率化と質の向上	7-4 庁有車の統廃合	129
		7-5 区立保育園の今後のあり方（「区立保育園の今後のあり方」による取組み）	130
		DX 7-6 保育園入園申請手続きの効率化	131
	8 区民負担等の適切な見直し	8-1 区民利用施設等の使用料・利用料の見直し	132
資産等の有効活用による経営改善	9 公有財産等の有効活用	9-1 公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却	133
	10 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上	DX 10-1 区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進	134
		10-2 ネーミングライツによる税外収入の確保	135
		10-3 区有地を活用した税外収入の確保	136
		10-4 公園を活用した税外収入の確保	137
		10-5 安全かつ効率的な公金運用	138
		DX 10-6 債権管理重点プランに基づく取組み	139

※ **DX** …デジタル技術を活用する（検討を含む）取組み項目

各ページの見方

視点7 施策事業の効率化と質の向上

① 7-2 時代にあった業務改善の取組み

② 取組みの狙い
各所属が業務改善に取り組むため、改善事例の蓄積を進め、業務プロセス分析、OCR・RPA の活用などノウハウの標準化や啓発を図ることにより、全庁で業務改善の取組みを推進します。

③ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
業務改善の実施 ④ DX	各所属の業務改善の取組みを伴走型で支援し、業務プロセス分析、OCR・RPA などの活用により業務効率化を図ります。
業務改善マインドの醸成	業務プロセス分析などのノウハウを標準化し、改善事例を共有するとともに、業務改善を推進する人材を育成します。

⑤ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
業務改善の実施 DX	9 業務	20 業務	20 業務
業務改善マインドの醸成	・良事例の共有、改善プロモーション（庁内レポートの発行）4 回 ・RPA 研修の実施 1 回	・良事例の共有、改善プロモーション（庁内レポートの発行）4 回 ・RPA 研修の実施 1 回	・良事例の共有、改善プロモーション（庁内レポートの発行）4 回 ・RPA 研修の実施 1 回

⑥ 削減額

	効果額（千円）	2,520	2,520
削減額	効果額（千円）	2,520	2,520
	累計額（千円）	2,520	5,040

⑦

⑧ 所管部：政策経営部

①取組み名

行政経営改革の 10 の視点に基づく取組みの名称を記載しています。

②取組みの狙い

取組みの概要や効果等、取組みの推進による狙いを記載しています。

③取組み内容

取組みの狙いに向けた、具体的な取組み項目と取組み内容を記載しています。

④DX

デジタル技術を活用する（検討を含む）取組みは「DX」を付記しています。

⑤年度別計画

各取組み項目の現況と、令和4年度・令和5年度に取り組む内容や、達成を目指す数値を記載しています。

⑥効果額の種類

取組みによって生じる効果額の種類を記載しています。

効果額の種類	削減額	事務改善や事業手法の見直し、または事業の廃止や統合等により、前年度に要した歳出額と比較して削減した金額
	抑制額	事業手法の見直し等により、従来の方で実施した場合と比較して、新たに要する経費（イニシャルコスト等）を抑制した金額
	歳入額	新たな財源獲得の取組みにより、前年度の歳入と比較して増収した金額（寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進(2-7)は、当該年度の歳入から歳出を差し引いた金額、債権管理重点プランに基づく取組み(10-6)は、前年度より収納率が向上したことによる増収額)

⑦効果額

- ・取組みによって生じる効果額の見込み額を記載しています。
- ・現時点では見込み額が積算できないが、財政効果が期待できるものは「※」と表記しています。
- ・直接的な財政効果がないものは「－」と表記しています。

⑧所管部

取組みに関係する所管部を記載しています。先頭に記載の部が代表部です。

1-1 自治権拡充、都区制度改革、地方分権改革

取組みの狙い

地方分権の時代にふさわしい持続可能で自立した真の基礎自治体を目指し、さらなる自治権拡充に関する検討を進めます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
自治権拡充・都区制度改革に向けた取組み	都区制度改革や拡充すべき権限など世田谷区がめざす自治体のあり方について、さらなる検討を進めます。
地方分権改革に向けた取組み（提案募集方式活用活性化）	提案募集方式を活用し、権限拡充に向けた提案を行います。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
自治権拡充・都区制度改革に向けた取組み	都区制度改革や拡充すべき権限の検討	都区制度改革や拡充すべき権限の検討	都区制度改革や拡充すべき権限の検討
地方分権改革に向けた取組み（提案募集方式活用活性化）	提案募集方式を活用した国への提案	提案募集方式を活用した国への提案	提案募集方式を活用した国への提案
—	効果額（千円）	—	—
	累計額（千円）	—	—

所管部：政策経営部、各部

視点1 自治体改革の推進

1-2 自治体間連携等の推進（総合戦略）

取組みの狙い

他自治体との連携・交流を強め、広域的な課題解決に寄与することで、共存共栄を目指します。また、大学の持つ専門性や地域資源を活かし、地域社会の持続的な発展に資するため、区内大学等との一層の連携・協働を推進します。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
自治体との「ひと」や「もの」の交流	縁組協定を結ぶ群馬県川場村をはじめ、交流自治体、近隣自治体との相互理解と親善のもと、「ひと」や「もの」の交流を深めていきます。
自治体間連携フォーラムの開催	自治体間連携・交流のあり方や、広域での課題解決に向けて、交流自治体の首長との情報共有・意見交換の場として、自治体間連携フォーラムを開催します。
【再掲】他自治体との連携による区内への自治体産電力供給	自治体間連携に伴う区内への電力供給（区民・事業者）の仕組みづくりを行い、区内での利用を促進します。
災害時協力協定締結自治体との連携（意見交換会等の実施）	情報交換や実災害における支援・受援の事例を参考にしながら意見交換を行い、相互の協力関係を構築します。
大学との包括協定の締結	区と大学がそれぞれの持つ資源や特色を活かし相互に連携・協力することで、様々な分野において人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展に資することを目的に包括協定を締結します。
大学学長と区長との懇談会の実施	各大学の持つ専門性や地域資源を活かしながら、各大学と相互に連携・協力するネットワークを強化するため、大学学長と区長との懇談会を実施します。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
自治体との「ひと」や「もの」の交流	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページで交流自治体の物産販売サイト紹介(21自治体) せたがやふるさとオンライン区民まつりでの交流自治体のオンラインインタビュー実施(10自治体) 世田谷 246 オンラインハーフマラソン市民ランナー招待(6自治体) 	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページで交流自治体の物産販売サイト紹介(36自治体) せたがやふるさと区民まつりでの物産展等実施(36自治体) 世田谷 246 ハーフマラソン市民ランナー招待(36自治体) 	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページで交流自治体の物産販売サイト紹介(36自治体) せたがやふるさと区民まつりでの物産展等実施(36自治体) 世田谷 246 ハーフマラソン市民ランナー招待(36自治体)

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
自治体間連携フォーラムの開催	1回/年	1回	1回
【再掲】他自治体との連携による区内への自治体産電力供給（累計）	100件	180件	230件
災害時協力協定締結自治体との連携（意見交換会等の実施）	1回/年 （参加自治体数：7自治体）	4回 （参加自治体数：8自治体）	4回 （参加自治体数：8自治体）
大学との包括協定の締結（累計）	10大学	11大学	12大学
大学学長と区長との懇談会の実施	1回/年	1回	1回
—	効果額（千円）	—	—
	累計額（千円）	—	—

所管部：交流推進担当部、危機管理部、生活文化政策部、環境政策部

2-1 地域行政の推進【再掲】

取組みの狙い

(仮称) 世田谷区地域行政推進条例を制定し、区政運営の基盤とする地域行政制度の推進について必要な事項を定め、この条例に基づく推進計画を策定し、地域特性に即した行政を総合的に推進するとともに、地区を重視したまちづくりの強化を図り、区民自治の充実と地域社会の発展に寄与します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
まちづくりセンターの機能の充実・強化	区民や地区で活動する多様な方々を相互につなぎ、地域の担い手の交流や活動を促進するとともに、地区の困りごとを受け止め、地区の状況や課題を共有し、解決に結びつけるため、まちづくりに関する支援やコーディネート機能の充実・強化を図ります。
総合支所の機能の充実・強化	地域の特性を踏まえた行政サービスの総合的な提供を行うとともに、地区のまちづくりを支援するため、行政サービスの専門性の強化やまちづくりセンターの支援、区民参加の機会づくり等の充実を図ります。
DX 推進による行政サービスの変革 	行政サービスの利便性の向上を図るため、DX 推進によるデジタル技術を活用した手続き、相談を進めます。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
まちづくりセンターの機能の充実・強化	まちづくりコーディネート機能の促進にかかる検討	地区の状況に合わせ、多様な団体等と課題を共有し、解決に結びつける地区情報連絡会の見直し・検討・調整 28 地区	地区情報連絡会の開催 28 地区
総合支所の機能の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 現地性を踏まえた行政サービスの専門性の充実・強化にかかる検討 まちづくりセンターの専門的な支援にかかる検討 	区民や地域活動団体が集い地域課題等を話し合うタウンミーティング等の開催検討・調整	タウンミーティング等の開催 5 地域
DX 推進による行政サービスの変革 	まちづくりセンターと総合支所や本庁等をつなぐ映像システムの導入検討	映像システムの整備によるワンストップサービスの実現に向けた試行 5 地区	映像システムの整備によるワンストップサービスの実現に向けた試行 5 地区 (累計)
—	効果額 (千円)	—	—
—	累計額 (千円)	—	—

所管部：地域行政部、総合支所

2-2 公文書の適正な管理・活用の推進

取組みの狙い

区政に関する重要な事項が記載された公文書を重要公文書と位置づけ、保存期間満了後も永久保存する特定重要公文書の保存体制の検討・整備等を進めるとともに、広く区民の利用に供します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
特定重要公文書の目録作成及び公開	特定重要公文書の保存及び利用のため目録を作成し、区ホームページで公開します。
特定重要公文書の適切な保存環境及び保存方法の検討並びに管理	特定重要公文書の適切な保存環境及び保存方法を検討し、検討内容を踏まえ適切な管理を行います。
区民等からの特定重要公文書の利用請求への対応	公開した目録に基づく特定重要公文書の利用請求について、適切に対応します。また、利用請求により公開した文書については、後日、区ホームページに掲載し広く区民の閲覧に供するなど、さらなる活用方法を検討します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
特定重要公文書の目録作成及び公開	特定重要公文書の移管受入れ及び目録作成の検討・準備	特定重要公文書の移管受入れ及び目録作成	特定重要公文書の移管受入れ及び目録作成
特定重要公文書の適切な保存環境及び保存方法の検討並びに管理	特定重要公文書の保存環境の検討	特定重要公文書の保存及び管理	特定重要公文書の保存及び管理
区民等からの特定重要公文書の利用請求への対応	利用請求対応の検討	目録に基づく特定重要公文書の利用請求対応	目録に基づく特定重要公文書の利用請求対応
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：総務部

2-3 情報公開・個人情報保護制度の見直し

取組みの狙い

個人情報保護法改正に伴い、区の個人情報保護制度及び情報公開制度の取扱いについて、情報公開・個人情報保護審議会等の意見を聴きながら、個人情報保護条例等の見直しについて検討を進めます。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
情報公開・個人情報保護審議会の意見聴取、パブリックコメントの実施ほか区民等への周知	情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の小委員会を開催し、審議会から答申を得て、見直しを進めます。 パブリックコメントを実施するとともに、制度の変更について区民等へ広報紙、ホームページ等を通じて周知します。
個人情報保護条例をはじめとした関連する規定の適切な改正	国からのガイドライン等及び審議会からの答申を踏まえ、個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）のほか関連する規定について、適切に改正を行います。
新制度について研修等を通じた全職員への周知徹底	職員向け説明会及び研修等を行い、新制度の内容及び運用について周知徹底を図ります。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
情報公開・個人情報保護審議会の意見聴取、パブリックコメントの実施ほか区民等への周知	審議会に個人情報保護法改正の概要等にかかる情報提供	審議会から答申、パブリックコメントの実施、区民等への周知	区民等への周知
個人情報保護条例をはじめとした関連する規定の適切な改正	保護条例ほか関連規定の改正検討	保護条例等の改正	改正法及び条例等の施行及び運用
新制度について研修等を通じた全職員への周知徹底	職員研修等計画の策定	新制度に関する職員研修等の実施	職員研修等の実施
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：総務部

2-4 情報公開の推進

取組みの狙い

区民の区政の理解と参加を促進するとともに、職員の意識向上によるワイズ・スペンディング（賢い支出）を図るため、公金の支払いに関する情報を公開します。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
公金支払に関する情報の公開	公金の支払いに関する情報（件名や金額等）を、令和4年度から区ホームページで公開します。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
公金支払に関する情報の公開	—	13万件/年	13万件/年
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：会計室

2-5 広報機能の充実

取組みの狙い

区のおしらせ「せたがや」の魅力ある紙面の検討や、デジタルツール等も活用した情報発信の充実、区ホームページのリニューアルに向けた検討・準備等を実施します。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
区のおしらせ「せたがや」の充実 DX	紙媒体ならではの良さを最大限に引き出す魅力ある紙面づくりに向け、編集方針を見直すとともに、記事構成を工夫し、限られた中でも「区民に関心をもって読んでもらえる」広報紙をめざします。 また、スマートフォン・タブレット端末用アプリの活用拡大、新聞折込以外の配布手法の拡大を図ります。
SNS 利用の拡大 DX	世田谷区 DX 推進方針に沿った区民視点によるセグメント配信等、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での情報発信のあり方を検討・拡充します。
区ホームページのリニューアルに向けた検討 DX	世田谷区 DX 推進方針に沿った区民視点の行政サービス拡充に繋がるよう関係所管と連携し、令和 6 年度のリニューアルに向けてホームページ構築の検討を進めます。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和 4 年度	令和 5 年度
区のおしらせ「せたがや」の充実 DX	<ul style="list-style-type: none"> 記事構成を工夫した紙面での発行 アプリの活用、戸別配付やコンビニ配布等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある紙面づくりに向けた編集方針の改正 アプリの活用、戸別配付やコンビニ配布等の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の編集方針の運用 アプリの活用、戸別配付やコンビニ配布等の拡大
SNS 利用の拡大 DX	<ul style="list-style-type: none"> LINE セグメント配信の検討・運用開始 Twitter・動画の配信状況及び閲覧実績の確認・分析 	<ul style="list-style-type: none"> LINE セグメント配信の拡充検討・実施・検証 分析に基づく効果的な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> LINE セグメント配信の拡充検討・実施・検証 継続的な情報発信・検証
区ホームページのリニューアルに向けた検討 DX	現ホームページユーザー調査の実施（区民・職員）	現ホームページデータ分析実施、改善基本方針策定、リニューアル構築仕様の作成	事業者選定の実施、ホームページのリニューアルに向けた構築
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：政策経営部、各部

2-6 広聴機能の充実

取組みの狙い

無作為抽出による区民意見募集や区政モニターを活用し、区民の意見や要望を広く集めるとともに、より多くの区民が区政に意見を出しやすい環境づくりに取り組みます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
区民意見募集制度の見直し	区民意見募集への無作為抽出や区政モニターの活用を行うとともに、SNSを活用した新たな周知方法を実施し、検証します。
区民の声システムの見直し	「区長へのメール」の利便性の向上に向け、区のホームページの次期リニューアルに合わせた入力フォームの改善を検討します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
区民意見募集制度の見直し	無作為抽出による区民意見募集の実施、区政モニターへの区民意見募集の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出、区政モニターの活用継続 ・SNSを活用した新たな周知方法の実施及び効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出、区政モニターの活用継続 ・検証結果を踏まえた募集方法の見直し
区民の声システムの見直し	「区長へのメール」入力フォームの改善（令和元年度実施）	「区長へのメール」の改善内容及び手法の検討	「区長へのメール」改修に向けた検討及び区ホームページリニューアルに向けた仕様の調整
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：政策経営部

2-7 寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進

取組みの狙い

寄附文化の醸成に向け、オンライン受付や多様な決済手段等の寄附しやすい環境整備、クラウドファンディングの手法を活用した取組みに対する寄附募集を行うとともに、ふるさと納税制度の是正に向けて取り組みます。

■取組み内容

取組み項目	取組み内容
寄附制度への理解促進と寄附しやすい環境整備	区民の参加と協働による支えあいの輪が広がる地域社会を目指し、寄附の活用等への理解を深める取組みを進めるとともに、寄附しやすい環境を整備し、内外からの区政参加を促します。
魅力ある記念品の設定等区の施策を応援してもらうためのPRの実施	区取組みや魅力を体験できる機会の創出や寄附金の使い道を明確に報告することにより、区への寄附を促進します。
クラウドファンディングの活用	寄附の目的や用途、事業の必要性を明確にPRし、寄附に繋がります。
制度見直しに向けた取組み	機会を捉えて国に対し制度是正を訴えるとともに、制度の不備を広く周知していきます。

■年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
寄附制度への理解促進と寄附しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページ、ポータルサイトの内容充実 区の広報媒体等を活用した啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページ、ポータルサイトの内容充実 区の広報媒体等を活用した啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページ、ポータルサイトの内容充実 区の広報媒体等を活用した啓発
魅力ある記念品の設定等区の施策を応援してもらうためのPRの実施	<ul style="list-style-type: none"> 寄附実績報告の発行 体験型記念品(世田谷美術館・文学館共通チケット等)の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附実績報告の発行 新規体験型記念品の検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附実績報告の発行 新規体験型記念品の検討、実施
クラウドファンディングの活用	<ul style="list-style-type: none"> 羽根木プレーパークリーダーハウス整備 医療的ケア児の笑顔を支える基金等の重点的PR 	新規取組み等の重点的PRの検討・実施	新規取組み等の重点的PRの検討・実施
制度見直しに向けた取組み	特別区長会等を通じた制度是正の訴えと広報活動	特別区長会等を通じた制度是正の訴えと広報活動	特別区長会等を通じた制度是正の訴えと広報活動
歳入増	効果額(千円)	100,009	※
	累計額(千円)	100,009	100,009

所管部：政策経営部、総務部、各部

3-1

勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革

取組みの狙い

柔軟な働き方を実現することにより、誰もが働きやすい職場環境の整備を進め、区政を担う優秀な人材の確保・定着・育成に繋げていきます。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組み DX	全職員が働きやすい環境を整えるため、より一層のワーク・ライフ・バランス推進策を行っていきます。
ワークスタイル改革に関する取組み DX	行政事務の効率化の基盤となる庁内ネットワークの環境整備を進めるとともに、業務改善の実施により効率的な行政運営を推進します。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組み DX	<ul style="list-style-type: none"> 「新たな超過勤務ルール」の実効性を確保するための取組みの実施 「世田谷区役所版両立支援ハンドブック」の発行等の職員のワーク・ライフ・バランス推進のための取組みの実施（男性職員の育児休業取得率 40%） 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等を活用した職場に限定されない勤務環境の整備に向けた取組みと検証 新たな時差勤務制度の整備 育児を行う男性職員や介護を行う職員の休暇等の取得促進に向けた取組み（男性職員の育児休業取得率 60%） 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等を活用した職場に限定されない勤務環境の整備に向けたさらなる取組みと検証 新たな時差勤務制度の運用とその検証 育児を行う男性職員や介護を行う職員の休暇等の取得促進に向けた取組み（男性職員の育児休業取得率 80%）
ワークスタイル改革に関する取組み DX	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎等整備を契機とした機能的・効率的で柔軟性の高い執務空間の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎等整備を契機とした機能的・効率的で柔軟性の高い執務空間整備に向けたヒアリング 40 課（1 期棟対象） 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎等整備を契機とした機能的・効率的で柔軟性の高い執務空間の整備・検証

取組み項目	現況	令和 4 年度	令和 5 年度
ワークスタイル改革 に関する取組み DX	<ul style="list-style-type: none"> ・ モバイル端末 720 台 ・ 庁舎内無線 LAN 環境整備 6 箇所 ・ 業務改善の実施 9 業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期事務用 PC の配置 2,500 台 ・ 庁舎内無線 LAN 環境整備 ・ 業務改善の実施 20 業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期事務用 PC の配置 1,600 台 ・ 新庁舎、総合支所無線 LAN 環境整備 ・ 業務改善の実施 20 業務
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：総務部、政策経営部、庁舎整備担当部

3-2 DX 推進を支える情報化基盤の強化

取組みの狙い

情報セキュリティポリシーガイドライン等の見直しに対応した、次期情報化基盤の整備を行うとともに、働き方改革や DX 推進を支える情報化基盤等の強化を目指します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
次期情報化基盤の整備 DX	DX を推進し、職員の業務効率や生産性の向上を下支える情報化基盤を整備します。
ICT 基盤を活用した教育 DX の推進 DX	ICT 基盤を効果的に活用した、子どもたちの個性や特性に応じた個別最適化された学びの推進や、学校や教育委員会の業務改善・働き方改革を実現するため、教育 DX に向けた取組みを推進します。
各種端末の配備及び庁舎内無線 LAN 等のネットワーク環境の整備 DX	業務に合わせて働く場所を選択できる働きやすい ICT 環境を整備するため、事務用端末の仕様を見直し、庁舎内無線 LAN 等のネットワーク環境の整備を図ります。
クラウドサービスを円滑に活用できる環境の整備 DX	クラウドサービスやコミュニケーションツールの利活用を推進するため、事務用環境からセキュアに利用できるネットワークを構築します。
情報セキュリティに関するシステム対策及びセキュリティポリシーの継続的な見直し DX	情報化基盤の安定運用のための、情報セキュリティに関するシステム対策及びセキュリティポリシーの継続的な見直しを実施します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和 4 年度	令和 5 年度
次期情報化基盤の整備 DX	次期情報化基盤の検討・移行設計	次期情報化基盤の移行設計・構築・一部稼働	次期情報化基盤の稼働・機能拡張
ICT 基盤を活用した教育 DX の推進 DX	<ul style="list-style-type: none"> 統合型校務支援システムの導入検討 校務系・学習系ネットワーク等の統合検討 	<ul style="list-style-type: none"> クラウドサービス利用による統合型校務支援システムの構築 校務系・学習系ヘルプデスクの一部統合 統合 ID 管理の構築 	<ul style="list-style-type: none"> クラウドサービス利用による統合型校務支援システムの運用開始 校務系・学習系ヘルプデスクの統合 統合 ID 管理の運用開始
各種端末の配備及び庁舎内無線 LAN 等のネットワーク環境の整備 DX	<ul style="list-style-type: none"> モバイル端末 720 台 庁舎内無線 LAN 環境整備 6 箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 次期事務用 PC の配置 2,500 台 庁舎内無線 LAN 環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 次期事務用 PC の配置 1,600 台 新庁舎、総合支所無線 LAN 環境整備

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
クラウドサービスを円滑に活用できる環境の整備 	オンライン会議サービスの利用環境整備	クラウドサービスの利用環境整備	対象サービスの拡大
情報セキュリティに関するシステム対策及びセキュリティポリシーの継続的な見直し 	改善に向けた現状調査および課題整理	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的なセキュリティ対策の実施 ・継続的なセキュリティポリシーの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的なセキュリティ対策の実施 ・継続的なセキュリティポリシーの見直し
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：政策経営部、デジタル改革担当部、教育委員会事務局

3-3 ペーパーレス化の取組み及び本庁舎整備に向けた紙文書量の削減

取組みの狙い

業務の効率化や多様な働き方の実現、また、災害時等における業務継続に向け、紙媒体中心となっている行政事務について、デジタル技術の活用などを通じて、あり方や手法を見直し、ペーパーレス化の取組みを進めます。

とりわけ、保健所業務については、コロナ禍における業務量急増の経験を踏まえ、各種申請・届出や健診・検診、事業の普及啓発のチラシなど膨大な書類の処理や作成に要する、事務量や人員のコスト削減に向けた業務改善を検討し、ペーパーレス化の実現に向けた取組みを進め、区民サービスの利便性向上を図ります。

加えて、本庁舎の整備を契機とし、効率的かつ多様な働き方を実現するための前提となる環境整備のため、本庁舎執務室内の文書管理を見直し紙文書量削減の取組みを推進します。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
庁内のペーパーレス化の実現に向けた取組み 	文書管理システムにおける起案文書の電子化（※）や、庁内を中心に配布する紙媒体のデジタル化（法令等で定めのあるものを除く）を進めます。また、区民等を対象とする紙媒体による冊子や印刷物について、対象者の特性等を踏まえ、デジタル化を含め、情報伝達方法について抜本的な見直しを図ります。さらに、各部で所管している定例的な会議のペーパーレス化を推進します。
保健所業務におけるペーパーレス化の実現に向けた取組み 	事業の普及啓発のチラシなど紙媒体中心となっている業務の改善に向け、各業務フローにおける課題を整理し、最も適切な業務手法を検討します。他自治体における成功事例の研究やデジタル技術の活用などを通じ、ペーパーレス化の実現に向けた取組みを進めます。
本庁舎整備に向けた紙文書量の削減	新本庁舎における新しい働き方を実現する環境整備の一環として、本庁舎執務室内の紙文書量の削減を、令和元年度より取組みを進めており、令和4年度末には50%削減（平成29年度比）を目標に進めます。文書管理見直しを業務委託により実施し、文書量削減の取組みを進めます。

（※）添付文書がすべて電子化されているものまたは添付文書がないもの

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
庁内のペーパーレス化の実現に向けた取組み 	<ul style="list-style-type: none"> 起案文書の電子化率 57%（令和2年度実績） 庁内配布用印刷物のデジタル化に向けた取組み 	<ul style="list-style-type: none"> 起案文書の電子化の推進 庁内配布用印刷物のデジタル化 50% 	<ul style="list-style-type: none"> 起案文書の電子化率 75% 庁内配布用印刷物のデジタル化 80%

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
庁内のペーパーレス化の実現に向けた取組み DX	・ 一部会議のペーパーレス化実施	・ ペーパーレス会議の拡充	・ ペーパーレス会議の拡充
保健所業務におけるペーパーレス化の実現に向けた取組み DX	紙文書業務の把握	各業務フローにおける課題整理、業務手法検討	ペーパーレス化の実現に向けた検討・作業
本庁舎整備に向けた紙文書量の削減	本庁舎執務室内の文書管理見直し・紙文書量削減	本庁舎執務室内の文書管理見直し・紙文書量削減	本庁舎執務室内の紙文書量削減
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：デジタル改革担当部、総務部、世田谷保健所

3-4 機能的な窓口の実現に向けた取組み

取組みの狙い

機能的な窓口の実現に向けて、集中入力センターの効率的な運営やマイナンバー制度の活用による区民サービス向上・業務の効率化に取り組むとともに、「区民に時間を返す」視点から、本庁舎等への来庁を不要とする行政手続きや相談業務の見直しに向け、新庁舎整備も見据え、DX 推進により、まちづくりセンターと総合支所や本庁等をつなぐ仕組みづくりを進めます。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
集中入力センターの効率的な運営	窓口支援の効率的な運営を継続するため、住民異動届・戸籍通知受付けに係る嘱託員の入力作業のスキルアップを図ります。処理件数が増加する繁忙期は、窓口混雑緩和・待ち時間短縮のための体制を強化し、窓口業務の効率化を実施します。
マイナンバー制度の活用による区民サービス向上、業務の効率化 DX	自治体 DX 推進計画及び世田谷区 DX 推進方針を踏まえ、マイナンバーカードを用いたマイナポータルからのオンライン手続きの導入を進め、デジタル化による利便性の向上を推進します。
くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、総合支所等の窓口業務のあり方の検討 DX	行政サービスの利便性の向上を図るため、DX 推進によるデジタル技術を活用した手続き、相談を進めます。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
集中入力センターの効率的な運営	届出入力支援体制強化による繁忙期の窓口混雑緩和	届出入力支援体制強化及び嘱託員のスキルアップによる繁忙期の窓口混雑緩和（嘱託員研修の実施）	届出入力支援体制強化及び嘱託員のスキルアップによる繁忙期の窓口混雑緩和（嘱託員研修の実施）
マイナンバー制度の活用による区民サービス向上、業務の効率化 DX	マイナポータル（ぴったりサービス）からの電子申請データのオンライン取込みの仕組み構築（26事業）の検討	マイナポータル（ぴったりサービス）からの電子申請データのオンライン取込みの仕組み構築（26事業）	マイナポータル（ぴったりサービス）と関連システムとのデータ連携の拡充
くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、総合支所等の窓口業務のあり方の検討 DX	まちづくりセンターと総合支所や本庁等をつなぐ映像システムの導入検討	映像システムの整備によるワンストップサービスの実現に向けた試行5地区	映像システムの整備によるワンストップサービスの実現に向けた試行5地区（累計）
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：地域行政部、総合支所、政策経営部、デジタル改革担当部

3-5 災害対策本部機能の充実

取組みの狙い

災害時に区民の生命や財産を守るための機能が十分に発揮されるよう災害対策本部機能の充実を図るため、新庁舎整備に合わせ、災害時における全庁を通じた情報共有・適切な情報発信が行える防災情報システムの導入などの設備・機能の検討を進めます。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
防災情報システム導入へ向けた検討・設計及び構築	一連の災害対応をより一層円滑かつ正確に行うことを目的として、情報収集・意思決定及び情報発信機能を一元的に管理・運用する総合的な防災情報システムを構築します。
システム運用に係る職員への研修の実施	システム運用開始にあたり、複数回の操作研修や、継続的に職員の熟練度を高める研修を実施します。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
防災情報システム導入へ向けた検討・設計及び構築	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム導入に向けた機能等の検討 構築事業者選定に向けた準備・検討 	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム構築事業者選定 防災情報システム構築 	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム構築及び運用テスト 防災情報システム運用開始
システム運用に係る職員への研修の実施	—	—	操作研修実施 3回
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：危機管理部

3-6 区施設等のエネルギー使用量の削減

取組みの狙い

職員による環境配慮行動を推進するとともに、新庁舎をはじめとする区施設の断熱性能の向上や高効率設備の導入などを進め、脱炭素社会の構築に向けた省エネルギーの促進と CO₂ 排出量の抑制を図り、環境負荷低減に努めます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
「ECO ステップせたがや」の推進	世田谷区環境マネジメントシステム「ECO ステップせたがや」の取組みを進め、区施設のエネルギー使用量を削減します。
街路灯 LED 化	区内の街路灯のうち LED 化されていない街路灯を LED 化します。
公共施設高効率照明改修実施	予防保全を兼ねた中長期保全改修工事にあわせ、該当施設の電気設備の老朽化度を勘案しながら継続的に推進します。
ESCO サービスの実施	千歳温水プールでの ESCO サービスの導入を進めるとともに、これまで対象としていなかった、エネルギー使用量の少ない施設などでの新たな手法を検討します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和 4 年度	令和 5 年度
「ECO ステップせたがや」の推進	平成 21 年度比 9.3%削減 (令和 2 年度実績)	平成 21 年度比 17.5%削減	平成 21 年度比 18.6%削減
街路灯 LED 化	街路灯 LED 化 大型水銀灯 240 台／年 小型蛍光灯 856 台／年	街路灯 LED 化 大型水銀灯 481 台／年 小型蛍光灯 1,711 台／年	街路灯 LED 化 大型水銀灯 481 台／年 小型蛍光灯 1,711 台／年
公共施設高効率照明改修実施	150 施設改修済 (令和 3 年度末見込)	12 施設改修	9 施設改修
ESCO サービスの実施	6 施設導入済	1 施設事業者選定プロポーザル	1 施設導入整備
削減額	効果額 (千円)	28,109	28,109
	累計額 (千円)	28,109	56,218

所管部：環境政策部、施設営繕担当部、土木部

4-1 執行体制の整備と人材育成

取組みの狙い

複雑多様化かつ増大する行政需要に対応していくため、様々な課題に機動的に対応できる柔軟な組織づくりと、高度な専門知識や能力を持った職員や、民間や区民との連携、協働により公的サービスを生み出す、折衝力や調整力を持った職員の育成に取り組めます。また、DXの推進による業務効率化を含めた、全庁的な視点による適正かつメリハリのある職員定数管理を行うとともに、会計年度任用職員の任用数管理に取り組むなど、中長期的な定員適正化を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
執行体制の整備 DX	新たな地域行政の展開に向けた対応も見据え、多様な政策課題に機動的かつ柔軟に対応できるよう、DXの視点を取り入れ、新たな発想をもって効果的・効率的に業務が遂行できる機能的な組織体制を整備します。
定員適正化の推進 DX	DXの推進による業務効率化を含めた事務事業の見直しを進めるとともに、重点政策や緊急課題については必要な人材を弾力的に投入するなど、会計年度任用職員を含めた適正かつメリハリのある職員定数管理を推進します。
人材育成施策の推進	次代の区政課題に的確に対応できる組織・人づくりを組織全体で行うことのできる総合的・一体的な人材育成施策について、急速な時代の変化を踏まえた具体的な取組みを推進します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
執行体制の整備 DX	機動的かつ柔軟な組織体制の運営	新たな区政課題に対応する体制整備	新たな区政課題に対応する体制整備
定員適正化の推進 DX	定員適正化の推進 (職員数：5,507名 令和3年4月1日時点)	定員適正化の推進 職員数前年度比 増減0名	定員適正化の推進 職員数前年度比 増減0名
人材育成施策の推進	人材育成施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな自治体経営を見据えた人材育成施策の推進 ・世田谷区人材育成方針の改定 	新たな自治体経営を見据えた人材育成施策の推進
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：総務部、政策経営部

視点5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し

5-1 行政評価の活用による事業の検証

取組みの狙い

新公会計制度を活用した行政評価の実施や、事業の必要性・有効性・公益性等の各視点からの評価やコスト分析等を踏まえた事務事業等の検証を行います。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
行政評価の実施	新公会計制度を活用したコスト分析やプロセス評価の手法を取り入れながら、PDCA サイクルの考えに基づいた行政評価を適切に実施します。
行政評価の活用による事務事業等の検証	課題を有する事務事業について、行政評価を活用した事業の検証・見直しを行います。
評価手法の改善	新公会計制度のさらなる運用も踏まえ、より効果的・効率的な行政評価の手法について検討し、改善を図ります。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
行政評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「新実施計画(後期)」重点政策・新実施計画事業の評価・公表 各部所管事務事業の対象整理・評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「新実施計画(後期)」重点政策・新実施計画事業の評価・公表 各部所管事務事業の評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「世田谷区未来つながるプラン」施策事業の評価・公表 各部所管事務事業の評価の実施
行政評価の活用による事務事業等の検証	事業の評価による検証	評価対象事業の抽出・評価の実施	評価対象事業の抽出・評価の実施
評価手法の改善	—	評価手法の改善に向けた検討	評価手法の改善
—	効果額(千円)	—	—
—	累計額(千円)	—	—

所管部：政策経営部

視点5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し

5-2 効果的な新公会計制度の運用

取組みの狙い

各財務諸表の作成、公表を実施していくとともに、財務情報を活用し経営感覚を持った行政運営、事業実施における成果志向、コスト意識の醸成など、職員の意識向上を図ります。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
財務諸表の作成・活用	各財務諸表を作成、公表し、各部や各事業のマネジメントへの活用を推進します。
職員の会計スキルの向上 ①職員研修の実施	財務諸表の理解を深め、分析、活用方法を体得するため、職員研修を実施します。
職員の会計スキルの向上 ②庁内報の発行	庁内報を発行し、職員のコスト意識、会計スキルの向上を図ります。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
財務諸表の作成・活用	<ul style="list-style-type: none"> 会計別財務諸表、各会計合算財務諸表、事業別財務諸表の作成・公表 施策評価、事務事業評価での活用 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 行政評価への活用 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 行政評価への活用
職員の会計スキルの向上 ①職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 職員向け実務研修の実施（年1回・100名） 管理職向け分析・活用研修の実施（年1回・200名） 	<ul style="list-style-type: none"> 職員向け実務研修の実施（年1回） 管理職向け分析・活用研修の実施（年1回） 研修プログラムの検証及び見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 研修プログラムの検証及び見直し
職員の会計スキルの向上 ②庁内報の発行	庁内報の発行 年4回	庁内報の発行 年4回	庁内報の発行 年4回
—	効果額（千円）	—	—
—	累計額（千円）	—	—

所管部：会計室、政策経営部、財務部、施設営繕担当部

視点6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減

6-1 官民連携の取組み

取組みの狙い

民間企業等との連携による、柔軟な発想や手法を取り入れた事業展開、行政コストの削減を促すため、民間からの提案に基づく連携事業の実施や官民連携窓口の対外的な広報活動、官民連携を担っていく人材育成に取り組めます。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
民間提案型による事業実施	民間からの提案に基づき、実施に向けて庁内外の調整を着実に実施します。
テーマ設定型による取組み	区の行政課題などのテーマを投げかけ、事業につなげる「テーマ設定型」の仕組みを活用し、区政課題の解決に直結する民間からの提案を募集することで、効果的な官民連携の実施につなげます。また、庁内調査を行い区の課題を抽出し、テーマ設定型の取組み強化を図ります。
効果的な官民連携事業構築に向けた情報発信の充実	効果的な官民連携の事業実施に向けて、民間からの多種多様な提案機会の創出や、テーマ設定型による取組みを広くPRするため、情報発信を強化します。
官民連携指針に基づく人材育成の実施	民間との連携を庁内に広く浸透させ、前向きな姿勢をもってチャンスを活かす組織風土の醸成に向けて、職員向けの研修や官民連携事例の発信・共有など、官民連携を担っていく人材育成を実施します。
サウンディング調査の実施	行政が事業を決定する前に、市場性の有無や実現可能性、アイデア等の把握、公募に向けた条件整理等を行うため広く民間企業と対話を行う「サウンディング調査」を実施し、民間の知恵と力を最大限に活かせる事業の実施を推進します。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
民間提案型による事業実施	50～60件/年	50件	60件
テーマ設定型による取組み	4～5件/年	・4件 ・庁内調査の実施	・5件 ・庁内調査の実施
効果的な官民連携事業構築に向けた情報発信の充実	・ホームページでの事例発信 ・民間メディアプラットフォームの活用	・ホームページでの事例発信の強化 ・民間メディアプラットフォーム活用	・ホームページでの事例発信の強化 ・民間メディアプラットフォーム活用
官民連携指針に基づく人材育成の実施	職員向けセミナー実施 1回/年	職員向けセミナー実施 1回	職員向けセミナー実施 1回
サウンディング調査の実施	1～2回/年	2回	2回
抑制額	効果額(千円)	10,728	※
	累計額(千円)	10,728	10,728

所管部：政策経営部、各部

6-2 魅力ある図書館運営・サービスの推進

取組みの狙い

「知と学びと文化の情報拠点」を実現する魅力ある図書館づくりの推進に向け、図書館サービスの充実や IC タグ関連機器の導入による区民の利便性向上や業務の効率化を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
魅力ある図書館運営・サービスの推進	令和 4 年度にモデル的に指定管理者制度を導入し、業務委託館も含め、民間活用による魅力ある図書館づくりに向けて、検証を行っていきます。
IC タグ関連機器の導入による効率化	図書館資料への IC タグを貼付するとともに、自動貸出機等の関連機器を導入し、定型的業務の効率化による専門性を生かしたサービスの拡充や利用者のプライバシー確保など、利用者サービスの向上を図ります。

年度別計画

取組み項目	現況	令和 4 年度	令和 5 年度
魅力ある図書館運営・サービスの推進	指定管理者制度 1 館 一部業務委託 2 館	指定管理者制度 更新 1 館、新規 2 館 一部業務委託 更新 1 館	民間活用館の評価・ 検証
IC タグ関連機器の導入による効率化	・ IC タグ貼付 20 館 (室) ・ IC タグ関連機器の 導入 13 館 (室)	IC タグ関連機器の導入 7 館 (室)	IC タグ関連機器の導入 による効果検証
抑制額	効果額 (千円)	33,675	792
	累計額 (千円)	33,675	34,467

所管部：教育委員会事務局

6-3 職員の給与・福利厚生事務の手法の見直し

取組みの狙い

職員の給与事務、福利厚生事務について、それぞれの業務の性質に応じて、アウトソーシングやデジタル化といった手法の変更等、業務の効率化に向けた検討を行います。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
職員の給与・福利厚生事務の手法の見直しに向けた検討 DX	それぞれの業務内容を整理・分析して、その性質に応じて、アウトソーシング（民間委託等）、実施方法の変更（窓口の廃止、電子化等）等、業務の効率化に向けた検討を行っていきます。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
職員の給与・福利厚生事務の手法の見直しに向けた検討 DX	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の情報収集 業務に関する実施手順書の作成 早期電子化が可能な一部業務の移行準備 	<ul style="list-style-type: none"> 各業務の分析と課題の整理 一部業務の電子化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 課題を踏まえた事務の手法の最適化に向けた検討 一部業務の電子化の検証、拡充
抑制額	効果額（千円）	※	※
	累計額（千円）	※	※

所管部：総務部

視点7 施策事業の効率化と質の向上

7-1 事業手法の見直し等による効率化・質の向上

取組みの狙い

DXの推進により、区民の利便性向上やICT環境の整備を通じた事業の効率化を図るとともに、成果の達成状況等に課題を有する事務事業等について、事業の評価・検証を行い、事業手法の見直し等による効率化や質の向上を図ります。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上 DX	世田谷区DX推進方針に基づき、デジタル技術を活用して、区民の視点に立った快適な行政サービスの提供を進めます。
事務事業の見直し・改善による効率化・質の向上	行政評価を活用した事業の成果や費用対効果を評価・検証し、事業手法の見直しや類似事業との整理統合等による効率化や質の向上を図ります。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上 DX	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の推進 キャッシュレス決済の導入準備 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の利用拡充 キャッシュレス決済の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の利用拡充 キャッシュレス決済導入窓口の拡大
24時間安全安心パトロール	事務事業評価の実施	実施手法・人員体制の見直し	より効果的・効率的な事業運営に向けた取組み
区民農園事業	事務事業評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> 申込方法の改善に向けた検討 適正な料金設定や多様な区画設定の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 申込方法の改善 適正な料金設定や多様な区画設定の検討・一部実施
ごみ減量・リサイクル普及・啓発施設運営	事務事業評価の実施	施設の効果的な活用に向けた事業内容の検討	施設の効果的な活用に向けた取組み
保健福祉サービス苦情審査会・保健福祉サービス向上委員会	事務事業評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> 質の向上につながる効果的な運営に向けた取組み 横断的な課題解決に向けた機能見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 質の向上につながる効果的な運営に向けた取組みの効果検証 横断的な課題解決に向けた機能見直しの検討
高齢者会食サービス	事務事業評価の実施	事業の再構築、担い手と利用者の拡充に向けた検討	事業の再構築、担い手と利用者の拡充に向けた取組み
削減額	効果額（千円）	2,245	※
	累計額（千円）	2,245	2,245

所管部：政策経営部、デジタル改革担当部、各部

7-2 時代にあった業務改善の取組み

取組みの狙い

各所属が業務改善に取り組むため、改善事例の蓄積を進め、業務プロセス分析、OCR・RPA の活用などノウハウの標準化や啓発を図ることにより、全庁で業務改善の取組みを推進します。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
業務改善の実施 DX	各所属の業務改善の取組みを伴走型で支援し、業務プロセス分析、OCR・RPA などの活用により業務効率化を図ります。
業務改善マインドの醸成	業務プロセス分析などのノウハウを標準化し、改善事例を共有するとともに、業務改善を推進する人材を育成します。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
業務改善の実施 DX	9 業務	20 業務	20 業務
業務改善マインドの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良事例の共有、改善プロモーション（庁内レポートの発行）4 回 ・ RPA 研修の実施 1 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良事例の共有、改善プロモーション（庁内レポートの発行）4 回 ・ RPA 研修の実施 1 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良事例の共有、改善プロモーション（庁内レポートの発行）4 回 ・ RPA 研修の実施 1 回
削減額	効果額（千円）	2,520	2,520
	累計額（千円）	2,520	5,040

所管部：政策経営部

7-3 補助金の見直し

取組みの狙い

補助金の有用性に留意しつつ、社会状況の変化、その目的や必要性、公平性、有効性、説明責任の観点に立ち、定期的にあり方を点検・見直すことにより、適正な補助金執行を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
補助金対象事業の点検と見直し	補助金の有用性に留意しつつ、ガイドラインに基づくチェック項目記載要領に基づき、社会状況の変化、その目的や必要性、公平性、有効性、説明責任の観点に立ち、定期的なあり方を点検・見直すことにより、適正な補助金執行を図ります。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
補助金対象事業の点検と見直し	補助金対象事業の点検と見直し	補助金対象事業の点検と見直し	補助金対象事業の点検と見直し
削減額	効果額（千円）	2,229	※
	累計額（千円）	2,229	2,229

所管部：政策経営部、各部

7-4 庁有車の統廃合

取組みの狙い

新庁舎整備を見据え、DX の推進も視野に庁有車の共有化を進め、庁内で所有する車両を統廃合し共用車両を増大することで、車両の総台数を削減し、維持管理経費の削減や効率化を図ります。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
庁有車の統廃合（庁内カーシェアリング等）	車両のスケジュール管理をシステム化することにより、車両の予約や管理の円滑化を図るとともに、各部で所有する車両の共有化により、車両の統廃合を進め、維持管理経費を削減します。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
庁有車の統廃合（庁内カーシェアリング等）	予約システムの使用準備及び一部試行	<ul style="list-style-type: none"> 予約システムの対象車両の拡大及び検証 共有化等の手法による削減及び管理手法の検討 削減目標の再整理及び管理方針の策定 	管理方針に基づく削減を含めた取組みの一部実施
削減額	効果額（千円）	※	※
	累計額（千円）	※	※

所管部：財務部、各部

7-5

区立保育園の今後のあり方（「区立保育園の今後のあり方」による取組み）

取組みの狙い

今後の保育需要等を見定めながら、施設更新による効率化を図りつつ、安全で安定した保育環境を整備します。引き続き、「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を行政の責任のもと担うため、緊急保育や子育て支援事業等の拡充等を行うことで、在宅子育て家庭を含む地域の子育て支援機能や、保育の質の向上に向けた取組み等を効果的・効率的に推進していきます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
区立保育園の再整備	「区立保育園の今後のあり方」に基づき、区立保育園を統合し、再整備を進めます。
地域・地区における区立保育園の役割の拡充	地域・地区における「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を果たすために、区立保育園での緊急保育や一時保育を実施します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
区立保育園の再整備	区立保育園 46 園	玉川地域拠点保育園の整備（区立深沢保育園と奥沢西保育園の統合）	区立保育園 45 園
地域・地区における区立保育園の役割の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 緊急保育の実施（全 46 園） 一時保育の実施（全 46 園で定員 1 名から 2 名に拡充試行） 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急保育 定員 2 名 枠 33 園に拡充 一時保育 定員拡充 全区立保育園で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急保育 定員 2 名 枠 40 園に拡充 一時保育 定員拡充 全区立保育園で実施
削減額	効果額（千円）	—	61,975
	累計額（千円）	—	61,975

所管部：保育部

7-6 保育園入園申請手続きの効率化

取組みの狙い

保育園入園に関する子育て世代からの問い合わせ及び申込み等について、AI チャットボットや電子申請等を活用し、利便性の向上を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
問い合わせへの迅速かつ適切に対応できる体制の整備 DX	区民がいつでもどこでも問い合わせできるよう、AI チャットボットの導入及び利用を推進します。
電子申請の推進 DX	世田谷区 DX 推進方針を踏まえ、子育て世代の利便性向上を目的に、保育関連手続きの電子申請の検討・導入及び電子申請サービスの利用を推進します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
問い合わせへの迅速かつ適切に対応できる体制の整備 DX	幼児教育・保育の無償化及び入園申込みに関する問い合わせに対応したAI チャットボットの導入	AI チャットボットの利用 件数 3,600 件/年	AI チャットボットの利用 件数 4,800 件/年
電子申請の推進 DX	無償化現況確認、保育施設利用現況確認、保育入園申込での導入	電子申請利用率 30% 認定申請等での導入	電子申請利用率 35% 各種手続きでの導入
削減額	効果額 (千円)	265	353
	累計額 (千円)	265	618

所管部：保育部

視点8 区民負担等の適切な見直し

8-1 区民利用施設等の使用料・利用料の見直し

取組みの狙い

区民サービスの維持に向けて、区民生活を取り巻く社会状況の変化も幅広く捉えた検証を行い、使用料・利用料の見直しの要否を総合的に判断します。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
区民利用施設等の使用料・利用料の見直し	新たな指針の策定に向けた検討や新公会計制度に基づく検証を踏まえ、区民利用施設等の使用料・利用料の見直しに向けた検討を行います。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
区民利用施設等の使用料・利用料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 新たな指針策定に向けた検討 新公会計制度に基づく検証 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな指針策定に向けた検討 新公会計制度に基づく検証 	新たな指針策定
歳入増	効果額（千円）	—	—
	累計額（千円）	—	—

所管部：政策経営部

9-1 公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却

取組みの狙い

公共施設跡地を、必要性が高い施設の整備を条件として貸し付けや売却を行い、民設民営の施設整備を誘導するとともに、地代や売払い金等の収入を確保します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
ふじみ荘跡地活用	福祉系施設のニーズを踏まえ、複合的な施設機能での活用を基本に、全庁的視点から検討を進めます。
旧厚生会館（職員研修会場・事務室）の売払い	公共施設の多機能活用の観点より、建物付きで売却します。
深沢保育園跡地活用	玉川地域拠点保育園の整備により生じる跡地について、令和5年度以降を目途に、私立認可保育園等を整備します。
奥沢西保育園跡地活用	玉川地域拠点保育園の整備により生じる跡地について、令和5年度以降を目途に、私立保育施設の改築時仮園舎として活用します。
下北沢保育園跡地活用	北沢地域拠点保育園の整備により生じる跡地について、令和5年度以降を目途に、私立認可保育園等を整備します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
ふじみ荘跡地活用	跡地活用に向けた検討	・解体工事 ・跡地活用に向けた検討・取組み	跡地活用に向けた取組み
旧厚生会館（職員研修会場・事務室）の売払い	売却に向けた検討	売却	—
深沢保育園跡地活用	—	—	私立保育施設用途として貸付開始
奥沢西保育園跡地活用	—	—	私立保育施設の改築時仮園舎として貸付開始
下北沢保育園跡地活用	—	—	私立保育施設用途として貸付開始
歳入増	効果額（千円）	638,920	5,112
	累計額（千円）	638,920	644,032

所管部：財務部、政策経営部、各部

10-1 区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進

取組みの狙い

広告事業の拡充に向けて、既存の広告手法のみならず、区事業や区施設を活用した新たな広告掲出を進め、税外収入確保を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進 DX	新たに区刊行物への広告掲載を導入するなど、広告事業の拡充を図ります。また、デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進により、税外収入確保を図ります。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進 DX	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内広告付き映像モニター協定の運用 広告事業の拡充検討 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内広告付き映像モニター協定の更新 区のおしらせ「せたがや」への広告掲載の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内広告付き映像モニター協定の運用 区のおしらせ「せたがや」への広告掲載の実施
歳入増	効果額（千円）	※	※
	累計額（千円）	※	※

所管部：政策経営部、各部

10-2 ネーミングライツによる税外収入の確保

取組みの狙い

税外収入確保に向けて、民間事業者等と区民の双方にメリットのある、より魅力的で実効性のあるネーミングライツ事業に取り組みます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
ネーミングライツに適した施設の情報発信強化	庁内調査を実施して、ネーミングライツに適した区内施設を選出し、該当施設の概要や利用者数などの情報と併せて民間事業者等に公表することで情報発信の強化を図ります。
ネーミングライツの導入	区施設の新築や改築、改修時期等の機会を捉えて、ネーミングライツを推進します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
ネーミングライツに適した施設の情報発信強化	—	ネーミングライツに適した施設の調査・検討	ネーミングライツに適した施設の公表
ネーミングライツの導入	継続1件 (コミュニティサイクルポート) 公募1件 (世田谷公園ミニS L)	継続1件 (コミュニティサイクルポート) 新規1件 (世田谷公園ミニS L)	継続2件
歳入増	効果額(千円)	1,000	※
	累計額(千円)	1,000	1,000

所管部：政策経営部、各部

10-3 区有地を活用した税外収入の確保

取組みの狙い

区立施設の敷地や遊休地等をコインパーキング、自動販売機、宅配ロッカーやキッチンカー等のスペースとして提供し、区有地の有効活用と税外収入の確保、区民の利便性向上に繋がります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
区有地を活用した税外収入確保策の検討、実施	公共施設などの区有地の一部を民間企業等に貸し出し、使用料等による税外収入を確保するとともに、区民の利便性の向上に繋がります。
新たな税外収入確保に向けた情報発信の実施	未活用の区有地等の情報を公表し、民間事業者等から区有地活用に向けた提案を募集します。
キッチンカー等の出店スペース提供、事業者支援	区内事業者への支援と区民の利便性向上を図ることを目的として、区有地を活用したキッチンカー等移動販売を実施します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
区有地を活用した税外収入確保策の検討、実施	コインパーキング(13箇所) 自動販売機(185台) 宅配ロッカー(4台)	設置場所の追加	設置場所の追加
新たな税外収入確保に向けた情報発信の実施	—	未活用区有地の調査・公表	未活用区有地の調査・公表
キッチンカー等の出店スペース提供、事業者支援	6箇所	8箇所	10箇所
歳入増	効果額(千円)	1,044	1,044
	累計額(千円)	1,044	2,088

所管部：政策経営部、財務部、経済産業部、各部

10-4 公園を活用した税外収入の確保

取組みの狙い

官民連携による収益施設の誘致や Park-PFI の活用等、公園や園内施設を活用した税外収入の確保に取り組むとともに、公園の新たな魅力創出を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
大規模な公園の新設や改修を契機とした常設民間施設の誘致（Park-PFI の活用等）	玉川野毛町公園は、拡張事業基本計画に基づき、Park-PFI 等の活用を検討し、公募を実施します。上用賀公園は、引き続き関係所管による検討を行います。
公園におけるキッチンカー等の出店スペース提供、事業者支援	公園の魅力向上と利用促進を図るため、キッチンカー等の出店スペース提供、事業者支援を行います。
新たな税外収入の取組みの検討、実施	公園を活用した、新たな税外収入確保の手法を検討し、実施します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
大規模な公園の新設や改修を契機とした常設民間施設の誘致（Park-PFI の活用等）	拡張事業基本計画の策定および公募案の検討 1公園（玉川野毛町公園）	事業者公募の実施 1公園（玉川野毛町公園）	公募により選定した事業者との調整 1公園（玉川野毛町公園）
公園におけるキッチンカー等の出店スペース提供、事業者支援	キッチンカーの実施 6公園(大規模公園)	キッチンカーの実施 6公園(大規模公園)	キッチンカーの実施 6公園(大規模公園)
新たな税外収入の取組みの検討、実施	クラウドファンディングの実施 1公園（世田谷公園）	新たな取組みの検討	新たな取組みの検討
歳入額	効果額（千円）	※	※
	累計額（千円）	※	※

所管部：みどり3 3推進担当部、政策経営部、スポーツ推進部、経済産業部

10-5 安全かつ効率的な公金運用

取組みの狙い

世田谷区公金管理方針及び公金運用計画に基づき、安全性を第一に、資金の流動性も確保しつつ安定的かつ効率的な運用を行い、税外収入の確保を図ります。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
積立基金利子収入目標額の達成に向けた公金運用	今後の運用可能額や金融動向等を注視し、毎年策定する公金運用計画において、積立基金利子の収入目標額を設定していきます。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
積立基金利子収入目標額の達成に向けた公金運用	債券及び預金による運用	債券及び預金による運用	債券及び預金による運用
歳入増	効果額（千円）	※	※
	累計額（千円）	※	※

所管部：会計室

10-6 債権管理重点プランに基づく取組み

取組みの狙い

持続可能で強固な財政基盤の構築と区民負担の公平性、公正性を確保するため、滞納予防や適正な債権管理に努め、収納率の向上と収入未済額の縮減を図ります。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
現年分徴収の徹底	現年分の徴収の成果が、その後の滞納繰越額の増減に直結することから、口座振替の利用促進などにより、収納率の向上を目指し、収入未済額の縮減に全力をあげて取り組んでいきます。
滞納整理の強化	DX 公法上の債権については、効率的な督促・催告の実施、DXの推進によるICTを活用したより効率的な財産調査、差押等の滞納整理の強化を図ります。私法上の債権については、司法的手段を講じることも含めて、債権の履行確保に努めます。
収納事務の改善	DX DXの推進によるICTを活用した口座振替の利用促進やキャッシュレス決済など、区民の利便性を向上させ、期限内納付による収納率の向上を目指します。
職員の専門性の向上と債権管理体制の強化	専門研修の充実、各債権管理所管課が持つノウハウの庁内共有化などにより、職員の専門性を向上していきます。また、民間事業者の活用を含めた債権管理体制の強化を図ります。
制度運用の適正化	財産調査により、資力がないと判断した場合等、法令等に基づく滞納処分の執行停止等の納付緩和措置を適切に行います。保険料賦課、貸付金の貸付等の制度運用について、引き続き、その適正化を進めていきます。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
現年分徴収の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 電話催告センター等の活用 納付勧奨業務の拡充に向けた仕組みの構築 口座振替などの利用促進による期限内納付の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 電話催告センター等の活用 SMS（ショートメッセージサービス）催告の開始及び訪問催告の拡充 口座振替などの利用促進による期限内納付の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 電話催告センター等の活用及び効果検証 SMS催告及び、訪問催告の拡充及び効果検証 口座振替などの利用促進による期限内納付の推進
滞納整理の強化	DX <ul style="list-style-type: none"> 効率的な督促、催告の実施や差押え等の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な督促、催告の実施や差押え等の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な督促、催告の実施や差押え等の強化及び効果検証

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
滞納整理の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金照会の電子化に向けた検討 ・ 私法上の債権に係る履行確保の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金照会の電子化による滞納整理の実施 ・ 私法上の債権に係る履行確保の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金照会の電子化による滞納整理の実施及び効果検証 ・ 私法上の債権に係る履行確保の強化
収納事務の改善  	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web口座振替受付サービスの導入準備 ・ スマートフォンアプリを利用した決済の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web口座振替受付サービスの実施 ・ 様々な収納方法の効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web口座振替受付サービスの実施及び効果検証 ・ 様々な収納方法の効果検証
職員の専門性の向上と債権管理体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門研修の充実(年2回実施) ・ 電話催告センター等の民間事業者の活用による債権管理体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門研修の充実(年2回実施予定) ・ 電話催告センター等の民間事業者の活用による債権管理体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門研修の充実(年2回実施予定) ・ 電話催告センター等の民間事業者の活用による債権管理体制の強化
制度運用の適正化	法令等に基づく適切な納付緩和措置の実施等	法令等に基づく適切な納付緩和措置の実施等	法令等に基づく適切な納付緩和措置の実施等
歳入増	効果額(千円)	73,661	79,754
	累計額(千円)	73,661	153,415

所管部：財務部、各部

2 外郭団体の見直し

外郭団体改革の取組み方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

基本計画で定めている外郭団体改革基本方針における以下の 5 つの改革の取組み方針に基づき、外郭団体が自立した経営の下、公益性と専門性を活かした、区民サービスの向上と、より一層の効率的・効果的な経営体制の確立をめざして、外郭団体（11 団体）ごとに改革の取組みを進めます。

- 方針 1 外郭団体のあり方に関する見直し
- 方針 2 外郭団体への委託事業に関する見直し
- 方針 3 財政的支援・関与の見直し
- 方針 4 人的支援・関与の見直し
- 方針 5 中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見直し

外郭団体改革の取組み方針に基づく今後 2 年間の取組み内容（令和 4 年度～令和 5 年度）

外郭団体を取り巻く状況は設立時から大きく変化してきました。

NPO を含む公共サービスの担い手増加に加え、民間事業者は公共的な役割を高めており、官民連携の手法など、公共サービスの更なる充実に向けた様々な取組みが進んでいます。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、外郭団体は事業運営や経営に様々な影響を受ける一方、区の財政状況も当面厳しい状況が続くことが懸念されます。

今後も SDGs の推進など、新たな区政課題において外郭団体の専門性や公益性を活かしていくことが重要です。さらに、区で推進している DX は、外郭団体においても求められていきます。

このような状況下で、外郭団体がそれぞれの役割を最大限に発揮していくために将来を見据えながら、外郭団体改革基本方針に基づくさらなる改革に取り組めます。

各団体の設立目的に沿って団体の存在意義や事業の公益性・必要性を見直し、区の財政支援に関する必要な見直しを進めます。また、各団体が自主性・自立性を高めるよう、コンプライアンス向上などガバナンスを一層強化するとともに、職員の人材確保育成のための支援とともに、区から外郭団体への職員派遣について、適正化を図ります。

こうした取組みを次期基本計画における外郭団体改革基本方針へとつなげ、大きな変化を見せる社会状況を踏まえながら不断の改革を進めていきます。

各外郭団体の取組み

外郭団体改革基本方針で定めた各団体の「改革の方針（平成26年度～令和5年度）」に基づき、今後2年間の改革方針を定めるとともに、改革実現に向けた取組みを推進します。

団体名	所管部名	頁
公益財団法人 せたがや文化財団	生活文化政策部	144
公益財団法人 世田谷区産業振興公社	経済産業部	145
公益財団法人 世田谷区保健センター	保健福祉政策部	146
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	都市整備政策部	148
公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	スポーツ推進部	149
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	高齢福祉部	150
社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	保健福祉政策部	151
公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター	経済産業部	152
株式会社 世田谷サービス公社	政策経営部	153
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	生活文化政策部	154
多摩川緑地広場管理公社	みどり33推進担当部	155

各ページの見方

①	団体名 公益財団法人 せたがや文化財団	②	所管部名 生活文化政策部																
③	改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度） 施設の管理と運営を一体的に行うための財団の独自色を打ち出すとともに、企業や各種団体等からの助成金、寄附金、協賛金の拡充などによる財政面の一層の強化を図ります。																		
④	今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度） 新型コロナウイルス感染症の影響など、社会状況の変化や区民ニーズに対応する必要があります。そのため、施設の管理と事業運営を一体的に行い、また、財団の特性を活かした事業計画に沿った効果的な事業展開を図るとともに、併せて、強固な事業推進に向け、収益事業の工夫、更に各種助成金、協賛金、寄附金の拡充などに注力します。																		
⑤	■ 取組み内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>取組み名</th> <th>取組みの方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>執行体制の充実</td> <td>せたがや文化財団人材活用計画に基づく組織運営、人材育成を推進し、安定した実施体制の整備を図ります。また、財団の特性を踏まえた研修の実施に取り組みます。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>財団の持つ総合力を活かした事業展開</td> <td>文化生活情報センター、美術館、文学館の各施設の特性を活かした連携事業や情報発信など、ネットワークの強化を図ります。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>安定的な財源の確保</td> <td>事業収益、助成金、協賛金、寄附金等の確保の強化、拡充を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>			番号	取組み名	取組みの方向性	1	執行体制の充実	せたがや文化財団人材活用計画に基づく組織運営、人材育成を推進し、安定した実施体制の整備を図ります。また、財団の特性を踏まえた研修の実施に取り組みます。	2	財団の持つ総合力を活かした事業展開	文化生活情報センター、美術館、文学館の各施設の特性を活かした連携事業や情報発信など、ネットワークの強化を図ります。	3	安定的な財源の確保	事業収益、助成金、協賛金、寄附金等の確保の強化、拡充を図ります。				
番号	取組み名	取組みの方向性																	
1	執行体制の充実	せたがや文化財団人材活用計画に基づく組織運営、人材育成を推進し、安定した実施体制の整備を図ります。また、財団の特性を踏まえた研修の実施に取り組みます。																	
2	財団の持つ総合力を活かした事業展開	文化生活情報センター、美術館、文学館の各施設の特性を活かした連携事業や情報発信など、ネットワークの強化を図ります。																	
3	安定的な財源の確保	事業収益、助成金、協賛金、寄附金等の確保の強化、拡充を図ります。																	
⑥	■ 実現に向けた取組み <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>取組み項目</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>人材育成の強化に資する採用選考の検討・財団の特性を踏まえた研修内容の充実</td> <td>採用選考のあり方等検討 実務研修・コンプライアンス研修 5 回</td> <td>採用選考のあり方等検討 実務研修・コンプライアンス研修 6 回</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>各施設間の連携の取組み</td> <td>5 事例</td> <td>8 事例</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>協賛金・寄附金獲得に向けた新たな仕組みの構築</td> <td>商品販売などと連動させた協賛金・寄附金獲得方法の検討</td> <td>商品販売などと連動させた協賛金・寄附金獲得方法の実施</td> </tr> </tbody> </table>			番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度	1	人材育成の強化に資する採用選考の検討・財団の特性を踏まえた研修内容の充実	採用選考のあり方等検討 実務研修・コンプライアンス研修 5 回	採用選考のあり方等検討 実務研修・コンプライアンス研修 6 回	2	各施設間の連携の取組み	5 事例	8 事例	3	協賛金・寄附金獲得に向けた新たな仕組みの構築	商品販売などと連動させた協賛金・寄附金獲得方法の検討	商品販売などと連動させた協賛金・寄附金獲得方法の実施
番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度																
1	人材育成の強化に資する採用選考の検討・財団の特性を踏まえた研修内容の充実	採用選考のあり方等検討 実務研修・コンプライアンス研修 5 回	採用選考のあり方等検討 実務研修・コンプライアンス研修 6 回																
2	各施設間の連携の取組み	5 事例	8 事例																
3	協賛金・寄附金獲得に向けた新たな仕組みの構築	商品販売などと連動させた協賛金・寄附金獲得方法の検討	商品販売などと連動させた協賛金・寄附金獲得方法の実施																

① 団体名

外郭団体の名称を記載しています。

② 所管部名

①の外郭団体を担当する区所管部の名称を記載しています。

③ 改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

平成 26 年度から令和 5 年度の 10 年間の方針として策定した、外郭団体改革基本方針の内容を記載しています。

④ 今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

10 年間の方針内容を踏まえ、今後 2 年間に重点的に実施する改革方針を記載しています。

⑤ 取組み内容

④の改革方針を踏まえて実施する取組みの名称と、取組みの方向性を記載しています。

⑥ 実現に向けた取組み

⑤の取組み名、方向性について、より具体的な取組み、年次別の計画を記載しています。

団体名	公益財団法人 せたがや文化財団	所管部名	生活文化政策部
-----	--------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

施設の管理と運営を一体的に行うための財団の独自色を打ち出すとともに、企業や各種団体等からの助成金、寄附金、協賛金の拡充などによる財政面の一層の強化を図ります。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

新型コロナウイルス感染症の影響など、社会状況の変化や区民ニーズに対応する必要があります。そのため、施設の管理と事業運営を一体的に行い、また、財団の特性を活かしつつ事業計画に沿った効果的な事業展開を図るとともに、併せて、強固な事業推進に向け、収益事業の工夫、更に各種助成金、協賛金、寄附金の拡充などに注力します。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	執行体制の充実	せたがや文化財団人材活用計画に基づく組織運営、人材育成を推進し、安定した実施体制の整備を図ります。また、財団の特性を踏まえた研修の実施に取り組みます。
2	財団の持つ総合力を活かした事業展開	文化生活情報センター、美術館、文学館の各施設の特性を活かした連携事業や情報発信など、ネットワークの強化を図ります。
3	安定的な財源の確保	事業収益、助成金、協賛金、寄附金等の確保の強化、拡充を図ります。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	人材育成の強化に資する採用選考の検討・財団の特性を踏まえた研修内容の充実	・採用選考のあり方等検討 ・実務研修・コンプライアンス研修 5 回	・採用選考のあり方等検討 ・実務研修・コンプライアンス研修 6 回
2	各施設間の連携の取組み	5 事例	8 事例
3	協賛金・寄附金獲得に向けた新たな仕組みの構築	商品販売などと連動させた協賛金・寄附金獲得方法の検討	商品販売などと連動させた協賛金・寄附金獲得方法の実施

団体名	公益財団法人 世田谷区産業振興公社	所管部名	経済産業部
-----	----------------------	------	-------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

区内産業振興をより効果的に行うため、事業のあり方について他団体との連携も視野に入れた検討を行うとともに、法人（組織）形態のあり方についても検討します。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

令和 3 年度までに検討している「法人のあり方の方向性」をふまえ、体制構築を図ります。今後もコロナ禍により深刻な影響を受けた区内事業者のセーフティネット施策が重要となることから、セーフティネットと産業におけるまちづくり推進に区と連携して取り組みます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	主要 4 事業の見直し	行政と民間の役割分担等を再検証し、主要 4 事業（セラ・サービス、観光、雇用就労、経営支援）の業務内容、手法の見直しを図ります。
2	組織体制のあり方検討	主要 4 事業の見直しに伴う、他団体との連携を視野に入れた組織体制のあり方の整理に取り組みます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	主要 4 事業の課題整理を踏まえた手法及び業務内容の見直し	課題整理を踏まえた見直し検討	実施に向けた準備
2	事業見直しに伴う組織体制の見直し	見直し検討	実施に向けた準備

団体名	公益財団法人 世田谷区保健センター	所管部名	保健福祉政策部
-----	----------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

公益財団法人としての役割を一層発揮し、梅ヶ丘拠点施設への保健センターの移転※ 1 に向けて、区民の健康づくりの支援やがん患者等を支える取組みの拡充、こころの健康等に関する相談窓口の整備とともに、地域医療機関への後方支援の強化などに取り組んでいきます。法人の自立性を高めるため、収益事業の拡充など経営基盤の安定化に取り組むとともに、経営の効率化を一層進めます。

※ 1 令和 2 年 4 月、梅ヶ丘拠点施設への保健センター移転を完了した。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

保健医療福祉の拠点機能として保健センターが担う「健康を守り、創造する機能」「相談支援・人材育成機能」を推進するため、移転後の施設・設備を有効に活用した事業展開や新規事業の検討を進めます。また、コロナ禍においても感染予防の工夫を凝らしながら事業を展開しつつ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い落ち込んだ事業収益の回復に向けた取組みを進めます。さらに既存事業の見直しによる財務改善を図るとともに、将来を担う人材の育成に取り組み、財団の自立性を高めるための経営改革に取り組めます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	梅ヶ丘拠点における保健センター事業の拡充・見直し	区立保健センターの施設・設備を有効に活用するための地域への PR 活動や拠点内施設との連携を図りつつ、コロナ禍を経た地域社会の変化や区民ニーズを的確に捉え、既存事業の見直しやニーズに応える新たな事業の構築を図ります。
2	自主財源確保に向けた財務改善等の取組み	令和 3 年 3 月に策定した「財務改善計画」に基づき、自主事業の目標数値の着実な達成を図ります。併せて、必要な事務事業の見直しを図り、自主財源の確保に努めます。
3	将来を見据えた人材育成	向こう 10 年間の大量退職（定年退職）に備え、業務知識や技術の継承を図りつつ、高い専門性を発揮できる人材の確保・育成など、次世代を担う職員の計画的な育成を進めます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和4年度	令和5年度
1	事業の強化・見直し	・新規・拡充 6項目 ・事業手法の見直し等の検討 4項目	・新規・拡充 6項目 ・事業手法の見直し等の検討 4項目
2	「財務改善計画」に沿った自主事業の収益向上と事務改善	・検診事業等による収益向上 3項目 ・事務改善等 2項目	・検診事業等による収益向上 3項目 ・事務改善等 2項目
3	必要な人材の確保・育成	・研修計画及び人材育成プランの改訂 ・研修等 30件	・研修計画及び人材育成プランの実施 ・研修等 30件

団体名	一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	所管部名	都市整備政策部
-----	------------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

みどりの保全・創出、豊かな歴史的・文化的景観環境の保全活用、多様な区民主体のまちづくり、活力ある魅力的なコミュニティづくりを推進するとともに、財団の専門性・優位性を発揮した事業展開を実現し、業務効率の高い組織・職員体制の構築、経営基盤の安定化を図ります。

社会情勢等の変化や財団の経営状況、役割、将来展望を踏まえつつ、新たな取組み等も研究し、公益法人化と一般法人の各々の課題を抽出し検討を進めます。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

社会情勢等の変化や財団の経営状況、役割、将来展望を見据え、団体のあり方についてのこれまでの検討を踏まえ、公益法人化に向けた取組みを進めます。

財団の専門性・優位性を発揮した事業展開を実現するため、様々な団体との更なる連携を図るとともに、業務効率の高い組織・職員体制の構築、経営基盤の安定化に努めます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	公益的役割の強化	環境共生・地域共生の実現に寄与しているボランティア活動や寄附金等による支援を募りつつ、より一層公益的な役割を果たすため、公益財団法人への移行に向けた取組みを進めます。
2	経営基盤の安定化	収益事業である駐車場事業の運用改善及び駐車場の設備更新により、自主財源を効果的に公益目的事業に還元させ、経営基盤の安定化を図ります。
3	専門性・優位性の向上	多様な主体との連携による研究・プロジェクト等の実施により、専門性・優位性を発揮した事業展開を図ります。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	公益財団法人移行に向けた取組み	公益法人化検討・調整	公益法人化に向けた取組み
2	駐車場事業の運用改善及び駐車場の設備更新	運用改善及び設備更新の検討	運用改善及び設備更新の実施
3	協定締結団体、大学、NPO 等との連携によるグリーンインフラの普及や実践者育成	普及プログラム検討及び実施	普及プログラムの実施及び実践者のネットワークづくり

団体名	公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	所管部名	スポーツ推進部
-----	------------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

区との役割分担を改めて明確にした上で、世田谷区体育協会の事務局としての役割も含め、各スポーツ団体との連携を通じ、公益財団法人ならではの公益性の高い事業展開ができるよう、経営の効率化を一層進めるとともに、自主財源のさらなる確保に努めます。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

区や各スポーツ団体等との連携を通じ、社会情勢や災害などの影響にも柔軟に対応し、東京 2020 大会後のレガシーを活用しライフステージに応じた各種事業を持続的に展開するとともに、職員の人材育成を強化し、中長期的な視点で自主自立に向けた、より一層の効率的な経営に努めます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	地域団体等と連携した各種事業の展開	スポーツによる地域の活性化の視点をもって、賛助会員や地域団体等と連携し、ライフステージに応じたスポーツ活動等を展開します。
2	自主財源の確保	経営の自立化に向け、事業協賛金や寄附金収入のほか、収益事業の推進により自主財源の確保に努めます。
3	職員の人材育成	職員教育・研修要領に基づき、マネジメントを含むスキルアップを目的とした職層別研修の充実を図ります。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	各種事業の充実及び事業形態の変更	・拡充 6 項目 ・見直し 4 項目	・拡充 6 項目 ・見直し 4 項目
2	事業協賛金の確保に向けた協賛金制度及び協賛活動の充実	協賛制度の継続的な見直し及び協賛活動の検証	協賛制度の継続的な見直し及び検証に基づく協賛活動の実施
3	業務や職層に応じた研修・教育の実施	研修・講習会受講者延べ人数 270 名	研修・講習会受講者延べ人数 320 名

団体名	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	所管部名	高齢福祉部
-----	-----------------------	------	-------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

経営の自立化（本部補助と区派遣職員の廃止※1）を図るため、経費削減や人件費の見直しなどの経営の効率化や新たな特別養護老人ホームの整備※2 を行うなど、事業の拡大及び新規事業の実施により経営基盤の強化を進めます。併せて、これまで培ってきた高い専門性や経験を活かし、他の民間事業所では対応の難しい先駆的な取組みや質の高いサービス提供を行うなど、今後とも事業団の独自性や積極的な事業展開を図ります。

※1 区派遣職員については、平成 25 年度をもって廃止した。

※2 地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわを平成 30 年 3 月 1 日に開設したほか、区立特別養護老人ホームの芦花ホームと上北沢ホームを令和 3 年 4 月 1 日より自主運営化（民営化）した。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

経営の自立化に向け、一層の経費削減や給与体系のあり方検討など経営の効率化を進めるとともに、安定した収益の確保、事業の見直し等により経営基盤の強化を図ります。また、生産性とサービス特性を重視した抜本的な見直しにより、自立経営でも持続可能な組織体制を構築します。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	人事・給与制度の改正	メンバーシップ型雇用に科学的介護の実践を職務基準とするジョブ型雇用を取り入れながら、人材確保と経営の効率化を図ります。
2	組織体制の変更	ジョブ型雇用を前提に組織体制を見直し、ライン型組織からラインアンドスタッフ型の組織に変更することで生産性の拡充を図ります。
3	科学的介護の実践	科学的根拠に基づく介護を導入・実践し、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを提供することで、安定的に収益を確保します。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	新たな人事・給与制度の設計・構築と導入に向けた調整・準備（令和 6 年度導入予定）	制度設計	制度構築、新制度への移行準備
2	新たな組織体制の検討と変更に向けた準備（令和 6 年度変更予定）	組織体制の検討	組織体制変更に向けた準備
3	科学的介護の検討・段階的導入と職員研修の実施	・検討・マニュアル作成 ・職員研修の実施	・マニュアル作成・一部導入 ・職員研修の実施

団体名	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	所管部名	保健福祉政策部
-----	-----------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

自立かつ持続可能な財政基盤の確立をめざし、当面の間、基金・積立金の取り崩しにより組織運営を行いながら、人事・給与制度の見直し及び適正かつ効率的な事業執行による経常経費の削減を図るとともに、新たな福祉ニーズに取り組み、事業の拡大と収益確保を図っていきます。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

平成 30 年度から①財政の健全化、②人材育成、③事業・組織の見直しを 3 つの柱とする社協改革に取り組み、人事給与制度の見直し、職員の専門性の向上、新たな福祉ニーズに対応できる事業の開発、組織の見直しなどを進めています。

引き続き、社協改革を着実に進め、財政基盤の安定化を図りながら組織の自立性を高めていきます。また、職員の個別支援や地域づくりに関する専門性を向上させるとともに、区民の地域生活を支える事業の開発や効果的に事業が展開できる組織体制を目指していきます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	職員の人材育成	相談支援、地域づくりを行うコミュニティソーシャルワークの専門性の向上と、組織運営に関するマネジメント力の強化を図ります。
2	自主財源の確保	広報活動を強化し、住民や事業者等の寄附の拡大を目指します。
3	区民ニーズに即した事業の実施	コロナ禍で生活に困窮する区民のニーズに即した、食の支援事業に取り組みます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	職員の専門性を高める研修の実施、マネジメント力強化のための研修実施、区研修への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の専門性を高める研修：4 回 ・マネジメント力強化研修：5 回 ・区研修：18 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の専門性を高める研修：4 回 ・マネジメント力強化研修：5 回 ・区研修：18 回
2	寄附募集のための PR 活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・SNS による PR 活動の充実 ・チラシ・広報誌等：4 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・SNS による PR 活動の充実 ・チラシ・広報誌等：4 回
3	コロナ禍における区民ニーズに即した食の支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・フードパントリー：42 回 ・食材の募集及び配布情報の発信：12 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・フードパントリー：54 回 ・食材の募集及び配布情報の発信：12 回

団体名	公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター	所管部名	経済産業部
-----	--------------------------	------	-------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

公共・民間からの就業の場の受注拡大に努める一方、高齢者の生きがい対策としての社会奉仕活動にも積極的に取り組みます。

研修等を通じた新規会員のスキルアップやコンプライアンスの向上、社会奉仕活動の場の確保を図るとともに、職員の能力開発・資質向上に向けた取組みを継続的に進めます。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

コロナ禍でも会員増を図るため、これまでの魅力ある仕事の確保・開拓と会員の能力にあった職種分野の開拓はもとより、オンライン入会手続きについても周知を徹底するとともに、より簡便で利用しやすい方法の検討を進めます。

コロナ禍でも公共・民間を問わず受注拡大を図るため、発注者の利便性向上と感染症対策につながるオンライン発注の仕事の種類の拡大に取り組みます。

新しい日常に対応した組織の強化・育成に向け、職員の能力開発・資質向上に取り組みます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	会員増に向け、新しい生活様式に対応した取組み	新しい生活様式に対応した事業の手法の転換および整備を行います。（入会説明会の多様化など）
2	受注の拡大と確保	新しい分野の仕事の確保に向け、ICT を活用した受注拡大を図ります。
3	職員の人材育成	新しい生活様式に柔軟に対応できるスキルを持つ人材の育成に取り組みます。
4	会員増及び受注拡大に向けた PR 活動	SNS を活用し、シニア向けの PR、団体の認知度アップに向けた PR に取り組みます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	対面とオンラインを組み合わせた入会申し込み・就業相談などのさらなる充実	実施に向け検討調整	実施
2	ICT を活用した受注手法の多様化	実施に向け検討調整	実施
3	区や民間の研修参加、先進的な取り組みを行っている団体への視察	実施に向け検討調整	実施 1 回
4	SNS を活用した PR 活動	実施 5 回	実施 10 回

団体名	株式会社 世田谷サービス公社	所管部名	政策経営部
-----	-------------------	------	-------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

施設維持管理等業務における専門性の再構築など事業全体を検証する一方、一般民間事業者と競合する事業への参画について見直しを行います。また、障害者雇用の場の拡大や他の外郭団体が行っている事業の統合、区内事業者との連携などによる、区の政策方針に沿った新規事業の開発・獲得、将来につながる人材の確保・育成・能力の向上などに積極的に取り組み、特に不採算事業の収支改善を早期に実現する等、経営基盤を強化します。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

施設維持管理等業務において、外郭団体として専門性・効率性の一層の向上を図るとともに、業務委託のあり方について、災害対策、地域コミュニティ、障害者雇用等の視点から検証を行い、効果的な事業展開に向けた必要な見直しを行います。他の外郭団体との連携を強化し、将来につながる人材の育成・確保に積極的に取り組み、経営基盤を強化します。地方公社として地域社会の発展と区民福祉の向上に向け、障害者の安定的な雇用継続や災害対策の強化に取り組みます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	社内コンプライアンスの強化 社員のキャリアアップ形成	社内コンプライアンス強化、研修等による接遇の向上、社員キャリアアップに向けた支援に取り組みます。
2	施設維持管理業務委託の見直し	災害対策、地域コミュニティ、障害者雇用等の視点から検証を行い、効果的な事業展開に向けた必要な見直しを行います。
3	障害者雇用の持続可能性確保のための組織体制整備	障害者雇用の持続可能性確保のための組織体制の整備を図っていきます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	接遇を重点とした研修の実施 社内接遇マイスター認定制度実施 社員キャリアアップに向けた支援	・接遇研修等 20 回 ・接遇マイスター合格者 5 名	・接遇研修等 30 回 ・接遇マイスター合格者 10 名
2	見直し施設	11 施設	2 施設
3	障害者雇用の質の向上、多様な就労の場・機会の拡充に向けた取組み推進	・相談支援体制・関係機関との連携強化 ・多様な就労の場・機会の拡充検討	・相談支援体制・関係機関との連携強化 ・多様な就労の場・機会の拡充試行実施

団体名	株式会社 世田谷川場ふるさと公社	所管部名	生活文化政策部
-----	---------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

世田谷区と川場村の縁組協定の理念及び世田谷川場ふるさと公社の設立目的を実現するため、物産品販売などによる川場村の PR を通じて、自主事業の収益を増加させることにより経営基盤の安定化を図ります。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

コロナ禍・コロナ後の社会状況を見据えて、安全・安心で効率的な区民健康村の施設運営に取り組むとともに、感染症対策を踏まえながら区と村の関係性を深める交流事業を展開します。

区からの指定管理業務や団体の自主事業等の状況など踏まえて、現行の指定管理料や利用料金制度の検証を行います。

健康村施設の利用促進や区と村の新たな交流に向けて、社員募集や給与制度の検証、社員研修の充実など、人材確保と人材育成に向けた取組みを推進します。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	交流事業の見直し・充実	川場村とのより深い交流を推進するため、新しい手法の導入や新規参加者の受け入れに向けた取組みなど交流事業の充実・見直しを進めます。
2	業務のあり方検討	効果的な業務展開や経営基盤の安定化や施設利用者の増加に向けて、指定管理業務や自主事業の検証・見直しを進めます。
3	人材育成と確保	里山整備、自然体験など先進的な取組みを学び、区民・村民の交流の活性化や質の高いプログラムを提供できる社員の育成・確保を進めます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	交流事業の充実に向けた協力者の発掘・育成	自然学校参加者と川場村との深い交流につなげる制度の構築	里山自然学校サポーター制度の試行
2	指定管理業務と自主事業のあり方検討	指定管理業務・自主事業の内容と役割の検証	指定管理業務・自主事業のあり方を検討
3	外部の専門研修への参加	環境や野外活動に関する外部研修に計画的に参加	環境や野外活動に関する外部研修に計画的に参加

団体名	多摩川緑地広場管理公社	所管部名	みどり33推進担当部
-----	-------------	------	------------

改革の方針（平成26年度～令和5年度）

大田区と調整を図りながら、利用者ニーズにあったサービス提供や会計処理のための効率的なシステム導入に向けて取り組むとともに、自主事業の拡大に向けて取り組み、自主運営可能な新たな共同運営形態への移行をめざします。

今後2年間の改革方針（令和4年度～令和5年度）

大田区と調整を図りながら、新型コロナウイルス感染症等の感染リスクを軽減し、両区民が安心して心身の健康維持に努めることができるよう、利用者ニーズに応えた施設運営に引き続き努めます。また、予約システム、利用率の向上についての検討を引き続き進め、事務改善によるコスト縮減にも併せて取り組みます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	予約方法の改善	抽選予約方法の更なる改善と利用者の利便性向上に取り組みます。
2	利用率の向上	平日の施設利用を増やし全体の利用率向上に取り組みます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和4年度	令和5年度
1	抽選予約方法の更なる改善と利用者の利便性向上	Web抽選の検討及び準備	Web抽選の準備及び実施
2	平日利用促進と施設全体の利用率向上	・近隣の学校、近隣利用団体等への平日利用の働きかけ ・キャンセル時の対応の見直し	継続実施

■各団体別の財政計画

団体名	総収入額		区からの収入額				区からの収入比率	
			補助金収入		※委託料収入			
	R4 (百万円)	R5 (百万円)	R4 (百万円)	R5 (百万円)	R4 (百万円)	R5 (百万円)	R4	R5
公益財団法人 せたがや文化財団	2,749	2,946	1,345	1,402	562	562	69.4%	66.7%
公益財団法人 世田谷区産業振興公社	570	570	389	389	10	10	70.0%	70.0%
公益財団法人 世田谷区保健センター	1,285	1,295	155	155	977	977	88.1%	87.4%
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	1,223	1,223	230	230	485	485	58.5%	58.5%
公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	2,554	2,554	291	289	1,042	1,042	52.2%	52.1%
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	3,867	3,886	414	414	481	481	23.1%	23.0%
社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	1,451	1,450	440	439	734	734	80.9%	80.9%
公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター	1,353	1,390	86	86	744	744	61.3%	59.7%
多摩川緑地広場管理公社	134	134	0	0	133	133	99.3%	99.3%

※委託料収入には指定管理料を含む。

団体名	売上高		区からの売上高		営業利益		経常利益	
	R4 (百万円)	R5 (百万円)	R4 (百万円)	R5 (百万円)	R4 (百万円)	R5 (百万円)	R4 (百万円)	R5 (百万円)
株式会社 世田谷サービス公社	4,382	4,375	3,825	3,818	8	7	63	62
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	700	730	353	353	3	5	3	5

※各団体の財政計画は、令和4年1月31日時点の見込数値。

■各団体別の人員計画

団体名	常勤職員数 (役員含む)		うち区派遣職員数		契約職員数		非常勤・嘱託等	
	R4 (人)	R5 (人)	R4 (人)	R5 (人)	R4 (人)	R5 (人)	R4 (人)	R5 (人)
公益財団法人 せたがや文化財団	76	75	7	6	18	19	38	38
公益財団法人 世田谷区産業振興公社	18	18	5	5	5	5	13	13
公益財団法人 世田谷区保健センター	78	78	4	4	2	2	74	74
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	32	31	3	3	0	0	26	26
公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	33	33	0	0	20	20	8	8
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	297	297	0	0	43	43	434	434
社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	84	87	1	0	0	0	99	99
公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター	17	18	0	0	0	0	1	0
株式会社 世田谷サービス公社	53	53	0	0	171	171	764	764
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	34	35	0	0	49	49	6	6
多摩川緑地広場管理公社	1	1	0	0	0	0	6	6

※各団体の人員計画は、令和4年1月31日時点の見込数値。

3 公共施設等総合管理計画に基づく取組み

取組み方針

公共施設等総合管理計画に掲げる取組み方針の中でも重点的に推進する取組みを「重点方針」として定め、計画の実効性を高めるとともに、施設総量の維持と更なる経費の抑制に向けた取組みを徹底し、持続可能な公共施設の維持管理を実現します。

令和5年度までは、緊急的な対応期間とし、公共施設等総合管理計画策定以降、緊急的な課題（学校等の耐震再診断への対応や学校体育館等への空調整備等）により生じた経費の増加について、基金の活用や他施設の改築・改修時期の延期（区民の安全を確保するための整備を除く）等の調整により対応します。

都市基盤施設は、個別計画の進行管理を適切に行い、予防保全、長寿命化等による経費抑制します。特定財源の確保に加え、税外収入や更なるコスト抑制手法の検討を進め、保全・改修と新規整備の両立を図ります。

■全体方針

既存施設を適切に保全、長寿命化しつつ、必要かつ合理的な更新を進める。また、新規施設は計画的に整備し、より少ない投資で必要な機能を提供する「省インフラ²⁶」を実現する。

- ① 建物は、新規整備を原則として行わず、複合化等の推進により更新時に施設規模を縮減する。
- ② 都市基盤施設は、新規整備と保全・更新を両立しながら経費の総額を一定に維持する。

■重点方針

重点方針 1	学校を中心とした複合化整備の推進
施設総量の過半数を占める学校を中心に、公共施設の複合化整備や共同利用を推進することで、維持管理経費等の削減や敷地の有効活用を図ります。	
(具体的な取組み)	1-1 学校施設等の複合化 1-2 小学校プール施設の共同利用におけるモデル事業の試行
重点方針 2	効果的・効率的な公共施設整備の徹底
効果的・効率的な公共施設整備の徹底により、より少ない投資で必要な機能を提供する「省インフラ」を実現します。	
(具体的な取組み)	2-1 改築・改修工事内容の見直し 2-2 官民連携手法の導入
重点方針 3	既存施設の区民利用機会の更なる拡充
既存施設の区民利用機会の更なる拡充を図り、身近な地域・地区において活動できる場の確保に取り組みます。	
(具体的な取組み)	3-1 区民利用施設の更なる有効活用 3-2 学校施設の地域開放による活動スペースの拡充

²⁶ 省インフラ：省エネルギーと類似した概念で、「できるだけインフラの負担を軽減しながら、質の高い生活を維持するためのサービス提供方法、技術、暮らし方」を意味する。（東洋大学 PPP 研究センター 省インフラ研究会）

取組み内容

以下、建物に関する取組み、都市基盤施設に関する取組みにより、次のとおり施設総量（建物）の増加抑制、各施設の維持管理、更新、整備経費の抑制を行います。

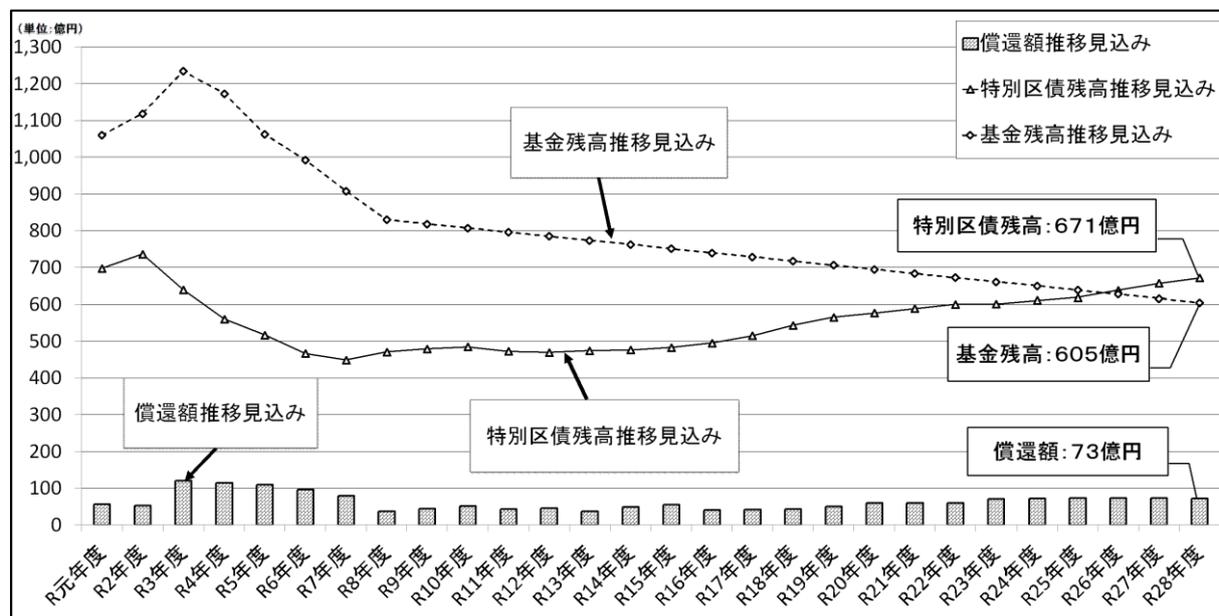
項目		令和4年度	令和5年度
経費		543億円	649億円
	建物	369億円	469億円
	都市基盤	174億円	180億円
施設総量	延床面積	1,336,932 m ²	1,354,123 m ²

項目		令和4年度	令和5年度
抑制額	効果額		
	建物に関する取組み※ (改築時期の延伸、複合化など面積縮減、仮設抑制など)	1,457,290千円	529,082千円
	舗装更新計画に基づく取組み (長寿命化(半永久舗装)、平準化など)	231,480千円	576,000千円
	公園等長寿命化改修計画に基づく取組み (長寿命化、平準化、LED化など)	129,020千円	126,020千円
	橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組み (長寿命化、平準化など)	524,655千円	874,425千円
	累計額	2,342,445千円	2,105,527千円
	累計額	2,342,445千円	4,447,972千円
削減額	効果額(建物の借上げ施設の返還など)	2,400千円	0千円
	累計額	2,400千円	2,400千円

※建物に関する取組みによる抑制額・歳入増には、公共施設跡地の民間への条件付き貸付による歳入増(再掲)を含む。

【参考】特別区債残高・償還額・基金残高のシミュレーション

令和4年度当初予算案における税収見通し等を踏まえ、今後の特別区債残高、基金残高等の推移について再シミュレーションを行った。特別区債残高は、特別区債の計画的な活用と着実な償還により、令和7年度まで減少傾向が続き、その後行政需要の増加などにより緩やかに増加していくことが見込まれる。一方で基金残高は、本庁舎等整備が完了する令和9年度にはおよそ800億円まで減少し、その後も緩やかに減少していくことが見込まれる。



(1) 建物に関する取組み

■ 取組み方針

項目		内容
①	整備の具体化における事前協議	個別施設の整備方針や基本構想を策定する際、施設規模や整備手法（複合化、長寿命化（リノベーションを含む）、棟別改築、仮設建築物の抑制、官民連携手法など）などについて、公共施設マネジメントの観点から事前に協議を行い、経費上限と建物総量上限を超えないように調整するとともに更なる経費縮減を図ります。
②	複合化	新規施設整備は原則として行わず、複合化や効率的な設計等により施設規模の縮小を図ります。
③	仮設建築物の抑制	仮設経費を最小限にするため、工事期間中の施設の運営期間等を調整するとともに、他施設の活用や敷地内の建物配置の工夫などにより、仮設建築の抑制を図ります。
④	設計時の VE ²⁷ 実施	整備を進める施設は、設計段階での VE の実施などにより、整備経費の縮減を徹底します。
⑤	中長期保全改修工事	中長期保全改修の実施により、既存施設の適切な保全による改築時期の延伸（築 65 年）を図りながら、建物状況等を踏まえた必要かつ合理的な整備（改築、長寿命化（築 90 年）、リノベーション等）を進めます。
⑥	長寿命化改修に向けた躯体調査	
⑦	借上げ施設の返還	土地、建物を借り上げている施設については、長期的な借上げによるトータルコストを踏まえ、計画的に返還を進め、維持管理費の抑制を図ります。用途、立地、短期的な活用などで借上げの優位性が確保できる場合は、既存施設の課題解消、複合化・多機能化などの手法を併せて検討します。
⑧	学校施設の標準仕様の適切な運用及び再検討	学校施設の標準仕様書の適切な運用及び仕様の再検討を行います。
⑨	新公会計制度を活用した運営改善等の取組み	新公会計制度を用いて施設運営コスト等の分析を行い、運営改善や整備手法の選択等に活用します。
⑩	官民連携手法	官民連携手法による建物整備を推進し、民間のノウハウを活かした新たな手法に取り組みます。
⑪	学校施設長寿命化計画に基づく取組み	学校施設の長寿命化とともに、他の施設との複合化・共有化を可能な限り進め、計画的に老朽化対策（改築、長寿命化（築 90 年）、リノベーション等）を行います。

■ 建物総量上限

項目		令和 4 年度	令和 5 年度
公共施設数（建物数）		601 施設	600 施設
延床面積	区長部局等	612,517 ㎡	629,709 ㎡
	学校教育施設	724,415 ㎡	724,415 ㎡
	合計	1,336,932 ㎡	1,354,123 ㎡

²⁷ VE（Value Engineering）：投資コストに対して製品やサービスの価値の最大にする手法。設計時により効率的な技術等を導入する。

■ 実現に向けた取組み

項目		令和4年度	令和5年度
①	整備の具体化における事前協議	※1	※1
②	複合化	1施設	1施設
③	仮設建築物の抑制	3施設	1施設
④	設計時のVE実施	1施設	1施設
⑤	中長期保全改修工事	12施設	11施設
⑥	長寿命化改修に向けた躯体調査※2	5施設	4施設
⑦	借上げ施設の返還	0施設	0施設
⑧	学校施設の標準仕様の適切な運用及び再検討	本運用	本運用
⑨	新公会計制度を活用した運営改善等の取組み	実施要領に基づく取組み	実施要領に基づく取組み
⑩	官民連携手法	上用賀公園拡張用地 ・基本計画作成 ・官民連携手法導入可能性調査	上用賀公園拡張用地※4 ・事業手法の決定 ・実施方針公表 ・特定事業の選定
⑪	学校施設長寿命化計画に基づく取組み（長寿命化改修に向けた躯体調査）	3校	2校

※1 計画の進捗により確定する。

※2 築65年により更に長寿命化（リノベーションを含む）が可能か、建物の状況を調査する。

※3 ⑤、⑥については、学校施設を除く。

※4 事業手法が官民連携手法に決定した場合。

<建物の施設類型ごとの主な取組み>

建物の施設類型ごとの整備等（新築、改築、長寿命化、複合化、多機能化、廃止、用途変更など）の主な取組みや、整備やあり方の検討などの主な取組み等を記載しています（民設民営施設を除く）。

①庁舎等

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
本庁舎整備	整備工事	整備工事 (令和9年度竣工予定)
本庁舎仮庁舎（梅丘分庁舎（北沢保健福祉センター跡）、船橋まちづくりセンター跡、若林まちづくりセンター跡、中町二丁目施設等の後利用等）	本庁舎仮庁舎利用等	本庁舎仮庁舎利用等
清掃事務所移転整備	検討	検討

②区民集会施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
世田谷区民会館整備	整備工事	整備工事 竣工
奥沢区民センター／奥沢図書館 ／奥沢子育て児童ひろば ※文化・学習施設、児童福祉施設含む	耐震補強工事に係る取組み	耐震補強工事に係る取組み
利用率の低い区民集会施設の有効活用	北烏山地区会館（寺町通り区民集会所への機能移転）	施設機能の寺町通り区民集会所への移転・跡地の障害者施設としての活用検討
	羽根木区民集会所（代田地区会館との統合）	施設機能を代田地区会館に統合し、他用途への転用検討

③防災施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
広域用防災倉庫の整備	玉川野毛町公園	基本設計
	小田急上部（下北沢駅西側）	検討、調整

④交流施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
世田谷区民健康村施設の再整備に向けた検討	検討	検討

⑤文化・学習施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
梅丘図書館の改築	—	工事
中央図書館の機能拡充	検討	検討

⑥スポーツ施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
大蔵運動場、大蔵第二運動場の整備検討	整備計画検討	整備計画検討
スポーツ施設の整備	和田堀給水所上部利用	実施設計
	上用賀公園拡張用地※広域用防災倉庫を含む	基本計画、官民連携手法導入可能性調査

⑦リサイクル関連施設

令和4、5年度の取組み計画なし

⑧高齢者施設

令和4、5年度の取組み計画なし

⑨障害者施設

令和4、5年度の取組み計画なし

⑩児童福祉施設・その他の児童関連施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
区立保育園の再整備	再整備対象園の選定と新たな個別計画の公表および重複地区への対応検討	再整備対象園の選定と新たな個別計画の公表および重複地区への対応検討
玉川地域拠点保育園 (奥沢西保育園と深沢保育園の統合) (玉川総合支所分庁舎跡地に整備)	竣工 移転 複合化	拠点保育園の開設
児童館の再整備	全体計画策定	計画に基づく取組み
奥沢地区への整備(奥沢中学校との合築)	整備方針	基本構想

⑪その他の福祉施設

令和4、5年度の取組み計画なし

⑫自転車関連施設

令和4、5年度の実施計画なし

⑬住宅施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
世田谷区営住宅等長寿命化計画に基づく改修	8施設	11施設

⑭学校教育施設

取組み項目・施設名		令和4年度	令和5年度
学校整備	砧小学校（砧幼稚園との複合化）	デザインビルド方式 ²⁸ によるプロポーザル	基本設計 VE
	弦巻中学校	基本構想 基本設計 VE	基本設計
	瀬田小学校	実施設計 解体工事	改築工事
	池之上小学校（私立認可保育園との複合化）	解体工事 改築工事	改築工事 複合化
	八幡中学校	実施設計 解体工事 改築工事	改築工事
	奥沢中学（奥沢地区の児童館との合築）	整備方針	基本構想
	次期改築校等	長寿命化計画に基づく取組み	長寿命化計画に基づく取組み
学校の適正規模化・適正配置		検討	検討
区立幼稚園用途転換等計画に基づく取組み	砧幼稚園	デザインビルド方式によるプロポーザル	基本設計 VE
小学校プール施設の共同利用におけるモデル事業の試行		モデル事業の継続実施	モデル事業を踏まえた検証・検討
不登校特例校（分教室型）の整備		開設	—
北沢小学校（池之上小学校仮校舎）の後利用		後利用（池之上小学校仮校舎として利用）	後利用（池之上小学校仮校舎として利用）
給食設備の更新		学校改築・改修等に合わせた取組み	学校改築・改修等に合わせた取組み

²⁸ デザインビルド：設計・施工一括発注方式。

<公共施設跡地等の有効活用>

①跡地等の有効活用の方向性

	跡地等名称	敷地面積 延床面積	跡地等が生じる 時期(予定)	有効活用方針
1	下馬複合施設の整備により生じた 「旧下馬地区会館跡」	545 m ² 402 m ²	平成26年度	他の行政需要への対応、貸付・売却による税外収入策等を含め、資産としての有効活用を検討する。
2	奥沢まちづくりセンターの移転により生じた 「奥沢まちづくりセンター跡」	277 m ² 267 m ²	令和元年度	他の行政需要への対応等、資産としての有効活用を検討する。
3	梅ヶ丘拠点施設の整備により生じた 「保健センター跡」	1,738 m ² 5,233 m ²	令和2年度	世田谷区医師会と協議を進め、既存施設の解体、除却、跡地の売却等について検討する。
4	認可保育園への移行・移転により生じた 「玉川赤ちゃんの家保育園跡」	— 131 m ²	令和3年度	他の行政需要への対応等、資産としての有効活用を検討する。
5	ふじみ荘の廃止により生じた 「ふじみ荘跡」	3,261 m ² 3,151 m ²	令和2年度	福祉系施設のニーズを踏まえ、複合的な施設機能での活用を基本に、全庁的な視点から検討する。

②跡地等の有効活用方針が定まったもの

	跡地等名称	敷地面積 延床面積	跡地等が生じる 時期(予定)	有効活用方針
1	池尻複合施設の整備により生じた 「旧池尻地区会館跡」	465 m ² 531 m ²	平成25年度	執務室等として活用する。
2	下北沢小学校と北沢小学校の 統合により生じた 「北沢小学校跡」	6,332 m ² 5,150 m ²	平成30年度	令和2～5年度は池之上小学校仮校舎と して暫定活用し、その後の後利用につい ては、行政需要や財政状況、地域住民の 意見等を踏まえ、引き続き検討する。
3	船橋まちづくりセンターの移転によ り生じた 「船橋まちづくりセンター跡」	562 m ² 296 m ²	平成30年度	本庁舎等整備における仮庁舎等として令 和9年度まで活用する。
4	若林小学校の移転により生じた 「若林小学校跡地」	7,350 m ² —	令和元年度	令和3年度に教育総合センター開設。令 和4年度を目途に高齢者施設を整備す る。
5	世田谷地域拠点保育園の整備 により生じた 「代田保育園跡」	993 m ² 691 m ²	令和2年度	近隣の保育施設（羽根木こども園、松原 保育園）改築時の仮園舎として活用す る。
6	玉川総合支所等の改築により 生じた 「玉川総合支所分庁舎跡地」	1,614 m ² —	令和2年度	令和5年度を目途に、玉川地域拠点保育 園を整備する。
7	若林複合施設の整備により生じた 「若林まちづくりセンター跡」	284 m ² 280 m ²	令和2年度	本庁舎等整備における仮庁舎等として令 和9年度まで活用する。
8	なかまちNPOセンターの見直しに より生じた 「なかまちNPOセンター(中町二 丁目施設)跡」	992 m ² 990 m ²	令和2年度	2、3階を本庁舎等整備における仮庁舎 等として令和9年度まで活用する。
9	梅ヶ丘拠点施設の整備により生 じた 「子ども初期救急診療所及び子 ども休日夜間薬局跡」	— 103 m ²	令和2年度	令和5～7年度は、(仮称)臨時図書館 カウンター梅丘として暫定活用する。
10	教育総合センターの整備により 生じた 「ほっとスクール城山跡」	1,534 m ² 485 m ²	令和3年度	本庁舎等整備における仮駐車場用地と して令和9年度まで活用する。
11	北沢地域拠点保育園の整備に より生じた 「下北沢保育園跡地」	1,057 m ² 440 m ²	令和3年度	令和5年度を目途に、私立認可保育園を 整備する。
12	教育総合センターの整備により 生じた 「教育センター跡」	— 1,726 m ²	令和3年度	不登校特例校(分教室型)及び、本庁 舎等整備における仮庁舎等として活用 する。
13	公共施設の多機能活用等によ り生じた 「旧厚生会館(職員研修会場・ 事務室)跡」	1,289 m ² 2,205 m ²	令和3年度	令和4年度以降、売却する。

	跡地等名称	敷地面積 延床面積	跡地等が生じる 時期(予定)	有効活用方針
14	保育室 SUKUSUKU の移転により生じた 「保育室 SUKUSUKU 跡」	— 123 m ²	令和3年度	令和 3～4 年度は、同建物内の梅丘ボランティアビューローの機能拡充として暫定活用する。
15	松原まちづくりセンター等の整備により生じた 「松原ふれあいの家跡」	287 m ² 122 m ²	令和3年度	道路事業用地として活用するまでの間、民間の障害児施設として暫定活用する。
16	花見堂複合施設の整備により生じた 「代田南児童館・代田南地区会館跡」	1,170 m ² —	令和3年度	令和6年度を目途に、地域密着型特別養護老人ホーム等を整備する。
17	さら就労塾@ぼれぼれの廃止により生じた 「さら就労塾@ぼれぼれ跡」	340 m ² 121 m ²	令和3年度	令和5年度を目途に、重度障害者対象のグループホームを整備する。
18	松原まちづくりセンター等の整備により生じた 「松原まちづくりセンター跡」	403 m ² 199 m ²	令和3年度	道路事業の進捗に合わせ、道路代替地として、売払う。
19	教育総合センターの整備により生じた 「教育相談室世田谷分室跡」	— 687 m ²	令和3年度	令和4年度以降、ひきこもり相談窓口として活用する。
20	玉川地域拠点保育園の整備により生じる 「深沢保育園跡」	1,151 m ² 527 m ²	令和5年度	令和5年度以降を目途に、私立認可保育園等を整備する。
21	玉川地域拠点保育園の整備により生じる 「奥沢西保育園跡」	1,157 m ² 560 m ²	令和5年度	等々力保育園（本園）改築時の仮園舎として活用する。

(2) 都市基盤に関する取組み

① せたがや道づくりプランに基づく取組み		
区民の日常生活を支える道路ネットワークを整備するため、拠点駅における交通結節機能強化、事業施行中の路線・区間の早期事業完了、優先整備路線の重点的な事業化などに取り組みます。		
取組み方針		
道路整備に関する区民等の理解と協力を得ながら、特定財源の確保等に努め、都市計画道路から地先道路までバランスよく計画的かつ効率的に事業を推進します。		
取組み項目	令和4年度	令和5年度
優先整備路線の道路整備面積	2,149 ㎡ (下北沢駅前交通広場歩道 築造面積 400 ㎡を含む)	3,706 ㎡ (下北沢駅前交通広場歩道 築造面積 700 ㎡を含む)

② 舗装更新計画に基づく取組み		
区道全路線（1,094km）の舗装について、計画的かつ効率的な更新に取り組み、長期的な更新経費の大幅な抑制を図ります。		
取組み方針		
区道を「主要な区道」(バス通り、緊急輸送道路等 151km)と「その他区道」(主に生活道路 943km)に区分し、特性に応じた維持更新を進めます。 定期的な点検、診断結果に基づく措置、舗装管理台帳の整備等によりメンテナンスサイクルを確立し、予防保全型管理を推進します。 「主要な区道」は、半永久舗装 ²⁹ により長寿命化し、ライフサイクルコストを縮減することで、平成30年度からの50年間で約470億円の経費抑制を図ります。 更なる効率化に向けて、「その他区道」の舗装構造の検討、占用企業との連携強化、工事発注方法の工夫等に取り組みます。		
取組み項目	令和4年度	令和5年度
主要な区道の更新	2.4 万㎡	5.5 万㎡
その他の区道の更新	1.9 万㎡	3.2 万㎡
定期点検	—	路面性状調査 主要な区道 全路線 151km
更なる効率化の取組み	①「その他区道」の舗装構造の検討 ②更新工事の発注方法の検討及び検討に基づく取組み ③占用企業との連携強化の検討及び検討に基づく取組み ④新工法・新技術の活用	①②③④ 検討の継続及び検討に基づく取組み

²⁹ 半永久舗装：表面の軽微な補修だけで、50年間以上機能維持できる舗装。

③ みどりの基本計画に基づく公園整備の取組み		
区民一人当たりの公園面積目標 6㎡以上を目指し、財政計画との整合性を図りながら、地域の資源を活かしつつ、不足している世田谷の公園緑地が充実するよう努めます。		
取組み方針		
防災機能や健康レクリエーション効果を発揮させるとともに、生物多様性に配慮し、景観形成などの地域環境にも寄与する空間となるよう、区民参加の手法を取り入れながら、みどり豊かで魅力のある公園・緑地を増やしていく。		
取組み項目	令和4年度	令和5年度
新たな公園緑地の整備	3,990㎡ 玉川野毛町公園拡張事業 基本設計、実施設計	18,230㎡ 玉川野毛町公園拡張事業 実施設計（R4から継続）

④ 公園等長寿命化改修計画に基づく取組み			
老朽化する公園施設に的確に対応するため、財政負担の平準化と抑制を図りながら、調査点検に基づく優先度を設定した計画的な維持管理に取り組み、公園利用者の安全・安心を確保します。			
取組み方針			
<p>耐用年数の長い施設の採用や点検等に基づく計画的な改修を実施していくことで、公園施設の長寿命化及び費用の平準化による経費抑制（年間約1億2千万円）を図ります。</p> <p>老朽化が進む公園について、財政負担を平準化させながら、優先度を設定し、計画的に改修します。</p> <p>各種公園施設のうち、安全性や防犯性の観点から「遊具」「トイレ等建築物」「がけ、擁壁」を特に重要な施設（特定施設）と位置づけ、点検等に基づく予防保全型の管理を実施します。</p> <p>公園灯のLED化に取り組み長寿命化、省エネルギー化を実現します。</p> <p>長寿命化計画の効果的な推進と更なる効率的な維持管理に向けて、設計方針の作成、住民参加による維持管理の拡大などに取り組みます。</p>			
取組み項目	令和4年度	令和5年度	
改修	大規模公園	6,800㎡	12,400㎡
	緑道	360m	460m
	身近な広場	4,590㎡	6,180㎡
特定施設健全度調査 （定期点検）	遊具・がけ等 全対象施設	遊具・がけ・建築物等 全対象施設	
トイレの洋便器化	7基	7基	
公園灯のLED化	134個	134個	
更なる効率化の取組み	①設計方針に基づく設計工事の効率化 ②住民参加による維持管理作業の拡大検討	①設計方針に基づく設計工事の効率化 ②住民参加による維持管理作業の拡大検討	

⑤ 橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組み		
世田谷区が管理する橋梁 159 橋について、日常管理の徹底と定期的な点検、計画的な修繕・架替えの実施による戦略的に老朽化対策を施していくことで、維持管理費用の縮減と平準化を図りながら、橋梁の安全性を確保します。		
取組み方針		
令和 3 年度の改定計画の方針に基づき、管理する全ての橋梁において、「予防保全型」の管理を行うことにより、供用期間100年以上を目標とした橋梁の長寿命化を図り、維持管理費用を縮減します。		
橋梁点検・修繕計画（令和 3 年度から令和12年度）に基づき、定期点検による橋梁の健全性的確な把握と計画的な橋梁の修繕及び架替えを実施します。		
取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
5 年ごとの定期点検	33 橋	3 橋
計画修繕	3 橋	5 橋
架替え	0 橋	0 橋
更なる効率化の取組み	新技術の活用を検討する	新技術の活用を検討する

⑥ 水路の維持の取組み	
通常のパトロールにより点検し、必要に応じて補修等を行います。	

⑦ その他、公共施設等総合管理計画に含まれる都市基盤施設の取組み	
その他、街路灯維持管理、LED 街路灯新設改良、交通安全施設（ガードパイプなど）整備など、計画的に取り組めます。	

4 行政経営改革効果額

行政経営改革の取組みによる効果額を示します。

基本方針	視点	取組み項目	削減額	抑制額	歳入増	効果額見込み(千円)		
						令和4年度	令和5年度	合計
区民に信頼される行政経営改革の推進	1 自治体改革の推進	1-1 自治権拡充、都区制度改革、地方分権改革				—	—	—
		1-2 自治体間連携等の推進(総合戦略)				—	—	—
	2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進	2-1 地域行政の推進【再掲】				—	—	—
		2-2 公文書の適正な管理・活用の推進				—	—	—
		2-3 情報公開・個人情報保護制度の見直し				—	—	—
		2-4 情報公開の推進				—	—	—
		2-5 広報機能の充実				—	—	—
		2-6 広聴機能の充実				—	—	—
		2-7 寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進			○	100,009	※	100,009
	3 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進	3-1 勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革				—	—	—
		3-2 DX推進を支える情報化基盤の強化				—	—	—
		3-3 ペーパーレス化の取組み及び本庁舎整備に向けた紙文書量の削減				—	—	—
		3-4 機能的な窓口の実現に向けた取組み				—	—	—
		3-5 災害対策本部機能の充実				—	—	—
3-6 区施設等のエネルギー使用量の削減		○			28,109	28,109	56,218	
4 執行体制の整備	4-1 執行体制の整備と人材育成				—	—	—	
持続可能な強固な財政基盤の確立	5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し	5-1 行政評価の活用による事業の検証				—	—	—
		5-2 効果的な新公会計制度の運用				—	—	—
	6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減	6-1 官民連携の取組み		○		10,728	※	10,728
		6-2 魅力ある図書館運営・サービスの推進		○		33,675	792	34,467
		6-3 職員の給与・福利厚生事務の手法の見直し		○		※	※	※

基本方針	視点	取組み項目	削減額	抑制額	歳入増	効果額見込み（千円）			
						令和4年度	令和5年度	合計	
持続可能で強固な財政基盤の確立	7 施策事業の効率化と質の向上	7-1 事業手法の見直し等による効率化・質の向上	○			2,245	※	2,245	
		7-2 時代にあった業務改善の取組み	○			2,520	2,520	5,040	
		7-3 補助金の見直し	○			2,229	※	2,229	
		7-4 庁有車の統廃合	○			※	※	※	
		7-5 区立保育園の今後のあり方（「区立保育園の今後のあり方」による取組み）	○			—	61,975	61,975	
		7-6 保育園入園申請手続きの効率化	○			265	353	618	
資産等の有効活用による経営改善	9 公有財産等の有効活用	9-1 公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却（*）			○	638,920	5,112	644,032	
		10 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上			○	※	※	※	
		10-1 区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進			○	※	※	※	
		10-2 ネーミングライツによる税外収入の確保			○	1,000	※	1,000	
		10-3 区有地を活用した税外収入の確保			○	1,044	1,044	2,088	
		10-4 公園を活用した税外収入の確保			○	※	※	※	
		10-5 安全かつ効率的な公金運用			○	※	※	※	
		10-6 債権管理重点プランに基づく取組み			○	73,661	79,754	153,415	
外郭団体改革基本方針に基づく取組み						—	—	—	
公共施設等総合管理計画に基づく取組み （*9-1 公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却（再掲分）を含む）			○			2,400	—	2,400	
				○	○	2,342,445	2,105,527	4,447,972	
合計 （*9-1 公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却（再掲分）を除く）						2,600,330	2,280,074	4,880,404	
<凡例> (数字)：効果額見込み額 ※：現時点では見込み額が積算できないが、財政効果が期待できるもの —：直接的な財政効果がないもの			内訳			削減額	37,768	92,957	130,725
						抑制額	1,747,928	2,101,207	3,849,135
						歳入増	814,634	85,910	900,544

【参考】世田谷区新実施計画（後期）行政経営改革効果額

「世田谷区新実施計画（後期）（平成30年度～令和3年度）」における行政経営改革の取組みによる効果額の実績は以下のとおりです。

※令和3年度実績は令和3年12月時点での令和3年度末見込み

基本方針	視点	取組みの考え方	取組み項目	削減額	抑制額	歳入増	効果額（千円）				合計
							平成30年度末 (2018年度)	令和元年度末 (2019年度)	令和2年度末 (2020年度)	令和3年度末見込み (2021年度)	
区民に信頼される行政経営改革の推進	1 自治体改革の推進	(1) 都区制度改革、地方分権改革	0111 都区制度改革、地方分権改革				—	—	—	—	—
		(2) 将来人口動向に応じた自治体経営	0121 今後の自治体経営のあり方研究、検討				—	—	—	—	—
		(3) 自治体間連携等の推進	0131 自治体間連携等の推進				—	—	—	—	—
		(4) DXの取組みの推進	0141 DXの取組みの推進				—	—	—	—	—
	2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進	(1) 地域行政の推進	0211 地域行政の推進				—	—	—	—	—
		(2) 情報公開の推進	0221 情報公開の推進				—	—	—	—	—
			0222 広報機能の充実				—	—	—	—	—
		(3) 区民参加の促進	0231 広聴機能の充実				—	—	—	—	—
	0232 寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進				○	78,846	63,245	292,966	94,739	529,796	
	3 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進	(1) 働き方改革に向けた取組み	0311 勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革				—	—	—	—	—
			0312 保育園入園事務における勤務時間の適正管理に向けた取組み	○			—	0	0	0	0
			0313 妊娠期からの切れ目のない支援情報システムの構築	○			—	—	—	—	—
		(2) エコ区役所の実現等、環境配慮行動の推進	0321 区役所全体のエネルギー使用量の削減	○			20,179	37,373	32,494	115,868	205,914
(3) 機能的な窓口の実現に向けた取組み		0331 機能的な窓口の実現に向けた取組み				—	—	—	—	—	
4 執行体制の整備	(1) 執行体制の整備と人材育成	0411 執行体制の整備と人材育成				—	—	—	—	—	
持続可能で強固な財政基盤の確立	5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し	(1) 行政評価の充実（新公会計によるコスト分析等）	0511 新たな行政評価手法の構築				—	—	—	—	—
			0512 効果的な新公会計制度の運用				—	—	—	—	—
		(2) 社会情勢や区民ニーズに照らした事業の見直し	0521 なかまちNPOセンターの見直し	○			—	—	539	—	539
			0522 区立保育園の今後のあり方				—	—	—	—	—
	6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト削減	(1) 民間事業者の活用	0611 専門性と効率性を両立した図書館ネットワークの構築	○			130	25,786	0	2,293	28,209
		(2) 官民連携の取組み	0621 官民連携の取組み		○		1,106	20	0	0	1,126
				○		14,336	16,137	34,259	30,301	95,033	
				○		27	210	0	0	237	
(3) 事業主体の民間への転換	0631 区立特別養護老人ホーム等の民営化	○			—	—	—	67,577	67,577		

基本方針	視点	取組みの考え方	取組み項目	削減額	抑制額	歳入増	効果額（千円）				
							平成30年度末 (2018年度)	令和元年度末 (2019年度)	令和2年度末 (2020年度)	令和3年度末見込み (2021年度)	合計
持続可能で強固な財政基盤の確立	7 施策事業の効率化と質の向上	(1)補助金の見直し	0711補助金の見直し	○			6,486	2,150	44,642	41,316	94,594
		(2)事業手法改善とコスト削減	0721情報化基盤の強化	○			993	0	162,408	—	163,401
			0722時代にあった業務改善の取組み	○			—	3,551	3,846	1,299	8,696
			0723たまたまがわ花火大会平瀬川会場における有料協賛席の設置	○			—	—	—	—	—
			0724庁有車の削減（統廃合）	○			—	0	0	89	89
			0725事業手法の見直しによる効率化	○			231	10,646	157,640	160,003	328,520
8 区民負担等の適切な見直し	(1)使用料・利用料の見直し	0811区民利用施設等の使用料・利用料の見直し			○	41,010	29,565	—	—	70,575	
資産等の有効活用による経営改善	9 公有財産等の有効活用	(1)公共施設の有効活用	0911老人休養ホームふじみ荘の有効活用と施設整備	○			1,573	—	—	—	1,573
		(2)公有地等の有効活用	0921公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却			○	4,008	264,001	45,766	9,816	323,591
	10 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上	(1)クラウドファンディングの活用	1011大蔵運動場陸上競技場スタンド整備			○	9,754	—	—	—	9,754
			1012うままちプロジェクト（馬事公苑界わい魅力向上の取組み）			○	19,473	—	—	—	19,473
			1013宮坂区民センター周辺の活性化の取組み			○	1,670	—	—	—	1,670
			1014クラウドファンディングの活用			○	3,318	17,025	106,361	33,467	160,171
		(2)広告事業による経費の削減	1021区の刊行物等を活用した広告事業の推進			○	1,726	880	55	200	2,861
		(3)税外収入確保の取組み	1031安全かつ効率的な公金運用			○	8,699	3,204	7,961	2,855	22,719
	1032公園を活用した税外収入の確保				○	1,165	309	1,256	286	3,016	
	1033ネーミングライツ、企業名称P R型官民連携事業の推進				○	0	0	0	0	0	
	(4)債権管理の適正化と収納率の向上	1041債権管理重点プランに基づく取組み			○	248,388	75,944	0	294,791	619,123	
	外郭団体改革基本方針に基づく取組み						—	—	—	—	—
公共施設等総合管理計画に基づく取組み (0921公共施設跡地の民間への条件付貸付（再掲）分を含む)			○			—	5,939	28,023	88,801	122,763	
				○	○	1,333,750	1,218,318	879,293	1,546,778	4,978,139	
合計							1,792,860	1,510,302	1,751,743	2,480,663	7,535,568
<凡例> (数字)：効果額見込み額 ※：現時点では見込み額が積算できないが、財政効果が期待できるもの —：直接的な財政効果がないもの			内訳	削減額			30,698	85,465	429,592	477,246	1,023,001
				抑制額			1,344,078	970,454	867,786	1,567,263	4,749,581
				歳入増			418,084	454,383	454,365	436,154	1,762,986

発行日 令和4年(2022年)3月
編集・発行 世田谷区政策経営部政策企画課
〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27
電話 : 03-5432-2192
FAX : 03-5432-3047

(広報印刷物登録番号 No.●●●)

(仮称) 世田谷区未来つながるプラン (素案) への区民意見及び区の考え方について

1 実施概要

(1) 意見募集期間

令和3年9月15日(水)～令和3年10月6日(水)

(2) 意見募集媒体

区のおしらせ特集号、ホームページ 等

2 意見提出人数及び件数

(1) 提出人数 159人

(内訳: ハガキ136人、手紙3人、FAX1人、持参3人、ホームページ16人)

(2) 提出件数 210件

3 項目別件数

項目	件数
(1) 計画全般	22件
(2) 4つの政策の柱に基づく取組み	70件
(3) DXの推進	27件
(4) 行政経営改革の取組み	9件
(5) その他、施策・事業に関するご意見・ご提案	82件
合計	210件

4 意見概要及び区の考え方

(1) 計画全般について

No	意見概要	区の考え方
1	20年ほど前までは区民であることが誇りだったが、汚く、臭く、ごちゃごちゃした街並みに、知人の多くが転居していき、世田谷区の将来に不安を覚えている。50年以上世田谷区に居住していて希望を持っている方は少ない。子孫が永く、健康的に暮らせるまちづくりをお願いしたい。	本計画は地方版総合戦略として位置づけるとともに、4つの政策の柱の一つとして、「高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る」を位置づけています。誰もが「住みたいまち」「住み続けたいまち」を目指し、住環境の維持・向上、職住近接に向けた取り組みなどにより、持続可能で魅力ある世田谷を創出してまいります。
2	「4つの政策の柱に基づく取組み」について、具体的・定量的な目標値があるとよい。政策の達成度や進捗度合いを区民に共有することが可能となり、区民の参加意識を高めることが重要である。また、計画の進捗をインターネットで公表することで、区民の参加意識や区政への理解向上につながると思う。	4つの政策の柱に基づく施策の全ての事業について、原則として定量的な行動量と成果指標を設定しています。これにより、区民と目標を共有するとともに、策定後の評価検証においては、指標に対する達成度合いや新公会計制度を活用したフルコスト分析の結果を公表することで、区民視点に立った計画行政を推進してまいります。
3	どのような計画であっても、発言力がある人や、発言が可能な人の意見に左右される傾向がある。将来を考える際には、生きることに精一杯で声を出せない人のことをしっかりと考え、区民の誰もが満足できるように取り組んでほしい。	本計画は地方版総合戦略として位置づけるとともに、4つの政策の柱の一つとして、「高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る」を位置づけています。誰もが「住みたいまち」「住み続けたいまち」を目指し、住環境の維持・向上、職住近接に向けた取り組みなどにより、持続可能で魅力ある世田谷を創出してまいります。
4	行政の計画では、「～の促進」「～の推進」「～の向上」「～の見直し」が多く、「何を」「いつまでに」「どうする」が明確でないことが多いため、区民からすると行政を評価することができない。	4つの政策の柱に基づく施策の全ての事業について、原則として定量的な行動量と成果指標を設定しています。これにより、区民と目標を共有するとともに、策定後の評価検証においては、指標に対する達成度合いや新公会計制度を活用したフルコスト分析の結果を公表することで、区民視点に立った計画行政を推進してまいります。

No	意見概要	区の考え方
5	<p>行政の効率化やデジタル化が叫ばれて久しいが、遅々として進まない。コロナ禍で一気に顕在化した印象があるが、これまで真剣に取り組んでこなかったためである。行政は「何を」「いつまで」「どうする」の工程を具体的に計画すべきだ。「DXの推進」や「行政経営改革10の視点」の内容は、具体性に欠ける。民間企業の事業計画やその進捗管理手法であるKPI管理やPDCAサイクル管理を採用すべきだ。言放しは良くない。</p>	<p>4つの政策の柱に基づく施策の全ての事業について、原則として定量的な行動量と成果指標を設定し、行政評価のプロセスにより、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行ってまいります。</p> <p>また、DXの推進や行政経営改革10の視点について、取り組みの具体化を図り、トライ&エラーを繰り返しながら着実に推進してまいります。</p>
6	<p>「基本構想」「基本計画」「未来つながるプラン」の関係がわかりにくい。ピラミッド型で示された図では、「未来つながるプラン」が基底をなすように見えるが、一般的な理解からは逆の関係に思える。三者の関係が理解され、抽象→具体の関係に立たないと、実効性が担保されない。また、「新実施計画（後期）」と「政策方針」の対応関係もよくわからない。</p>	<p>計画案において、基本構想及び基本計画と本計画の関係を整理しました。引き続き、区民にわかりやすい計画として策定に向けて取り組んでまいります。</p>
7	<p>住民の健康と生活上の安全を守ることに尽きると思う。その視点に立って、計画を具体化させるべきである。</p>	<p>政策の柱1（高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る）をはじめ、全ての施策において行動量の計画値や成果指標の目標値を設定しております。</p>
8	<p>SDGsについて、関心の低い方にとっては実際の行動がイメージしにくいと思うので、区から具体的な提案やお知らせを積極的に発信してはどうか。</p>	<p>SDGsの取り組みにあたっては、区民の関心を高める取り組みが肝要であると認識しております。いただいたご意見等を踏まえ、効果的な情報発信のあり方について検討してまいります。</p>

No	意見概要	区のお考え方
9	かつては町会の「地域の括り」により社会の課題解決を図っていたが、時間の経過によりその位置づけは不明確となり、今日の社会のニーズは「テーマごとの括り」で発生するようになっている。DXの推進と、組織・規則・意識の抜本的な改革により、「地域の括り」と「テーマごとの括り」が、区民に理解され、参加しやすい自治構造となることを期待する。	区では平成26年に策定した基本計画に基づき、参加と協働による区政を推進してきました。今後、デジタル技術も活用して、コミュニティや政策形成の議論を深めるデジタル・デモクラシーにより、多様な参加と協働を実現してまいります。
10	全体的に使用している用語が難解である。新しい物事への理解を深めるために、身近で説明していただく方がいると理解しやすいと思う。	レイアウトの工夫など、視覚的に見やすい計画としていくとともに、専門用語などは極力使わず、誰にもわかりやすい計画づくりを心がけてまいります。また、専門用語など、広く一般の方に認知されていない用語を使わざるを得ない場合は、注釈を入れるなど、対応してまいります。
11	素案の内容は悪くないが、より具体的な内容を落とし込んだ時に、どのような取組みになるか心配である。実効性・実現性のある取組みになることを期待している。特に、外郭団体の見直しに期待している。それぞれの活動や取組みに、区民がどのように関わることができるか、関わらなければならないか明らかにし、多くの区民の協力を得られる取組みになることを期待している。	4つの政策の柱に基づく取組み、DXの推進、行政経営改革の取組みについて、それぞれ具体的な行動量や成果指標の設定を行っています。外郭団体の見直しにつきましても、改革の方針を踏まえた取組みの方向性や実現に向けた具体的な取組み項目を設定しています。
12	世田谷区の将来に向けた方向性が示されていない中で、プランの内容は目先の課題解決ばかりに焦点を当てた内容になっている。現実を追いかけるだけでなく、世田谷らしさのある独自の政策が示されることを望む。	本計画では、令和6年度を初年度とする新たな基本計画に向けた視点として、10年後の将来像を意識した方向性をお示ししております。次期基本計画の検討にあたっては、ご提案の視点等も踏まえ、世田谷らしい将来像について議論を重ねてまいります。

No	意見概要	区の考え方
13	公平で公正な矛盾のない行政を望んでいる。様々な問題に対して、区民がオープンに議論できる機会を設けてほしい。	区では平成 26 年に策定した基本計画に基づき、参加と協働による区政を推進してきました。今後、デジタル技術も活用して、コミュニティや政策形成の議論を深めるデジタル・デモクラシーにより、多様な参加と協働を実現してまいります。
14	一度開始した事業の中止を決断しないこれまでの行政からの脱却を図る計画と受け止め、評価する。4つの政策の柱に適合するように、既存の事業・計画の見直しに取り組んでほしい。計画の実行体制として、縦割りを打破し、庁内横断的かつ区民参加型を組み合わせたワーキンググループにより進めてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き、事務事業の見直しを進めていくとともに、横断的連携や区民・事業者等との参加と協働を一層推進させ、計画を進めてまいります。
15	素案の内容は具体性に欠ける。	計画案では、行政分野別の取り組みごとに年次別の行動計画や成果指標を設定し、具体的な内容をお示ししております。
16	現状の分析など、概ね理解できる内容である。ただし、SDGs は元々区が目指しているところと同じであると思うので、その旨を記載すべきである。	SDGs の理念と世田谷区基本構想で掲げるビジョン、基本計画、「未来つながるプラン」の取り組みは、多くの点で目指すべき方向性が重なることから、計画案においても、その旨を記載しております。引き続き、ご意見の趣旨も踏まえ、わかりやすい計画の策定に取り組んでまいります。
17	政策の柱 1（高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る）の個別施策について、その根底に課題がないか確認すべきである。	4つの政策の柱に基づく施策については、これまで実施してきた事業の評価・検証などによって浮かび上がった様々な課題等を踏まえた内容となっております。また、次の基本計画に向けては、現状と課題から解決策を積み上げる（フォアキャスト）だけでなく、あるべき未来の姿から逆算して現在やるべきことを構築する（バックキャスト）視点も持ち、検討を進めてまいります。
18	出生率の向上のために、何らかの手を打つべきである。	令和 3 年 7 月に実施した人口推計（補正）結果を踏まえ、子育て世帯の転出を抑制し、転入・定住を促すとともに、出生数を向上させていくため、子育て支援の一層の充実に向けて取り組んでまいります。

No	意見概要	区の考え方
19	計画を綿密に立てて縛られるよりも、状況に応じて素早く行動できる体制が重要ではないか。	計画期間内の各年度末における取組み状況の見込みを踏まえ、必要に応じて翌年度以降の年次別計画の見直しを行い、公表する予定です。
20	今後の2～3年間を対象とする全ての計画では、新型コロナウイルス感染症への対策が前提となる。感染者数を重視してきた従来の対策から、重症者数・死者数重視の対策へと転換や、医療提供体制の再編を念頭に計画を策定すべき。	新型コロナウイルス感染症対策については、状況に応じて補正予算等で機動的に対応すべきものであることから、本計画には位置づけておりませんが、区民生活の安全と安心を守り抜くことを最優先とし、引き続き取り組んでまいります。
21	都内でありながら地方のような自然環境を満喫できる世田谷区は、理想的な住環境だと思う。誰もが暮らしたくなる、また、戻ってきたいと思う街にするべく、古い建築物や自然を残し、地方に行かなくても心豊かな生活が可能な世田谷区であってほしい。	本計画は地方版総合戦略としても位置づけ、基本目標として「多くの世代の希望の実現」を掲げております。誰もが「住みたいまち」「住み続けたいまち」を目指し、みどり豊かな住環境の維持・向上、職住近接に向けた取組みなどにより、持続可能で魅力ある世田谷を創出してまいります。
22	計画の策定に区職員の人件費を投じるのではなく、区内大学等に委託すべきではないか。	ご意見の趣旨も踏まえまして、効果的かつ効率的な計画策定に向け取り組んでまいります。

(2) 4つの政策の柱に基づく取組みについて

No	意見概要	区の考え方
23	防災無線は、コロナ・熱中症・気象など、自治体の情報発信の機会を増やす確かな手段の一つであり、特に高齢者はスマートフォンなど他の方法で情報を得ることが難しいこともあることから、外の放送を聞いて危機を察知することができるよう、普段から防災無線を生活の中で活用するべきである。区民を守る手段として、更なる活用を実践していただきたい。	区は、主に災害時の避難情報や国民保護に関する情報の発信手段として、防災行政無線を整備しています。ただし、平常時、日常生活における防災行政無線を活用した放送については、様々なご意見があり、有効活用を図りつつ、こうしたご意見への配慮も必要であると考えております。しかしながら、安全安心にかかる情報を確実に区民の皆さんにお伝えすることは重要であると認識しており、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方にも、こうした情報を確実に発信できるよう、エフエム世田谷やテレビデータ放送（dボタン）・電話など様々な情報発信手段を活用し、取り組んでまいります。
24	世田谷区を南北に分割することを提案する。都内で最大の人口を有し、自治体としても行政サービスに苦勞する場面があると思う。区内の交通手段も不十分であり、区内の他地域に出掛ける用事も少なく、関心も抱きにくい。人口50万人程度のコンパクトシティを世田谷区に作ってほしい。	世田谷区では、区内を5地域、28地区に区分し、地域に総合支所、地区にまちづくりセンターを設置する地域行政制度を導入しています。総合支所は、12万人から26万人規模となり、住民登録や戸籍事務、街づくり関連業務、健康相談や保健指導などの地域保健に関する業務など総合的なサービスの提供を行っています。このように生活圏域を区分して、より身近な行政サービスを目指しており、いただいたご意見も参考に、効果的、効率的な行政運営に努めます。
25	コロナ禍のような新種のウイルスが今後も発生する場合に備え、医療体制の備えや計画に関して言及してほしい。	4つの政策の柱に基づく施策として、「区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化」を位置づけており、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、健康危機管理マニュアルや新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しに着手し、健康危機発生時に区民の生命と安全確保を図るための課題整理を進めてまいります。
26	区は、保育待機児解消に向けて施設整備を優先して取り組んできたが、保育の質の向上はどうするのか。	政策の柱に基づく施策・事業として「乳幼児期の教育・保育の支援の強化・拡充」を位置づけており、保育の質向上に向けて、人材育成や運営支援に取り組んでまいります。

No	意見概要	区の考え方
27	今回のコロナ禍で明らかになったこととして、地域医療体制の脆弱さが挙げられる。世田谷区の取組みは認めるが、区民として安心はできない。墨田区が、大阪市から人を招いて保健所と医師会のチームを結成したが、このような柔軟な発想と迅速な行動を望む。	4つの政策の柱に基づく施策として、「区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化」を位置づけており、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、健康危機管理マニュアルや新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しに着手し、健康危機発生時に区民の生命と安全確保を図るための課題整理を進めてまいります。
28	子育て支援の充実が必要である。	4つの政策の柱の一つとして、「子ども若者の学びと育ちの支援」を位置づけており、妊娠期から就学前までの切れ目のない支援である世田谷版ネウボラや地域での見守りによって、より支援の必要な子どもと家庭を早期かつ適切に支援するようサポートの充実を図ってまいります。また、「子ども・子育て応援都市」として、世田谷区子ども計画（第2期）に基づき、子どもの成長と活動の支援や子育て家庭に寄り添った相談・支援など、さらなる子育て支援の充実を図ってまいります。
29	小田急線が地下化され、歩きやすくなった反面、通行人が増えている。下北沢タウンホールから三角橋辺りまでは、住宅が密集し、古い家そのまま残されている。また、道路が狭くなっており、車通りも多く、危険である。震災や火災が起きる前に、白紙に戻った道路計画を再考してほしい。	ご意見をいただいた下北沢駅周辺の都市計画道路補助第54号線については、駅前交通広場へのバス等のアクセス路となる第一期区間の早期開通に向けて事業に取り組んでおります。その他の区間についても、道路ネットワークの形成、地域の防災性向上などの観点から必要であり、今後、事業中の区間の進捗状況と世田谷区全体の道路整備事業の状況をみながら事業化を検討してまいります。
30	障害者が、親亡き後も仲間とともに住みなれた場所で暮らせるように、グループホームやシェアハウスの充実を進めてほしい。	区では、障害のある方が望む自立した地域生活を送る居住の場所や親亡き後を見据え、個々の状況に応じたグループホームの整備が必要と認識しております。令和2年には障害者施設整備等に係る基本方針を策定し、その中ではグループホーム整備を重点的に取り組む課題の1つとしております。この方針をもとに、現在、千歳台にある区有地での整備・運営事業者の公募などを行っております。引き続き整備促進を進めてまいります。

No	意見概要	区の考え方
31	<p>「高齢者が安心して住める世田谷」も、未来につながる大きな指標として掲げられるべきだと思う。また、世田谷区のまちづくりセンターに、あんしんすこやかセンターのような外部へのアクティブな機能を加えた「高齢者を見守る」組織を設けてほしい。</p>	<p>4つの政策の柱の一つとして、「高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る」を位置づけており、施策としても、認知症施策や居住支援、高齢者の地域参加促進などを掲げております。区では、各地区のまちづくりセンターにあんしんすこやかセンターと社会福祉協議会を一体整備し、三者が連携して地区課題に取り組んでおります。この三者連携により、高齢者が安心して住み続けられるよう、高齢者の見守りに取り組んでまいります。</p>
32	<p>上祖師谷7丁目に居住しているが、区内でも端に位置しており、生活圏も調布市仙川町・仙川駅となるため、世田谷区民としての意識を持ってない。選挙の際も、選挙カーがほとんど来ないため、候補者を選ばず、白票を投じることが多い。地域行政制度を検討してほしい。</p>	<p>区では、地域行政制度を導入し、28の地区（まちづくりセンター）、5つの地域（総合支所）、本庁の三層構造で区民に身近な行政に取り組んでいます。烏山総合支所（南烏山6丁目）では、住民登録や戸籍事務、街づくり関連業務、健康相談や保健指導などの地域保健に関する業務など総合的なサービスの提供を、上祖師谷まちづくりセンター（上祖師谷6丁目）では、まちづくり活動の促進や防災活動の支援、地区の情報発信などを行っています。区や地域に関心を寄せていただけるような様々な機会をとらえ、また、ICTを活用するなど地域の情報などの発信に努めてまいります。</p>
33	<p>前回の台風の際に、自宅から徒歩で20分程度かかる尾山台区民センターへの避難の呼びかけがあったが、夜半の大雨の中、すぐ近くに八幡中学校があるのに、なぜ遠くまで避難しなければならないのか。</p>	<p>令和元年台風第19号の教訓から、多摩川洪水浸水想定区域内に居住する方などへの避難については、多摩川洪水浸水想定区域外にある区立小中学校を中心に水害時避難所を選定しています。</p> <p>世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップの水害時避難行動判定フローからご自宅の浸水想定をご確認いただき、自宅での避難が可能であれば自宅での垂直避難、難しい場合は自主避難、縁故避難、水害時避難所への避難をお願いいたします。</p>
34	<p>自宅の耐震対策を安価で実施できるように工事の補助をお願いしたい。</p>	<p>4つの政策の柱に基づく施策として、「安全で災害に強いまちづくり」を位置づけており、施策を構成する事業として、「建築物の耐震化促進」を掲げております。</p> <p>旧耐震建築物にお住まいの方が、耐震診断や耐震改修を行う際に助成を行うことで、建築物の耐震化を促進し、安全で災害に強いまちづくりを進めてまいります。</p>

No	意見概要	区の考え方
35	<p>生産緑地が高齢化により宅地化するなど、高層住宅が増えて世田谷らしさが失われている。区民のための農園や花畑公園、緑地は残してほしい。補助52号線の買収地（道路予定地）も有効活用してほしい。</p>	<p>区民に野菜づくりをとおして土に親しむ機会を提供し、都市農業への関心と理解を深めていただくことを目的として区民農園事業を実施しております。令和3年4月現在18園（合計面積約19,000㎡）の農地を区民農園として活用しております。</p> <p>農地を保全し区民が農に親しむ機会を提供する取組みとして、農地保全の重点地区内でやむを得ず営農を継続することが困難な生産緑地を一定の要件のもと区が取得し、緑地や農業公園を整備するなどの取組みを行っています。</p> <p>また、区では、道路予定地について、道路築造工事が実施されるまでの間、可能な部分については暫定的な活用をしております。補助52号線に関するご意見につきましては、事業を行っている東京都へお伝えいたします。</p>
36	<p>家庭で出来る大雨対策（自宅庭の保水地化、雨樋を伝った雨水を地面に流す）や下水対策（台所の流水を排水溝に直接流さず、浄水フィルターを取り付ける等）を区民に周知するとともに、区では氾濫の発生が想定される場所への遊水地の設置や植林などの大雨対策を進めるべきである。</p>	<p>豪雨対策は、河川、下水道の整備に加え、大量の雨水を河川、下水道に流出させないための対策である「流域対策」が重要です。区は、この一環として、公共施設だけでなく、一般住宅を含む民間施設の建設時に、雨水浸透施設、雨水貯留施設を設置していただくため、指導要綱による指導を行うほか、助成制度を設け、既存の住宅などにも、雨水浸透施設、雨水タンクの設置を推進、促進し、豪雨対策を進めています。</p> <p>なお、台所の排水の処理に関するご意見については、下水道管理者である東京都下水道局にお伝えします。また、遊水池につきましては、河川管理者である国や東京都の計画する調節池等が早期に整備されるよう、引き続き働きかけていきます。</p> <p>また、水環境の維持・増進を図り、防災・減災の機能を併せ持つみどりやみどりの空間づくりに取り組んでいきます。</p>

No	意見概要	区の考え方
37	<p>家庭で出来る生ごみと紙ごみの分別を区民に周知するとともに、区では、街路樹落葉の堆肥化を進めるべきである。</p>	<p>ごみの減量に関して、まずは不要なものを買わないといったリデュースを中心として啓発を行っております。可燃ごみの減量において、資源となる紙類の分別の徹底や可燃ごみの約3割を占める生ごみの減量は、とても重要であり、引き続き周知に努めてまいります。</p> <p>ご家庭で生ごみをたい肥化し、ご利用いただくことは、生ごみの削減策として有効です。街路樹の落ち葉も含めたたい肥の活用等について、都市部の他自治体の事例等を参考にしております。</p>
38	<p>奥沢まちづくりセンターを出張所にしてほしい。各種証明書の発行等の手続きには、等々力出張所まで行かなければならず不便である。区の施設がほとんどなく、忘れられた地区なのではと感じる。</p>	<p>まちづくりセンターは身近な行政拠点として、地区におけるまちづくりの支援や住民票等の証明書発行を行っています。今後、まちづくりセンターと総合支所、本庁をつなぐシステムの整備により、手続きや相談がまちづくりセンターで行えるよう、利便性の向上に努めます。</p>
39	<p>大雨による土砂災害や河川の氾濫による水害の発生に備え、分水路工事の前倒しや新たな放水路の建設、地下貯水槽の設置など、東京都と連携して区民を水害から守る政策に期待している。</p>	<p>区は、4つの政策の柱に基づく施策として、「安全で災害に強いまちづくり」を位置づけており、構成する事業として、「豪雨対策の推進」を掲げております。</p> <p>「世田谷区豪雨対策行動計画」で定めた4つの柱（「河川・下水道整備」の推進、「流域対策」の強化、「家づくり・まちづくり対策」の促進、「避難方策」の強化）について、区民、事業者、国、東京都と連携・協働して豪雨対策に取り組んでまいります。</p>
40	<p>首都直下型地震等の大規模災害に対する防災・減災の対策として、想定される被害・被災状況を一定範囲の地域別に推定したワーストケースシナリオを作成するとともに、有事の際の避難をはじめとした住民の具体的な行動プランを示してほしい。</p>	<p>区では、地区防災計画において、各地区の被害想定や危険度を掲載していますが、これらのリスクも踏まえ、地区における課題認識と対応の方向性などを検討する中で住民の方々によって行動プランが具体化されていくことが重要であると認識しています。4つの政策の柱に基づく施策として「地域防災力の向上」を位置づけており、区民の方が防災塾を通じて地区防災計画に携わり、避難行動の理解向上や、個別避難計画の作成に取り組むこととしています。大規模災害に備え、地域住民の防災意識を高め、自助・共助を推進するとともに、災害対応力を高める体制づくりを進め、地域防災力の向上を図ってまいります。</p>

No	意見概要	区の考え方
41	防災の取組みとしては、震災対策を第一とし、感電ブレーカーの100%普及や住民の初期消火体制の整備をはじめとした火災防止に注力すべきである。	感電ブレーカーにつきましては、簡易タイプ・分電盤タイプ・コンセントタイプをあっせんしております。現状としては十分な普及になっておりませんが、通電火災への対策として、停電時にはブレーカーを下すことを含め、防災訓練、防災啓発物など様々な機会を通じて普及啓発を進めてまいります。住民の初期消火体制の整備にあたりましては、消火器をあっせんしております。住宅用としては粉末型、業務用としては粉末型と強化液型があり、設置・使用する場所に応じて選択していただけます。感電ブレーカーと同様に、今後も普及啓発を進めてまいります。
42	街づくりや区道整備が遅れている。また、電線の地中化についても大変遅れていると感じる。美観のためだけでなく、防災や交通安全のためにも計画的に推進してほしい。	4つの政策の柱に基づく施策・事業として、優先整備路線の整備や地区まちづくりの推進を位置づけており、安全で災害に強く、魅力あるまちづくりについて、計画的に進めてまいります。 また、区では、無電柱化の3つの目的である「都市防災機能の強化」・「安全で快適な歩行空間の確保」・「良好な都市景観の創出」のもと、世田谷区無電柱化推進計画を策定し、無電柱化事業に取り組んでおります。
43	障害のある方にとって、交流の場は必須である。障害者を含めた多様な人を受け入れる高齢者クラブ等で受け入れ、相談対応も可能であるとなおよい。	区は、精神障害施策の充実に向け、日中活動の場の整備や地域施設の活用、地域の社会福祉協議会と連携した居場所など、それぞれのライフスタイルに応じた日中活動の展開に取り組んでまいります。
44	少子化による人口減少は大問題である。世田谷区独自の子どもを産み育てやすい補助金の創設や環境整備が重要である。	少子化対策については、国や都の動向を注視しながらも、「子ども・子育て応援都市」として、世田谷区子ども計画（第2期）に基づき、妊娠や子育てに関わる経済的負担の軽減、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設等の整備や一時預かり事業等の充実を図るとともに、子どもを生み育てやすい環境の整備を進めてまいります。

No	意見概要	区の考え方
45	環境問題の重要性について、教育等の対策を進めてほしい。	<p>4つの政策の柱に基づく施策として、「気候変動の緩和と適応に対応する取組みの推進」を位置づけ、環境の取組みを推進することとしています。区では、環境に配慮した行動変容に向けて、小学生向けの環境啓発イベントや若者世代が主体的に気候危機問題を議論するフォーラムの開催、省エネ行動など具体的な取組みを紹介するリーフレットの作成・配布など、これからの未来を担う若者世代への教育の視点を大切にして、環境啓発の推進に取り組んでまいります。</p> <p>また、教育委員会では、あらゆる学習の機会を捉えて、「持続可能な社会の創り手」を育成する観点から、環境教育、国際理解教育など持続可能な開発のための教育に取り組む、子どもたちが自主的・主体的に考え、取り組む態度をはぐくみ、持続可能な社会の形成者としての成長を促してまいります。</p>
46	高齢者が可能な限り自力での日常生活を続けられるよう高齢者向け介護住宅の整備を進めてほしい。	見守りや生活支援のみを必要とする方から、ある程度の介護も必要とする方までが入居できるサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム、都市型軽費老人ホームの整備誘導に努めてまいります。
47	脱炭素社会の実現に向け、公共施設の屋根や屋上に太陽光発電のパネルを設置するべきだ。その電力を各施設で自家消費すれば脱炭素化に寄与することができる。	学校等の公共施設を新築・改築する際に、「世田谷区環境配慮公共施設整備指針(公共施設省エネ指針)」に基づき、太陽光発電設備等の設置を進めております。脱炭素社会の実現に向けて、引き続き取組みを進めてまいります。
48	ゲリラ豪雨の際に避難所に指定された用賀小学校に行ったが、校門入口付近に水が溜まっていて中に入れなかったため、整備してほしい。	水害時避難所は浸水想定区域外の施設としております。用賀小学校は、震災時の避難所であり水害時の避難所ではありませんが、関係所管課と連携を図りながら震災時に速やかに避難できるよう努めてまいります。

No	意見概要	区の考え方
49	<p>障害者を抱える世帯の増加が見込まれる中、東京リハビリテーションセンターからの地域移行に対応するために、区内5地域に区立のグループホームの建設が必要になる。民間事業者による運営とし、高齢者福祉施設との合築することで社会的な理解を得ながら、親亡き後の障害者や孤独に落ち込む高齢者のために行政の先進的な取り組みを期待したい。</p>	<p>東京リハビリテーションセンターの入所者の地域移行先として、グループホームの確保は重要な課題と認識しております。そのため、令和2年度に策定した障害者施設整備等に係る基本方針において、グループホーム整備を重点的に取り組む課題として掲げ、現在、千歳台にある区有地での整備・運営事業者の公募など、民間事業者との連携による整備促進を図っているところです。今後とも区有地等の公有地の活用などにより5地域の整備状況も踏まえながら、民間事業者の整備・運営を誘導する形で、グループホームの整備に取り組んでまいります。また、高齢者福祉施設との合築については、敷地の規模によりますが、整備の際には可能性について検討してまいります。</p>
50	<p>子育て世帯が住み続けたいと思う世田谷区にするため、親子で楽しめる地域の催物を企画するなど、子育て中の親子同士が知り合う機会を作ってほしい。</p>	<p>区では、「子ども・子育て応援都市」として、世田谷区子ども計画（第2期）を定めており、子育て家庭が身近な地域の中で、つどい、交流し、気軽に相談できる児童館やおでかけひろば機能の充実を図っています。また、児童館等で、保護者同士が交流する場や機会を充実させ、保護者のネットワークづくりを支援しています。引き続き、身近な場で保護者同士がつどい、交流し、地域の中で楽しみながら子育てできるよう支援を充実してまいります。</p>
51	<p>児童相談所は土日や祝祭日も開所すべきである。介入のタイミングは、親が自宅にいる夜間や週末が多い。人手が足りないのであれば、ボランティアを活用してはどうか。</p>	<p>区では、24時間365日対応の世田谷区虐待通告ダイヤル（Tel0120-52-8343）を設け、また、全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル（Tel189）でも通告をお受けしております。閉庁時間や土日・祝祭日においては、委託事業者が通告を受けて、マニュアルに従い内容を判断し、必要に応じて児童相談所職員に連絡が取れるようになっております。その上で、緊急性がある場合は、警察への情報提供を行うことや、必要に応じて児童相談所職員が対応する体制を整えております。</p>
52	<p>人口増加に対応して、道路の整備を進めてほしい。</p>	<p>4つの政策の柱に基づく施策・事業として、都市計画道路から地先道路までバランスのとれた道路ネットワーク形成を目指しております。いただいたご意見も参考に、「せたがや道づくりプラン」に基づき、区民の日常生活を支える道路ネットワーク整備を計画的に進めてまいります。</p>

No	意見概要	区の考え方
53	環境に配慮した後世に緑を残す取組みとして、畑や緑地を残してほしい。	4つの政策の柱に基づく施策・事業として、みどりの保全創出を位置づけており、市街地における貴重な樹林地などを法令等に基づき保全し、区民に公開することで、地域の貴重な緑地に対する区民理解の促進を図っていきます。
54	防災の取組みとして、単にハザードマップを配布するだけでなく、町内会を通じて説明を徹底するべきだ。	区は、洪水や内水氾濫、土砂災害のリスクを把握し、日ごろの備えに役立てていただくよう、ハザードマップを作成し、区施設窓口等で配布しています。また、町会・自治会や地区によっては、地域の実情に応じた風水害に関する防災訓練や防災講話等の機会を通じて、ハザードマップ等を活用いただいております。引き続き、こうした地域でのハザードマップの活用を支援するとともに、要請等に応じて区民の理解につながるよう必要な説明をまいります。
55	区民の健康増進や地域活性化に向けて、社会福祉協議会の各団体をPRし、参加を推進するべきだ。	社会福祉協議会では、地域で開催されるイベント等で地域支えあい活動団体のPRを行っている他、各地域の社会福祉協議会事務所では、地域内のサロン、ミニデイの一覧を配布しております。また、「せたがや福祉団体情報サイト」では、地区ごとの活動団体の紹介や最新情報を発信しております。支えあいの地域づくりのため、より多くの方が各団体の活動へご参加いただけるよう取り組んでまいります。
56	今後、体力のある元気な高齢者が増えていくため、高齢者によるボランティア活動を支援する組織を作ってはどうか。また、海外からの労働者も増加する中で、語学のできるボランティアを募り、支援する組織を作ってはどうか。	4つの政策の柱に基づく施策として、「高齢者の地域参加促進」を位置づけており、「地域参加・地域貢献」のプロジェクトの中で、高齢者の経験や活動意欲等を活かしながら、高齢者の活動機会の拡充を推進してまいります。
57	道路の拡幅に取り組んでほしい。	4つの政策の柱に基づく施策・事業として、都市計画道路から地先道路までバランスのとれた道路ネットワーク形成を目指しております。いただいたご意見も参考に、「せたがや道づくりプラン」に基づき、区民の日常生活を支える道路ネットワーク整備を計画的に進めてまいります。

No	意見概要	区の考え方
58	狭あいな道路や密集する住宅は、危険であるだけでなく、様々な弊害を生んでおり、緑地や公園等、区民が休める場所を増やすべきだ。	緑地や公園整備について、世田谷区みどりの基本計画及び世田谷区みどりの行動計画により推進していきます。また、現在区内14地区において、国の補助事業等を活用し、道路や公園の整備など、密集市街地の改善に向け取り組んでおります。今後も引き続き、安全で災害に強いまちの実現を目指し、取り組みを進めてまいります。
59	砧3丁目付近は道路が狭く、大規模災害の際に、自動車での避難や救急車の通行が妨げられることがないように早期に道路拡幅を進めてほしい。拡幅が完了するまでは、一方通行を導入し、救急車両が反対から来た車両に道幅を塞がれないようにすべきである。	4つの政策の柱に基づく施策・事業として、都市計画道路から地先道路までバランスのとれた道路ネットワーク形成を目指しております。いただいたご意見も参考に、「せたがや道づくりプラン」に基づき、区民の日常生活を支える道路ネットワーク整備を計画的に進めてまいります。
60	高齢者で視覚障害があるのだから、2年前の台風接近時に、避難指示が分かりにくく避難が難しかった。	区は、令和元年台風第19号を教訓とした風水害対策総点検を実施し、様々な取り組みを進めてまいりました。また、災害対策基本法一部改正に伴う、国の「避難情報に関するガイドライン」の改定を踏まえ、避難情報を早めに発令し、自主避難や縁故避難を含め、早めに避難行動をとっていただけるよう、避難情報の基準等を見直しました。今後とも、適時適切に分かりやすい避難情報の発令に努めてまいります。
61	低所得者や中間層向けに、質のよい住宅を整備してほしい。	区営住宅等では、住宅を確保することが困難な低所得世帯や一部中堅所得層の家族向けに住戸を供給し、居住支援を行っております。住宅の整備に関しましては、今後の社会情勢等の変化に配慮し、多様な居住ニーズに対応した良質な住宅の供給に努めてまいります。
62	R60 -SETAGAYA- というプロジェクトに参加している。世田谷区は、多才で多彩な人材が揃っていることを積極的にアピールすべきである。高齢化を逆手に取り、シニア世代を活用してほしい。	4つの政策の柱に基づく施策として、「高齢者の地域参加促進」を位置づけており、地域参加・地域貢献、就労・就業支援をはじめとした5つのプロジェクトを推進し、高齢者が地域で活躍できる環境を整備していきます。ご参加いただいている「R60-SETAGAYA-」のように、それぞれの求める生き方に寄り添い、シニアの得意や特技、専門性、暮らしの経験を活かしながら、生活を支える地域事業者の仕事を通して地域との新しい接点を作り、シニアの社会参加を活性化することを目指し取り組んでいきます。

No	意見概要	区の考え方
63	子ども食堂だけに頼らず、区と区民による貧困家庭の子どもに対する食事支援のシステムを早急に検討してほしい。	区では、子ども食堂運営支援や生活困窮世帯に対して食の緊急支援をするフードバンク事業等を行っている世田谷区社会福祉協議会の取組みに対し支援するほか、子どもの貧困対策計画の生活の安定に資するための支援の一環として、学習習慣や生活習慣に課題を抱えている生活困窮世帯等の中学生を対象に、夕食の提供をはじめ生活支援および学習支援、相談支援を通じて、居場所を提供する事業を令和3年8月より実施しています。また、主に小学1～4年生を対象として、学校の宿題等の自主学習を支援する団体への助成事業では、食の提供についても支援対象としています。その他、ひとり親家庭のメールマガジン配信では、社会福祉協議会が関与する食の支援に関する情報を提供しています。さらに、生活困窮世帯だけではなく、子どもの食に課題があり必要な支援につなげていない養育困難家庭等を対象に、仕出し弁当の配達による見守り支援に取り組んでおります。引き続き関係所管と連携し、生活困窮世帯への支援を進めてまいります。
64	脱炭素社会の実現に向けて、SDGsの観点から現在のごみ・リサイクル事業を厳しく見直すべきである。例えば、生ごみとプラスチックの一括焼却処理に代わる処理方法や、区でリサイクルしたごみが他自治体や他国の環境負荷となっていないかなど、全地球的な追跡調査が必要ではないか。	4つの政策の柱に基づく施策・事業として、「食品廃棄物（生ごみ）削減の推進（食品ロスの削減）」を位置づけており、生ごみ削減に取り組んでまいります。また、プラスチックについては、焼却処理や各種リサイクル手法の環境負荷について分析を行っております。なお、家庭から排出される使用済みプラスチック製品の分別収集については、再商品化手法により二酸化炭素削減効果や残渣量（本来の目的で活用できないプラスチック）が大きく変化すること、多額の経費がさらに必要になることもあり、今後のプラスチックの処理のあり方について検討を進めております。

No	意見概要	区の考え方
65	<p>今の少子化を憂慮している。産婦人科や小児科の少なさや、高額な出産費用、保育所の待機児童問題等により、子どもは一人暮らしの限界で、二人は考えられないという人が多い。このままでは、女性の社会進出は単なるお題目に過ぎず、子どもが減っていくのは当然である。この悪循環を断ち、誰にとっても住みやすい世田谷の未来を切望する。</p>	<p>少子化対策については、国や都の動向を注視しながらも、「子ども・子育て応援都市」として、世田谷区子ども計画（第2期）に基づき、妊娠や子育てに関わる経済的負担の軽減、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設等の整備や一時預かり事業等の充実を図るとともに、子どもを生み育てやすい環境の整備を進めてまいります。</p>
66	<p>気候変動により激甚化・頻発化する災害に起因する長期の停電の発生や一般のコロナ禍の発生を踏まえ、防災の取組みを強化する必要がある。特に、避難所において、自律分散型電源や停電対応型空調設備等を導入し、長期の停電や感染症の発生に備える機能を強化することが急務であることから、「地域防災力の向上」の事業として、「避難所の機能強化」の追加を提案する。</p>	<p>区といたしましても、避難所における電源確保やコロナ禍を踏まえた感染拡大防止策については課題であると認識しており、備蓄や資器材の整備等の対策により、避難所機能の強化に取り組むこととしています。こうした課題については、中長期的な計画のもとで検討を進める必要があることから、世田谷区地域防災計画において取組みの方針等を位置づけています。今後とも、各避難所の環境整備をはじめ、避難者対策の推進に取り組んでまいります。</p>
67	<p>政策の柱1に関連して、区立病院の新設を提案する。新たな感染症や災害が今後も発生する可能性が高いことに加え、地域包括ケアシステムの構築により、自宅で在宅医療を受ける方が増えることが想定されるが、現在の区の医療体制では不十分である。</p>	<p>区では、地域包括ケアシステムを構築する取組みの一環として、医療と介護の両方を必要とする区民の誰もが、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、医療・介護関係者のネットワークづくりや、医療・介護関係者間の情報共有の推進など、在宅医療・介護連携推進事業の様々な施策を展開しています。引き続き、医療・介護の関係機関の連携を深め、在宅医療と介護が一体的に提供される、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に取り組んでまいります。なお、必要な病床数など地域の医療提供体制の整備につきましては、東京都地域医療構想のなかで検討がなされております。</p>

No	意見概要	区の考え方
68	<p>持続可能な社会に向けて、ごみ収集の見直しを行うべきである。民間委託ではなく直営で清掃業務を行う世田谷区でこそ実現できることを考え、住民の意識改革に取り組むべきである。現場職員による小学校の環境学習や中学生の職場体験を通したSDGsへの意識を高める取り組みに加え、ごみ有料化も選択肢の一つではないか。</p>	<p>ごみの減量については、「不要なものは買わない」といった「リデュース」や使えるものは繰り返し使用する「リユース」を中心に啓発を行っております。毎年11月に全戸配布を行っている「資源・ごみの収集カレンダー」やホームページ等を活用して引き続き区民や事業者が環境に配慮した暮らしや事業活動へ転換できるよう啓発に努めてまいります。</p> <p>また、小中学生に対する環境教育につきましては、現在実施している清掃事務所の職員が直接学校で講義・実演する出前講座の内容を充実させ、SDGsにもつながる意識を幼少期から育めるよう取り組んでまいります。家庭ごみの有料化については、ごみ減量に効果があると言われていますが、今後の検討課題と認識しております。</p>
69	<p>政策の柱3(子ども若者の学びと育ちの支援)に、子育てにかかる経済的負担の軽減を加えてほしい。生産年齢人口の維持や年少人口の増加にもつながるはずである。中高所得者の増加が税収増加に大きく影響するので、低所得家庭等の一部の子ども達に限らず、全ての子ども達に対する経済的負担の軽減をお願いしたい。</p>	<p>4つの政策の柱の一つである「子ども若者の学びと育ちの支援」では、コロナ禍による社会状況の変化などを踏まえ、次期基本計画を見据え、令和4年度及び5年度に集中的に行う施策で、特に重点的に取り組む必要があると考える「支援を必要とする子どもと家庭のサポート」と「社会的養育の推進」を位置づけています。区では、「子ども・子育て応援都市」として、世田谷区子ども計画(第2期)を定めており、妊娠に関わる助成制度の充実、医療費助成や幼児教育・保育の無償化による給付の円滑な実施など、子育てに関わる経済的負担の軽減を図りながら、子どもを生き育てやすい環境の整備を進めてまいります。</p>
70	<p>区内での災害発生時のライフラインの供給方法を明確にすべきである。</p>	<p>世田谷区地域防災計画において、災害発生時には、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急復旧対策、危険予防措置、臨時供給活動などを迅速に実施することを定めています。復旧情報や供給方法などについて、ライフライン各社からの情報提供だけでなく、関係機関と連携し様々な手段を活用して迅速な区民周知に努めてまいります。</p>

No	意見概要	区の考え方
71	子どもへの施策も大切だが、教員へのサポートの充実がより重要である。外部委託や教育・教室運営以外の人材の採用など、学校運営自体を見直すべきである。子どもへの細やかな対応のためにも、教員が教育や教室運営という本来業務に集中できる環境を整える必要がある。	4つの政策の柱に基づく施策・事業として、教職員の支援・人材育成の推進や学校支援・教職員等支援の強化、地域・社会との連携強化などを位置づけております。研修の充実や学校を支援する人材の活用などにより、教員指導力向上と負担の軽減を図り、子どもへの細やかな対応により、教育の質の向上を図ってまいります。
72	リサイクル・リユースの取組みやフードバンク等に力を入れてほしい。	4つの政策の柱に基づく施策として、「循環型社会形成に向けた3Rの取組みの推進」を位置づけており、発生抑制と再使用を中心に再生利用も含めた3Rについて、区民・事業者の意識醸成・行動促進を図り、ごみ減量と資源化の取組みを進めてまいります。
73	施策19に「魅力あるまちづくり」とあるが、「魅力的」とは抽象的な表現である。「〇〇が持続可能なまちづくり」等としてはどうか。	政策の柱4「コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現」に基づく取組みとして、地区住民等の参加と協働の下、地区特性に応じた持続可能な街づくりを進めてまいります。これを踏まえ、施策名を「参加と協働による魅力ある街づくり」といたします。
74	高齢者福祉の予算を削ってでも子育てや若年層支援に予算を回してほしい。	4つの政策の柱の一つとして、「子ども若者の学びと育ちの支援」を位置づけており、「子ども・子育て応援都市」として、さらなる子育て支援の充実を図ってまいります。
75	施策7(住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住支援の推進)に関連して、住宅の世代交代を円滑に行う仕組みが必要である。高齢者用マンションを建設し、同じ地域内の一戸建てに住む高齢者に移住してもらい、空いた家屋を若い世代が活用する仕組みがあれば、孤独死の減少や若い世代の定着につながると考える。	高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、区では見守りや声かけ等の事業を実施しているほか、空き家等になった場合に適切な維持管理を行い、次の所有者に繋げていけるよう相談先を整備するなど、流通・利活用の支援に努めているところです。いただいたご意見につきましては、今後の施策検討の参考にさせていただきます。

No	意見概要	区の考え方
76	4つの政策の柱が、新型コロナウイルス対策と大規模自然災害に限定されており、SDGsの「全ての人に健康と福祉を」という目標からかけ離れている。障害者総合支援法の制度の隙間にいる65歳未満の高次脳機能障害者やヤングケアラー等の、メディア等で話題にならない苦境にある区民への支援に目を配ってほしい。	政策の柱1（高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る）では、全ての区民の健康維持・増進、生命を守る取組みを推進することとしています。ご提案の具体的な取組みについては、今後の施策推進にあたり参考とさせていただきます。
77	自転車歩行者・自動車と接触する心配のない防護柵付きの専用レーンを設けられるように、道路拡張をすべき。	世田谷区では平成26年3月に策定した「せたがや道づくりプラン」に基づき道路整備を進めております。また、平成27年3月に「世田谷区自転車ネットワーク計画」を策定し、計画的に自転車通行空間の整備を進めております。自転車・歩行者・自動車がともに安全で快適な通行空間の確保は重要な視点と認識しておりますが、世田谷区の多くを占める道路幅の狭い道路においては、必要な幅員を確保できないため、防護柵付きの自転車専用レーンを整備することは難しい状況です。青矢羽根や自転車のピクトグラムによるナビマークを路面に表示し、自動車の運転手にも、自転車が車道の左側を走ることをイメージしてもらい、互いに安全に配慮するような意識づけをしております。なお、いただいたご意見は今後の参考にさせていただくとともに、環状七号線など国道や都道については、各道路管理者に伝えてまいります。
78	駅周辺の授乳室の設置や、ベビーカーの貸出、親子で利用できるカフェなど、子育てしやすい街づくりをお願いしたい。	4つの政策の柱の一つとして、「子ども若者の学びと育ちの支援」を位置づけており、「子ども・子育て応援都市」として、いただいたご意見も参考に、さらなる子育て支援の充実を図ってまいります。
79	高齢者の場合、物件の賃貸期間に年齢制限があるなど、ハードルが高くなっている。高齢者が一般の物件でも暮らし続けられるような制度を考えてほしい。	区では、高齢者世帯等を対象に、民間賃貸住宅の空き室情報を提供するお部屋探しサポート事業の他、福祉所管でも様々な見守り制度を実施しております。こうした制度の周知を図り、誰もが安心して住み続けられるまちを目指してまいります。
80	高齢者のために、高齢者施設を地域に開き交流の場としたり、緑化活動できる農園を増やしてほしい。	4つの政策の柱に基づく施策として、「高齢者の地域参加促進」を掲げ、様々な社会資源を活用しながら「居場所づくり」等に取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後の施策の展開の参考にさせていただきます。

No	意見概要	区の考え方
81	<p>世田谷区には、多様性を認め合う社会を謳い、条例も制定されている。その実現に向けて、幼い時から色々な人がいることを学校で触れて学び合うことで、子どもは育ち合えると考え。その意識づくりのためにも、「インクルーシブ教育」を目指す取組みを始めてほしい。</p>	<p>今後、教育総合センターをインクルーシブ教育推進の拠点と位置づけ、大学や企業、政策研究部門と連携した教育課題の研究を実施し、それらの成果・普及を通じてインクルーシブ教育を実践する知識やスキルを有する教職員の育成を図ります。また、様々な相談に総合的に対応する切れ目のない支援や、専門チームによる支援の充実を図り、子ども一人一人の特性に応じた支援の強化に向け取り組みます。誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが共に学び共に育ち、生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、教育総合センターの機能を十分に発揮し、どの子どもも等しく認められ尊重されるインクルーシブ教育を推進してまいります。</p>

82	<p>D Xの推進を機に、本庁・総合支所・まちづくりセンターの3層構造を、本庁・まちづくりセンターの2層にフラット化することを求める。細分化された業務は統合し、コロナ禍の教訓から保健所を増強するとともに、相互をネットワークで連携する。まちづくりセンターで区民が必要とする全ての行政手続がワンストップで受けられるようにする。自宅療養、障がい者、出歩くことが困難な区民には、ノンストップサービスを構築する。これらにより、将来的には「誰でもいつでもどこでも」サービスを受けられるようにする。本庁は最小限の人員とし、まちづくりセンターと双方向のオンライン連携や業務データの処理・集約を担い、窓口機能は廃止する。すなわち、本庁は区民サービスのデータセンターの役割と都・国とのオンライン連携を司ることとし、これによる余剰人員は、単純事務作業から解放され、地方自治の基本理念、街づくり条例、その他住民福祉、教育、子育て、防災などの専門職としてのスキルを研修によって身に付け、区民に頼りにされる職員に生まれ変わらせる。参加と協働は、行政職員と区民の信頼と協調によって実現する。「地域行政条例」(名称は「地区住民自治条例」とすべき)を策定すれば解決するという問題ではない。「理念条例」と揶揄されたり、アライづくり・実績づくりの条例であってはならない。D X化は現状の電子情報化ではない。D Xによって根本から行政機能を再構築することから始まる。個人情報保護を国の低い基準に下げることがあってはならない。</p>	<p>本庁、総合支所、まちづくりセンターの三層構造は、地区・地域の問題を区民の皆さんが課題として認識し、解決に向けた方策を探る、住民自治の実をあげるための仕組みと考えております。</p> <p>まちづくりセンターは身近な行政拠点として、地区におけるまちづくりの支援やコーディネート機能などを充実強化していく方針です。映像システムの整備による手続き・相談がまちづくりセンターで行えるなど、利便性の向上に努めます。また、地域行政制度の充実強化に必要な職員の育成に努めてまいります。</p>
----	--	--

No	意見概要	区の考え方
83	高齢化社会への対応として、中高年層の健康維持が重要である。特に、生活習慣病への対策が必要である。	4つの政策の柱に基づく施策として、「区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化」を位置づけており、構成する事業として、「生活習慣病予防の推進」を掲げております。オンライン講座・動画配信等のICT活用や事業者等との連携等により、区民の健康づくりに向けた環境を整備してまいります。
84	ごみ拾いやフードロスを考える取組みやイベントを開催してほしい。	ごみゼロデーや食品ロス削減月間などを契機として、国や東京都などが実施するイベント等を活用しながら食品ロスの削減を含めたごみ減量の啓発に関する効果的な取組みを進めてまいります。
85	避難所には、外科医や内科医だけでなく、眼科医や歯科医等の専門分野の医師にも協力をしてもらいたい。	世田谷区地域防災計画に基づき、災害時に緊急医療救護所及び医療救護所に「医療救護班」、「歯科医療救護班」、「薬剤師班」、「柔道整復師班」を編成し、傷病者に対する応急処置等を行うよう、関係団体と協定と締結し、発災直後からの負傷者に対し迅速に医療救護活動を行える体制を整備してまいります。
86	PCや生け花、英会話、楽器等が得意な近隣住民が月1・2回学校に来てもらい、子ども達の学びにつなげる取組みを行ってほしい。	区立小・中学校では、特色のある学校づくりの一環として、音楽や茶道、華道等、様々な分野において、地域の方々と連携した取組みを行っております。今後も、いただいたご意見を参考に、より良い活動となるよう検討してまいります。
87	水道管の水流を活用した発電や、雨水を貯留して世田谷ダムを建設してほしい。	小水力発電の導入は、土木所管が設置の可能性について検討した結果、水利権や事業の採算性に課題があると聞いています。所管として事業採算性や維持管理の面で多くの課題があると認識しております。いただいたご意見等を踏まえ、可能性について、引き続き検討してまいります。なお、「世田谷ダム」は、一人ひとりができる豪雨対策として、区内の全世帯に雨水タンクを設置いただいた場合、その雨水貯留量が小規模ダムに匹敵するという区の考え方です。引き続き、雨水タンクなどの雨水貯留浸透施設の設置を促進するなど、豪雨対策を進めていきます。

No	意見概要	区の考え方
88	太陽光発電設置に対する補助制度や、プラスチックごみ削減の取組みに関するポイント制度を導入してほしい。	<p>既存住宅を対象とした太陽光発電システムの設置に対する補助については、令和3年度より「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業」の補助対象としております。本計画では4つの政策の柱に基づく施策として、「気候変動の緩和と適応に対応する取組みの推進」を位置づけており、引き続き脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>また、プラスチック資源循環施策について、現在検討を進めており、今後区民のご意見も頂きながら、十分かつ丁寧に進めてまいります。</p>
89	ごみ回収について、ビン・缶のごみ回収前日のコンテナ設置や、布・服回収の24時間化、可燃ごみのコンポスト回収などを検討してほしい。	<p>リサイクル施設での処理を適切に行うため、ガラスビンや缶は袋から出した上で排出していただくようコンテナによる回収を行っております。なお、区内2か所の古着古布回収拠点は、多くの方にご利用いただいております。回収拠点の設置には様々な課題があることから、現在区では身近な場所での回収として、地域で行われている古着古布回収についてホームページなどで情報発信を行っています。生ごみや衣類、衛生用品などの可燃ごみについては、ふた付の容器または中身の見える袋に入れて集積所にお出しいただいております。コンポストの設置についてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

No	意見概要	区の考え方
90	<p>下北沢駅南西口から鎌倉通りの踏切跡に続く空中通路の建設について、災害時に倒壊するリスクやのぞき見による犯罪リスクの増大、深夜の騒音で安全・安心な生活が脅かされることから、建設中止を検討してほしい。</p>	<p>小田急線が地下化した線路跡地の利用（上部利用）につきましては、区民の参加と協働を経て策定した、「小田急線上部利用計画」に基づき整備を進めております。下北沢駅南西口の空中通路（立体緑地）につきましても、上部利用計画に位置づけ、歩行者の安全性と回遊性の向上、新たなまちの魅力創出等に向け整備を予定しておりましたが、設計内容をはじめ周辺住宅地への影響や地域との合意形成のあり方など、整備を行うには、今しばらく時間を要するものと考えております。一方で、上部利用につきましては、世田谷代田駅・東北沢駅周辺の施設整備が完了し、今後は下北沢駅周辺が中心となってまいります。現在、下北沢駅南西口では区・鉄道事業者の施設整備が進んでおり、地域の方をはじめ、多くの関係者から、上部利用施設の早期利用開始を期待する声もいただくなかで、立体緑地計画予定地につきましては暫定形態ではありますが、緑地や広場として早期完成を目指し整備を進めているところです。今後につきましては、立体緑地の設計内容等の検討状況に合わせ、引き続き、地域の方々の意見交換を行いながら進めてまいります。</p>
91	<p>子ども達への支援とともに、子ども達を支援する保育士・教員・介護士・相談員等が安心して暮らせる環境整備に取り組んでほしい。こうした人達の質を向上させてほしい。</p>	<p>教員は、教材作成や授業準備はもとより、保護者や地域との連携など、担う事務は多岐に渡っています。教員が担う事務等を見直し、事務改善や人的支援を行うとともに相談体制を構築するなど、環境整備に取り組んでいます。また、研修等の充実により、教員の質の向上に努めます。</p> <p>また、保育士については、区独自の処遇改善支援等により保育士が安心して働き続けられる環境を整備するとともに、「世田谷区保育の質ガイドライン」や「世田谷区教育・保育実践コンパス」に基づく質の高い教育・保育を实践できるよう、保育士の専門性や資質向上に向けた取り組みを推進してまいります。</p>
92	<p>区が先頭に立って、プラスチックのリサイクルの仕組みを作ってほしい。</p>	<p>プラスチック資源循環施策について、現在検討を進めており、今後区民のご意見も頂きながら、十分かつ丁寧に進めてまいります。</p>

(3) DXの推進について

No	意見概要	区の考え方
93	行政に最も不足しているのは労働生産性である。区役所はDXが遅れている。本来は行政がその音頭を取るべきだが、逆に足を引っ張っている。	令和3年3月に策定した「世田谷区DX推進方針 ver. 1」では、「行政サービスの Re・Design」「参加と協働の Re・Design」「区役所の Re・Design」の3つの方針を立てております。これらの方針のもと、区役所の内部の業務改善と職員の意識改革を進め、DXの取組みを加速してまいります。
94	夕方や夜間に学校校舎を開放し、PCやスマートフォン教室を開いてほしい。	区では、平日夜間や土日祝日など、学校生活に支障のない範囲で学校の体育館や校庭の開放を進めております。教室につきましては、児童・生徒の持ち物や個人情報、授業で使用する教材などがあり、体育館や校庭と同じように広く一般の方に開放することは難しい状況です。一方で、一部の学校には教室の他にランチルーム等の共用スペースがございますので、こちらをパソコン・スマホ教室の会場として利用することができないか、学校と協議の上、検討を進めてまいります。 デジタルデバイド対策として、高齢者等へのスマートフォン操作等の支援は重要だと考えており、区では、まちづくりセンターでのスマートフォン体験会を実施しているところです。引き続き、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、デジタルデバイド対策に取り組んでまいります。
95	行政サービスは、どんどんオンライン化を進めるべきである。区役所の職員は、パソコンが苦手な高齢者の支援に必要な程度とし、イベントの企画・実行等に人員を割くべきである。	令和3年3月に策定した「世田谷区DX推進方針 ver. 1」のもと、オンライン手続きの拡充や、区役所の内部の業務改善と職員の意識改革などに取り組み、生み出された人材と財源を福祉サービスなどの区民により身近な地域の諸課題への対応にシフトするなど、業務の再構築を進めてまいります。
96	理念だけの記載で具体策が不明である。DX化は大いに推進すべきだが、例えば「マイナンバーカードの普及率を〇〇%まで増やす」等の数字目標がないと、進捗がわからない。	令和3年3月に策定した「世田谷区DX推進方針 ver. 1」の「行政サービスの Re・Design」「参加と協働の Re・Design」「区役所の Re・Design」の3つの方針におけるそれぞれの取組みに対して、未来つながるプランの計画期間である令和5年度末までの目標を記載しております。

No	意見概要	区の考え方
97	世田谷区でも至急押印を廃止してほしい。	区では、申請書・届出書等における「押印見直しの基準」を令和3年2月に定め、2千以上の申請書・届出書等について押印を原則として廃止しました。しかしながら、法令等により押印が必要とされる書類もまだあるため、国や都の動向なども踏まえながら、今後も押印の見直しに継続して取り組んでまいります。
98	<p>D Xの推進にあたり、PLAN-DO-SEEのデジタル化とそれに対応する行政組織の改革を同時に進めることが必要である。</p> <p>①マイナンバーによる情報の一元化 ②行政の事業への統一したプロジェクトナンバーの付与 ③①②をベースとしたデータベース化 ④計画部門と実施部門の切り離し ⑤ペーパーレスは目的ではなく単なる手段</p>	令和3年3月に策定した「世田谷区D X推進方針 ver. 1」の3つの方針におけるそれぞれの取組みに対して、未来つながるプランの計画期間である令和5年度末までの目標を記載しております。デジタル化が目的化してしまうことがないように留意し、E B P M (Evidence Based Policy Making 事実に基づく政策形成) の取組みなどを通じて業務改革を進めてまいります。
99	新型コロナウイルスワクチン接種の予約で明らかになったように、I C T基盤の活用やD Xの推進が進むことで、取り残される人が出る。特に教育の場では、家庭環境に作用される要素が大きい。I C Tに詳しい高齢者や学生の活用、導入時の初期費用援助など、取り残される人が出ないような具体策を示してほしい。	区では、区立小中学校に通う児童・生徒全員に1人1台のタブレット端末を無償配備し、I C Tを活用した新たな学びを推進しています。家庭学習で利用する際にはインターネット環境が必要となるため、経済的事情により自宅にインターネット通信環境の整っていない家庭を対象とした支援「I C T環境整備補助」を行っています。I C T教育での地域人材の活用につきましては、学校支援コーディネーター等との連携を考えてまいります。
100	D Xを推進するとのことだが、スマートフォンやタブレットを購入できない人はどうすればよいのか。	令和3年3月に策定した「世田谷区D X推進方針 ver. 1」では、全ての区民にとって、行政サービスの選択と利用のハードルを下げ、快適なサービス利用をデザインしていくこととしています。スマートフォンなどをお持ちでない方への対応も検討しながら行政サービスの利便性向上につながるよう推進してまいります。

No	意見概要	区の考え方
101	区役所新庁舎の整備について、マイナンバーカードの利用が一般化すれば、窓口業務は不要になると考える。誰でも使える方法を区民に発信し、「東京一」の自治体を目指してほしい。	いただいたご意見も踏まえ、マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン申請化を引き続き推進してまいります。
102	世田谷区ではいまだに押印を求めているが、至急押印を廃止すべきである。	区では、申請書・届出書等における「押印見直しの基準」を令和3年2月に定め、2千以上の申請書・届出書等について押印を原則として廃止しました。しかしながら、法令等により押印が必要とされる書類もまだあるため、国や都の動向なども踏まえながら、今後も押印の見直しに継続して取り組んでまいります。
103	「行政サービスの Re・Design」について、転入・転出手続きなど、一つの手続きを試験的に全てオンラインで実施してはどうか。	オンラインでの試験的な取組みについては、国による「引越しワンストップサービス（自治体手続）」のサービス検証等が行われており、世田谷区も参加しております。引越しに伴う自治体手続について、マイナンバーカードのマイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約の実現に向けて、令和3年度に検討会及び現地検証を実施し、その成果をとりまとめることとしています。
104	住民のデータを拡充するための基本の取組みとして、マイナンバーカードの普及を図るべきだ。	いただいたご意見も踏まえ、マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン申請化を引き続き推進してまいります。
105	DXの推進について、世田谷区だけのガラパゴスシステムを構築することがないように留意すべきである。デジタル庁が推進する国・都の仕組みと十分に連携し、相互のリソースを活用できるように無駄を省くべきである。そのためには、Enterprise Architecture の考え方が不可欠であり、ビジネス・データ・アプリケーション・テクノロジーの4つの視点で、国・都・区のそれぞれのレベルで標準化を検討することが必要である。国・都に対して、標準化にあたっての指針の策定を求め、Architecture の設計を進めてほしい。	令和3年9月に施行された地方公共団体情報システム標準化法に基づき、国の標準化基準に適合した17業務のシステム利用が義務付けられ、令和7年度までの移行を目指すこととされています。関係府省から順次示されている標準仕様書・標準的な業務フローも参考に、現在の業務フローの見直しを行い、標準化への対応を進めます。国が策定する国・地方の情報システムの整備方針を踏まえて、設計段階からデータ連携やオープンデータ等による活用を想定した情報システム整備に努めてまいります。

No	意見概要	区の考え方
106	DXの推進にあたり、都内23区は共通のシステムを構築すべきである。また、可能なものはプッシュ型にすべきである。システム化には多くの所管が関係するため、リモート会議を活用してほしい。	令和3年9月に施行された地方公共団体情報システム標準化法に基づき、国の標準化基準に適合した17業務のシステム利用が義務付けられ、令和7年度までの移行を目指すこととされています。関係府省から順次示されている標準仕様書・標準的な業務フローも参考に、現在の業務フローの見直しを行い、標準化対応を進めるとともに、情報提供サービスの手法などを含めて、東京23区など他自治体との情報共有等を図りながら、情報システム整備を進めます。また、コロナ禍で活用が進んでいるリモート会議については、環境整備を通じて引き続き促進してまいります。
107	「Re・Design SETAGAYA」とあるが、Re・Designの主体は誰なのか。また、DXにより様々な面で効率化が進むことはよいことだが、先にDXを推進すべきであり、結果として新庁舎の建設は無駄であったと考える。そして、デジタルデバイドのフォローのために、縦割り行政を打破し、地域密着の総合支所の機能を強化すべきである。	Re・Designの主体は、世田谷区に関わる全ての人です。区役所であり、区民であり、区に関わる事業者です。令和3年3月に策定した「世田谷区DX推進方針 ver.1」では、「行政サービスのRe・Design」として区民の視点や困りごとに立ち返り、行政サービスを再構築していくことを掲げており、デジタル化により、全ての区民にとって、行政サービスの選択と利用のハードルを下げ、快適なサービス利用をデザインしていくこととしています。本庁舎の整備や地域行政の推進等において、今後もDXの視点を踏まえて、検討を進めてまいります。
108	せたがやPayに登録したが、キャッシュレスの取組みの一環なのか。何がしたいのかよくわからない。	せたがやPayについては、キャッシュレス決済機能だけでなく、今後ボランティア活動や区の関連施策との連携も予定しており、区内消費や経済循環を促すためのプラットフォームとして発展させたいと考えております。地元で親しまれる地域通貨アプリを目指し、発行元の世田谷区商店街振興組合連合会と協力して推進してまいります。
109	DXの推進は積極的に推進するべきである。全ての手続きが自宅のPCで完結できるのが理想である。	令和3年3月に策定した「世田谷区DX推進方針 ver.1」では、「行政サービスのRe・Design」を方針の一つに掲げ、区民が時間や場所を選ばず、必要な情報を得たり問合わせや手続きができる環境を目指しています。本計画においても、区民の視点に立った快適な行政サービスの提供に向けて、DXの推進に取り組んでまいります。
110	各種申請手続について、マイナンバー制度の趣旨を踏まえて、より簡便な申請・支給手続に改めてほしい。	いただいたご意見も踏まえ、マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン申請化を引き続き推進してまいります。

No	意見概要	区の方考え方
111	DXの推進にあたっては、現状で適しているか否かに関わらず、手続き・面談・会議等の可能なものは全て取り組むべきである。最初からミスを完全に無くすのではなく、まずは取り組みを行い、運用開始後に課題に気がついた場合はその場で改善していくスピード感で進めてほしい。	本計画においても、DX推進にあたっての具体的な取り組みについては、即着手できるものからスモールスタートし、改善を進めていくこととしています。いただいたご意見も踏まえ、スピード感をもって、DXの推進に取り組んでまいります。
112	デジタル技術を活用し、高齢者がスマートフォンやPCからオンラインで様々な活動に参加できるようにするため、使い方を含めた教育や参加の場を提供したり、スマートフォン・PCを活用した高齢者の健康確認等に取り組むことを提案する。	4つの政策の柱に基づく施策として、「高齢者の地域参加促進」を位置づけており、「地域参加・地域貢献」や「知と学び」のプロジェクトの中で、高齢者の経験や活動意欲等を活かしながら、高齢者がスマートフォンやPCを活用できるよう講座を開催するとともに、Wi-Fi環境の整備を進めるなど、デジタルを活用した参加の場等を提供してまいります。 また、現在、まちづくりセンター等でのスマートフォン体験会を実施しているところです。引き続き、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化の実現に向け、デジタルデバインド対策に取り組んでまいります。

No	意見概要	区の考え方
113	<p>P D C A サイクルについて、常に Check、Act（検査、改善）を行なうことが基本である。I S O 等の標準を確認して、改善すべきである。D X は区の行政の革新のための最重要課題であり、区民一人ひとりと行政を直接繋げる I C T 化は急務である。そのためには、区民・行政のそれぞれの側のシステムを抜本的に見直し、新しい I C T システムの構築が必要である。しかし、その検討・課題は区の計画の対象とされず、D X 化が極端に遅れ現在に至っている。なぜ、D X 化が遅れたのか検証し、不作為の原因と対策を示すべきである。D X 化とは、区民一人ひとりと行政が電子的につながり、新しい社会システムを構築することである。区職員はどのような構想に基づき新しいシステムを開発・運用するのかを明らかにするとともに、区民がそのシステム構築に参加する機会を設けるべきである。区内の輸送・運送手段は無人化し、自動走行車・無人運搬機・ドローン等を駆使して、道路の渋滞、交通事故、通勤地獄のない、カーボンニュートラルの社会を構築するモデル地域を作り、順次拡大してほしい。さらに、医療・介護・健康・教育（高齢者も含む）各分野において徹底的な I C T 化の計画を策定し、その立案に関しては区民を参加させること。新しい社会の構築に向けた取組みを進めるにあたり、広く区民等の斬新で多様な思考に耳を傾けること。これらの実現に向けて、区と区民が、電子的に意見・議論を行うシステムを早急に構築すべきである。</p>	<p>令和3年3月に策定した「世田谷区D X 推進方針 ver. 1」では、「行政サービスの Re・Design」を方針の一つに掲げ、区民が時間や場所を選ばず、必要な情報を得たり問合わせや手続きができる環境を目指しています。本計画においても、区民の視点に立った快適な行政サービスの提供に向けて、スピード感をもって、D X の推進に取り組んでまいります。</p>

No	意見概要	区の考え方
114	DXの推進を目指しているとのことだが、アナログの形での区民による問い合わせや参加等が引き続き可能であることは必須である。	令和3年3月に策定した「世田谷区DX推進方針 ver. 1」では、「行政サービスのRe・Design」として区民の視点や困りごとに立ち返り、行政サービスを再構築していくことを掲げており、デジタル化により、全ての区民にとって、行政サービスの選択と利用のハードルを下げ、快適なサービス利用をデザインしていくこととしています。国の自治体向けガイドライン等を参考に区が定める情報セキュリティポリシーにより、情報セキュリティ対策の実効性を確保しながら、DXの推進に取り組んでまいります。
115	デジタル関連法の施行により個人情報保護の水準が落ちることのないようにしてほしい。	改正個人情報保護法は、地方公共団体には令和5年春頃に適用される予定です。区では、今後国から示される政令・ガイドライン等の情報をもとに検討を行い、必要に応じて国に制度の改善を要望するなど、個人情報が適切に保護されるよう取り組んでまいります。
116	DX以前のサービス方法も残してほしい。最近では区報でも「詳しくはホームページで」との記載が多く、困っている。また、区役所では、区政情報センター以外に使える端末がなく、DXを推進するのであれば不足しているのではないかと。	令和3年3月に策定した「世田谷区DX推進方針 ver. 1」では、「行政サービスのRe・Design」として区民の視点や困りごとに立ち返り、行政サービスを再構築していくことを掲げており、デジタル化により、全ての区民にとって、行政サービスの選択と利用のハードルを下げ、快適なサービス利用をデザインしていくこととしています。令和4年度及び5年度には、区役所や総合支所に出向かず、まちづくりセンターでのオンライン手続き、相談ができる環境整備を一部の地区で試行するなど、スマートフォンやタブレットを利用できない方もデジタル化の恩恵が受けられるよう、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指して取り組みを進めてまいります。
117	デジタル化は、それ自体は目的ではなく手段である。DXの推進を契機に、業務のあり方を考え直すべきである。	令和3年3月に策定した「世田谷区DX推進方針 ver. 1」では、「行政サービスのRe・Design」「参加と協働のRe・Design」「区役所のRe・Design」の3つの方針を立てました。DXの推進にあたっては、デジタル化が目的化してしまわないよう留意し、取り組みを進めてまいります。

No	意見概要	区の考え方
118	DXの推進に際して、デジタル環境の整っていない家庭や操作等が不得手のデジタル難民を取り残さないでほしい。	令和3年3月に策定した「世田谷区DX推進方針 ver. 1」では、全ての区民にとって、行政サービスの選択と利用のハードルを下げ、快適なサービス利用をデザインしていくこととしています。スマートフォンなどをお持ちでない方への対応も検討しながら行政サービスの利便性向上につながるよう推進してまいります。
119	DXの推進を契機として、これまで長く継続してきた事業を含めて必要性を精査し、業務改善によって生み出した人員や予算を活用して、デジタル化への対応が困難な高齢者への相談・支援業務に注力してはどうか。	令和3年3月に策定した「世田谷区DX推進方針 ver. 1」では、「行政サービスのRe・Design」「参加と協働のRe・Design」「区役所のRe・Design」の3つの方針を立てました。これらの方針のもと、オンライン手続きの拡充や、区役所の内部の業務改善と職員の意識改革などに取り組み、生み出された人材と財源を福祉サービスなどの区民により身近な地域の諸課題への対応にシフトするなど、業務の再構築を進めていきます。 また、PDCAサイクルに基づく事業の進捗管理を適切に行い、社会情勢や区民ニーズを踏まえた事業の必要性や有効性等を検証し、必要に応じた事業の見直し・改善や業務の効率化等を進めることにより、限りある予算や人材の効果的な活用に取り組んでまいります。

(4) 行政経営改革の取組みについて

No	意見概要	区の考え方
120	どのような取組みであっても、施策を進めることで経費が増えることになる。何らかの形でコストカットを図り、増税なしを念頭に取組んでほしい。	本計画では、行政需要の増大や厳しい財政状況を踏まえた持続可能な行財政運営を行うため、行政経営改革の取組みを引き続き位置づけております。 事業の見直し・改善や業務の効率化等による経費の削減や抑制の取組みを着実に進めてまいります。
121	ふるさと納税について、国への制度変更の主張を続けるべきである。景品付きセールのような制度により、税収が他自治体に奪われる制度は悪法である。	行政経営改革 10 の視点に基づく取組みとして、「寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進」を位置づけており、取組み項目として、制度見直しに向けた取組みを掲げています。これまでも区は、国に対して特別区長会一体となって制度是正を求めており、引き続き、制度是正の訴えを続けてまいります。
122	外郭団体は天下り先になっており、区民の不信につながっているため、縮小すべき。事業は、区民のボランティアやアルバイト等で継続していけばよい。	「外郭団体の見直し」では、外郭団体を取り巻く状況が設立時から大きく変化するなか、各団体の設立目的に沿って団体の存在意義や事業の公益性・必要性から見直しを進めることとしています。併せて、団体が専門的な業務を担うための人材育成の取組みを支援してまいります。
123	高齢化の進展による税収の落ち込みや医療費の増大が見込まれる中、元気な住民の協力を得て自治体によるサービスコストの抑制を図る視点が重要である。例えば、粗大ごみや燃えないごみ等を、住民が自ら処理場に持ち込むことを可能にしてはどうか。住民の利便性向上とコスト削減につながる。	世田谷区では、粗大ごみの船橋中継所への区民の方の直接持ち込みを土日限定で実施しています。住民自らの処理施設持ち込みにより、自治体が負担するコストの一部削減も可能となるかと存じます。しかし、23 区の不燃ごみや粗大ごみの処理施設では、ごみを個々の住民が持ち込むことを想定しておらず、仮に可能となった場合には、持ち込む車両による渋滞など処理施設周辺に大きな影響が発生することが懸念されます。また、各家庭の車両が走行し搬入するよりも、現状の専用車両による収集体制で搬入する方が二酸化炭素排出削減の面からもメリットが大きいとも考えられます。いずれにしましても、自治体のコスト縮減及び住民の利便性の向上に向け、区としても、引き続き検討してまいります。

No	意見概要	区の考え方
124	<p>老朽化や少子化の影響により小学校や保育園が統合されるケースが増えているが、行政の負担軽減だけでなく、園児や家族の負担も考慮して検討してほしい。行政が統廃合をするなら、恒久的に安全安心のための予算を確保すべき。</p>	<p>小・中学校の適正規模化・適正配置の考えに基づき平成30年度に下北沢小学校を開設いたしました。以前から保護者の方々からご心配いただいている通学路の安全確保につきましては、毎年行われる学校やPTAを中心とした通学路の安全点検の他、通学路交通安全プログラムに基づき、4年に1回は、小学校・PTA・道路管理者・警察・教育委員会参加のもと通学路合同点検を実施しております。引き続き通学路の安心安全のため、学校やPTAの皆様のご協力をいただき、区の関係部署及び学校とも連携するとともに、必要な対策をできることから順次実施し、通学路の安全対策の向上と安全確保に努めてまいります。</p> <p>また、区立保育園については、建物の老朽化が進んでいることもあり、限られた予算・人員の中で待機児童ゼロの継続や保育の質の向上、在宅子育て支援など区立保育園の役割を果たせるよう、地域・地区の状況を鑑みながら、再整備を進めております。今後も利用者の方のご意見を参考にしながら再整備に取り組んでまいります。</p>
125	<p>計画を策定し実践するには、財源を伴う必要がある。そのため、ふるさと納税の中止を国に働きかけてはどうか。制度開始以来13年も経過しており、人口が過密する自治体の住民サービスに支障を来している。</p>	<p>行政経営改革10の視点に基づく取組みとして、「寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進」を位置づけており、取組み項目として、制度見直しに向けた取組みを掲げています。これまでも区は、国に対して特別区長会一体となって制度是正を求めており、引き続き、制度是正の訴えを続けてまいります。</p>

No	意見概要	区の考え方
126	<p>素案 P51</p> <p>区施設による環境負荷軽減には、建物の省エネ性能の向上に加えて、コージェネレーションシステムや再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの有効活用が必要と考えるため、以下のとおり変更することを提案する。</p> <p><変更案></p> <p>職員による環境配慮行動を推進するとともに、新庁舎をはじめとする区施設の断熱性能の向上や再生可能エネルギー、高効率設備（コージェネレーションシステム等）の導入などを進め、脱炭素社会の構築に向けた省エネルギーの促進とCO₂排出量の抑制を図り、環境負荷低減に努めます。</p>	<p>ご意見のとおり、環境負荷低減に向けては、省エネルギーに関する取組みとともに、再生可能エネルギーに関する取組みを進めていくことが重要です。区施設等におきましても、「区施設等のエネルギー使用量の削減」に挙げられている省エネルギーに関する取組みとともに、再生可能エネルギー設備の導入等についても引き続き進めてまいります。</p>
127	<p>素案 P60</p> <p>「世田谷区公共施設等総合管理計画」にも記載されているとおり、公共施設整備の効率化には、初期投資だけではなくライフサイクルコストの観点が必要であること、また、公共施設の多くは、平時の機能に加えて、災害発生時に防災拠点の機能を担うことを明確にするため、以下のとおり変更することを提案する。</p> <p><変更案></p> <p>既存施設を適切に保全、長寿命化しつつ、必要かつ合理的な更新を進める。また、新規施設は計画的に整備し、ライフサイクル全体においてより少ない費用で、防災拠点の機能を含む必要な機能を提供する「省インフラ」を実現する。</p>	<p>「全体方針」は、公共施設の適切な管理、保全、更新に取り組むため、将来的な財政見通しに基づき、取組み方針と財政目標を示した公共施設等総合管理計画（令和3年9月一部改訂）を踏まえた記載となっております。なお、公共施設等総合管理計画では、ライフサイクルコスト（LCC）の観点も踏まえた計画となっております。効果的・効率的な公共施設整備を徹底してまいります。</p>

No	意見概要	区の方考え方
128	<p>公共施設の維持・管理には膨大な財源が必要になるため、福祉、保健、介護、子育て等、各分野でそれぞれの施設を整備するのではなく、様々な部門が協力して、柔軟に多様な使い方が可能な施設を検討してほしい。</p>	<p>区といたしましても、今般のコロナ禍のように、これからの未来に何が起こるかわからない中、限られた財源で区民の皆様に役立つフレキシブルな施設の必要性について認識しております。公共施設等総合管理計画における基本方針の中では、「複合化・多機能化」として、建物の合築により集約を図る「複合化」、同一の建物を複数の用途で共有し有効活用する「多機能化」を徹底することや、「将来に対応できる建物への転換」として、将来の社会的需要に応じたレイアウトの見直しや改修工事などに柔軟に対応できる、スケルトンインフィル（建物の構造体と設備配管等を分離することで、改修や用途変更などに柔軟に対応できる建物計画）や、施設需要の変化に応じたコンバージョンの考えを取り入れるとしております。今後ともこの方針に沿って、公共施設を適切に管理、保全、更新してまいります。</p>

(5) その他、施策・事業に関するご意見・ご提案について

No	意見概要	区の考え方
129	憲法 20 条 3 項で宗教活動の禁止が規定されていることで、国公立学校では宗教教育を実施できず、結果として教育の質の低下につながっている。世田谷区は、国土館で宗教教育を実施するなど、何らかの形で宗教教育を行うべきである。	いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
130	相続等により土地の小区画化が進み、緑が消えてしまっている。数少ない貴重な樹木についても、落葉が多く、管理者が高齢者の場合は処理も負担になっており、伐採をせざるを得ない状況にある。容易に管理できる方法や管理費の補助など、伐採せずに済む方策はないか。	樹木の管理費用を補助する制度はありませんが、保存樹木等に指定された場合は剪定等の支援を行っています。落ち葉については、区民主体の落ち葉ひろいりレーという行事があり、区民が自由参加で落ち葉の掃除をしています。樹木は個人の財産ではありますが、できる範囲での支援を図っております。
131	空き家になっている家屋について、所有者が管理できていない場合に、区が勧告等の処置を行ってほしい。特に、ごみ屋敷状態の家屋に対する対応を検討してほしい。	空き家は個人資産であることから、空き家の適切な管理は所有者の責任です。引き続き、所有者の意向に応じた活用が進むよう取り組むとともに、状態の悪い空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた対応を進めていきます。 また、いわゆるごみ屋敷については「世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例」に定められています。条例では、住居等に大量に物をため込み害虫や悪臭を発生させたり、物品が敷地外にはみ出し通行の妨げになるなど居住者と近隣住民の生活環境が著しく損なわれている状態を「管理不全な状態」としています。専門家等からなる審査会で「管理不全な状態」と判断された場合、現場調査・指導等適切な段階を踏んで、勧告を行うことがあります。
132	ひとり暮らしや身寄りのない高齢者を対象に、葬儀生前契約や死後事務委任契約等の終活サポートの取組みをやってほしい。	社会福祉協議会では、高齢者等の単身世帯が増加し、親族等からの支援が得られないなか、葬儀・埋葬や自宅家財の処分、遺言など手続きに不安を感じる区民が増えている現状を踏まえ、高齢者が死後事務の手続きを自ら選択し、事前に準備することで、安心して生活できるよう終活相談会を実施しております。

No	意見概要	区の考え方
133	世田谷区独自の特典を設けたイベントや募金を行い、道路整備や様々な取り組みを行うことで、世田谷区を盛り上げてほしい。	新型コロナウイルス感染症対策への寄附募集の取組みとして、令和2年4月30日より「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金」の募集を開始し、医療機関への支援やPCR検査体制の強化に活用させていただきました。いただいたご意見は、コロナ後の社会を見据えた今後の施策検討にあたり、参考とさせていただきます。
134	防災や景観美化のために、電線の地中化を進めてほしい。	区では、無電柱化の3つの目的である「都市防災機能の強化」・「安全で快適な歩行空間の確保」・「良好な都市景観の創出」のもと、世田谷区無電柱化推進計画を策定し、無電柱化事業に取り組んでおります。
135	九品仏区民会館のリニューアルにより、一部の手続きが出来なくなり、自宅から遠い玉川区民会館まで足を運ばなければならなくなった。立派な施設なのだから、他に活用ができないか考えてほしい。高齢者にとって優しい行政を望む。	九品仏複合施設については、九品仏まちづくりセンター、奥沢地区会館、九品仏あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会九品仏地区事務局の4つの機能を一つにしたものであり、従前の九品仏まちづくりセンターで行っていた行政サービスは引き続きご利用いただけます。引き続き、いただいたご意見も参考に、区民の視点に立った行政サービスのあり方を検討してまいります。
136	今回のコロナ禍により、ケアワークの価値が浮き彫りになり、ケアワーカーや当事者に対する支援やそれに協同する市民活動を意識した施策の重要性が明確になった。特に、心の不調を抱えた方やそのケアラーに対する支援が遅れていると感じるが、必要な支援を届けるために、計画を策定してはどうか。	「心の不調を抱えた方」やその家族に対して、「区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる地域社会の実現」を目指し、平成24年3月に健康せたがやプラン（第2次）を策定しております。その重点施策に「こころの健康づくり」を位置づけ、当事者・家族を中心に据えた相談支援の体制強化を図っております。また、こころの不調や精神疾患について普及啓発や情報発信に取組み、地域で支えあい、こころの病気があっても無くても支えあって暮らせるような地域づくりを進めております。今回の未来つながるプランにおいては、施策6（区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化）に「6-2 こころの健康づくり」を位置づけ、こころの健康を支える人材育成に関する講座の機会の拡充に取り組んでまいります。

No	意見概要	区の考え方
137	世田谷区には会計監査制度はあるが、行政監査制度が存在しないのは問題である。早急に行政監査制度を設け、第三者の目で監視し、区が選んだ専門家ではなく公正な審議によりチェックする機会が必要である。	地方自治法に基づき、監査委員は、区の財務に関する事務の執行に関する監査（財務監査）のみならず、区その他の事務の執行についての監査（行政監査）も行っており、区長から独立した立場で、行財政全般にわたって、公正性・効率性等の観点からチェックを行っています。また、外部評価委員会などにより、政策の客観的な評価・検証を行うとともに、平成26年に策定した基本計画に基づき、区民の参加と協働による区政を推進してきました。今後、デジタル技術も活用して、コミュニティや政策形成の議論を深めるデジタル・デモクラシーにより、さらなる参加と協働を推進し、区民に開かれた公正な区政を実現してまいります。
138	区の委託事業者が、駅周辺で駐輪違反の取り締まりをしており、足の不自由な私がATMを利用する10～15分程度の短時間の駐輪でも注意されてしまう。例えば、午前10時～午後3時等と時間を限定して、駐輪を可能にすることはできないか。	放置自転車は、車椅子やベビーカーなどの通行の妨げとなるだけでなく、非常時や災害時における救出活動に支障を来すなど、様々な弊害がございます。そのため、道路上の駐輪は、場所や理由、時間の長短に関わらず、自転車をすぐに動かせない状態になった時点で放置とみなし、撤去しております。放置は、安全な通行の妨げとなるため、整理誘導員を配置し放置防止に努めています。買い物時に自転車を使用される場合は、お近くの駐輪場をご利用くださいますようお願いいたします。
139	交通ルールを守らない人が多い。道路上に、自転車の絵の標示があるのを目にするが、歩行者の絵を表示すれば、交通ルールを守る人が増えるのではないか。	歩行者に自動車の走行について注意喚起し、安全に歩行できるようにするため、路側帯などのカラー舗装を行っております。また、交通安全教室の実施や広報活動等、様々な手法により交通ルールの周知を図るなど、引き続き交通安全啓発に取り組んでまいります。
140	防災の観点から、東京都と連携して、電柱の埋没を進めてほしい。特に、電柱が林立した狭い通りは、地震が発生した時に危ない。	区では、無電柱化の3つの目的である「都市防災機能の強化」・「安全で快適な歩行空間の確保」・「良好な都市景観の創出」のもと、世田谷区無電柱化推進計画を策定し、無電柱化事業に取り組んでおります。また、東京都と情報を共有し、進めてまいります。

No	意見概要	区の考え方
141	世田谷区は、23 区で最多の人口を有するにもかかわらず、大企業がないためか、高齢者にとっては暮らしにくい。二子玉川に 50 年近く住んでいるが、周辺のお店が高く、生活に困っている。	いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
142	介護従事者や保育所の職員について、他自治体よりも研修等を充実し、待遇を充実することで、優秀な人材の確保と就労意欲の向上に努めてほしい。	<p>区では、平成 19 年度に世田谷区福祉人材育成・研修センターを開設し、「福祉の理解」「人材発掘・就労支援」「人材育成」「事業者支援・活動支援」「福祉のしごと魅力発信」に取り組んでいます。このうち「人材育成」では、高齢分野の職員等を対象とした専門性向上等に関する約 40 の研修や講座を実施し、昨年度は延べ 4 千人を超える方に参加いただきました。また、特別養護老人ホーム等が実施する施設内研修に対し助成しているほか、国家資格である介護福祉士の資格取得費用助成を行うなど、職員のキャリアアップに対する支援も行っております。引き続き、高度化・多様化する介護ニーズに応え得る人材の確保・育成に努めてまいります。</p> <p>また、保育所の職員については、区独自の処遇改善支援等により保育士が安心して働き続けられる環境を整備するとともに、「世田谷区保育の質ガイドライン」や「世田谷区教育・保育実践コンパス」に基づく質の高い教育・保育を実践できるよう、保育士の専門性や資質向上に向けた取組みを推進してまいります。</p>
143	大阪で実施している野戦病院のような施設を早期に確保し、新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐ対策を打つよう東京都に強く要望してほしい。	入院を必要とする者が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実な入院につなげる体制整備を都に継続して要望するとともに、区においても酸素療養ステーションを整備するなど次の感染拡大に向けた安心確保のための取組みを進めてまいります。

No	意見概要	区の考え方
144	<p>財政の健全化・インフラ整備なども大事だが、文化保護をおろそかにしては「世田谷の文化」は育たない。文化遺産である前川國男氏の設計による区庁舎は改築が進んでしまっているが、世界に誇る建築家の作品があることをもっとアピールして、シビックプライドを育成していくべきである。公園や緑を守る世田谷トラストの活動にも、さらに支援してほしい。</p>	<p>新庁舎の整備にあたっては、現庁舎の空間特質として、①広場を中心とした建物構成、②交流空間のつながり、③ケヤキや池などの豊かな外部空間、④区民活動の舞台となる区民会館、以上の4点をとらえ、昭和34年完成の区民会館ホールを保存・改修しながら、これらを継承、発展させる計画としています。また、区民会館エントランスホールには、現庁舎壁面のレリーフを復元し、その背面には、前川國男氏や現庁舎の記録等の展示を行うスペースを設置します。</p> <p>また、緑地保全について、民有地のみどりを保全する市民緑地制度の実施主体である（一財）世田谷トラストまちづくりに対して、補助金を支出しています。その他のみどりを保全する事業についても、適宜情報を共有し協力・支援を図っております。</p>
145	<p>玉川浄水場の敷地の一部を使用して、道の駅や野菜販売所を設置してほしい。</p>	<p>玉川浄水場は都有地であることから、いただいたご意見も参考に、さらなる住環境の維持・向上に努めてまいります。</p>
146	<p>老朽化に伴うマンションの建替えについて、建築時の建築基準法と現在の制度が異なるため、容積率や高さ基準が新築時に確保できない問題が生じている。現在のマンションと同程度の容積率や高さを認める制度に見直してほしい。</p>	<p>建築物に関する法令は、時代に合わせて変更が行われており、原則、建替え時の規制が適用されます。老朽化マンションのように新築時と規制が異なっている場合の建替えには、総合設計許可制度、マンション建替え法に基づく容積率許可制度や、高度地区の絶対高さ制限の特例制度などにより同程度の建替えの可能性もありますのでご相談ください。</p>
147	<p>最寄り駅は明大前駅だが、駅周辺では買い物が済まないため、頻繁に電車を利用している。駅前にはタクシーが来ないため、小型バスを運行してほしい。</p>	<p>新たなバス路線の導入は、バスが走行できる幅員の道路が少ないこと、また運転手不足などから、小型バスの運行であっても、容易ではありませんが、引き続き、バス事業者と連携し、区内のバス交通の拡充に向けて検討してまいります。また、最近ではアプリによるタクシーの手配なども普及しております。</p>

No	意見概要	区の考え方
148	千歳船橋駅周辺は、駅前・自転車置き場・バス通り等の汚れが酷い状態である。	区では、区民や事業者等と一体となってまちの環境美化等を図っております。ご指摘いただいた千歳船橋駅周辺においても、自治会や商店街とともに関係機関とも連携し、清掃活動や区民周知などに取り組んでおります。引き続き、これらの取り組みを通じ、区民等にまちの環境美化等について理解を深めていただきながら、清潔できれいであり、かつ、安全で快適なまちづくりに取り組んでまいります。
149	乳がん・子宮がん検診の受診票について、2年に1度の郵送を待っていても届かないため、確認したところ、66歳以上は自分で送付を申し込む必要があるとのことだった。高齢になり、忘れっぽくなる世代にこそ、一斉発送が必要ではないか。	がん検診の受診率向上は、区のがん対策を推進する上での重要な課題ですので、年齢の上限なく、対象年齢の方へがん検診の案内が届く勧奨方法を検討いたします。
150	老後を安全安心な住まいで過ごせるように、希望する人が入居できる老人ホームを整備し、職員を増やしてほしい。	老後も住み慣れた世田谷で安全安心に暮らせるよう特別養護老人ホームや高齢者グループホームの整備を引き続き計画的に進めてまいります。あわせて、介護人材の確保・育成やサービスプログラムの向上に向けた事業者支援に努めてまいります。
151	区内には、砧公園にある美術館や芦花公園の文学館、三軒茶屋の演劇や下北沢の音楽ホールなど、文化芸術事業が展開されているが、各施設を100円バスでつなぐサービスを展開してはどうか。	いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
152	空き家・空き地の有効活用として、区が買い取るか期限付きで借り上げてほしい。また、避難場所としての活用や集会所としての利用、大きな空き地であればソーラーパネルの設置を検討してほしい。	空き家は個人資産であることから、ご本人の意向なしにその個人資産を自治体が活用することはできません。引き続き、所有者の意向を確認しながら活用が進むよう取り組んでまいります。
153	京王線の千歳烏山駅から仙川駅の高架化を早く進めてほしい。	京王線連立事業は、用地が連続して取得できた箇所から順次工事に着工しております。引き続き、東京都や沿線区、京王電鉄株式会社と連携し、早期完成を目指して取り組んでまいります。

No	意見概要	区の考え方
154	<p>農地や緑地を活かして、主に高齢者や障害者を対象とした園芸療法のあり方を検討してほしい。農地や緑地の保全・活用においては、高齢・障害・都市農業・緑化等の各分野の部門間の連携を求める。未耕作の農地や個人所有の緑地を、区が率先して借り上げてほしい。</p>	<p>区では都市農地貸借円滑化法などを活用し、高齢化などの理由により営農困難となった農地を借り受け、区民農園として農地の保護に努めております。</p> <p>また、農業と福祉分野が連携した「農福連携事業」についても非常に有用な施策ととらえており、障害者の多様な働く場の創出、また農業、農地保全の新しい手法のひとつとして、事業実現に向けて推し進めております。</p>
155	<p>東京外かく環状道路と東名高速の合流地点近くにスマートインターチェンジを作ってほしい。</p>	<p>計画段階において、東京外かく環状道路と東名高速の合流地点付近にインターチェンジの設置を検討したものの、周辺道路でのさらなる混雑が見込まれることなどから、設置が見送られました。スマートインターチェンジの設置も同様に、周辺道路の混雑などが予想されることから、現時点で設置の予定はございません。東京外かく環状道路が整備された際には、近接する東京インターチェンジから東名高速を経由してご利用いただくことができます。</p>
156	<p>区民が安心して日々の生活が送れるように、以下の取組みを進めるべきである。</p> <p>①自然災害へ対策や新たな感染症への対応</p> <p>②人口の増大や人口構成の変化に対する主体的かつ抑制的な対応</p> <p>③行政・区民との問題共有及びその情報ネットワークの構築</p> <p>④高度情報社会（A I、I Tの進展）への区民の参加の仕方</p> <p>区民は、共同社会の一員であり、善悪を認識し良識ある行動が求められる。そのためには、第一に区民の意識改革が必要である。そして、外の改革のスピードに負けない情報連絡体制が必要だ。</p>	<p>区では平成 26 年に策定した基本計画に基づき、参加と協働による区政を推進してきました。今後、デジタル技術も活用して、コミュニティや政策形成の議論を深めるデジタル・デモクラシーにより、参加と協働をさらに発展・深化させ、区民主体的に地域を運営していく住民自治の推進を目指すとともに、区民への情報公開、情報提供の充実を図ってまいります。また、区民生活の安全と安心を守ることを最優先に、様々な取組みを行ってまいります。</p>

No	意見概要	区の考え方
157	<p>ペットは登録制とし、ペット税を徴収し、それを財源にしてふんの始末や捨てられたペットの保護等の費用に充てるなど、ペットと共存しながら、街の美化、人々の安全を守るルール・仕組みづくりを希望する。</p>	<p>社会構造や価値観の変化に伴い、心の癒しを求めてペットと暮らす人が増えているといわれる一方、飼い主の高齢化や近隣への配慮に欠ける飼育などが地域で問題となっております。こうした課題を解決するために、区では令和3年度、区役所の関係所管だけでなく医師会やボランティア、都動物愛護センター等が情報共有や意見交換を行う協議会の場を新設しました。</p> <p>個々のケースに沿った適切な支援が行えるよう、立場の異なる様々な関係者の連携推進を図り、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指してまいります。</p>
158	<p>電信柱や電線は、狭い路地での交通に支障を来すとともに、災害時における危険性や緊急車両の通行の妨げとなることが危惧され、違法広告の貼付の原因にもなるため、美観の改善のためにも、地下化を推進してほしい。</p>	<p>区では、無電柱化の3つの目的である「都市防災機能の強化」・「安全で快適な歩行空間の確保」・「良好な都市景観の創出」のもと、世田谷区無電柱化推進計画を策定し、無電柱化事業に取り組んでおります。</p>
159	<p>高齢者に家庭菜園を勧めることを提案する。張り合いのない生活を送る高齢者も少なくない中、何かを創造し、計画・実施して結果を得ることは、人生の喜びにつながる。畑を所有していない高齢者に対しては、小中学校の校庭や公園の一部を畑地にしたり、隣接自治体から土地を借りて区民に貸与してはどうか。</p>	<p>高齢者の方に限らず、新型コロナウイルスによる感染拡大防止に向けてテレワークなど働き方や生活スタイルが変化する中、家庭菜園や農業への関心も高まっております。ご提案いただいた趣旨等につきまして、今後の施策検討において参考とさせていただきます。</p>

No	意見概要	区の方考え方
160	<p>以下の取組みを進めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き盛りの世代に対する I T ・機械・設備・法律・会計等の実務教育支援 ・高齢者の再就職に必要な職業訓練の支援 ・成人を対象とした経済・政治・科学等の教養講座の充実 ・スポーツ、サークル活動等の情報提供、活動場所の支援 ・電線地中化、水害対策の強化 ・公園面積の拡充、街路樹の拡大 ・自転車専用レーンの拡充、車道の制限速度の引き下げ、一方通行の道路の増加による交通量の抑制 	<p>いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
161	<p>祖師ヶ谷大蔵駅前広場の桐の木が撤去されてから、次の樹木がなかなか来ないので、早く対応してほしい。また、広場のベンチの増設もお願いしたい。掘り返しの工事が長く続いており、不愉快である。</p>	<p>祖師ヶ谷大蔵駅前広場では、令和3年度中の完成を目指して広場整備工事を行っております。</p> <p>樹木は、腐朽により伐採した「広場のシンボルであった桐」から種を採取し、後継樹を育てており、広場に移植することとなっております。</p> <p>ベンチは、桐の木の周辺に10～12人程度座れるサークルベンチと二人掛けのベンチ2基を設置することとしております。</p> <p>広場整備では、道路工事のほか電線地中化工事や商店街灯工事など様々な工事を行っております。駅前広場を利用する皆様には、ご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。</p>
162	<p>砧1丁目から8丁目辺りにくるりんバスを運行してほしい。</p>	<p>バスが走行できる幅員の道路が少ないこと等から、現在、砧1～8丁目地区を新たな公共交通不便地域対策のモデル地区として指定し、ワゴンタイプの車両を活用した新たな公共交通の導入の検討を進めております。</p>

No	意見概要	区の考え方
163	インターネット上で必要な情報を得られる中、回覧を回す家は近年減少しており、回覧制度は不要ではないかと感じる。また、赤十字募金は、世帯単位だけでなく町会費からも一括募金をしており、二重に募金するのはおかしいのではないか。そして、敬老会の記念品は、出席者や辞退者等が同じ町会費を支払っているのもおかしいのではないか。	町会・自治会は、地域の皆様が自主的に組織するもので、区内には 194 ございます。回覧板や集金の取り扱いなどの運営は、各々、自主的に様々な取り組みをされています。区では、町会相互の活動状況の共有やSNSなどのITの活用支援などを通じて、町会・自治会の活性化、加入率の向上に繋がるよう努めてまいります。
164	「2030 年昼間人口 100 万人」を目標として、鉄道事業者との協同による区内駅へのシェアオフィスの設置や、せたがや Pay と連携した地域の個店支援など、区内活性化の取組みとして世田谷版ライフスタイルモデルを確立すべきである。	いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
165	祖師ヶ谷大蔵駅周辺は不便なので、環状八号線に地下鉄を通してほしい。	環状 8 号線を基軸とした新たな公共交通の整備については、平成 28 年 4 月の国の交通政策審議会答申において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの成長に資するプロジェクト」に位置付けられていますが、その実現には事業採算性や整備方策など課題が多岐にわたることから、東京都や沿線の関係区と共同で、整備に向けた調査・研究活動を継続してまいります。
166	SDGs に関連して、家庭用生ゴミコンポストの普及や、太陽光パネルと蓄電池をセットにした家庭用発電セットを手掛けるスタートアップの積極誘致を計画に位置づけてはどうか。	SDGs の推進にあたっては、民間事業者等との連携は欠かすことのできないものであると考えており、いただいたご意見も参考に、SDGs の達成に向け、取り組んでまいります。
167	都市計画道路区域内の建築において、補償金を目的とした建築が行われていると聞いている。その建築物に対して補償金を支払うことは、税金の使途として不適切である。	都市計画道路区域内は、都市計画法等による一定の制限のもと建築することが可能です。また、区域内にある建築物に対しては、「世田谷区の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき適正かつ公平に算定し、補償しております。

No	意見概要	区の考え方
168	東京 2020 大会のために整備した馬事公苑の競技会場は、素晴らしい施設であり、使用せずに壊すのはもったいない。人口に対して有観客のスポーツ施設が少ないため、馬事公苑の観客施設を残すか、移設して活用してほしい。	現在、馬事公苑では、東京 2020 組織委員会による仮設施設の解体工事が行われております。工事終了後、所有者である日本中央競馬会（J R A）がリニューアルオープンに向け、第二期工事を開始し、工事終了は 2023 年頃と聞いております。今回のご意見は J R A と情報共有させていただくとともに、東京 2020 大会会場のレガシーを今後どのように活用していくか、J R A とともに検討してまいります。
169	建築基準法上の道路拡幅や隅切について、幅員 4 m 未満でセットバックした後に、L 型や縁石の段差が残ることによって歩行者が躓いたり、自転車で転倒することが多くなっている。路面とフラットになるように規制してほしい。	狭い道路の拡幅については、「世田谷区狭あい道路拡幅整備条例」に基づき、建て替えの機会をとらえて拡幅整備を進めておりますが、私有財産である土地の提供を伴うため、区による拡幅整備の必要性や各種助成制度の案内等を行い効果的・効率的な道路整備を進めてまいります。
170	神戸市等で実施されている高層マンション規制条例を、世田谷区でも早期に制定してほしい。	区では、神戸市の「住環境等をまもりそだてる条例」に定める共同住宅等に係る指導、斜面地や地階の取扱い、日影制限、紛争の調整等の各項目について、個別に条例化等を行い指導しています。加えて、地区住民等の参加と協働の下、都市計画法に基づく地区計画の策定など、地区特性に応じた街づくりルールの方針策定等も行いながら、建築誘導を図ることで、住環境の保全、育成に取り組んでおります。

No	意見概要	区の考え方
171	外出の際に休んだり、色々な人と接する機会を増やすことにつながるので、ベンチを増やしてほしい。	歩くことや移動することは健康に寄与することから、区では、「ユニバーサルデザイン推進条例」の中で道路、公園や緑道などには必要に応じてベンチを設置するよう定めています。また、歩行や移動に障害がある人や、妊婦、子どもを抱えた人など、長時間歩くことが困難な人でも、外出中にひと休みできる場をつくろうと、「座れる場づくりガイドライン」や「路上ベンチ等設置指針」を作成するとともに、ベンチの設置費用の助成やその周知に努めてまいりました。さらに、関係所管と連携しながら、バス停付近などを含む道路・公園・緑道などへのベンチの設置に加え、花壇の縁の部分に腰掛けるタイプ、修景用の石に腰掛けるタイプ、フェンスに腰掛けるタイプなど様々な工夫を図りながらベンチの設置をしてきたところです。一方で、ベンチ設置にあたっては、その場所の安全性や、沿道住民のご理解、ご協力など様々な条件に配慮する必要があります。今後も引き続き、設置可能な箇所ベンチなど座れる場づくりの創出に取り組んでまいります。
172	現在区が実施している認知症やガン等に関する講習会は、将来的に自身が認知症やガンを発症することを想定した人を対象としており、予防や対策を目的とした内容ではない。これまでの講習会のあり方を見直し、予防や対策を主眼とした講習会を開催すべきではないか。	講習会や説明会等に参加する方の特性や状況に応じて、関心のある内容も様々であり、多様なニーズへの対応が必要であると考えております。各分野の講習会等において区が担う役割を踏まえ、内容の充実に努めてまいります。
173	自動車の走行速度を落とすため、一定程度の通行量のある道路でセンターラインがない場合に、路面を横切って約 50m間隔で凸（バンプ）を設置してはどうか。	ハンプを通過する車の衝撃により、騒音や振動が発生するなどの課題があり、設置にあたっては地元との合意の上で行う必要がございます。こうした状況から、現地を十分調査の上、交通管理者と連携し、現地に即した適切な交通安全対策を行っております。

No	意見概要	区の考え方
174	<p>持続可能で効果のわかりやすい取り組みとして、例えば、空き家の庭や公園の空き地などを活用した農園づくりや、家庭生ごみの削減を目的とした公共コンポストの設置、ブロッコリーやニンジン等のプランターで栽培できる野菜作りの推奨、プラスチック容器入りの果物野菜はできるだけ買わないようにする運動等に取り組むことを提案する。</p>	<p>SDGsの達成や持続可能な社会の実現のためには、区民や事業者など、あらゆるステークホルダーと連携した分野横断的な取り組みが求められており、いただいたご意見も参考に、持続可能な世田谷の実現に向け、取り組んでまいります。</p>
175	<p>景観を維持するために、高層マンションは低層化を図るべきだ。</p>	<p>区では、平成31年に区内全域で都市計画法に基づく絶対高さ制限の全面見直しを行いました。他の住環境、風景、みどり等の各条例とも連携し、良好な景観づくりに取り組んでまいります。</p>
176	<p>日常生活に自転車は欠かせないのだから、駐輪場を増設してほしい。</p>	<p>一定規模以上の商業施設等を建築する際は、建築主にも駐輪場の設置を義務づけています。また、区も民営駐輪場整備助成などの制度を活用し、駐輪環境の整備に取り組んでおります。駅にもよりますが、全体としては駐輪場の整備は進んでおりますので、放置自転車整理誘導員による誘導にも努めてまいります。</p>
177	<p>歩道と車道の段差が4～5cmあることで、車いすや自転車が転倒することがあるため、段差をなくしてほしい。</p>	<p>車椅子使用者、ベビーカー等の利便性と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、歩道と車道との接続部分の段差は、2cmを標準として整備を進めております。</p>

No	意見概要	区の考え方
178	街なかに小休憩ができるベンチを増やしてほしい。高齢者の衰えは足から来ると言われているが、ベンチがあれば、高齢者の外出のきっかけになると思う。	区では、「ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、その中で道路、公園などには必要に応じてベンチを設置するよう定めています。さらに、歩行や移動に障害がある人や、妊婦、子どもを抱えた人など、長時間歩くことが困難な人でも、外出中にひと休みできる場をつくろうと、「座れる場づくりガイドライン」を作成し周知を図るとともに、現在、道路上にベンチを設置するための指針づくりを進めております。これまで、座れる場づくりにつきましては関係所管と連携しながら、バス停付近などを含む道路・公園・緑道などへのベンチの設置に加え、花壇の縁の部分に腰掛けるタイプ、修景用の石に腰掛けるタイプ、フェンスに腰掛けるタイプなど様々な工夫をしながら対応してきたところです。しかしながら、ベンチを設置するには、その場所の安全性や、沿道住民のご理解、ご協力など様々な条件を考慮する必要があり、十分にベンチ等が設置できていない状況です。今後も引き続き、設置可能な箇所にベンチなど座れる場づくりの創出に取り組んでまいります。
179	狭あいな住宅建設や違反建築物には厳しい措置をとってほしい。	土地が分割されて狭小な住宅が建設されることを抑制するため、主に住宅地（住居系の用途地域）では敷地面積の最低限度を都市計画で定めており、地区住民等の参加と協働の下、地区計画を定めて制限しております。また、違反建築物に対しては、指導・処分など厳格に対応してまいります。
180	下馬通りは2車線でバスが運行しているが、大型車両が頻繁に通ることで振動が発生している。また、直線のためスピードを出す車両が多く、住民が不満を募らせている。バスは仕方ないと思うが、大型車両の乗り入れを規制してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

No	意見概要	区の考え方
181	防犯の街づくりの推進のため、例えば、全ての交差点・信号機に防犯カメラを設置や、犯罪発生率の高い道路にAIカメラの設置など、具体的な取組みを進めてほしい。	区では、町会・自治会や商店街、事業者、警察などの関係機関と連携し防犯カメラ設置に取り組んでおります。いただいたご意見を踏まえ、今後も犯罪発生状況などに応じてさらに設置促進してまいります。また、自主防犯団体による防犯パトロール活動を支援・推進することにより、犯罪が起こりにくい環境の整備に取り組んでまいります。
182	ボタン電池の回収をお願いしたい。	ボタン電池については、現在でも一部製品に、微量ではありますが水銀が使用されています。そのため特別区が共同で運営している不燃ごみ処理施設において、搬入が禁止されているため、区では収集しておりません。現在、ボタン電池に関しては、拡大生産者責任の観点から「一般社団法人 電池工業会」が一部眼鏡販売店や家電量販店、スーパー等にボタン電池回収缶を設置し、回収、リサイクルを行っております。区内では、「メガネストアー」や「コジマ×ビッグカメラ」、「西友」等に設置されています。ボタン電池の処分方法については、区が配布している資源・ごみの収集カレンダー、または一般社団法人電池工業会のホームページをご確認ください。区としては、民間事業者による回収をはじめ、行政や民間企業等で行っているリサイクル事業等の周知に引き続き努めてまいります。
183	遊休地や図書館の一室を活用して、情報通信機器を内蔵した簡単な会話が可能なハイテク人形など「笑い」をテーマとする素材を展示し、「笑い」に関心を持つ人々のための「笑いのハイテクスクエア」を作ってはどうか。知と文化の場の提供となるとともに、地域産業の活性化につながることを期待できる。	いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

No	意見概要	区の方考え方
184	安心して最期の時を迎えられるように、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯が、お墓や葬儀、住まいの処分、相続等を相談できる一元的な窓口があるとよい。	区内 28 地区のまちづくりセンターに、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）と社会福祉協議会地区事務局が入り、「福祉の相談窓口」を設置しています。「福祉の相談窓口」では、この三者が連携して、様々な相談を受け付けています。「福祉の相談窓口」だけでは解決できない専門的な相談は、担当組織や専門機関に引継ぎ、適切な支援が受けられるよう対応しています。安心して最期の時を迎えるための事業やご相談先については、その内容に応じて世田谷区社会福祉協議会や区民相談などをご紹介します。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
185	区が計画時から 55 年間も継続して取り組んでいる（通称）恵泉裏道路事業は白紙に戻し、区と地域住民の協働による公園広場等の跡地活用の計画を新たに作るべきである。	主要生活道路 106 号線（恵泉付近）の事業については、早期の開通に向け、今後も取り組んでまいります。
186	公共施設の駐車場を利用して、土日祝日に個人で利用できるフリーマーケットを開催してはどうか。	現時点では、区がフリーマーケットを開催する予定はございませんが、過去に羽根木公園で NPO 法人主催で実施されたケースがありました。ご意見のとおり、SDGs の観点からもリユースの取組みは大切なものと認識しております。区としては現在、株式会社ジモティーとの連携により、粗大ゴミのリユースを促進するため、「世田谷区不用品持ち込みスポット」を設置して実証実験を行っております。フリーマーケットとは形は異なりますが、区として未来に向けてできることを少しずつ進めてまいります。

No	意見概要	区の考え方
187	看護師等の医療従事者や介護従事者への十分な支援を行い、区民が最期まで世田谷に住むことができるようにしてほしい。	住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら生活する「在宅医療」を区民に周知するとともに、人生の最終段階でどのような治療やケアを望むのかを身近な人と繰り返し話し合い、区民自らが決定していくACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）を普及することが必要であると考えます。区では、「在宅療養」及びACPの普及・啓発を図るため、ガイドブックを作成し、あんしんすこやかセンター等を通じて区民に広く配布しています。また、医療・介護関係者を対象に、本ガイドブックをより有効に活用するための講習会を開催するなど、医療職・介護職への周知・普及を行っています。区では、引き続き、様々な機会をとらえて「在宅療養」及びACPの周知・普及を図るとともに、研修の実施や各種経費助成等を通して、福祉・介護人材の確保及び定着・育成支援にも取り組んでまいります。
188	緑道や空き地等にベンチを設置することで、高齢者の外出を促進してはどうか。	区では、「ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、その中で道路、公園などには必要に応じてベンチを設置するよう定めています。さらに、歩行や移動に障害がある人や、妊婦、子どもをかかえた人など、長時間歩くことが困難な人でも、外出中にひと休みできる場をつくろうと、「座れる場づくりガイドライン」を作成し周知を図るとともに、現在、道路上にベンチを設置するための指針づくりを進めております。これまで、座れる場づくりにつきましては関係所管と連携しながら、バス停付近などを含む道路・公園・緑道などへのベンチの設置に加え、花壇の縁の部分に腰掛けるタイプ、修景用の石に腰掛けるタイプ、フェンスに腰掛けるタイプなど様々な工夫をしながら対応してきたところです。しかしながら、ベンチを設置するには、その場所の安全性や、沿道住民のご理解、ご協力など様々な条件を考慮する必要があり、十分にベンチ等が設置できていない状況です。今後も引き続き、設置可能な箇所にベンチなど座れる場づくりの創出に取り組んでまいります。
189	新型コロナウイルスへの対策のため、国に対し、レストラン・喫茶店・公衆浴場・店舗等が換気設備を設置する際の補助金を要請してほしい。	東京都では、中小企業等が感染症対策のため換気設備などを設置する場合の助成制度があります。国や都が実施している様々な支援制度などについて、区として、周知に努めてまいります。

No	意見概要	区の考え方
190	<p>介護従事者（ヘルパー等）に対する育成・研修の充実を図るとともに、介護のプロとして生活が可能な給与に上げてほしい。また、介護従事者として適性のある外国人労働者については、人権に配慮して積極的に採用してほしい。そして、介護事業者（ケアマネージャー）の経営内容が適正であるか、定期的に審査を行ってほしい。また、近隣の高齢者を見守るシステムを構築するために、区民を交えて検討する機会を設けてほしい。</p>	<p>区では、介護保険制度の円滑な運営のため、引き続き介護従事者の資質及び専門性の向上に取り組むとともに、外国人人材を含む多様な人材の参入・活躍を促進してまいります。また、介護従事者の給与の原資となる介護報酬につきましては、機会を捉えて適切な報酬の設定などを国へ要望してまいります。さらに、介護サービス事業者に対しては、対象サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項等について、周知徹底を図るため指導を行います。なお、高齢者を見守るシステムにつきましては、地域住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク活動」をはじめとした高齢者の見守り施策を推進してまいります。また、見守りを含む高齢者の福祉に関する計画策定に区民委員に参加いただくとともにパブリックコメントやニーズ調査を実施するなど区民を交えて検討する機会を設けてまいります。</p>
191	<p>コロナ禍により、単身者が自宅で急死した場合の対応における課題が顕在化した。希望者が事前登録制で、定期的に状況をチェックする仕組みがあるとよい。</p>	<p>区では、令和3年2月より「世田谷区自宅療養者健康観察センター」の運用を開始し、「架電による健康観察」「医療相談窓口の設置」を一体で実施することに加え、自宅療養者の症状等により、「訪問診療、薬剤配送等」につなげる区独自の健康観察を実施してまいりました。昨年夏の対応を踏まえ、自宅療養者への健康観察体制を強化してまいります。</p>
192	<p>世田谷版ネウボラの取組みとして渡される子育て利用券は、使用できるサービスを精査してほしい。区内の店舗でおむつや粉ミルクと交換できる方が利用者としては助かる。</p>	<p>「せたがや子育て利用券」は、妊産婦の方々が、地域の中で子育て活動を行っている人や団体等とつながり、子育てを始める契機として、ご活用いただくことを目的としております。そのため、提供するサービスは、物品購入ではなく、妊産婦の方々および0～2歳未満のお子様を対象としたサービスや支援となっております。尚、目的に叶ったサービス提供事業者であるか否かにつきましては、年2回の審査会で決定しております。</p>

No	意見概要	区の考え方
193	<p>オンライン授業を拝見し、個性を消すような授業に恐怖を感じた。プッシュ型の教育の時代ではないことを認識し、子ども達の個性を伸ばす授業を考えてほしい。給食は、有機野菜や生産者の顔の見える食材を使い、安全安心な給食を提供してほしい。マスクの強要は人権侵害にあたる。自由意思で登校を認めるべきである。</p>	<p>区では、子どもたちの探究的な学びの実現を目指し授業改善に取り組んでいるところです。オンライン授業においては、授業方法や内容など、通常とは異なりますので、効果的な授業のあり方について、研究してまいります。</p> <p>また、学校給食用の食品購入にあたっては、国が定めた「学校給食衛生管理基準」に基づき、過度に加工したものは避け、鮮度の良い衛生的なものを選定すること、また、製造業者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存方法が明らかでない食品については使用しないなど、安全に配慮し選定しております。学校給食は、国が定めた「学校給食摂取基準」に基づき、児童・生徒に栄養バランスが取れた多様な食事の提供を基本としており、子どもたちの成長期に必要な栄養素を摂取するうえで、牛乳やパンの提供は大事であると考えています。今後も安全な給食提供と様々な食品を上手く組み合わせで栄養バランスの取れた給食提供に努めてまいります。</p>
194	<p>防災・減災のため、電線の地中化と、空き家・空き地の駐車スペースへの転用等の有効活用を進めるべきである。駐車スペースには電気自動車の充電スペースを設けることで、脱炭素社会の対策にもつながるのではないかと。</p>	<p>区では、無電柱化の3つの目的である「都市防災機能の強化」・「安全で快適な歩行空間の確保」・「良好な都市景観の創出」のもと、世田谷区無電柱化推進計画を策定し、無電柱化事業に取り組んでおります。</p> <p>なお、空き家は個人資産であることから、ご本人の意向なしにその個人資産を自治体が活用することはできません。引き続き、所有者の意向を確認しながら活用が進むよう取り組みます。</p> <p>また、気候非常事態宣言を行い2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す世田谷区において、EVの普及は一層重要なテーマであると認識しています。現在、「地球温暖化対策地域推進計画」の見直しを行っており、いただいたご意見も、今後の参考とさせていただきます。</p>
195	<p>砧地域をはじめ、区内には映像・演劇・アニメ等の文化情報発信拠点が多数あるが、相互のつながりが乏しいためこのままで埋没しかねないと感じる。横の連携を図る発信基地として再構築することで、活性化に取り組んでほしい。</p>	<p>区内の多様な文化資源の活性化についてのご意見として、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

No	意見概要	区の考え方
196	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所は人口に対して2か所必要ではないか。 ・砧公園内に都立病院を設置すべき。 ・成育医療研究センターへのシャトルバスを運行してほしい。 ・NHK付近に買い物ができる商業施設を開いてほしい。保坂区長にNHKの改革をしてほしい。 	<p>いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
197	<p>等々力溪谷の水質を改善してほしい。</p>	<p>区では、定期的な巡回を実施するとともに、河川の汚濁や有害物質の流入などによる河川事故が発生した際に、現場確認や検体調査による原因究明を行っています。また、区ホームページにて河川水質調査の結果公表や水質汚濁に対する普及啓発を行っています。引き続き、家庭排水の流入抑制や浄化設備の設置・管理を管轄する関係所管と連携を図りながら、河川の水質保全に取り組んでまいります。</p>
198	<p>補助54号線について、計画道路は実行すべきだが、長い間進んでいない。現況道路については、走行速度が上がらず騒音を抑えるよう、対策等を強化すべき。歩行者の安全確保を優先すべき。</p>	<p>4つの政策の柱に基づく施策・事業として、都市計画道路から地先道路までバランスのとれた道路ネットワーク形成を目指しております。いただいたご意見も参考に、「せたがや道づくりプラン」に基づき、区民の日常生活を支える道路ネットワーク整備を計画的に進めてまいります。また、現況区道につきましては、交通管理者である警視庁と調整し、適切な安全対策等を実施してまいります。</p>
199	<p>歩きタバコや路上喫煙に対し、更なる啓発・指導に取り組んでほしい。</p>	<p>周知・啓発活動に取り組み、環境美化指導員による喫煙者への巡回指導も行いながら、喫煙者のマナー向上に努めてまいります。</p>
200	<p>自転車の歩道通行を禁止してほしい。</p>	<p>道路交通法では、自転車は車道の左側通行が原則であり、「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合など、自転車が歩道を通行することができることとなっています。また、歩道を走行する場合は、自転車は車道側を徐行する必要があり、「歩行者優先」で通行するよう定められています。区は、交通安全教室の実施や広報活動等、様々な手法により交通ルールの周知を図るなど、引き続き交通安全啓発に取り組んでまいります。</p>

No	意見概要	区の考え方
201	城山通りに小型バスを運行してほしい。	区では、南北公共交通の強化や公共交通不便地域の解消、高齢社会における移動利便性の向上を図るためコミュニティバスの導入に取り組んでおります。新たなバス路線の導入は、コロナ禍による利用者の減少や運転手不足などから、小型バスの運行であっても、容易ではありませんが、今後もバス事業者と連携し、区内のバス交通の拡充に向けて検討してまいります。
202	下高井戸駅前の高架化に伴う有効活用に期待している。	いただいたご意見は、京王線高架化に伴う、高架下等の空間の有効活用を今後検討する際に参考とさせていただきます。
203	路上喫煙に対して罰金を徴収するなど、取締りを強化してほしい。	罰則規定につきましては、たばこ規則の策定にあたり、学識経験者、関係団体代表者等の外部委員を含む検討委員会で検討し、罰則規定は設けないこととしたところですが、地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指すためにも、周知・啓発や環境美化指導員による喫煙者への巡回指導を行ってまいります。
204	自転車の歩道通行を禁止してほしい。	道路交通法では、自転車は車道の左側通行が原則であり、「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合など、自転車が歩道を通行することができることとなっています。また、歩道を走行する場合は、自転車は車道側を徐行する必要があり、「歩行者優先」で通行するよう定められています。区は、交通安全教室の実施や広報活動等、様々な手法により交通ルールの周知を図るなど、引き続き交通安全啓発に取り組んでまいります。
205	歩行者・自動車・自転車が共存できる安全な街づくりに取り組んでほしい。	道路交通法では、自転車は車道の左側通行が原則であり、「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合など、自転車が歩道を通行することができることとなっています。また、歩道を走行する場合は、自転車は車道側を徐行する必要があり、「歩行者優先」で通行するよう定められています。区は、交通安全教室の実施や広報活動等、様々な手法により交通ルールの周知を図るなど、引き続き交通安全啓発に取り組んでまいります。

No	意見概要	区の考え方
206	二子玉川の新規オープンの公園の木陰に、ベンチを増設してほしい。また、芝生内はペット立入禁止にしてほしい。	公園整備においては、公園面積や利用者数などから、ベンチやパーゴラ（日除け棚）を適切に配置しており、また、寄附ベンチ事業によるベンチの増設も行っております。また、樹木については、緑陰が確保できるまでに成長するには時間を要します。今後も引き続き、快適に公園を利用していただけるよう、ベンチの配置や植栽など、近隣の方々の理解を得ながら、公園整備に努めてまいります。これまでも、犬の散歩マナーに関する看板の掲示や、パトロールの巡回などにより注意喚起に努めてまいりました。引き続き、犬の散歩に関するマナー啓発プログラムにも力を入れつつ、声掛けなどによる啓発も粘り強く行ってまいります。
207	空き家等を活用し、学校に行きづらい子どもやお年寄りの集いの場を開いてはどうか。	空き家は個人資産であることから、ご本人の意向なしにその個人資産を自治体が活用することはできません。引き続き、所有者の意向に応じた活用が進むよう取り組んでまいります。
208	地域活動は、町会や高齢者クラブ、PTA等の既存団体への負担を掛けずに実施してほしい。	町会や高齢者クラブは、それぞれ自主的に活動されています。市民活動の支援として、相談事業、助成事業、活動場所等を実施しており、地域との連携についても、情報提供や相談に対応しており、今後も支援してまいります。
209	環状8号線の地下に鉄道を走らせてほしい。	環状8号線を基軸とした新たな公共交通の整備については、平成28年4月の国の交通政策審議会答申において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの成長に資するプロジェクト」に位置付けられていますが、その実現には事業採算性や整備方策など課題が多岐にわたることから、東京都や沿線の関係区と共同で、整備に向けた調査・研究活動を継続してまいります。
210	屋外の喫煙所にブースを設置するなど、喫煙者も非喫煙者も安心して暮らせるまちづくりを進めてほしい。	いただいたご意見は、今後の指定喫煙場所の整備を進めるうえでの参考とさせていただき、喫煙する人もしない人も安心して暮らせるように、地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指してまいります。